第１回定例会　会議録目次

議事日程・付議事件 …… 1
第１回定例会一般質問通告 …… 6

２月19日（月）（第１日目）
出席議員及び欠席議員 ……17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……17
職務のため出席した事務局職員 ……18
会議録署名議員の指名 ……19
会期の決定 ……19
議案第１号～第15号（15件）上程 ……19
議案等付託 ……29

２月23日（金）（第２日目）
出席議員及び欠席議員 ……31
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……31
職務のため出席した事務局職員 ……32
議案第16号～第39号（24件）上程 ……33

３月５日（月）（第３日目）
出席議員及び欠席議員 ……45
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……45
職務のため出席した事務局職員 ……46
一般質問
与　　勝広　君（公明党） ……47
元野　景一　君（自由民主党） ……58
川口　幸義　君（自由民主党） ……67
三島　　照　君（日本共産党） ……77

３月６日（火）（第４日目）
出席議員及び欠席議員 ……87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……87
職務のため出席した事務局職員 ……88
一般質問
関　　誠之　君（社会民主党） ……89
栄　ヤスエ　君（公明党） ……99
竹山　耕平　君（自民新風会） …… 110
奥　　輝人　君（自由民主党） …… 121

３月７日（水）（第５日目）
出席議員及び欠席議員 …… 133
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 133
職務のため出席した事務局職員 …… 134
一般質問
橋口　和仁　君（自民新風会） …… 135
西　　公郎　君（自民新風会） …… 145
平川　久嘉　君（無所属） …… 155
伊東　隆吉　君（自由民主党） …… 163

３月８日（木）（第６日目）
出席議員及び欠席議員 …… 177
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 177
職務のため出席した事務局職員 …… 178
一般質問
崎田　信正　君（日本共産党） …… 179
津畑　　誠　君（無所属） …… 189
安田　壮平　君（自民新風会） …… 201
多田　義一　君（自民新風会） …… 212

３月９日（金）（第７日目）
出席議員及び欠席議員 …… 225
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 225
職務のため出席した事務局職員 …… 226
議案第１号～第15号（15件）上程 …… 227
陳情第２号～第４号（３件）上程 …… 232
議案第16号～第39号（24件）上程 …… 235
議案第40号（１件）上程 …… 246
議案付託 …… 246

３月23日（金）（第８日目）
出席議員及び欠席議員 …… 247
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 …… 247
職務のため出席した事務局職員 …… 248
議案第16号，第28号～第33号，第39号～第40号（９件）上程 …… 249
（一般会計予算等審査特別委員長報告）

議案第17号～第27号，第34号～第38号（16件）上程…… 255
（特別会計予算等審査特別委員長報告）
発議第１号（１件）（意見書）上程 …… 261
発議第２号（１件）（意見書）上程 …… 262
議案第41号（１件）（副市長の選任）上程 …… 263
議員派遣について …… 265
閉会中の継続審査申出 …… 265

別紙
各常任委員会審査報告書 …… 267
各予算等審査特別委員会審査報告書 …… 270
議員派遣について …… 272
閉会中の継続審査の申出について …… 273

参考資料（意見書等） …… 275

平成30年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○平成30年２月13日　奄美市議会第１回定例会を招集した。
○会　期　33日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
2月19日	月	本会議	1　会議録署名議員の指名 2　会期の決定（33日間） 3　議案第1号～15号(15件)　　上程　説明　質疑　付託 ☆付託区分 総務企画－議案第９号，15号（２件） 文教厚生－議案第２号～５号，10号，14号（６件） 産業建設－議案第６号～８号，11号～13号（６件） 全委員会－議案第１号　平成29年度一般会計補正予算（第7号）は，所管する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 総務企画-陳情第２号～４号 文教厚生-請願第１号，陳情第１号
2月20日	火	休　会	※ 午前９時30分から常任委員会審査（文教厚生）
2月21日	水	休　会	※ 午前９時30分から常任委員会審査（産業建設）
2月22日	木	休　会	※ 午前９時30分から常任委員会審査（総務企画）
2月23日	金	本会議	1　議案第16号～39号(24件)　　上程　説明 （平成30年度関係議案・施政方針等）
2月24日	土	休　会	
2月25日	日	休　会	
2月26日	月	休　会	報告書整理・議案等調査
2月27日	火	休　会	報告書整理・議案等調査
2月28日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
3月1日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
3月2日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
3月3日	土	休　会	
3月4日	日	休　会	
3月5日	月	本会議	1 一般質問－　与議員，　元野議員，　川口議員，　三島議員（質問順）
3月6日	火	本会議	1 一般質問－　関議員，　栄議員，　竹山議員，　奥議員（質問順）
3月7日	水	本会議	1 一般質問－　橋口（和）議員，　西議員，　平川議員，　伊東議員（質問順）
3月8日	木	本会議	1 一般質問－　﨑田議員，　津畑議員，　安田議員，　多田議員（質問順）
3月9日	金	本会議	1　議案第１号～15号(15件)　　上程　報告　質疑　討論　採決 2　陳情第２号～第４号（３件）　　上程　報告　質疑　討論　採決 3　議案第16号～39号(24件)　　上程　質疑　付託 4　議案第40号（１件）　　上程　説明　質疑　付託 平成30年度関係議案 ☆付託区分 一般会計予算等審査特別委員会 議案第16号，28号～33号，39号～40号（９件） 特別会計予算等審査特別委員会 議案第17～27号，34号～38号(16件)

3月10日	土	休　会	
3月11日	日	休　会	
3月12日	月	休　会	※予算等審査特別委員会審査
3月13日	火	休　会	報告書整理
3月14日	水	休　会	※予算等審査特別委員会審査
3月15日	木	休　会	※予算等審査特別委員会審査
3月16日	金	休　会	報告書整理
3月17日	土	休　会	
3月18日	日	休　会	
3月19日	月	休　会	報告書整理
3月20日	火	休　会	報告書整理
3月21日	水	休　会	（春分の日）
3月22日	木	休　会	報告書整理
3月23日	金	本会議	1　議案第16号，28号～33号，39号～40号（９件）　上程　報告　質疑　討論　採決 2　議案第17号～27号，34号～38号（16件）　上程　報告　質疑　討論　採決 3　発議第１号　上程　報告　質疑　討論　採決 4　発議第２号　上程　報告　質疑　討論　採決 5　議案第41号　上程　報告　質疑　討論　採決 6　議員派遣について 7　閉会中の継続審査について

○　付議事件は，次のとおりである。

番　号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（1）	議案第１号	平成 29 年度奄美市一般会計補正予算（第７号）について	H30.3.9	原案可決	全委員会
（2）	議案第２号	平成 29 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について	H30.3.9	原案可決	文教厚生
（3）	議案第３号	平成 29 年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	H30.3.9	原案可決	文教厚生
（4）	議案第４号	平成 29 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について	H30.3.9	原案可決	文教厚生
（5）	議案第５号	平成 29 年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）について	H30.3.9	原案可決	文教厚生
（6）	議案第６号	平成 29 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	H30.3.9	原案可決	産業建設
（7）	議案第７号	平成 29 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について	H30.3.9	原案可決	産業建設
（8）	議案第８号	平成 29 年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）について	H30.3.9	原案可決	産業建設
（9）	議案第９号	奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.9	原案可決	総務企画
(10)	議案第 10 号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.9	原案可決	文教厚生
(11)	議案第 11 号	奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.9	原案可決	産業建設
(12)	議案第 12 号	奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.9	原案可決	産業建設
(13)	議案第 13 号	大島農業共済事務組合規約の変更について	H30.3.9	原案可決	産業建設
(14)	議案第 14 号	大島地区衛生組合規約の変更について	H30.3.9	原案可決	文教厚生
(15)	議案第 15 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H30.3.9	原案可決	総務企画
(16)	請願第１号	受動喫煙防止の展開について	H30.3.9	継続審査	文教厚生
(17)	陳情第１号	奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情	H30.3.9	継続審査	文教厚生
(18)	陳情第２号	米軍オスプレイの奄美大島上空・低空飛行訓練廃止の奄美市議会決議を求める陳情	H30.3.9	不採択	総務企画
(19)	陳情第３号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情	H30.3.9	不採択	総務企画
(20)	陳情第４号	沖縄米軍ヘリの連続事故に抗議し，沖縄県民と奄美群島民の生命と財産を守る陳情	H29.3.9	不採択	総務企画
(21)	議案第 16 号	平成 30 年度奄美市一般会計予算について	H29.3.9	原案可決	一般会計等審査特別委員会

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(22)	議案第 17 号	平成 30 年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(23)	議案第 18 号	平成 30 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(24)	議案第 19 号	平成 30 年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(25)	議案第 20 号	平成 30 年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(26)	議案第 21 号	平成 30 年度奄美市訪問看護特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(27)	議案第 22 号	平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(28)	議案第 23 号	平成 30 年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(29)	議案第 24 号	平成 30 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(30)	議案第 25 号	平成 30 年度奄美市と畜場特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(31)	議案第 26 号	平成 30 年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(32)	議案第 27 号	平成 30 年度奄美市水道事業会計予算について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(33)	議案第 28 号	奄美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(34)	議案第 29 号	奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(35)	議案第 30 号	奄美市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(36)	議案第 31 号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(37)	議案第 32 号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(38)	議案第 33 号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(39)	議案第 34 号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(40)	議案第 35 号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(41)	議案第 36 号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(42)	議案第 37 号	奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(43)	議案第 38 号	奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(44)	議案第 39 号	奄美市住用観光交流施設条例の一部を改正する条例の制定について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(45)	議案第 40 号	公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取について	H30.3.23	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(46)	発議第１号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出について	H30.3.23	原案可決	本会議
(47)	発議第２号	オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出について	H30.3.23	原案可決	本会議
(48)	議案第 41 号	副市長の選任について	H30.3.23	同　意	本会議

※前議会からの継続審査事件

なし

第１回定例会一般質問通告

３月５日（月）

◎公明党　与　勝広

１　市長の政治姿勢について

（１）平成３０年度当初予算と市長のマニフェストとの整合性について

①市長の定例記者会見実施について

（２）合併後の３地域の公共事業の総括

①本市における公共事業の方向性及び将来構想について

（３）奄振延長に向けての取組みと決意そして２０１８年度の奄振予算の評価について

（４）指定管理者制度の総括と今後の方向性について

（５）本市における雇用状況と人材確保対策について

（６）奄美群島復帰６５周年記念事業について

（７）飼い猫飼養条例実施の現況と市民の周知について

◎自由民主党　元野　景一

１　市長の政治姿勢について

（１）奄美市市民交流センター（仮称）について

①整備事業のこれまでの経緯及び現在までの進捗状況について

②市民対象のワークショップ及び基本設計検討委員会の内容・その意見などへの対応について

③今後の整備事業のスケジュールについて

④建設予定の「子ども・保建・福祉複合施設」の利用目的や対象者の棲み分けについて

２　広域行政について

（１）多岐にわたる広域行政の重要性について

①広域事務組合のこれまでの経緯について

②視聴覚ライブラリーの経緯と現在について

③今後の運営について

３　奄美群島日本復帰６５周年について

（１）奄美群島日本復帰行事のあり方について

①奄美群島日本復帰 65 周年行事等の今後のあり方をどのように考えるか

②奄美群島日本復帰記念館（仮称）について

③復帰運動時等の貴重な資料の保存・管理について

◎自由民主党　川口　幸義

1　市長の政治姿勢について

（1）第７期介護保険事業計画について

（2）2025 年には全国的に団塊世代が被１号保険者の増加が想定されているが対応について

2　土木行政について

（1）市道三儀山公園から医師会病院間の道路事情が悪く市民の方々から苦情が寄せられている管理について

（2）大浜海浜公園リニューアル計画について

①高倉の葺き替えについて

3　農林水産業について

（1）農業研究センター技術習得者の現状について

①技術習得後の成功事例と失敗事例について

②農業計画認定基準は。

（2）名瀬漁協・奄美漁協・住用漁協の専業漁師の現状について

①住用漁協　和瀬加工場の運営状況について

（3）屠畜場建設の経緯について

◎日本共産党　三島　照

1　市長の政治姿勢について

（1）市民の安全安心な市民生活について

①最近の米軍機やオスプレイの無謀な飛行訓練について今も安全と思っているのか市長の見解を求めます。

②訓練飛行のコース等の調査を国に求めて市民に情報提供すべきと思うが市長の見解を求めます。

③奄美海上保安部の体制強化を国へ求めるべきと思うが市長の見解は。

2　福祉行政について

（1）子育て支援について

①子どもの貧困の現状をどのように見ているか。

②一人親の実態と生活環境について把握されているのかわかれば示して下さい。

③実態調査すべきと思うが、見解を求めます。

（2）市内の銭湯がなくならないよう対策を講じるべきと思うが見解を。

3　教育行政について

（1）学校教育の中で給食費・ＰＴＡ会費等の回収状況を示してください。どのような集め方をしているのか。

4　産業振興について

（１）小規模企業振興条例はどのように徹底し、生かされているか。市民・事業所へ説明し、広報すべきと思うが見解を。
（２）市内事業所全ての実態調査をすべきではないか見解を求めます。（事業規模、社会保険の加入状況など）

３月６日（火）

◎社会民主党　関　誠之

１　市長の政治姿勢について
（１）平成３０年度・予算編成と施政方針について
（２）米軍オスプレイの奄美低空訓練ルート設定について、ルート認識後の市長の対応をお示しください。
（３）奄美福祉専門学校の現状と運営状況について
（４）奄美大島大学設立等可能性調査について
２　教育行政について
（１）名瀬・住用地区学校給食センターの運営について
（２）奄美市ふるさと創生人材育成資金貸付制度について
（３）学校現場での集団フッ素洗口の問題点について
３　市民生活に関する課題
（１）大浜海浜公園の海砂減少対策について
（２）奄美空港駐車場の安全管理について
（３）漂着油問題について

◎公明党　栄　ヤスエ

１　市民生活について
（１）自主防災組織について
（２）大規模災害団員の導入について（学生・女性・消防団員 OB など）
（３）地域における消防団活動について
（４）要援護者支援システムについて（避難経路・避難所・備蓄用品など）
（５）配偶者暴力相談支援センター機能を持った女性総合相談窓口の設置について
（６）女性の健康について（３月１日～８日　女性の健康週間）

◎自民新風会　竹山　耕平

１　市長の政治姿勢について
（１）郡都奄美市として今後更なる役割拡大・事業拡大に伴うことが予想される。副市長２人体制での組織体制の充実強化を図ることが望ましいと考えるが如何か。
（２）働き手の人材確保と育成について

①本市の現状をどのように認識されているか。

②各種資格や免許取得への対応について（島内の取得できる対応に向けた各種団体との対話・意見交換会の実現）

（３）大浜海浜公園リニューアル事業について

①進捗率と完成後のイメージ・目的・目標

②砂の減少と例年時期的に平準化ｋさせるための方策。

③飲食等施設（海の家など）の設置。

２　教育行政について

（１）「スポーツアイランド奄美」への方策について

①新たな競技の合宿誘致に向けた取組みと見解。（カヌー・ラグビー・サッカーその他）

②大島本島内、広域で取り組む必要性。（真のアイランド構想の実現に向けた取り組み）

（２）世界自然遺産への学習等取組みについて

①理解度と認識度の目標設定をどのように捉えているか。

②各小中学校の授業・行事等での世界自然遺産候補地への野外学習等の実施について

３　まちづくりについて

（１）末広港土地区画整理事業について

①進捗率と事業スケジュールについて

②事業年度の変更と当初事業スケジュールとの整合性。

（２）国道５８号線おがみ山バイパスの現状と本市の取組み（本市の取り組みと県側との認識、第一案への事業変更へ）

（３）マリンタウン事業の現状と計画について

◎自由民主党　奥　輝人

１　生産牛の振興

（１）子牛相場の高騰について

①今後の取り組みについて

（２）増頭対策について

①多頭経営農家について

②新規参入者の育成について

（３）品質向上・飼養管理について

①子牛の病気・事故について

②母牛の分娩間隔について

③優良素牛の導入・更新について

２　大規模火災・水難事故への対応について

（１）消防団への情報伝達について

①戸別受信機について

（２）地域防災訓練について

①初期消火訓練について

②消火栓、防火水槽の場所の把握について

（３）水難事故（夜間）における救助対応について

①水上バイクの夜間使用について

②機能別消防団の任務・拡大について

３月７日（水）

◎自民新風会　橋口　和仁

１　火災対策について

（１）初期消火に向けての取り組みについて

①火災報知器の設置状況について

②スプリンクラーの設置状況について

③消火ホースの検討について

（２）空家・廃屋について

①空家・廃屋の現状について伺う。

②防災・防犯上の課題は、何か。

③今後の対策について

（３）笠利の被災者への対応について

①罹災者への、今後の支援体制は。

②住宅設置への検討は。

２　市民生活について

（１）漂着油の撤去について

①広範囲に亘っているが、何処まで影響があるのか。

②現状に於いての対策は、何処まで進んでいるのか。

（２）今後の海洋汚染の影響について伺う。

①魚介類・人体への影響は。

②養殖スノリへの影響は。

③補償対象は検討されるのか。

（３）海岸線の今後の保全対策について

①国・県の処理に対する今後の取り組みは。

②今後、国立公園区域に於ける影響は。

③観光への影響は。

３　地域再生に向けて

（１）地域マスタープランについて

①将来的な、地域構想の案が示されましたが幸福度についてどのような指標を掲げてイメージしているのか。

②地域別構想に於いてその現状と課題をどの程度まで踏まえているのか。

③笠利地区の提言書についてどのような認識を持たれているのか。

◎自民新風会　西　公郎

１　観光振興について

（１）観光振興における世界自然遺産登録の位置づけは。

（２）世界自然遺産登録に向けての一般市民への周知は。

（３）７月以降金作原活用への本市の対応について

（４）知名瀬漁港の今後の活用及び道の駅等への可能性

２　防災関連及び消防行政　道路整備について

（１）本市、女性消防職員採用について

（２）ドクターヘリ搬送実績での地理的推移

（３）三儀山トンネルの可能性について

（４）住用町川内～大和村津名久トンネルの可能性について

（５）有良～大熊トンネルの可能性について

３　本市給食センター運用について

（１）給食センター運用における地産地消について

（２）中央青果市場での、加工場整備等の充実について

４　農業行政について

（１）新規農産物（苺）についての可能性

（２）黒うさぎ食害被害調査協議会等の設置の可能性について

５　水産業関連について

（１）平成３０年２月１５日に開催された種苗生産、放流事業再開に向けた意見交換会の内容について

（２）今後の本市の取組みについて

◎無所属　平川　久嘉

１　施政方針について

（１）平成３０年度を奄美市がさらなる飛躍・発展していくための基礎づくりが次々と整っていく新たなスタートの１年と理解し伺います。

①本市が奄美群島の郡都にふさわしい機能を備えた街として充実発展するための主な施策の現状と課題

②奄美市の振興、奄美群島の自律的発展に向けての必要な施策は。沖縄との連携は。

（２）奄美群島の国立公園指定、奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島世界自然遺産登録の実現が大いに期待されます。

①奄美の自然を「保全の視点」と群島民共有の資産としての恩恵を享受していく「活用の視点」との両立を図り自律的発展につなげていく方策、取り組みは。

２　農林水産業の振興について

（１）堆肥活用を促すための奄美群島「結の島」農業モデル事業の概要、農家の土づくり意識向上と良質堆肥の安定供給サイクルの確立の取り組みは。

（２）林業振興のための生産基盤の整備及び森林環境保全の状況および課題は。

（３）漁業後継者の育成状況、県本土及び沖縄向けの輸送コスト支援、販路拡大の状況、課題は。

３　安全な地域づくりの推進について

（１）関係機関と連携した防災訓練の実施や出前講座の実施の計画は。

（２）奄美市防災会議の実施成果及び奄美市地域防災計画の修正（案）の概要

（３）陸上自衛隊奄美駐屯地開設に向けて、南西諸島における防衛上の意義や奄美地域における迅速な災害対応など、地域の安全・安心確保のための国との引き続く協力・連携の概要は。

◎自由民主党　伊東　隆吉

１　国道整備について

（１）国道５８号線おがみ山バイパス事業について

①おがみ山バイパストンネル事業の再開に向け、県との協議、要望等含めて進展はあったのか。

２　本場奄美大島紬について

（１）本場奄美大島紬共同組合について

①紬生産反数の前年割れ、取り組む課題は。

②旧県工業技術センターへの移転は順調に進んでいるのか状況は。

③移転後の空きスペースの活用は。

（２）紬販売組合について

①販売組合の現状の説明を求める。

（３）奄美群島地域産業振興基金協会について

①ここ数年の事業活動状況は。

３　観光関連について

（１）民泊新法施行について

①今年の６月に解禁される民泊に関し問い合わせ等、現段階の現状及び将来展望

は。

②日本航空（JAL）が民泊仲介業「百戦錬磨」と資本業務提携し奄美を売り込む計画を発表したが、今後の展開をどうみるか。

（２）あまみ観光物産連盟への一元化の動きは進んでいるのか。

（３）奄美大島-屋久島新航路について

①一年間の試験運航だが行政としての後押しをどの様に考えているのか。

４　奄振について

（１）奄振交付金新設「チャレンジ枠」への取り組みは。

（２）次期奄振延長実現に向けた活動をどの様に計画するのか。

３月８日（木）

◎日本共産党　﨑田　信正

１　社会保障制度及び保健・医療の充実について

（１）都道府県化となる国民健康保険制度について

①累積赤字の解消はどうするのか。

②一般財源繰り入れの今後の見通しは。

③子育て支援として子どもの均等割りの軽減を。

（２）介護保険制度について

①介護保険料は第７期で基準額が月額 6600 円と示されたことについての見解は。

②介護保険認定率の推移とその見解は。

③認定での満額利用額に対する利用率とその見解は。

④3 年間の準備期間を経て 2017 年度から実施された総合事業の評価は。

（３）後期高齢者医療保険料は、2 年ごとの見直し時期となる平成 30 年度の保険料は、若干引き下がるようだがその要因はなにか。

（４）「自殺対策推進計画」作成のプロセスは。

２　世界自然遺産登録について

（１）世界自然遺産登録に期待するものはなにか。

（２）自然保護にむけた現在の取り組み状況はどうなっているか。

（３）施政方針でｸﾙｰｽﾞ船の寄港誘致に取り組むとあるが、龍郷町芦徳、瀬戸内町西古見の誘致問題への見解は。

（４）観光立島政策と採石場の関係についての見解は。

３　生活保護制度について

（１）生活保護率の推移とその見解は。

（２）「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「健康管理支援事業」の評価は。（H29 施政方針）

（３）「就労準備支援事業」の獲得目標は。

（４）国の生活保護費の引下げ方針への見解は。

◎無所属　津畑　誠

１　ふるさと納税制度について

（１）奄美市ふるさと納税推進事業の実施状況について

（２）平成３０年度に向けたふるさと納税推進事業について

（３）ふるさと納税制度を活用した産業振興について

２　農業振興について

（１）奄美市の耕作放棄地の推移と今後の再生利用は

（２）振興作物について

（３）流通販売対策と輸送コスト支援事業について

（４）農産物加工施設の整備について

３　まちづくりについて

（１）末広・港町土地区画整理事業について

（２）中心市街地（末広町・港町地区）における固定資産税の推移について

（３）名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について

◎自民新風会　安田　壮平

１　新年度奄振・次期奄振

（１）リーディングプロジェクト推進枠について

①本事業の概要・スケジュールはいかがか。また、本市としてどのような企画提案を考えているのか。

（２）加工品を含めた輸送コスト支援について

①これを実現させるためには何が必要か。

２　安全保障

（１）ミサイル避難訓練について

①実施の予定、または準備状況はいかが。

（２）外国資本による土地買収について

①実態把握をしているのか。また、対応に向けた国会の状況、及び本市としてその必要性の認識はいかがか。

３　公共施設運営

（１）奄美体験交流館について

①新年度の運営に向けた準備状況はいかがか。また、市民サービスを低下させないための取り組みはいかがか。

②３１年度以降、指定管理者制度を活用することについての認識はいかがか。

４　歯科保健

（１）フッ化物洗口について

①その安全性と有効性についての認識はいかがか。

②小中学校におけるモデル事業について、進め方をどのように考えているのか。

５　自然環境の保全と活用

（１）金作原での利用ルール実証実験について

①「奄美群島エコツアーガイド」の同伴を義務付けることの公平性及び妥当性についての認識はいかがか。

②利用ルール創設に向けた今後の計画はいかがか。

◎自民新風会　多田　義一

１　観光振興について

（１）名瀬新港の今後の整備計画

（２）長浜の観光船バースの整備計画

（３）満喫ツアー等の観光政策の今後について

（４）民泊含め宿泊施設の適正化について

（５）住用の観光資源の保全と開発について

（６）スポーツ合宿の誘致について

（７）人材の確保・育成の対策について

２　教育環境の充実について

（１）ICT 環境の整備について

（２）普通教室のエアコン設置について

（３）朝日小学校区の学童教室の確保について

３　と畜場整備について

（１）計画の詳細と本島内自治体の関わりについて

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	9番　戸内　恭次　君
10番　元野　景一　君	11番　川口　幸義　君
12番　竹山　耕平　君	13番　安田　壮平　君
14番　西　公郎　君	15番　関　誠之　君
16番　三島　照　君	17番　﨑田　信正　君
18番　師玉　敏代　君	19番　多田　義一　君
20番　橋口　和仁　君	21番　奥　輝人　君
22番　平川　久嘉　君	23番　里　秀和　君
24番　伊東　隆吉　君	

○　欠席議員は，次のとおりである。

8番　渡　雅之　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	参事兼プロジェクト戦略推進課長	髙　一也　君
市民部長	前田　和男　君	保健福祉部長	上野　和夫　君
福祉事務所長	奥田　敏文　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	武下　義広　君	産業振興課長	栄　広久　君
農政部長	山田　春輝　君	農林振興課長	山下　仁司　君
建設部長	本山　末男　君	土木課長	橋口　義仁　君

上下水道部長	上島　宏夫君	下水道課長	里　嘉郎君
教育委員会事務局長	森山　直樹君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２３人であります。会議は成立いたしました。

これから，平成３０年第１回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

平成３０年１月２５日付けで西　公郎君から議会運営委員会委員辞任の申し出がありましたので，委員会条例第１４条の規定により許可いたしました。

また，同日付けで自民新風会派より推薦のありました竹山耕平君を委員会条例第８条第１項の規定により，議会運営委員会委員に指名いたしましたので，御報告申し上げます。

次に，市長から地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき，専決処分２件の報告がありました。その内容はお手元に配付いたしました文書のとおりであります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に，松山さおり君，川口幸義君，多田義一君の３人を指名いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり，本日から３月２３日までの３３日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本定例会の会期は，本日から３月２３日までの３３日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第３，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）についてから，議案第１５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの１５件について，一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。提案理由に入ります前に，去る１月２７日の大笠利地区において発生した全１９棟に及ぶ火災において，被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに，消火活動をはじめ，現場作業などの被災者支援に御尽力いただきました関係各位に対し，この場をお借りいたしまして心から感謝申し上げます。また，先月より沿岸部に漂着している油の問題につきましても，多くの市民の皆様方に回収作業などのボランティアの御協力を賜っております。このことにつきましても，心より厚く御礼申し上げます。

なお，この問題につきましては渡嘉敷環境副大臣，三反園鹿児島県知事も御視察にお見えになり，国・県といたしましても早急な対応を約束していただきました。本市におきましても市民の生命，財産を守る観点のもと，安全・安心な地域づくりに向けてなお一層取り組んでまいりたいと考えております。

それでは，ただいま上程されました議案第１号から議案第１５号までの提案理由を御説明いたします。

まず，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表，歳入歳出予算補正について，まず歳出の主な内容を申し上げます。総務費につきましては，

総務管理費において公共施設整備事業基金に４億１，６４５万１，０００円，庁舎整備基金に２億円を積み立てるほか，ふるさと納税推進業務委託料として１億６，９３０万円を追加計上いたしております。また，国の補正予算成立に伴う奄美群島振興交付金の追加交付分を活用し，集会施設改修費や難視聴区域の解消のための災害時情報提供強化事業費を新たに計上いたしております。農林水産業費につきましても，同じく振興交付金を活用し，果樹生産組合への支援のための奄美農業創出緊急支援事業費として４，５９２万２，０００円を新たに計上いたしております。商工費につきましては，あやまる観光公園施設の整備促進を図るため８，４１８万２，０００円を追加計上いたしております。土木費につきましては，道路橋梁費において住用地区内水対策事業費６，５５２万円を追加計上するほか，都市計画費においては，事務事業の確定見込みに伴う減額を行うものでございます。公債費につきましては，借入額の減額による元金償還金の減額や借入利率低下による利子償還金の減額を行うものでございます。

次に，歳入の主な内容について御説明いたします。国・県支出金については，歳出予算の事務事業確定に伴う所要額を計上いたしております。その他，寄附金におきましてふるさと納税寄附金２億７，０００万円を追加計上するとともに，市債において３億９，０２０万円を追加計上するものでございます。

以上が歳入歳出予算の主な内容でありますが，今回の補正で４億８，３８０万２，０００円を追加することにより，平成２９年度奄美市一般会計予算の総額は３４６億２，７０３万２，０００円となります。

次に，第２表，繰越明許費につきましては，庁舎建設事業や災害復旧事業など，翌年度に繰り越す事業及び金額を計上いたしております。

また，第３表，地方債補正につきましては，事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものであります。

議案第２号　平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費及び保険給付費におきまして，報酬，出産育児一時金，葬祭費の不用見込額をそれぞれ減額計上いたしております。また，共同事業拠出金におきまして，事業費の確定額を計上いたしております。

歳入につきましては，国民健康保険税におきまして，収納見込額を増額及び減額計上いたしております。また，国庫支出金，県支出金，共同事業交付金及び一般会計繰入金におきまして，交付確定額または収入見込額をそれぞれ計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１億５，２４３万円の減額となり，平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は，７８億１，０８５万円となります。

議案第３号　平成２９年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず歳入につきまして，保険料の決算見込額を増額計上するとともに，保険基盤安定事業負担金の確定に伴う繰入金を減額計上いたしております。

歳出につきましては，後期高齢者医療広域連合納付金におきまして，歳入補正に伴う見込額を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ９３７万８，０００円の増額となり，平成２９年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は，４億４，４７５万６，０００円となります。

議案第４号　平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして，介護保険事務システム改修負担金を増額計上するとともに，保険給付費と地域支援事業費におきましては，これまでの実績をもとに見込額を計上いたしております。

歳入につきましては，国庫支出金，支払基金交付金，県支出金及び繰入金におきまして，歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ５，１５７万２，０００円の減額となり，平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は，４８億７，６８３万５，０００円となります。

議案第５号　平成２９年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，委託料におきまして当初見込みより訪問看護サービス利用の増加が見込まれるため，３２０万円を増額計上いたしております。

歳入につきましては，訪問看護収入におきまして歳出と同様に見込額を見直したことに伴い，相当額を計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ３２０万円の増額となり，平成２９年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は，３，５８７万８，０００円となります。

次に，議案第６号　平成２９年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして説明いたします。

第１表におきまして，翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

議案第７号　平成２９年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳入につきましては，事業内容の変更に伴う財源更生により市債を減額し，一般会計繰入金を増額計上いたしております。また，第２表につきましては，翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。

議案第８号　平成２９年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）の主な内容について説明いたします。

歳出につきましては，収益的支出について，職員給与費に係る所要額７３万９，０００円を減額し，資本的支出の建設改良費において工事請負額の増額等に伴いまして，３，０３８万６，０００円を増額計上いたしております。

歳入につきましては，資本的収入において，建設改良費の増加に伴う企業債として，１億１，９１０万円を増額計上いたしております。また，自衛隊駐屯地水道施設整備に伴う負担金として，１，００８万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する４億５，９４６万７，０００円は，損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第９号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては，新設された朝日町集会場を追加するため所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１０号　奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては，介護保険法改正に伴う権限移譲により，介護サービス事業者の指定更新申請等に係る審査の手数料について，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１１号　奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては，公営住宅法の一部改正に伴い，収入申告をすることが困難な公営住宅等の入居者家賃の算定方法を規定するなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１２号　奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては，都市公園法施行令の一部改正に伴い，国で定められていた都市公園内における運動施設の敷地面積の基準について，本条令において規定するなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第１３号　大島農業共済事務組合規約の変更につきましては，同組合の共同処理する事務の追加及び当該規約において引用している法律の名称の改正に伴い，同組合規約を変更することについて協議したいので，地方自治法第２９０条の規定により，議会の議決を求めるものでございます。

議案第１４号　大島地区衛生組合規約の変更につきましては，同組合の共同処理する事務変更に伴い，同組合規約を変更することについて協議したいので，地方自治法第２９０条の規定により，議会の議決を求めるものでございます。

議案第１５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては，笠利辺地における総合整備計画の施設において，新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い，事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには，総合整備計画の変更が必要であることから，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき，議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第１号から議案第１５号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に関する質疑に入ります。

通告がありましたので，質疑を許可いたします。

社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。質疑の前に，去る１月２７日未明に発生しました笠利町の火災において被災をされました方々に，心からお見舞いを申し上げるとともに，一日も早い復旧，復興をいたしますよう，ともに頑張ってまいりたいと思います。昨日の漂着油除去作業に参加されました全てのボランティアの皆さん，大変お疲れ様でした。議員の皆さんもそれぞれの立場で行かれたと思いますので，またそういったことを議会の場でしっかり質疑されていただきたいと思います。

それでは，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第７号）について，質疑をさせていただきます。

まず，１９ページ，２款１項６目企画費４億４，５０６万４，０００円の補正について質疑をいたします。

①ＪＴＢ西日本ふるぽと楽天ふるさと納税サイト別に報償費，役務費，納税寄附手数料ですね，委託料と寄附額が何パーセントになるのか。ふるさと応援基金積立金についてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は，委託料の景観計画策定業務の減額についての説明と，景観計画策定業務について，現況と今後の計画について，具体的な説明をお願いをいたします。

三つ目，奄美市景観条例制定はいつごろ制定される予定なのか，お答えください。

（２）２０ページ，２款１項１５目地方創生推進費，１３委託料実施設計業務３９６万８，０００円減額，地質調査業務２８８万８，０００円減額について，これは地と知の交流拠点施設整備事業の減額補正だと思いますけれども，減額補正の説明をお願いをいたします。

二つ目は，実施設計の概要について，具体的にお示しください。

三つ目，１９節に出店支援事業まちなか移住推進事業，中心市街地店舗リフォーム補助金が減額になっておりますけれども，事業の現況と今後の計画についてお示しをいただきたいと思います。

（３）２４ページ，６款１項８目奄美農業創出緊急支援事業４，５９２万２，０００円について，先ほど市長からの提案がありましたけれども，①年度末の補正はなぜなのか。事業の説明と年度内に事業実施ができるのか，お示しください。

②国・県・市・事業主の持ち分と事業の効果についての見解をお示しください。

（４）２６ページ，７款１項１０目１５節あやまる観光公園施設の概要説明と年度末の予算措置の理由について，具体的にお答えください。

（５）２７ページ，８款２項３目１５節排水機場整備事業６，２４６万２，０００円の概要説明を含

め，現在の工事進捗について示すとともに，年度末の予算措置の理由について，具体的にお答えください。

２．６ページから７ページ，第２表，繰越明許費が平成２６年，２７年度は１１億円台でありましたけれども，平成２９年度は２３億円台，２５億円台と増えているが，この原因は何かお答えください。

３．３５ページ，地方債についての当該年度中の起債見込額が６８億３，３７０万円となっております。そのうち特殊要因の項目と特別会計の当該年度中の起債見込についてもお示しをいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部参事兼プロジェクト戦略推進課長（髙　一也君）　おはようございます。それでは関議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に，現在のふるさと納税寄附件数及び寄附額について御説明申し上げます。直近の本年１月末現在，ＪＴＢふるぽの寄附件数は３，６９４件，金額は３億８，８６１万９，０００円でございます。楽天のほうは１，２５２件，金額は２，１９２万５，０００円でございます。合計で寄附件数４，９４６件，寄附金額４億１，０５４万４，０００円でございます。御質問の補正予算についての御説明でございますが，歳入ですが，ＪＴＢふるぽの寄附額は当初予算１億円を見込んでおりましたが，これを２億９，０００万円増額し，予算額を３億９，０００万円とします。楽天につきましては昨年の１０月から運用を開始しておりますが，当初寄附額を９月補正時に５，０００万円計上しておりましたが，当初寄附より減額が見込まれますので，当初予算より２，０００万円を減額し，年度内の寄附想定額を３，０００万円といたします。したがいまして，歳入予算は合計で２億７，０００万円の増額補正となります。

歳出のほうでございますが，まず報償費ですが，先ほど説明いたしました楽天からの寄附件数の減額に伴い，市から事業所へ支払う謝礼品及び送料が７５０万円の減額でございます。役務費につきましては，ＪＴＢふるぽ増額に伴うヤフー公金手数料及び郵便振込料金の手数料で２９９万１，０００円の増額でございます。委託料はＪＴＢふるぽにつきましては，事務手数料の１９パーセントと事業所へ謝礼品として送料を込みまして４０パーセントで，寄附額の５９パーセント１億７，１１０万円の増額です。楽天のほうは９パーセントの委託料ですが，当初寄附件数より減額が見込まれますので，１８０万円の減額で，合計１億６，９３０万円の増額となります。

最後でございますが，ふるさと応援基金への積立金につきましては，２億７，０００万円の歳入からふるさと納税業務等に係る経費合計１億６，４７９万１，０００円を差し引いた１億５，０２０万９，０００円を基金に積み立てることになります。これは，今回歳入で増額補正します寄附額の約４０パーセント弱の割合となっております。以上でございます。

企画調整課長（山下能久君）　おはようございます。２款１項６目企画費，１３節委託料の景観計画策定業務の減額，現況と今後の計画及び景観条例の制定についてお答えいたします。

景観計画策定業務の減額につきましては，予算要求においては業者からの概算見積りを基に７００万円を計上していたところでございますが，指名競争入札を実施するに当たり，複数社から再度見積りを取り設計額を算出したところ，５１６万８，８８０円となり，また入札を行ったところ，落札額が４４２万８，０００円となりましたことから減額補正とさせていただいたところでございます。

策定業務の現況と今後の計画についてでございますが，今年度におきましては，景観計画策定に向けた景観資源調査，建物の色彩調査，住民アンケート，景観形成に向けての課題の整理などを実施しているところでございます。

平成３０年度につきましては，これらを踏まえ，景観形成に向けた奄美市の理念と目標の検討，景観

計画区域の設定検討，規制内容の検討，外部策定委員会の開催を実施する予定としております。

奄美市景観条例の制定につきましては，平成３０年度の景観計画策定を踏まえ，平成３１年度中を見込んでいるところでございます。

次に，２款１項１５目地方創生推進費，１３節委託料実施設計業務，地質調査業務の減額補正及び実施設計の概要についてお答えいたします。

２款１項１５目地方創生推進費，１３節委託料のうち実施設計業務及び地質調査業務の減額につきましては，議員の御質問のとおり撚糸工場跡地に整備を計画しております地と知の交流拠点施設に係るものでございます。当該経費の減額につきましては，当初予算としては実施設計業務に９８０万円を，地質調査業務として５５０万円を計上していたところです。事業執行に向けて関係者との協議を重ねた結果，施設整備規模等の精査を行い，実施設計業務に係る設計額は５９１万９，４８０円に，地質調査業務の設計額は２７２万２，６８０円になったところでございます。この設計額により入札を行った結果として，入札残が発生したことから，今回減額補正とさせていただいたところでございます。

地と知の交流拠点施設の実施設計業務の概要といたしましては，施設構造・規模につきましては，鉄筋コンクリート造平屋建て，延床面積２８８平米としております。施設の大まかな構成といたしましては，奄美地区における交流，防災の機能と合わせて，同地区で実施されている寺子屋活動や大学生等との交流が可能となる施設構成とするよう設計業務を進めているところでございます。以上でございます。

商水情報課長（武下義広君）　おはようございます。それでは，１の（２）③の１９節出店支援事業，まちなか居住推進事業，中心市街地店舗リフォーム補助金が減額になっているが，事業の現状と今後の計画についてお答えいたします。

出店支援事業につきましては，本年度から対象エリアを中心市街地全域に拡大して実施しております。本年度中に１１件が既に新規出店し，３月に２店が出店予定となっております。減額の理由としましては，当初，８件の新規出店に対し，新規出店が年度の後半に集中したことにより，平均４月分の家賃補助となることから，実績見込みにより減額するものでございます。

今後の計画としましては，中心市街地活性化基本計画において平成３３年度まで，毎年８件の新規出店を目標として設定しておりますので，引き続き事業を実施してまいりたいと考えております。

続きまして，まちなか居住推進事業につきましては，事業実施以来，１０棟の店舗兼用住宅が制度を活用し，４１戸の住居と１６店舗が商店街に建設されております。減額の理由としましては，本年度の制度活用を予定していた事業者が，本年度に建設を行いたいとの相談が，申し訳ございません，来年度に建設を行いたいとの相談があったことから，今回，減額をするものでございます。

中心商店街における店舗の集積促進と，まちなか居住の推進を図るため，今後も相談等がございましたら適宜対応してまいりたいと考えております。

続きまして，中心市街地店舗リフォーム補助金につきましては，本年度から対象エリアを中心市街地全域に拡大して実施しております。現在まで１７件の支援を実施しております。減額の理由としましては，リフォーム補助制度は年度内に工事を完了する必要があることから，昨年末における事前の制度活用の相談等の状況から，実績見込みにより減額を行ったところでございます。また，なお既に４月以降の活用についても相談がきておりますので，魅力ある中心市街地の形成に向けて新年度においても引き続き事業を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

農林振興課長（山下仁司君）　補正予算書２４ページ，６款農林水産業費，１項農業費，８目奄美農業創出緊急支援事業費の４，５９２万２，０００円について，年度末の補正はなぜか，また事業の説明と年度内に事業実施ができるかとの質問でございますが，奄美農業創出緊急支援事業につきましては，平成３０年度当初予算に計上する予定でありましたが，国の平成２９年度補正予算が示され，奄美群島振興

交付金についても３０年度計画を前倒しをして，補正予算で対応できる見込みとなったことにより，今回計上しております。

本事業につきましては，名瀬の朝戸地区の農業研究センターに研修用ハウスとして整備するものと，あと笠利と名瀬の知名瀬地区において営農ハウスを整備する内容となっております。申請から完成まで約６か月間を要することから，年内での事業実施が困難なため繰越を行いまして，新年度に早期申請手続等を行い，作付け，作物の植付け時期に間に合うよう考えております。

次に，国・県・市・事業主の持ち分と事業の効果についての御質問ですが，事業費の負担割合につきましては，国が１０分の６，県が６分の１，残りが地元負担となっております。研修用ハウスにつきましては，市が事業主体でございまして，残りの分の２３．３パーセントを負担します。また，営農用ハウスにつきましては，３戸の農家が任意組合を設立し，組合が事業主体となっておりますことから，国・県の負担割合に加えまして市が１０分の１負担し，組合としましては約１３．３パーセントの負担となっております。

次に，事業の効果についてでございますが，研修用ハウスを整備することにつきましては，より充実した研修が行われ，新規農家の育成に加え奄美市の農業生産の振興につながると考えております。また，営農用ハウスにつきましては，研修修了生を地区の中心経営体として位置付け，ハウス等の施設を整備することにより，今後の集落の活性化と合わせ地区の農業振興も図られると考えております。以上でございます。

笠利産業振興課長（栄　広久君）　おはようございます。一般会計補正予算書２６ページ，７款商工費，１項商工費，１０目観光施設整備費，１５目工事請負費のあやまる岬観光公園施設８，４１８万２，０００円の工事概要でございますが，あやまる観光公園の遊具広場にあります老朽化しているコンビネーション遊具の建て替えとか，あとサイクル列車の屋根の改修等を行う予定でございます。

次に，年度末の予算措置についての理由でございますが，この事業について平成３０年度奄美群島振興開発交付金の中であやまる岬エリア観光拠点施設整備事業として予算要求しておりましたが，交付金の前倒しによりまして今年１月に平成２９年度予算で計上されたため，今回の補正予算に計上するものでございます。なお，この全額につきまして繰越明許費として計上し，平成３０年度に執行するものでございます。以上です。

土木課長（橋口義仁君）　それではおはようございます。排水機場整備事業につきましてお答えさせていただきます。

６，２４６万２，０００円の増額補正につきましては，今年度事業実施予定しておりました敷地造成工事及び基礎工事に係る工事が，詳細設計の結果，増額が必要となったため，事業進捗を図るため社会資本整備総合交付金の増額要望を行っておりました。今回，増額を含めた事業費が確定したため，年度末ではございますが補正予算へ計上することになりました。なお，工事進捗につきましてはお示しすることができませんが，詳細設計等を含めた事業費ベースで約１０パーセントの進捗となっております。現在，工事発注へ向け取り組んでおりますので，御理解をいただきたいと思います。以上です。

財政課長（國分正大君）　それでは，２番と３番についてお答えしたいと思います。

まず２番目の一般会計補正予算書６ページから７ページの第２表，繰越明許費が２６，２７年度は１０億円台，２８，２９は２３億，２５億円台と増えている要因につきましては，説明いたします。

まず，増額の要因につきましては，先ほど来，関係課にもありますが，平成２８年につきましては，国の経済対策による事業の前倒しによるもので，そのときの主な事業として，海岸漂着物関係が２，１６５万円，平田浄水場の水道事業会計の出資が４億２，９００万円，地方創生関連ですが，奄美北部地域観光拠点として６，５１０万円，このほか，現在進めております庁舎建設事業が５億２，４０５万円

などがありましての増額でございました。

今回，２９年度につきましても，先ほど来，ありました国の補正による事業の前倒しによるもので，今回の一般会計第７号補正で計上しております防災関連施設整備事業６，８２０万円，これは１９ページの委託料，または１５節の工事請負費等に計上しております。二つ目に奄美農業創出緊急支援事業，先ほど説明があったとおりでございます。また先ほど同じくありましたあやまる岬の事業，その他が前倒しになった要因となってきております。

次に，大きな３番目の質問です。予算書の３５ページ，地方債についての当該年度中の起債見込額につきまして説明いたします。

一般会計補正予算書３５ページの当該年度中起債見込額６８億３，３７０万円についてでございますが，この起債見込額には平成２８年度から２９年度への繰越事業に係る起債見込額１４億２，１７０万円が含まれております。この額を差し引いた２９年度の起債見込額は５４億１，２００万円となります。このうち特殊要因につきましては，平田浄水場の出資に係るものが３，４００万円，名瀬・住用給食センターに係るものが５億４，０１０万円，本庁舎建設に係る起債１５億３，７６０万円，地域総合整備資金貸付事業，これは奄美空港ビルの改修に伴うものです，これで３億円，臨時財政対策債７億１，８００万円となっておりまして，合計で３１億２，９７０万円ございます。先ほど申し上げました起債見込額５４億１，４００万円からこの特殊要因を差し引いた起債見込額は２２億８，２３０万円となります。

続きまして，特別会計について申し上げます。特別会計全体の起債見込額は１０億２，８９０万円ございます。これから，２８年から２９年度へ繰り越してきた起債見込額が２億６，３２０万円，これを差し引きますと７億６，５７０万円となります。

次に，企業会計，これは水道会計ですが，こちらのほうが起債見込が３億５，６８０万円，こちらから一般会計同様平田浄水場の事業を特殊要因としておりますので，１億９，２３０万円を除いた企業会計の見込額は２億２，７５０万円となります。

よって，繰越事業に係る起債及び特殊要因を除いた全会計の起債見込額は３２億７，５５０万円でございまして，財政規律の３６億円枠内に収めているということになっております。以上です。

議長（師玉敏代君）　再質疑です。

１５番（関　誠之君）　ちょっと，はい，丁寧に答えていただきましてありがとうございました。ふるさと納税の関係で，少しまとめてざっくりと言っていただきたいのは，ＪＴＢ西日本の経費が幾らかかって，積立金が幾らと，そのパーセンテージをもう一度，すみませんが言っていただけませんか。楽天ふるさと納税も同じです。そのようにお願いをしたいと思います。

それと，景観のことについては３１年度を見込むと言いますから，あとはもう委員会のほうでやっていただきたいと思いますが，地方創生のこの地と知の交流拠点施設整備事業の減額なんですが，入札減ということでありましたけれども，実施設計の予算が９８０万円，減額が３９６万８，０００円とすれば，４０パーセントの減額に相成っているように思いますけれども，地質調査は５５０万円で減額が２８８万８，０００円ですから，これは５２．５パーセントと，かなりの減額が入札残で出てきているというようなことで，これは何か，その当初の基本設計があったのかどうか分かりませんけれども，かなり変更があったと見なければいけませんけども，その辺についてお答えをいただきたいと思います。

それと，出店事業等については，よく理解をいたしましたけれども，まちなか移住推進事業が３００万円，これは当初予算を全額落しているわけですよね。なぜこういうふうに全額の補正減になるのか，再度お願いをしたいと思います。

あと，奄美農業創出緊急支援事業について，国の補正ということでありますから，それはそれでいいんですけれども，この事業の導入の事前調査，そういったのはどのようになされたのか。一番心配して

いるのは，全額これ繰越明許費４，５９２万２，０００円ということになっておりますけれども，それが先ほど話していただきました作物の植付けに間に合うようにということでありますけれども，この作物がマンゴーか，パッションフルーツか何か知りませんけれども，そういった作物の植付けがいつ頃で，いつ頃完成できるのかについて伺いをしたいと思います。

それと，あやまるの観光公園については，繰越明許ということで，８，９３０万９，０００円の明許分がありますけれども，奄美振興開発交付金の再配分ということで８，４１８万２，０００円という説明がありましたが，その差額が７１４万２，０００円出るようになりますけれども，この繰越明許費と奄美振興開発交付金の再配分の差額７１４万２，０００円について，説明をいただきたいと思います。

あと排水機場の事業についてですけれども，社会資本整備総合交付金ということで，追加配分があったような言い方でありましたが，１０パーセントの進捗で具体的には示すことができませんというのが，ちょっと気になったんですが，というのは，９，０００万円当初予算に出しておりまして，３月の補正で６，２４６万２，０００円ですから１億５，２４６万２，０００円の総事業費になるわけですよね。この９，０００万円の当初予算がかなり進捗をしておって，この３月の補正というのであれば理解ができますけれども，その辺の１０パーセントという進捗率はいかがなもんだろうかというふうに思いますけれども，その辺について見解をお示しください。

あとは商工費の森と水のまち住用観光プロジェクト事業９，２８５万８，０００円は，当初予算１億円，７１４万２，０００円しか執行していないということで繰越明許になっておりますけれども，その執行状況と来年度の執行計画についてお示しをいただきたいと思います。

以上ですが，よろしくお願いをいたします。

総務部参事兼プロジェクト戦略推進課長（高　一也君）　ＪＴＢふるぽの委託料でございますが，先ほども御説明いたしましたが，事務手数料が１９パーセントです。そしてこちらのＪＴＢふるぽの場合はふるぽから事業所へ謝礼品及び送料を支払うので，これが４０パーセントでございます。トータル５９パーセントということで寄附額の５９パーセントが委託料ということでございます。以上です。

企画調整課長（山下能久君）　地と知の交流拠点施設実施設計業務委託につきましては，当初予算額９８０万円，契約額５８３万２，０００円，また地質調査業務につきましては，当初予算額５５０万円，契約額２７０万円と大きな減額となっております。この件につきましては，地と知の交流拠点施設について，本場奄美大島紬の撚糸工場跡地を整備しようとするものでございますが，計画地は近隣に多くの文教施設，小学校，中学校，高校，県立図書館が立地する優位性を有しております。また，当該土地がある奄美地区の皆様からは，長年奄美地区全体としての交流・防災拠点施設の要望も出されていたところでございます。具体的には現在，奄美市水道課庁舎２階に入居しております鹿児島大学国際島嶼研究センターについて，本庁舎整備後の水道課庁舎の取り壊しに伴う移転先として，地と知の交流拠点施設を候補としておりました。今年度事業執行に向けて地域や鹿児島大学と施設整備に向けた具体的な協議を進める中において，地域の交流・防災拠点としての活動と鹿児島大学における研究活動が同じ施設で展開されることにつきましては，相互交流の活性化といったメリットはあるものの，持続的な管理運営体制の在り方，双方の使い勝手などについて課題も明らかになったところでございます。このようなことから，当初計画において想定しておりました鹿児島大学国際島嶼研究センター奄美分室の常駐機能につきましては，他の施設の有効活用により検討することといたしました。このため，当初計画から施設規模の見直しを図り，設計額の変更となったところでございます。なお，この施設規模の変更に伴い，地質調査業務につきましても縮小になったところでございます。以上でございます。

商水情報課長（武下義広君）　それでは，続きましてまちなか居住推進事業の３００万円の減額ということについてお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたが，当初ですね，本年度１件で限度額３００万円ということで，１件の制度活用を予定した事業者がございました。それが今回ですね，来年度に建設をちょっと延ばしたいということがございましたので，その１件分を今回減額するということでございます。以上です。

農林振興課長（山下仁司君）　奄美農業創出緊急支援事業の事業導入の事前調査についての御質問でございますが，事業導入の２年ぐらい前から準備を進めてまして，研修生，認定農業者を中心にそれぞれの営農計画に基づきまして作物の整合性，あと任意組合の設立，あと資金力とか，そういうのを勘案をして，任意組合の設立をした後に事業導入の検討を行っております。

また２番目の，作物の植付けに間に合うための対象作物の植付け時期等についての御質問でございますが，今回の作物はパッションフルーツを予定しております。パッションフルーツの作付け時期につきましては，１１月の初旬から１１月の下旬，１か月の間で植付けをしまして，大体６月の中旬から収穫に入ります。通常の事業でいきますと，大体７月ぐらいに交付決定がきまして，そのあとに事業整備の計画を段取りするんですけど，通常でいくと翌年度の３月ぐらいに工事が完成します。今回補正の対応ですけど，４月ぐらい，早めに発注することによって，１１月の植付け時期には間に合うと，１年早く作付けができる状況になると思います。以上です。

笠利産業振興課長（栄　広久君）　あやまる岬観光拠点整備事業の繰越明許費と事業費との差額の件でございますが，６ページのほうの繰越明許費については，８，９３０万９，０００円となっております。２６ページの観光施設整備費のほうの工事請負費が８，４１８万２，０００円となっておりますが，これ以外に上のほうから申し上げますと，この旅費ですね，旅費とか，あと需用費，そして委託料の中の建設資材特別調査業務１００万円，それとあとこの使用料及び賃借料，そして備品購入費などが含まれまして，総額としまして８，９３０万９，０００円ということになります。以上です。

土木課長（橋口義仁君）　それではお答えいたします。排水機場の実施設計の内容につきましては，排水機場本体建築，電気設備，機械設備と多岐に渡るため，設計検討に長期の時間を要し，そして詳細設計の結果，基礎工事等に増額が必要ということで，昨年１２月に全体の設計内容が確定いたしました。当初予定の工事発注につきましては，先ほど述べたとおり，敷地造成と基礎工事を予定しております。この詳細設計を含めた進捗率ということで１０パーセントと答弁させていただきました。よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君）　関議員に注意いたしますけど，一応通告制を取っております。森と水の観光プロジェクトは関連でもないと思いますので，今後，注意してください。

答弁できますか。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　恐れ入ります。私のほうで概略だけ述べさせていただきたいと思います。

平成２９年度の繰り越しにつきましては，２９年度に完成しました建物以外の今度は周辺の道路及び駐車場等の整備を繰り越しの予定を図るものです。なお，進捗率につきましては細かい数字は持っておりませんが，平成３０年度事業としてですね，終了する予定になっております。以上です。

議長（師玉敏代君）　再々質疑。

１５番（関　誠之君）　森と水のまち住用観光プロジェクトの件については，繰越明許費という思いでやりましたので，その辺は御理解をしていただきたいと，しっかりと通告するようにいたします。

その中で一つだけ，最後に質問させていただきます。この排水機場整備事業ですけれども，設計等を見せていただきましたけれども，まだ細かく精査はしておりませんが，その現地に行ってですね，果たしてどういう形でこの内水を向こうに集めて，河川のほう，海に近い河川ですけれども，ここに排水するんだろうかなということで，今，住用川の拡張事業をやって，下流のほうも拡幅をしてですね，かなり工事が進捗しているようですけれども，そういう中で，素人風に言えば雨が降ったときに満潮時になって，その満潮時に果たしてこの排水機場が議論どおり起動するんだろうかという，非常に素朴な疑問があるんですけれども，その辺についてかなり，今聞いてみますと，多岐にわたる何と言うんですか，機材なり，ずっといろんなことを考え，研究されたんでしょうけれども，昨年の１２月に設計がようやく完了したというようなことで，非常に現場のほうもそういう意味からは技術的な問題，現場の実際の問題について，かなり苦心をされておるんではないかなということが想像されますけれども，その辺について自信を持ってですね，しっかりとこれだけの雨量があったときにはこれだけのものがこの排水機場のところから排水されるんだというものがあれば，もうこの設計がしっかりされたということですから，その辺を含めて少し素人に分かりやすいように説明をしていただけないでしょうか，よろしくお願いをいたします。以上です。

土木課長（橋口義仁君）　設計につきましては，平成２０年の奄美豪雨，そして２２年の豪雨災害，そして２４年のまた豪雨ということで，冠水したという実績が過去にありましたが，堤防からの水が越えて来ないかとか，あと満潮時に増水したときに水が越えて来ないかというような話かと思いますが，現在，県のほうで河川改修工事を行っております。また，強制的に排水をポンプで排水するということがなくなるものかということですが，５０年に１度の雨が降った場合ということで，こっちのほうも設計を行っております。そして，満潮時も時間を想定しての設計を含めて行っておりますので，今後は県の河川改修と協力しながら，早期完成に向け設計を早めに取り組んでいきたいと思っております。

議長（師玉敏代君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第２号から議案第５号，議案第１０号，議案第１４号及び議案第１号平成２９年度奄美市一般会計補正予算第７号中の関係事項についての７件は，これを文教厚生委員会に，議案第６号から議案第８号，議案第１１号から議案第１３号及び議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算第７号中の関係事項についての７件は，これを産業建設委員会に，議案第９号，議案第１５号及び議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算第３号中の関係事項についての３件は，これを総務企画委員会に，それぞれ付託いたします。

次に，本定例会において受理いたしました請願１件及び陳情４件は，お手元に配付してあります文書表のとおり，所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

お諮りいたします。

常任委員会審査及び報告書整理のため，明日２０日から２２日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日２０日から２２日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

２月２３日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時３８分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	橋口　耕太郎　君	2番	林山　克巳　君
3番	松山　さおり　君	4番	津畑　誠　君
5番	栄　ヤスエ　君	6番	大迫　勝史　君
7番	与　勝広　君	9番	戸内　恭次　君
10番	元野　景一　君	11番	川口　幸義　君
12番	竹山　耕平　君	13番	安田　壮平　君
14番	西　公郎　君	15番	関　誠之　君
16番	三島　照　君	17番	﨑田　信正　君
18番	師玉　敏代　君	19番	多田　義一　君
20番	橋口　和仁　君	21番	奥　輝人　君
22番	平川　久嘉　君	23番	里　秀和　君
24番	伊東　隆吉　君		

○　欠席議員は，次のとおりである。

8番　渡　雅之　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務課長	三原　裕樹　君
企画調整課長	山下　能久　君	財政課長	國分　正大　君
参事兼プロジェクト戦略推進課長	髙　一也　君	市民部長	前田　和男　君
市民協働推進課長	手蓑　利文　君	保健福祉部長	上野　和夫　君
福祉事務所長	奥田　敏文　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	武下　義広　君	農政部長	山田　春輝　君
農林振興課長	山下　仁司　君	建設部長	本山　末男　君
都市整備課長	竹元　康晴　君	上下水道部長	上島　宏夫　君

下水道課長	里　嘉郎君	教育委員会事務局長	森山　直樹君
学校教育課長	元野　弘君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２３人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。日程第１，議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算についてから，議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定についてまでの２４件について，一括して議題といたします。

この際，市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算，その他各議案等に関する提案理由の説明を求めます。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

市長（朝山　毅君）　おはようございます。平成３０年第１回奄美市議会定例会が開会し，ここに一般会計及び各特別会計予算案並びに関連議案の御審議をお願いするにあたり，市政運営に臨む所信の一端を申し述べ，市民と議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて私は，昨年１１月の奄美市長選挙におきまして多くの市民の皆様，そして議員各位より力強い御支援，御指示を賜り，引き続き３期目の奄美市政を担わせていただくことになりました。身に余る光栄であり，また同時に与えられた重責に改めて身の引き締まる思いでもあり，市民の皆様の信頼と期待をしっかりと受け止め，その職務に全力を賭してまいる所存でございます。

２期８年を顧みますと，奄美豪雨災害からの復旧復興，また合併直後の厳しい財政状況からの立て直し，そして長引く景気の低迷によって停滞する地域経済の再生などの難局に直面した８年間でありました。このような中においても市政の主役は市民であり，常に人の和を第一と心がけ，市民の皆様の御理解，議員の皆様の御協力，そして職員の努力によって多くの艱難を乗り越えることができました。これまでの２期８年間で公約の８割を達成することができましたことは，市民をはじめ，関係する皆様とともに語り，ともに考え，ともに行動することを心がけてきたことの証左と信じており，改めて関係各位のお力添えに感謝申し上げる次第でございます。

さて，平成３０年度は奄美群島の日本復帰６５周年の節目の年となり，復興からこれまでの道のりを支えてきた奄美群島振興開発特別措置法は，５年間の法の期限を迎える大変重要な年となります。前回の法改正時に新たに創設された奄振交付金制度では，長年の念願でありました航路航空路運賃の低減や，農林水産物の輸送コスト支援をこれまでに実施し，外海離島が抱える条件不利性の解消に向けて大きな後押しとなったところでございます。奄振法の延長を着実に成し遂げるために，現在，奄美群島広域事務組合を中心に，群島民自らの手によって作り上げ，前回改正の大きな原動力となった成長戦略ビジョンの改定作業に取り組んでおります。また，鹿児島県においては今後の振興開発の方向，方策を明らかにするため，奄振総合調査を実施しております。広域事務組合の管理者として法延長はもとより，奄美群島の更なる発展に資するため，顕在化した課題に真摯に向き合い，その解決に向けてしっかりと地元の意思が反映されるよう取り組んでまいる所存でございます。

奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けて，記憶に新しい国立公園の誕生から早１年が経過しようとしております。昨年１０月にはＩＵＣＮの専門家による現地調査が行われました。今年の６月下旬には中東バーレーンにて世界遺産委員会が開催され，登録の可否が決定されることとなっております。長年奄美群島が取り組んできた世界自然遺産登録を間近に控え，これまで同様，粛々と準備を整えるとともに，一つの世界遺産をともに形成する沖縄との連携を深める取組を行ってまいります。そして，先人から受け継いだ奄美の自然を，子や孫の世代にしっかりと引き継ぐ保全の視点と，群島民共有の資産として恩恵を享受していく活用の視点との両立を図り，自立的発展につなげてまいりたいと考えております。

このほかにも明治維新１５０年の節目として，奄美にもゆかりのある大河ドラマ西郷どんの放映や，年度末の本庁舎の開庁など，明るい話題が次々と続々と控えております。これまで多くの場面で奄美に

はフォローの風が吹いていると申し上げてまいりました。この風を奄美振興の上昇気流とし，広く産業全体に波及する取組を強く推進していかなければなりません。そして，この波及の効果を雇用として発現させ，より多くの人たちの奄美に住みたいという気持ちに応え，幸せ溢れる奄美市の実現に前進するよう努めてまいります。

平成３０年度は，奄美市が更なる飛躍，発展していくための基礎づくりが次々と整っていく新たなスタートに向けた１年となります。多くの市民生活を支える平田浄水場の更新や，奄美群島の空の玄関である奄美空港ビルの改修，名瀬・住用地区学校給食センターの施設完成，供用開始をはじめ，光ブロードバンド整備や名瀬港マリンタウン埋立事業など，多くの大型プロジェクトが完了を迎えます。今年は戌年，市民の皆さんを取り巻く環境が大きく変化した奄美市誕生から１２年，同じ戌の年に本市は奄美群島の郡都にふさわしい機能を備えたまちとして，大きく生まれ変わろうとしております。この萌芽の年に新しい器に新しい思いを込め，更なるステップアップにつなげるべく，特に奄美の次世代を担う子どもたちの育成のために，教育，福祉の充実を図ってまいります。具体的には子ども医療費の対象拡充，公立幼稚園の３年保育や預り保育の実施など，未就学児の待機児童対策，放課後児童クラブ設立支援，学校教育ＩＣＴ化を実施してまいります。また，幼稚園，保育園の窓口一元化により，市民の皆様が利用しやすい体制をつくるなど，子育て支援，教育環境の充実に取り組んでまいります。

長い歴史の中では，これまでに奄美群島が大きく動く時代が幾度もありました。その上で奄美を取り巻く状況，そして今後の先行きなど展望しますと，まさに平成３０年度からのこの時期を歴史的な節目と捉えることができます。この節目に先人から受け継いだバトンを次の世代にしっかりとつないでいくために，奄美市の振興はもとより，奄美群島の自立的発展に向けてなお一層関係機関と連携し，必要な施策をしっかりと実施してまいります。

誇れる郷土，自信の持てる島の実現に向けて，奄美市政の経営者として，また奄美群島広域事務組合の管理者として，自ら先頭に立ち，この重要な瞬間に立ち会える喜びを力に変え，その責務に全身全霊で全うしてまいります。

以上のような基本姿勢を踏まえた上で，総合計画の実現に向け，平成３０年度における重点施策について御説明申し上げます。

第１点目は，健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現についてであります。少子高齢化の進展に伴い，福祉分野を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。本市におきましても，結婚，妊娠，出産，子育てに関する課題に対して包括的な少子化対策を推進するとともに，子どもからお年寄りまで，また障害のある方々など，全ての市民が健康で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。また，市民の健康づくりへの新たな対応として，特定健診や長寿健診，がん検診などの受診率向上に向け，健康部門，高齢者福祉部門，国保部門が横断的に連携したポイント付与事業を開始いたします。更に地域決定型地方税制特例措置の活用により，家庭的保育施設やサービス付高齢者向け住宅などに対する固定資産税の特例割合を拡充し，保育環境の整備及び高齢者の新たな住居確保を促進いたします。

児童福祉の向上と子育て支援につきましては，子は島の宝の考えのもと，働きながら子育てしやすい地域全体で子育てを支援する環境づくりに向け，子ども・子育て支援事業計画に基づく各種施策を多様な関係者との連携により推進してまいります。特に子ども医療費の助成につきましては，これまでの小学校卒業から中学校卒業までに対象を拡充するとともに，非課税世帯の未就学児については，医療機関等における窓口負担をなくするなど，更に子育て世帯の負担軽減策を拡充いたします。また，公立幼稚園の３年保育及び預り保育の実施，私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度以降への対応，認定子ども園についての検討など，待機児童の解消や幼保一元化に努め，幼児教育及び保育環境の整備に取り組んでまいります。

子育て・保健・福祉複合施設の整備につきましては，基本構想を踏まえて引き続き基本設計に取り組んでまいります。

ひとり親家庭の自立支援につきましては，就業支援や医療費助成などの生活支援策を引き続き実施いたします。特に，ひとり親家庭の非課税世帯の未就学児に対する医療費助成については，窓口負担をなくすことと合わせて，従来の申請手続を大幅に簡素化いたします。

障害者福祉につきましては，障害者及び障害児支援の充実に向けて，平成３０年度からスタートする奄美市第５期障害者計画，生涯福祉計画，第１期障害児福祉計画に基づく事業などに，関係機関と連携して取り組むとともに，ＰＤＣＡサイクルによる評価，検証を実施してまいります。

また，児童虐待ＤＶ関係につきましては，早期発見に努めるとともに，地域や学校，関係機関と連携を図りながら対応してまいります。支援が必要な妊婦や児童などに対しては，関係機関との情報共有や連携を図り，養育に関する相談支援などを実施することで，悩みを持つ方々に寄り添った支援を行ってまいります。複雑多岐にわたる青少年問題に対しましては，青少年の自立，共生を目指して，新たに青少年支援事業を実施いたします。

高齢者福祉につきましては，第７期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき，高齢になっても安心して暮らせるための施策の推進や，健全な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。また，地域包括支援センターにおいては，引き続き介護予防，日常生活支援総合事業などに取り組みながら，住民と一体となってひとり暮らしや認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。加えて，高齢者が交通機関などを利用する際の補助として，お達者ご長寿応援支援事業とともに，１００歳到達者への敬老祝い金についても引き続き実施いたします。

生活保護行政につきましては，関係機関と連携した生活保護受給者の自立支援と，永住帰国の中国残留法人の支援のほか，引き続き健康管理支援事業を実施し，生活保護受給者の生活習慣病及び重症化予防に取り組んでまいります。また，生活困窮者自立支援制度においては，新たに就労準備支援事業を実施し，生活困窮者への支援強化による自立促進に努めてまいります。

市民の健康づくりにつきましては，健康あまみ２１に基づき，誰もが健康で住みやすい地域づくりを推進いたします。特に，妊娠から育児期まで切れ目のない支援につきましては，引き続き不妊・不育・治療費助成を実施するとともに，安心して出産，育児が行えるよう支援体制の強化を図り，子育て世代包括支援センターによる相談支援の充実及び妊娠，出産・包括支援事業の拡充に努めてまいります。また，子育て応援情報発信事業については，新たにＳＮＳやコミュニティＦＭによる情報発信の充実を図るとともに，発育発達支援として，心と身体の発達を促す運動支援事業の開始など，母子保健施策を重点的に推進してまいります。母子歯科保健につきましては，口腔内の状況が悪化しやすい妊娠期での歯科健診に係る受診助成制度を新たに設けるとともに，フッ化物洗口を拡充し，幼児期での歯科保健の向上を図ってまいります。健康づくり事業につきましては，全ての市民を対象とした各種保健事業をはじめ，各種がん検診事業，更に小児から高齢者までの各種予防接種事業を実施し，健康増進と早世予防に努めてまいります。自殺対策につきましては，総合的かつ包括的な支援を推進するために自殺対策推進計画を策定いたします。

平成３０年度から都道府県単位化に移行する国民健康保険事業につきましては，収納率の向上と特定健診の受診率向上などによる医療費の適正化に努め，引き続き財政の健全化を図ってまいります。また葬祭費給付の引き上げによる給付サービスの向上と税率の引き下げによる負担の軽減に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては，県や広域連合など関係機関と連携して医療費の適正化や保健事業の充実に努めてまいります。

第２点目は，観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現についてであります。農業・観光交流・情報の奄振重点３分野を基軸とした産業の振興に取り組み，相互連携による新たな価値の創出，産業経済の全体的な底上げ及び各産業の自立的成長を促すことで，雇用の創出を図ってまいります。特に，世界自然遺産登録を見据え，交流人口を拡大させる様々な施策を実施することで，観光産業の活性化と地域産業全体への波及効果を高めてまいります。

農業基盤の整備につきましては，県営畑地帯総合整備事業や農業基盤整備促進事業などを実施するとともに，住用地区においては県と連携し，中山間地域総合整備事業による基盤整備を進めてまいります。また，農地の有効活用を図るため，人・農地プランに基づく農地中間管理事業による農地の流動化と合わせ，多面的機能支払交付金を活用し，農村集落の環境保全などの取組を推進してまいります。農業の担い手育成につきましては，農業研修事業の充実を図り，新規就農者の育成に取り組むほか，農業次世代人材投資事業資金を活用した就農後の定着を図り，担い手農家や認定農業者の確保に努めてまいります。

サトウキビの振興につきましては，農地の集約や機械導入による省力化を推進するとともに，病害虫の防除対策や堆肥，薬剤の助成などを行い，反収アップと生産量の拡大を促進してまいります。また，生産の回復及び安定に向け，堆肥活用を促すための奄美群島結いの島農業モデル事業や，堆肥散布などを実施し，農家の土づくりの意識向上と良質堆肥の安定供給サイクルの確立に取り組んでまいります。タンカンやカボチャなどの重点振興作物につきましては，引き続き施設整備や資材費助成などを行うとともに，新規品目として年内収穫が可能な津之輝を推進してまいります。また，耕作放棄地の解消，鳥獣被害防止対策，防風対策を推進するとともに，各種研修会を通して生産者の生産性の向上と組織の育成強化を推進してまいります。更に，流通条件の不利性を軽減し，本土との競争力アップと販路拡大に向け，輸送コスト支援に取り組んでまいります。加えて，ミカンコミバエなど特殊病害虫被害の再発防止に向けて，関係機関と連携を深めるとともに，進入警戒の強化に取り組んでまいります。

畜産の振興につきましては，畜産基盤の整備とともに巡回指導や研修会を通して受胎率の向上や防疫体制の徹底を図るなど，子牛の品質や生産性の向上に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては，関係機関と連携し，松くい虫被害の拡大防止に取り組むとともに，生産基盤の整備と森林環境保全に努めてまいります。

水産業の振興につきましては，今後も漁場の保全，漁業後継者の育成，鮮度保持の徹底による魚価の向上，県本土及び沖縄向けの輸送コスト支援を継続し，販路拡大に取り組んでまいります。また，新鮮な水産物の安全で効率的な供給に資するため製氷施設の整備を支援し，漁港の機能向上を図ってまいります。併せて，魚食普及を図るなど，漁業集落の活動を支援してまいります。

商工業の振興につきましては，奄美市中小企業小規模企業振興条例の理念に基づき，経営改善普及事業奨励制度を創設し，奄美大島商工会議所及びあまみ商工会の経営指導を促進することにより，中小企業者の健全な育成に努めてまいります。また，中小企業者の事業継続に必要な人材確保，育成を図るため，島外での資格取得を支援するキャリアアップ助成制度を実施してまいります。

中心市街地の活性化につきましては，引き続き空き店舗活用による家賃補助や新規出店のリフォームへの補助制度など各種施策に取り組み，にぎわいのある中心市街地の形成を推進してまいります。併せて，関係機関と連携し，あまみ創業塾の取組をとおして，創業希望者に対する支援を引き続き行ってまいります。

地場産業の振興につきましては，一般社団法人奄美大島観光物産連盟や奄美ふるさと１００人応援団の皆様などとの連携を強化し，特産品販路拡大などを促進してまいります。本場奄美大島紬につきましては，紬の薫るまちづくりに向けて紬購入費等助成事業などに取り組むとともに，本場奄美大島紬産地再生計画に基づき業界の技術的発展を支援してまいります。奄美黒糖焼酎につきましては，黒糖焼酎乾杯条例の普及推進など，地元消費の気運醸成に努めるとともに，海外を含む販路開拓への取組を支援してまいります。

観光の振興につきましては，世界自然遺産登録を見据え，魅力的な観光地づくりに向けた施設整備や空港バスのリムジン車両導入を促進するなど受け入れ体制の構築を推進してまいります。また，引き続き航空航路運賃軽減や旅行支援事業の充実，官民一体となったクルーズ船の寄港誘致に取り組むとともに，沖縄との観光連携，交流を強化してまいります。加えて島づたい観光を促進し，都市圏から奄美への新たな誘客につなげるため，航空路による奄美群島アイランドホッピングルートや，屋久島と奄美を

結ぶ航路について支援してまいります。施設整備につきましては，大浜海浜公園の総合的な整備，森と水のまち住用観光プロジェクト，あやまる岬エリア観光拠点整備により，地域資源を生かし，地域に根付いた観光地づくりに取り組んでまいります。また，大河ドラマ西郷どん放映を好機と捉え，奄美大島に点在する西郷隆盛ゆかりの地や白糖工場跡地など，奄美の歴史を絡めた観光周遊ルートの構築に取り組んでまいります。多様化する観光ニーズに対応するため，自然と文化の着地型観光メニューの造成やＳＮＳなどを活用した情報発信に取り組んでまいります。受け入れ体制につきましては，観光情報のワンストップサービスの強化のため，奄美空港ビルにおきまして新たに奄美大島観光物産連盟による観光情報拠点を整備してまいります。また，大型クルーズ船の寄港増加などによる外国人観光客に対応するため，地域通訳案内士と連携するとともに，新たに国際交流員を配置いたします。スポーツ合宿につきましては，関係機関と連携して引き続き誘致活動と受け入れ体制の充実を図り，合宿チームの満足度向上に努めてまいります。

情報通信産業の振興につきましては，引き続き起業者育成と仕事誘致の拡大を図るとともに，新たな働き方やビジネス創出に向けてＩＣＴを活用したフリーランス支援など，人材育成事業に取り組んでまいります。また，光ブロードバンド整備につきましては，平成３０年度末の市内全域での完了に向け，引き続き事業を推進してまいります。

雇用施策につきましては，地域産業雇用奨励サポート事業の拡充など，本市独自の雇用対策事業に加え，国の実践型地域雇用創造事業を活用して，更なる雇用機会の拡大に努めてまいります。併せて，市内中小企業の福利厚生向上を目的として，退職金共済への加入促進，勤労者福祉サービスセンターの取組を引き続き支援してまいります。また，市内への企業進出や企業の高度化を支援するため，県や東京事務所，産業創出プロデューサーと連携を図りながら，企業誘致，仕事誘致に取り組んでまいります。

産業連携につきましては，農林水産資源，観光資源，地場産品，文化資源をはじめとする奄美の恵まれた資源を活用した商品開発などを支援してまいります。

第３点目は，自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりの実現であります。人と自然が共生し，市民が安心して快適な暮らしができる生活空間を創出するため，豊かな自然環境を保全し，生活基盤，交通体系を整備するとともに，防災，防犯体制と消費生活相談体制の強化に取り組んでまいります。

水道事業につきましては，適切な資産管理を図るため，新たにアセットマネジメントを策定するほか，朝日地区及び笠利東部地区の整備に取り組み，安全で安定した生活用水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては，名瀬終末処理場の改築更新，大笠利地区及び赤木名地区の事業推進に加え，災害対策として新たなにマンホールトイレ整備事業計画を策定いたします。

農業集落排水事業につきましては，佐仁地区，用安地区での整備を引き続き推進いたします。合併処理浄化槽設置整備事業につきましては，設置者に対する補助金上限額を引き上げ，合併処理浄化槽の設置を促進いたします。

平成３０年度に末広町側の都市計画道路の供用を開始する末広・港土地区画整理事業につきましては，引き続き建設事業推進担当を配置し，事業の早期完了に向けて着実に事業を推進してまいります。併せて，第３期の都市再生整備計画に基づく事業を推進し，にぎわいのある中心市街地の整備に努めてまいります。

市が管理する都市公園につきましては，公園施設長寿命化計画に基づき，順次改修を進め，快適に利用いただけるよう努めてまいります。

小宿土地区画整理事業の導入につきましては，地域での合意形成に向けた支援を行ってまいります。名瀬港本港地区マリンタウン整備事業につきましては，土地利用検討委員会の報告を踏まえ，埋立て後，速やかに都市機能用地の基盤整備に取りかかれるよう国・県との調整を進めてまいります。

市営住宅につきましては，住宅マスタープランや住宅等長寿命化計画に基づき，外壁改修や水洗化などの改善を進めるとともに住用町西仲間地区において建設に着手してまいります。民間住宅につきまし

ては，市民のニーズの高い住宅リフォーム等助成事業を引き続き実施するとともに，耐震診断や改修への助成制度を継続し，安全で快適な居住環境の整備を促進してまいります。

景観への取組につきましては，引き続き景観計画の策定に取り組み，市民が住みたい，観光客が訪れたいまちづくりを推進してまいります。

地籍事業につきましては，境界紛争の未然防止や土地取引の円滑化，更には災害復旧への迅速な対応や公共事業の円滑な実施のため，継続して事業を推進してまいります。

道路整備につきましては，災害に強い道路網を形成するため，国道５８号おがみ山ルートの早期整備を県に対し強く要望するとともに，事業実施の際には県と協力して取組を進めてまいります。併せて，市道につきましては，伊津部勝，名瀬勝，小湊線や手花部，節田線などの改良事業３２路線の道路補修，修繕などを実施するとともに，橋梁１４４か所の安全点検及び補修に取り組んでまいります。

港湾整備につきましては，引き続き国・県と連携しながら，名瀬港整備を促進してまいります。

離島航路や航空路につきましては，住民の利便性向上，交流人口の拡大，物流の効率化，運行経営の支援制度の充実に国・県と連携し，取り組んでまいります。公共交通機関につきましては，廃止路線代替バス運行事業を実施するとともに，奄美市地域公共交通網形成計画を踏まえ，具体的な路線の再編を検討するため，地域公共交通再編計画の策定に取り組んでまいります。

世界自然遺産登録への取組につきましては，国や県，近隣町村や関係機関との連携のもと，この夏に開催される世界自然遺産委員会における登録実現に向け，全力で取り組んでまいります。新たに世界自然遺産唄島プロジェクトを展開し，住民の気運醸成や島外への奄美の自然・文化の情報発信に努めてまいります。また，飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の普及啓発を図るとともに，飼い猫の避妊，去勢手術，マイクロチップ装着の助成事業や野良猫のＴＮＲ事業などの施策を引き続き展開してまいります。更に，ノネコ対策事業の実施や外来種の駆除及び国・県指定の天然記念物をはじめとする希少動植物の保護にも取り組んでまいります。

生活環境につきましては，ごみの減量，分別の徹底を推進するとともに，海岸漂着物の回収を実施してまいります。墓地管理につきましては，墓地台帳の整備，無縁化対策に取り組んでまいります。

奄美市地域防災計画に基づいて，災害に強いまちづくりをより一層推進するため，災害関連情報の迅速かつ的確な伝達手段の確保や自主防災組織率の向上を図ってまいります。また，新たに避難行動支援システムを導入することにより，災害時要支援者を的確に把握し，地域における適切かつ迅速な避難行動の実施に努めるとともに，指定避難施設についても計画的な改修を実施してまいります。併せて，関係機関と連携した防災訓練の実施や，出前講座を通して常に災害を意識した防災，減災力の向上に取り組んでまいります。空き家・廃屋対策につきましては，防災，防犯，衛生管理の向上を図るため，関係機関と連携して対策に取り組んでまいります。

平成３１年春の陸上自衛隊奄美駐屯地開設に向けて，南西諸島における防衛上の意義や奄美地域における災害への迅速な対応など，地域の安全・安心の確保のため，引き続き国との協力連携を図ってまいります。

防災対策事業につきましては，急傾斜・砂防事業などの災害対策を推進するとともに，河川の寄り洲除去などを実施いたします。また，住用川の改修事業と合わせ，西仲間，石原地区の内水対策を継続するとともに，総合的な防災，減災対策を推進してまいります。

消防救急体制につきましては，奄美ドクターヘリとの連携を強化するため，ＩＰ無線及び映像伝送システムを整備し，救急救命体制の強化を図ってまいります。また，見里消防団車庫，各種緊急車両などの整備や職員，団員などの研修充実などを図るとともに，水難事故などに備え，新たに水上オートバイを笠利消防分署に配備いたします。

交通安全・防災対策につきましては，警察などの関係機関と地域防災体制の強化に努めてまいります。また，交通安全教室を通して啓発・広報を強化するとともに，交通災害共済制度への加入促進を図ってまいります。

安全な市民生活の確保につきましては，多様化する消費者問題に対応するため，消費生活相談員の資質向上を図るとともに，市民が被害にあわないよう，弁護士会との連携やＦＭラジオなどを活用した啓発活動に取り組んでまいります。

第４点目は，地域の中で教え，学ぶ教育，文化のまちづくりの実現についてであります。様々な課題に直面している教育環境の中，本市の教育理念である地域に根ざしたふるさと教育，奄美の子どもたちに光にのもと子どもたちの情操育成事業を通して，児童・生徒と教師が一体となった花の香り広がる学校づくり，地域づくり，市少年少女合唱団活動による歌声響く学校・地域づくり，島口・島唄・八月踊りを伝承し，伝統文化を保存継承する世代づくりなど，学校，家庭，地域，世代間が交流連携した教育行政を推進してまいります。

確かな学力の定着向上のために，奄美市が取り組んでいる学力向上対策事業改善五つの方策の徹底に努めてまいります。また，全ての小・中学校に電子黒板などのＩＣＴ機器を整備し，教育環境の充実及び教員の指導力向上を図ってまいります。併せて，確かな学力を培う家庭学習の習慣化と充実を図り，学力向上に取り組んでまいります。更に，きめ細かな指導を徹底するため，特別支援教育支援員，理科支援員の配置や市独自の小学校５・６年生での３５人以下学級の推進に引き続き取り組むほか，ＡＬＴを増員し，小・中学校における外国語活動や英語科学習の充実に努めてまいります。加えて，特認校制度の継続を小規模複式校の教育の充実，幼・小・中の連携や小中一貫教育の推進を推進してまいります。このほか奄美くろうさぎ留学を実施し，小規模校で本土の子どもたちの受け入れを行い，学校や地域の活性化につなげてまいります。公立幼稚園につきましては，幼児教育の早期化を図るため，新たに名瀬地区の公立幼稚園において３年保育を開始いたします。また，新たに名瀬幼稚園及び小宿付属幼稚園においても，預り保育を開始いたします。豊かな心をはぐくむために，花づくり，花いっぱい運動や歌声響く学校，地域づくりなどを通して，心に届く生徒指導を推進するとともに，健全な自尊感情の育成や共感的な人間関係の構築を図ってまいります。また，スクールカウンセラーなどの配置やふれあい教室の活用などにより，いじめや不登校などの問題への対応に努めてまいります。併せて，名瀬・住用・笠利地区，それぞれに学校司書，巡回学校司書を配置し，児童・生徒の読書習慣の確立や多様な読書活動の推進に努めてまいります。

郷土を愛する心を育むために，ふるさと学習を通して島口や島唄，八月踊りの伝承活動などの一層の充実を図り，生まれ育った奄美に誇りを持つ児童・生徒の育成に努めてまいります。健やかな体を育むために，一校一運動やあまみっこ運動遊び，体育教室を推進し，園児や児童・生徒の体力向上を図ってまいります。また，市独自に栄養士を配置し，学校の栄養教諭と連携しながら，奄美の食材を生かした食育の充実を図るとともに，保健，安全，給食指導の充実に努めてまいります。

本年９月から運用開始となる名瀬・住用地区の学校給食センターにつきましては，衛生管理基準に基づいた安全・安心な学校給食の提供に向けた管理運営体制づくりに努めてまいります。

安全・安心な学校づくりにつきましては，各学校での防災訓練などを通して，児童・生徒の防災意識や災害時に主体的に行動する態度を育むために通学路安全推進会議など，学校，地域が一体となった取組に努めてまいります。教育施設等の整備につきましては，手花部小学校，赤木名中学校など，老朽化した学校施設の改修を計画的に進めてまいります。高等学校への取り組みにつきましては，魅力ある学校づくり支援事業を実施するとともに，大島北高校については，通学費補助を継続し，学校の活性化に向けた支援を行ってまいります。また，島内の医療・福祉分野の人材育成や定住促進のため，奄美看護福祉専門学校への支援を行うほか，包括連携協定を締結している大学による公開講座や研究活動に訪れる大学生との交流などを通して，知の資源を奄美に還元する取組を行ってまいります。

生涯学習の推進につきましては，市民一人一人が生き生きと健康的で豊かに暮らしていくため，生涯を通して学習できる支援体制の確立に努めてまいります。公民館活動につきましては，講座の充実や自主事業の展開，県立奄美図書館との連携，移動図書館車の市内巡回を通して多様化する生涯学習ニーズへ対応するとともに，本市の生涯学習などの拠点となる市民交流センターの建設に向け，実施設計に取

り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては，関係団体などと連携しながら，青少年教育やＰＴＡ活動等の充実に努めてまいります。また，環境問題について学び，環境保全活動などに積極的に取り組む青少年の育成を目的に，奄美・沖縄子ども環境調査隊交流事業を引き続き実施してまいります。シマ学の振興につきましては，先人の教えを学ぶ島唄半学や島口の伝承を推進するとともに，島の歴史，自然，文化などの地域資源などの活用をはかり，魅力あるまちづくりと地域の活性化につなげてまいります。奄美の歴史的，文化的資源を次世代へつないでいくために，文化財の保護や赤木名地区文化的景観の保存に取り組んでまいります。また，国指定小湊フワガネク遺跡につきましては，保存活用計画を策定し，適正な維持管理に努めるなど，市民への文化財愛護思想の普及啓発に取り組んでまいります。更に，国内初である環境文化型の奄美群島国立公園の理念を踏まえた奄美博物館の常設展示のリニューアルを図り，奄美の歴史，文化，自然に関する情報の発信に努めてまいります。

文化活動の振興につきましては，市民文化祭や市美術展覧会を開催するとともに，市民が芸術に触れる機会を創出するため，自主文化事業に取り組んでまいります。また，地域に残る集落行事や伝統文化を映像に記録することで，地域文化の保存，継承を図ってまります。併せて，これら文化活動の拠点となる奄美振興会館の長寿命化に向け，計画的な改修を進めてまいります。

奄美群島日本復帰記念事業につきましては，復帰６５周年の節目であることから伝える，残すをテーマに記念事業を実施してまいります。

社会体育の振興につきましては，総合運動公園などの施設の充実を図るとともに，老朽箇所の修繕を行い，施設の安全性の向上に努めてまいります。また，市民が広くスポーツに親しむ機会づくりを推進するため，各地区の体育協会と連携し，市民体育祭やチャレンジデーなど，各種スポーツ事業を実施してまいります。スポーツ少年団競技別交歓大会，県民体育大会大島地区大会につきましては，各種団体と協力連携し，大会の円滑な運営を支援してまいります。また，小・中学生のスポーツ，文化活動の支援のため，全国大会などへの大会出場助成を実施してまいります。更に，全国の離島で暮らす同世代の子どもたちとの交流のため，離島甲子園への参加を引き続き支援してまいります。平成３２年度の第７５回国民体育大会相撲競技の開催に向けては，実行委員会において関係機関と連携し，引き続き受け入れ準備を進めてまいります。

第５点目は，魅力ある地域づくりに向けてについてであります。本市には世界に誇れる豊かな自然や多様な文化，お互いを支えあう結いの精神が存在しております。これらを生かした魅力ある地域づくりを行うため，市民や企業，各自治体との連携をはじめ，国際交流など内外にわたる協働により多様な知恵とノウハウを結集し，島しょ地域のモデルとなる地域づくりを推進してまいります。

市民と行政の協働につきましては，市長とむんばなしなどを通して，市民と直に語り合うとともに，地域の行政協力員などと連携を深め，ともに協力し合う協働のまちづくりを推進してまいります。地域コミュニティ強化を図るため，自治会，集落会などへの支援を行い，活力ある地域づくりの推進に努めてまいります。併せて，一集落１ブランド認定集落をはじめ，地域市民の知恵と工夫を生かした取組を支援する紡ぐきょらの郷づくり事業を引き続き実施してまいります。更には，地域住民同士の交流などを促進するため，撚糸工場施設跡地に地域の集会機能や避難所機能を備えた地と知の交流拠点施設を整備してまいります。男女共同参画社会の実現につきましては，男女一人一人の人権が尊重され，個性と能力を発揮することができる豊かな社会づくりに向け，男女共同参画基本計画後期計画に基づき各種施策を推進してまいります。

定住促進施策につきましては，定住促進住宅の整備に取り組むほか，Ｕ・Ｉターンへの住宅購入費，リフォーム助成制度を推進するとともに，各自治体との連携により空き家バンク制度や移住支援情報の充実を図り，積極的な移住定住施策を展開してまいります。

国際交流につきましては，ナカドゥチェス市との中学生交換留学や地域おこし協力隊による人材育成活動を通して，幅広い視野を持ち，将来の奄美を担うグローカル人材の育成を推進してまいります。地

域間交流につきましては，ともに世界自然遺産登録を目指す沖縄や友好都市である兵庫県西宮市，大阪府豊中市との地域間交流を推進するほか，長野県小川村，群馬県みなかみ町との交流事業に引き続き取り組んでまいります。

市民サービスの向上につきましては，各種研修を実施し，職員のスキルアップやよりよい接遇の実践に取り組むとともに，人事評価制度を推進し，公務能率の向上を図ってまいります。マイナンバー制度の運用につきましては，情報セキュリティ対策の強化とともに，市民サービスへの更なる活用に努めてまいります。

健全な財政運営につきましては，収納率向上対策などにより自主財源の確保を図るとともに，歳出においては財政計画を踏まえつつ，地域の活性化施策を計画的に実施するなど，財政規律の堅持に努めてまいります。ふるさと納税につきましては，お礼品の更なる充実や寄附金を活用した取組とその成果についてＰＲに努めるとともに，企業版ふるさと納税についても積極的な取組を推進してまいります。

職員の定数管理につきましては，定員適正化計画のもと，職員数の適正化に向け取り組んでまいります。指定管理者制度につきましては，指定管理者と連携し，管理状況などのモニタリングを行いながら，施設管理の充実と民間事業者などによるサービスの向上に努めてまいります。

市政情報の発信につきましては，広報紙やＳＮＳなどを活用し，広く情報発信を行うほか，世界自然遺産登録や本庁舎整備に対応するためホームページの刷新を図ってまいります。

本年１２月，奄美市民共有の財産である新庁舎が完成いたします。多くの皆様に役立ち，親しまれる本市行政機能の拠点として，また，市民の生命と財産を守る防災拠点として，新庁舎においてもサービス提供が円滑に開始されるよう，移転作業も含めて万全を期して取り組んでまいります。

広域行政の推進につきましては，成長戦略ビジョンや奄美大島総合戦略に基づく事業を着実に実施することはもとより，奄美群島広域事務組合や他町村と連携し，奄振法延長の確実な実現に向けた取組を積極的に推進してまいります。

ここまで本市の主要施策を申し述べさせていただきました。

続いて，これらの主要施策の推進に当たり編成いたしました平成３０年度予算案の概要について申し上げます。

国は平成３０年度予算編成の基本方針について引き続き経済再生なくして財政健全化なしを基本とし，経済再生と財政健全化をともに達成しつつ，一億総活躍社会の実現を目指し，少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい，成長と分配の好循環の実現に向け取り組むと示しております。こうした国の動向を踏まえ，本市の平成３０年度当初予算は，一般会計が普通建設事業費の伸びにより，前年度当初と比較して２０億５，６０４万１，０００円増加し，６．５パーセントの増となったほか，地方創生関連予算として一般財源ベースで３億７，０００万円余りを確保し，雇用，人の流れ，結婚，出産，子育て，地域づくりなどに重点を置いた予算としております。また，世界自然遺産登録に向けての気運醸成と効果を見据え，世界自然遺産推進費を大幅に拡充したほか，引き続きふるさと納税を活用した子育て環境の整備や，人材育成などに取り組む予算を計上いたしております。加えて，平成２９年度の国の補正予算と連動した本市の平成２９年度３月補正において，奄振関連予算として２億６，６９７万５，０００円を計上し，本市一般会計予算を１５か月予算とした切れ目のない予算として実行することとしております。

一方，歳入においては，自主財源である市税の増額などが見込まれるものの，国・県支出金の減額や公共事業の伸びにより対応した市債が増加することから，今後も引き続き地域経済の活性化と財政の健全化の両課題に取り組み，中長期的に持続可能な財政構造を確立することが重要と考えております。

続きまして，平成３０年度各会計の当初予算案について，概略を申し上げます。

議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算は，普通建設費の増額などにより，対前年度６．５パーセント増の３３８億２，００９万１，０００円であります。

議案第１７号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算は，県単位化に伴い対前年度２

８．４パーセント減の５２億４，２９８万１，０００円であります。

議案第１８号　平成３０年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計会計予算は，診療収入の増額により，対前年度６．２パーセント増の２億６，２０２万１，０００円であります。

議案第１９号　平成３０年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算は，広域連合納付金の増額などにより，対前年度２．５パーセント増の４億４，６２８万２，０００円であります。

議案第２０号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計予算は，介護給付費の減額などにより，対前年度１．８パーセント減の４７億１，７９７万５，０００円であります。

議案第２１号　平成３０年度奄美市訪問看護特別会計予算は，訪問看護収入の増額により，対前年度８．８パーセント増の３，５５５万８，０００円であります。

議案第２２号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計予算は，建設費の減額などにより，対前年度４．６パーセント減の１９億８，８１１万円であります。

議案第２３号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算は，前年度並みの３億３，１８５万６，０００円であります。

議案第２４号　平成３０年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算は，奨学生貸付金の増額により，対前年度３．６パーセント増の２，５４７万３，０００円であります。

議案第２５号　平成３０年度奄美市と畜場特別会計予算は，前年度並みの８６４万９，０００円であります。

議案第２６号　平成３０年度奄美市交通災害共済特別会計予算は，前年度並みの７２４万３，０００円であります。

議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算は，建設改良費の増額などにより，収益的収入と資本的支出の合計額は，対前年度５．２パーセント増の２４億６，７０５万８，０００円であります。

以上，一般会計，特別会計及び企業会計予算を合わせた予算総額は，４９３億５，３２９万７，０００円となり，対前年度０．１パーセントの減であります。

引き続き議案第２８号から議案第３９号までの提案理由を御説明いたします。

議案第２８号　奄美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第２９号　奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては，行政手続における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い，個人情報に関する定義を明確にするなど，所要の規定を整備をしようとするものでございます。

議案第３０号　奄美市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い，マイナンバーの取り扱いに係る規定を見直すなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３１号　奄美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，国際交流員の報酬を新たに設定するとともに，監査委員，婦人相談員，家庭相談員において職務内容や勤務体系の見直しに伴う報酬の改正を行うなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３２号　奄美市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては，福祉サービスの充実に資するため，固定資産税における特例措置対象の対象となる家庭的保育事業施設，事業所内保育事業施設，居宅訪問型保育事業施設と企業主導型保育事業施設及びサービス付高齢者向け賃貸住宅に対する特例割合を拡充し，税負担の軽減を図るため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３３号　奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，現行の子ども医療費の助成を中学校卒業までに拡充し，子育て環境の充実を図るため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３４号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては，国民健康保険

事業の県単位での共同運営化に伴い，葬祭費支給額の県内統一基準への引き上げを行うなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３５号　奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては，国保事業の県単位化に伴う国の財政支援の拡充を受け，均等割，平等割の税率を引き下げるため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３６号　奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては，第７期事業計画の策定に伴い，新たに算定された介護保険料を定めるなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３７号　奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，制度改正に伴い，本市の国保被保険者が他市町村で入院等をする際の特例を後期高齢者医療制度においても引き継ぐことなど，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３８号　奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては，第一東部地区簡易水道事業の名称変更及び区域拡張に伴い，給水区域等を変更するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定につきましては，奄美市住用観光交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより，観光及び農林水産業の振興並びに地域の活性化に資するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

最後になりますが，以上，平成３０年度の市政運営における基本姿勢，予算編成及び議案の提案理由を申し上げさせていただきました。厚生労働省の発表によりますと，有効求人倍率は４７都道府県全てで１倍を越え，高度成長経済成長期にも為しえなかった記録的な高水準となっております。ここ名瀬所管内におきましても年平均でこれまでの最高水準の０．９５倍を記録し，昨年１２月には１．１０倍の過去最高となるなど，景気回復の波が奄美へも広がりつつあるものと存じます。未来をつくる子どもたちのためにも，この景気の波を市内全域，市民一人一人に行きわたるよう，創意と工夫を重ね，誇りある奄美を作り上げていくことが大切でございます。総合戦略で掲げた奄美の未来像として，未来を担う子どもたちへの充実した教育環境が提供され，様々な世代の人々が企業や社会活動にチャレンジでき，自然や文化など奄美の宝，島らしさが受け継がれ，子どもから大人まで誰もが健康的な生活を送ることができ，そしてやりがいのある仕事について，笑顔で子育てができる，そんな幸せの島を思い描いております。念ずれば花開く，あやまる岬に建立されている坂村真民先生の言葉であります。一生懸命努力すればおのずと道は開け，夢や希望が，夢や目標がかなうという意味で広く引用され，馴染みの深い言葉でございます。まさに大きな節目を迎える平成３０年度，奄美群島の更なる振興発展，そして幸せの島の実現につなげていかなければなりません。そのために時代の変化，社会の変化に呼応させた各種施策を一つずつ，全力でしっかりと取り組んでまいることを，ここで改めてお誓い申し上げ，私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で市長の新制度に臨む施政方針並びに各会計予算，その他各議案等に関する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため，明日２４日から３月４日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日２４日から３月４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

３月５日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時４６分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番	橋口　耕太郎　君	2番	林山　克巳　君
3番	松山　さおり　君	4番	津畑　誠　君
5番	栄　ヤスエ　君	6番	大迫　勝史　君
7番	与　勝広　君	8番	渡　雅之　君
9番	戸内　恭次　君	10番	元野　景一　君
11番	川口　幸義　君	12番	竹山　耕平　君
13番	安田　壮平　君	14番	西　公郎　君
15番	関　誠之　君	16番	三島　照　君
17番	﨑田　信正　君	18番	師玉　敏代　君
19番	多田　義一　君	20番	橋口　和仁　君
21番	奥　輝人　君	22番	平川　久嘉　君
23番	里　秀和　君	24番	伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
環境対策課長	島袋　修　君	国保年金課長	井上　裕之　君
保健福祉部長	上野　和夫　君	福祉事務所長	奥田　敏文　君
福祉政策課長	石神　康郎　君	高齢者福祉課長	永田　孝一　君
商工観光部長	菊田　和仁　君	商水情報課長	武下　義広　君
紬観光課長	保浦　正博　君	産業建設課長	茂木　幸生　君

農政部長	山田　春輝君	農林振興課長	山下　仁司君
土地対策課長	前島　有為生君	地域農政課長	山野　明人君
建設部長	本山　末男君	土木課長	橋口　義仁君
建築住宅課長	備　孝朗君	建設課長	山下　勝正君
上下水道部長	上島　宏夫君	水道課長	山下　一弘君
水道課参事	藤山　浩俊君	教育委員会事務局長	森山　直樹君
学校教育課長	元野　弘君	生涯学習課長	福長　敏文君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますよう，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，公明党，与　勝広君の発言を許可いたします。

７番（与　勝広君）　皆さん，おはようございます。公明党の与　勝広でございます。平成３０年奄美市議会第１回定例市議会一般質問の前に所見を述べたいと思います。

この１月に笠利町で発生しました火災によりまして，多くの方々が焼け出されました。罹災された皆様が一日も早く元の生活に戻られますよう，心からお祈りを申し上げます。

さて，この３月をもちまして退職されます職員の皆様，長い間本当に御苦労様でした。皆様がこれまで培ってきた知識と経験は，これからは地域発展，地域貢献のために頑張っていただきたいと思います。また，これからは市政，行政に対して，御指導，御鞭撻を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

さて，昨年１１月に市長選挙が行われました。朝山　毅市長は３期目の当選を果たしました。昨年の市長選挙は過去最低の投票率でありました。市民は朝山市政の集大成となる３期目の存続を指示いたしましたが，このように市民の皆様方の投票率の低下が今後続くようなことになりますと，これからは民意と呼ばれる日がなくなるのではないかと，大変不安を感じております。市長も行政の皆様におかれましても，市民に寄り添い，市民とともに市政運営をしていくように，最大限の努力をしていただきたい，このように思っております。また，我々議会も，そして市長におかれましても，これからはますます市民に対しての説明責任を果たしていかなければならない時代に入ったと，このように思っております。また，二元代表制としてしっかり我々は行政に対峙し，また議論を深めていきたいと，このように決意をしております。

さて，平成３０年度は奄美群島が世界自然遺産登録実現を目指し，官民一体となって何としても勝ち取っていかなければならない大事な年であります。また，奄振の延長改正に向けて大事な最終年度となり，奄振のこの交付金の総括検証，そしてまた成長戦略ビジョンの着実な実施と建て替え，組み替えをしっかり行っていかなければならない大事な１年であります。また，本年は明治維新から１５０周年，そして奄美群島復帰６５周年という，またこの大事な佳節を迎えますので，しっかりと身を気を引き締めて頑張ってまいりたいと決意をしております。

さて，本市では特に名瀬地区におきましては，公共事業が佳境を迎え，この４月からは平田浄水場更新事業の完了に伴い，供用開始が本格化をいたします。６月には奄美空港ターミナル拡張整備事業，これまでの約１．８倍大きくなり，また利便性の向上，混雑期の解消などに大変役立つものであると期待をしているところであります。そして９月になりますと学校給食センターが完成に伴い，２学期からは子どもたちに給食の提供が行われると，そして１２月には待望の本庁舎の建設の完了となります。また，明年平成３１年は本港地区の埋立ての３万７，８００平米が公募売り出しされ，そして平成３３年完了予定の末広・港土地区画整理事業とともに経済発展に相乗効果があるものだと，大変期待をしてお

ります。中心市街地活性化基本計画が３４年に終了予定となっておりますので，そのころには名瀬地区のほとんどの公共事業が収束を迎えると，このように思っております。また，こういった公共事業を行うにも，向こう１０年間の第２次財政計画に則って起債額の発行枠をしっかりと順守し，厳守し，そしてまた平成３２年には１本算定され，交付税が大幅に減額されます。こういった中で，やはり財政確立，財政健全化をしっかりと目指しながらの公共事業の在り方であると，私は思っております。

さて，冒頭でも触れましたように，奄振の延長改正に向けては大変重要な年となります。平成２６年の４月１日から成田奄美間のＬＣＣ就航の実現があり，奄美群島，奄美本島への入込客，観光客も年々増加をしております。そして昨年は３月７日に，世界自然遺産登録実現に向けて第一歩となる奄美群島の国立公園も決定し，その同月の３月２６日には成田奄美間のＬＣＣも，失礼，関西奄美間のＬＣＣも就航実現し，平成２９年の統計によりますと，奄美空港の利用者数も７６万人利用していると，このような数字も出ております。これが９０万人，１００万人というのも射程距離に入ってきた，またしっかりと受け入れ体制を行っていかなければならない，このように思っております。

さて，平成３０年度の予算でありますが，この合併して平成２８年，２９年と合併後最大規模の予算編成でありました。先月の２３日に市長の施政方針があったとおり，合併後平成３０年度の当初予算は最大規模のものとなりました。平成２８年はちなみに３１７億７，１５８万円，そして平成２９年が３１７億６，４０５万円，平成３０年度の当初予算は３３８億２，００９万１，０００円と，これは対前年度当初比の６．５％の増となっており，金額では２０億５，６０４万１，０００円の増と，これは主な要因といたしましては普通建設事業費が伸びていると，これが主な要因であると思います。このように３年続けて合併後最大規模の予算編成となっております。これにつきましては，本市としても攻めの姿勢の予算編成を本年も貫いていると，高く評価をするものであります。

１番目の市長の政治姿勢についての（１）の平成３０年度当初予算と市長のマニフェストの整合性についての質問でありますが，当然，市長は３期目のマニフェスト，いわゆる市民との政策の約束を発表しました。そのマニフェストが一つでも実現するためには，平成３０年度当初予算としっかり整合性を持たせて行かなければならないと思っておりますが，３０年度当初予算と市長のマニフェストの整合性について御答弁をお願いしたいと思います。

これからの質問は発言席より行いますので，よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。与議員に御答弁させていただきます。

議員御案内のとおり，３期目のスタートとして３０平成年度当初予算を計上させていただきました。３期目に向けましては，市民の皆様に公約として「風を力に，暮らしに幸せを」というテーマを掲げ，特に推進していく三つのプランをお示しさせていただきました。特に施政方針の中でも申し上げたとおりでありますが，まずマニフェストの「家族と子ども応援プラン」では，次の世代を担う子どもたちの育成に向けて，中学生までの医療費無償化などを中心とした「子育て支援」や「教育環境の充実」に向けての積極的な予算編成に努めたところでございます。２点目の「雇用と仕事行動プラン」では，特に世界自然遺産登録を見据えた「観光・交流の振興」に向けて受け入れ環境の整備や，世界遺産啓発，民間活動支援などの予算を計上させていただいたところでございます。３点目の「暮らしと安全推進プラン」では，安心・安全と健康・長寿を支えるまちづくりに向けて，ハード・ソフト両面の事業を国の平成２９年度補正予算も含めて計上させていただいたところであります。また，本庁舎建設事業をはじめ，多くの大型プロジェクトが大詰めを迎えます。一般会計予算が過去最大となる中，総合計画の連動はもとよりでありますが，マニフェストの着実な推進による更なる市政の発展に向けた予算編成としたところでございますので，どうか御理解を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

７番（与　勝広君）　市長にとりましては就任して一番最初の大きな仕事が，この平成３０年度の当初予算の編成だったと思います。政党，会派からの予算要望なども受けて，今年は世界自然遺産登録実現，また奄振の最終延長の年度として，さまざまな施策も活用しなければならないということで，この予算編成にも苦労されたと思っております。昨年１１月に市長選挙が行われた際に，私ども公明党は朝山毅市長を推薦させていただきました。その際に，幾つか政策協定も交しましたけれども，その中でも，やはり子どもの医療費の無料化の実現ということで，平成２８年からは小学校卒業時まで，そして本年度平成３０年度の４月１日から中学校卒業時までと，このように政策協定を交わし，また私たちのためにやったのではもちろんありませんけれども，これは若い世代の人たちが安心して子どもを産み育てやすい社会を構築していこうと，こういった思いで，そしてまた財源の目処が立ったということで，このように一歩も二歩も踏み込んだ形の予算編成であったと思います。

今思いますと，平成１８年３月２０日に合併をいたしまして，３地域の均衡ある発展という大きなテーマを掲げて，今年は１２年目に入ります。この１０数年の間で人口減少も約４，０００名ぐらい人口減少しておりますけれども，地域経済活性化，また景気対策といっても，やはりいかにして人口を増やしていくのかというのが基本中の基本であると思います。そこで，先ほど市長もマニフェストを幾つか紹介しておりましたけれども，市長のそのマニフェストを何点か絞って質問をさせていただきたいと思います。

まず，雇用起業チャレンジ民間活力支援という中にありまして，雇用については新規高卒者の地元就職者を支援すると。起業にチャレンジする人材支援と，２点目が。３点目の民間活力支援というのは，本場奄美大島紬の再生支援，これは旧工業技術センターの活用，そして４点目が黒糖焼酎等の特産品等の販路拡大支援，これは国内外の事業展開と，この四つを掲げておりますが，この四つの現況と，また具体的な取組があれば御答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　おはようございます。それでは御質問にお答えいたします。

本年３月の新規高卒予定者の状況につきましては，ハローワーク名瀬管内における昨年１２月末時点の求人倍率が３．５３倍と，前年同月の２．７２倍を大きく上回っている状況でございます。また，管内全体においても昨年１２月末時点の有効求人倍率が１．１倍と過去最高を更新しており，就職活動については売り手市場となっている現状であります。本市におきましては，昨年６月に採択された国の補助事業及び市独自の雇用対策事業を継続して実施し，新規高卒者，地元就職者への支援や受け入れ事業所の雇用確保に対する支援を行っていきたいと考えております。

２番目の起業家にチャレンジする人材への支援につきましては，奄美市において「創業支援事業計画」を策定し，平成２７年度に国の認定を受けて本市での創業を支援，促進する施策を行っております。具体的には奄美市，奄美大島商工会議所，あまみ商工会，奄美群島振興開発基金が連携し，創業希望者や創業後，間もない方が経営，財務，人材育成，販路拡大の知識を習得するためそれぞれの分野の専門知識を有する方や，創業した先輩方を講師とするあまみ創業塾を実施しております。また，先ほど申し上げました各機関に相談窓口を設け，創業時の課題解決に連携して取り組んでいるところでございます。

それから３番目のほうですが，本場奄美大島紬の再生支援につきましては，「紬の薫るまちづくり」に向けて紬購入費等助成事業を継続するとともに，昨年度策定された「産地再生計画」に基づき作り方改革，売り方改革，組織改革の推進により業界の自立的発展を支援してまいります。作り方改革につきましては，旧工業技術センターを拠点とする後継者育成をはじめ，適正ロットに関する研究や他産地の研修，クラウドファンディングなど業界主体の取組を支援いたします。売り方改革につきましては，海外販路開拓を進めているＪＡＰＡＮブランド育成支援事業のほか，大消費地や新たな市場開拓への取組を支援いたしたいと思います。組織改革につきましては，産地再生に向けた各施策が成果を上げるためには，紬業界のまとまりと主体性が必要であることから，旧工業技術センターに拠点を移す紬業界の業

務連携に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

その他の特産品につきましては，特に黒糖焼酎業界の海外販路拡大に関して，酒造組合を中心に米国向け輸出拡大に向けて業界内で勉強会を開催するなど，機運が高まりつつあり，今後，イベントの開催や市場調査など，業界が主体となって具体的な事業展開が検討されていると伺っております。大島紬や焼酎業界のほかにも，既に国外輸出に取り組んでいる事業所や商談会への参加を検討する事業所など，新たなビジネスチャンスを求めて海外に目を向ける地元企業が増加傾向にあり，本市といたしましても日本貿易振興機構ジェトロとの連携を深め，各種セミナーやビジネスマッチングなどの支援を通じて，本市経済の活性化と国際化を促進していきたいと考えております。以上です。

７番（与　勝広君）　市長の１期目，２期目，そして３期目に入ったばかりですけれども，１期目で種を撒き，そして花が咲き，実が成って，３期目はその果実を市民に実感させると，この果実を市民に実感させるということは，景気，また雇用，いろんな政策が，そしてまた市民が税収が上がったり，そういう一番最終的な目的は市民にどう実感させていくかということでありますので，特にこの３期目につきましては，そういったことにちょっと力を置いて頑張っていただきたいなと思っております。

先ほど，新規高卒者の地元就職者支援ということで数字を上げられました。昨年，１１月のこれもハローワークのデータを見ますと，この新規高卒者の地元就職者に対して５１の管内の事業所から１１２名の求人があったと。これは対前年度同月比に比較すると２７人増と，この地元に就職する方々も少しずつ増えているという，この数字から見てとれるんですけども，この数字を，こういった数字をどのように分析するのかね。あとまたそういった形で新規高卒者，新卒ルーキー家賃補助とか，いろんな形で補助事業制度もあります。こういった具体的な更に支援等があれば御答弁いただきたいと思いますし，また，雇用，今言いました，そして起業チャレンジと，起業チャレンジの人材支援につきましては，これは平成２９年度の当初予算，予算の中にも計上されております「あまみ創業塾」というのがありまして，創業希望者に対する支援事業をする機関となっておりますけれども，これについてもこの１年間の成果，そしてまた更に，今，屋仁川など歩きますと，新たな新しい事業を起こされている方とか，今，この中心市街地，そういったまちを歩きますとですね，見慣れないような，これまでなかったような店が展開したりとか，こういった形，やはり何か事業を興したい方に対する支援をすると，しっかり起業家を増やしていくというのも大事な視点だと思いますが，これについて具体的な取組等があれば御答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，市内の事業所においては新規高卒者の求人数が増加し，雇用の確保が厳しい状況にあると考えております。本市におきましては，平成２３年度から新規高卒者を正規雇用した事業所に対して補助金を支給する「高卒ルーキー雇用奨励補助事業」，平成２４年度からは正規雇用された高卒者及び大卒者に対して家賃の一部を補助する「新卒ルーキー家賃補助事業」を実施いたしております。昨年度までの実績といたしましては，５０人の高卒者に対する雇用奨励補助金１，０００万円を受け入れ事業所４７社へ支給し，新卒者２２名に対して２１８万円の家賃補助を行ってきたところです。今後も多くの事業所が本制度を活用できるよう周知を図り，地元就職の促進や雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから，「あまみ創業塾」の施策の概略については先ほど申し上げましたが，その取組につきましては平成２８年度から実施しており，現在２年目となります。平成２８年度は９回の講座で３２名が受講し，そのうち創業者は１名でありますが，「あまみ創業塾」を全て受講されたことで，国の創業促進補助金の要件をクリアし事業が採択されております。平成２９年度は８回の講座で２１名が受講し，そのうち創業者あるいは創業予定者が２名となっております。「あまみ創業塾」の講座を受講することで，国の創業促進助成金を受ける要件が整い，融資の際の優遇や株式会社等設立の際の登録免許税が減額されるなどのメリットもございます。

また，「あまみ創業塾」とは別に各機関の相談窓口支援の成果として，２９年度は年度途中のため集計中でございますが，２８年度は相談者が２１名あり，うち創業者数が１５名となっております。奄美市，商工会議所，商工会，奄美群島振興開発基金との連携した取組により本施策は一定の成果が出ているものと考えており，今後とも地域で創業チャレンジする方を積極的に支援してまいりたいと思います。以上です。

７番（与　勝広君）　今，部長から説明があったとおり，少しずついい兆しが見えてきていると。雇用に関して言いますと，市長の１期目，２期目と，今３期目当初ですけれども，有効求人倍率というのを見ればよく分かると思いますけれども，平成２１年が有効求人倍率が０．２８倍でした。平成２５年になりますと０．５４倍，昨年が０．８，０．９９と，そして今，先ほど部長から答弁がありましたように１．１０倍という２０１７年平均が０．９５倍ですので，今，例えば職安に職を求めて行くと。そうしたら，職を選びさえしなければ何でもありつけると，こういった状況にあるということはこの数字から見て取れます。

のちほどまた雇用について質問しますのでこれぐらいにおいておきますけれども，もう１点，マニフェストの中から３期目のマニフェストの中に，郡都のリーダーとしてという項目があります。これの文言は，これまで１期目，２期目にはなかった言葉で，郡都のリーダーとしてと，このじゃあ，郡都のリーダーとして市長は何を推進，実現，実行したいのかというと，ちょっと主なものを言いますと，まずは奄振の事業の計画と成長戦略ビジョンの着実な実施と，そして国民体育大会の成功，また世界自然遺産登録の実現，そして本庁舎，市民交流センター，学校給食センターの整備，また末広・港土地区画整理事業，そしてマリンタウン事業の促進，そして国道５８号おがみ山バイパス事業の促進と，これが市長のこの郡都のリーダーとしてこういった事業を推進していきたいということがありました。私は今日はこの一つ一つの事業について問うのではなく，私はこの郡都のリーダーという言葉に対して市長がどういう認識を持っておられるのかということを少し質問をしていきたいと思いますので，少し掘り下げて質問しますと，数年前に龍郷町で二つの事案がありました。一つはクロマグロの養殖，もう１点は龍郷の芦徳においてのクルーズ船の寄港計画，この二つの事案につきましては，もう既に解決済みでありますし，また私も奄美市議会議員として他の自治体のことですので，中身について云々は内政干渉等にもなりますので，中身については申し上げません。しかし，その当時，もちろん市長は奄美市の朝山市長であると同時に広域事務組合の管理者，いわば郡都のリーダー，郡都のリーダーというのはこの群島内で，また本島内で様々な事案が発生したときに，それをしっかり問題を提起して，みんなで議論をすると，そういった采配を振るう役目も郡都のリーダーという役割があるのではないかと私は思っております。その当時，その二つの事案の龍郷町の問題について，郡都のリーダーとしてどのように市長はその問題を捉えていたのか。これ，もしその当時，本島内の議題に出し，様々な角度から検討しやっていくならば，もしかしたら実現したかもしれない。私はこの今二つの事業の是非を問うているのではなくて，市長がどういう，その郡都のリーダーとしてどういう思いであったのかということを聞きたいがためでありますけれども。

もう１点は，この龍郷の問題をずっとやっぱり見てみますと，これは私なりの解釈でありますけれども，今はネット社会であり，不平とか不満，憤り，批判，反対というのは，これはどこにいても書き込めるわけであって，そしてまたそれを書き込むことによって地域住民を疑心暗鬼にさせるというか，いろんな不安を与える材料にもなりかねない。これをしっかり精査して，今度は行政としての，また行政の長としての説明責任能力と，行政というのはこれからは説明責任能力が問われる時代に入ってくると，しっかりそのことを説明しておれば，もしかしたら何らかの形で実現したかもしれない。そうするとまた奄美の本島内の姿，形，流れもどうなっていたか分からないという状況であります。

そして２点目の質問は，この説明責任ということに対して市長はどのように捉えているのか。例えば今，毎回自衛隊の問題が形を変えて請願，陳情で出て来ております。これはどこまで説明すれば説明責

任を果たしたのかと言えるかもしれませんが，しかし，出すほうはやはり説明責任が果たされていないと，こういった状況で出されていると思いますが，私は今，こういった状況をみるときに，例えば，市長が昨年１１月市長選挙でマニフェストを発表された。もう一人の女性候補もある意味では候補としてマニフェストも発表しました。その中にミサイル，自衛隊のミサイル基地の計画を見直しますと。様々なマニフェストありますけれども，そしてまた，中心市街地の店を応援しますと，地元のお店を応援しますと，こういったマニフェストもありました。私はちょっと今日，ここで発表するのはちょっとあれですけれども，先だって，観光客がまちの中を見て，びっくりしておりました。それはまちの中心商店街の入り口に大きな看板が立っていました。その看板を見て，あれ，まちの真ん中にね，まちの紹介，商店街の紹介じゃなくて，このような看板が立っているのかと。私たちはこのまちの案内と思ってという形だったんですけれども，しかしやはりこれは何を言いたいかといいますと，結局，違ったメッセージをですね，例えば，自衛隊の基地ミサイルの見直しを求めます。そしてまちの商店街を私たちは手助けしますと，そういう感じのマニフェストを発表して，しかし，それは矛盾があるんじゃないかなと，違った形でメッセージも発信しているんじゃないかと。だから，市長としても情報を発信するということは相手が発信する側，される側，どう受け取るかどうかというのは，これはする側とされる側によって全然違います。しかし，それを情報を発信し続けていくということは，大変大事なことだと思います。そういったことも含めてこの郡都のリーダーとして，このさっきの二つの龍郷町の事案について，どのように捉えていたのか。そしてまた，説明責任を果たすということは市長にとってどういうことなのかについて御答弁をお願い済ます。

市長（朝山　毅君）　龍郷町における具体的な課題について，情報もしくは事案について，私の見解ということでありますが，基本的にリーダーという言葉に対しては私事ながら後援会がそういう文言を使ったときに，リーダーという言葉は少し削除してくれということでありましたが，あたふたとした中で文言がそのままマニフェストの言葉になってと，私自身自戒の思いと，思いが恥ずかしいなと，それほどの地位と立場にはないという思いもありましたが，ただ一つ，奄美群島１２市町村で構成する奄美群島広域事務組合の管理者である立場にあることは間違いありません。この仕事については議員も御案内のとおり，まず市町村長会，議会議長会を含めて奄振予算の非公共事業に係る各地域から，各市町村から出た予算を取りまとめ，又は精査をし，そして県と国と摺り合わせながらその予算をやっていくということです。そして，公共事業については，ほとんどの市町村で計画された予算を，それぞれの各省庁に持って行くという予算でありますので，広域事務組合の中に限られた事業も，その他もございますが，そういう立場にあることは間違いない。そういう中において，龍郷町のクロマグロの問題，そしていわばマスコミでも出てますので申し上げますと，ロイヤルカリビアン，観光産業に寄与するためのクルーズ船のということであろうかと思います。

まず，この問題について私どもが，私自身が知り得たもの，後のことであります。やはりその地域を限定して，依頼者が相談をしたということの情報，現実は私どもも後で知りました。そして第一義的に該当する当該自治体の意見が，そのような形でなるということに対し，私が物を申すということは，やはりその自治体の自主性というものを考えたときに，いかがなものかと思います。その際を絡めて，私は広域事務組合にも申し上げておりますが，各構成市町村ともそれぞれの議会の承認を得た基本的な総合計画を持っています。その総合計画等を，等をですよ。具体化，実現していくために奄振予算を活用し，また地方創生，法案を活用し，そしてその他それぞれの地域の自治体の主体性を持って予算が編成され，事業が計画されていく。その中において一部の事務作業を取り扱っている市管理者であるものが，他の構成市町村の予算をさばいたりするということは，やはりその地域の住民の主体性，また自治体の主体性にもとると，失礼なことになるということで，クロマグロの問題についても，私の記憶の中にはですよ，初めて聞きましたので，当該町村の漁業者，もしくは関連業者，もしくは住民，そして特に漁業については広域的に捉えられている面的に捉えられている権利者，地権者がいらっしゃいますの

で，漁業者が。そういう意味において諸々の意見が出て，その中で当時の首長が自らの責任において結論を出したということに対して，私が知り得た情報の後からもって議論するのはいかがなものかと思ったことは事実であります。それは，奄美群島の全体の観光につながる，また産業につながるということであればですが，やはり地権者であり，海域にもって権利を発生している各種業界の皆さん方が異を唱えるということに対して，いかがなものかと思ったことは事実であります。これはもう約７・８年，１０年ぐらいになる事案であると。

そして先ほど２・３年前のこれについては，それについてもある事業者から，奄美のこの稀有な自然，世界に例のないような自然であるから，奄美でやはりクルーズ観光として東南アジアを，沖縄を，そして鹿児島を，その中間に位置するこの地域において，これなる有効なる自然を生かし，それを大きく広げていくということは，南西諸島，とりわけこの奄美群島を含めた地域の観光産業，クルーズ産業を時宜を得た産業ではないかということで，いろんなことを調べたわけです。これは奄美市にも調査が来ました。この奄美の各種のポイントを調べるということで来ましたが，これについても先ほど申し上げましたとおり，想定されると言われた地域の各種の皆さん，各界の皆さん，そして主体ある首長，自治体の皆さんの責任ある意見を，首長が責任ある言葉として発したということに対して，我々は具体的に奄美群島に求められてきた事案じゃございませんので，やはりその自治体の主体性を，意見を尊重するということは隣接するまちの私であっても，それは尊重すべきではないかということで，静観ではありませんが，まいってきたつもりでありますので，御理解を賜りたいと思います。

やはり，それぞれ構成する自治体の主体性，そして構成する議会の御意見，そしてその地域のより多くの住民の御意見は尊重していくことが，私は当然ではないかという思いでありますので，御理解いただきたいと思います。

７番（与　勝広君）　市長が言うのもごもっともでございます。異論もありますけれども，時間がすみません，大分押していますので，①の市長の定例記者会見実施について移りますけれども，いろいろこういうものがあるからですね，やっぱり市長の思いとか，そういうのがやっぱりなかなか市民に伝わらない。今回の市長選挙の投票率もいろんな角度から分析はされると思います。やはり今，まちを歩いていても，本当に政治家に言ってもどうにもならないと，行政に言ってもどうにもならないと，こんなあきらめにも似た言葉も結構いっぱいあります。であるならば，やはり毎議会ごとの定例記者会見も市長開いて，やはり市長からいろいろ情報を発信すると，毎議会ごとに奄美市としてはこのような議案を上程して，議会とこういった議論をして，奄美市はこういった方向を目指していますよと，こういったのを，やっぱり情報を発信を多くするということが大事と思いますが，これについて御答弁お願いします。簡潔にお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　おはようございます。それでは情報発信の関係ですが，以前からですが，必要に応じて大島支庁の記者クラブを通して取材依頼を行って記者発表を行っております。特に施政方針，当初予算に係る記者発表については，毎年の２月に実施をしていますが，昨年９月議会からですね，補正予算に係る記者説明を毎議会ごとに行っているところです。また，各議会ごとの本会議や一般質問については，市のホームページ，あるいは生中継等々で議会の中継が放映をされております。このほかにも広報紙，ホームページ，ＳＮＳなどを通して市政の情報発信に現在努めているところでございます。

御提案の定例記者会見の関係ですが，現状においては現在，各種媒体を通じて多角的に市政情報の発信を行っているというふうに考えておりますので，今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。以上です。

７番（与　勝広君）　必要に応じてということですけれども，必要に応じなくても，きちっと定例記者会

見を開くことによって，やはり情報というのは大事でありますし，やはり市長がこういう思いであると，やっぱり生の声を聞くというのが，すごく大事だと思いますので，是非これは実施していただきたいと思います。

続きまして（２）番目の，合併後３地域の公共事業の総括ということで，１０数年の間，住用・名瀬・笠利地区において様々な公共事業も実施されてきたと思いますが，それぞれの地域における公共事業のソフト・ハード含めて，どれぐらいの財源が使われてきたのか。またその費用効果についても，費用対効果についても御答弁をお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　それではお答えいたします。合併後の３地域の均衡ある発展を目指してのハード面，ソフト面の両面から，現在まで各種施策を展開してまいりました。このような中ですが，各施設の施策の執行に当たっては３地域にまたがる施策が多く占めておりますので，３地域ごとの総額と費用対効果を示すことは無理がございますが，総括という点で申し上げますと，合併前に実施が困難であった事業，例えば庁舎整備，小・中学校の校舎整備，地域間の交流施設，直売所整備などが実施できたことは大きな効果であったというふうに考えております。また，人口１人当たりになりますが，起債の負担額が３地域とも減少された，軽減されたということも，これも効果の一つであるというふうに考えております。以上です。

７番（与　勝広君）　①の本市における公共事業の方向性及び将来構想についてでありますけれども，先ほど冒頭で説明しましたように，本市では名瀬地区においては公共事業も佳境に入っております。住用・笠利はそれぞれの総合庁舎はじめ，また集落排水事業，公共下水道事業，また公共施設の整備，学校整備，笠利は歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト，あやまる岬台地，住用では森と水のまち住用，中山間事業なども行っているところでありますが，今後，この公共事業というのもどういった方向性，それぞれ３地域の将来構想を考えているのか。例えば今回名瀬地区で行われている事業なども基金もしっかり積み立てをし，そして有利な起債を活用しながらしっかりと１０年，２０年見据えた財政計画も組んだ，その中での公共事業でもありますので，やはり今後，その３地域の特色が生かされた公共事業，そしてまた地域発展につながるような公共事業が必要になってくると思いますが，その方向性と将来構想について，どういうお考えなのか，御答弁をお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　公共事業における３地域の方向性と将来構想ということでございますが，これまでの実績関係については今議員が御指摘のとおりでございます。その点を踏まえて，今後の方向性と将来構想について申し上げますと，総合計画の後期基本計画で謳っておりますが，世界遺産を見据えながら地域の特性を生かした事業の展開に主眼が置かれることになるかと考えております。具体的に申し上げますと，集落の文化的景観や農業景観を生かした笠利地区，あるいは自然景観をより高め活用する住用地区，そして郡都としての都市機能を充実させた名瀬地区，こうした３地域の特性をしっかり生かしたまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

７番（与　勝広君）　これからの公共事業は，財政的な面も，もちろん大きな課題でありますが，しかし，公共事業というのもやりたくても，進めたくても進めないと，この地籍調査とのやっぱり関係がありまして，なかなか本市でも地籍調査が進まないと，地籍調査が名瀬・住用・笠利，この３地域で完全に完了するまで５０数年かかると，半世紀以上，半世紀かかると，このようなデータも出ておりまして，この地籍調査が進まない要因としては，字図混乱や所有者不明の土地があると。これによって土地区画整理事業，改良事業等がなかなか進まない。また，農業・林業の生産性を上げたいけれどもできないと，こういったこともあります。私ども公明党は土地のこの不明者に対するプロジェクトを立ち上げて，これはよく我々は１月，毎年１月に公明党のティダ委員会というのがありまして，そこでいろいろ

１２市町村の首長さん，また議会を代表する皆様方と意見交換の中で，地籍調査がなかなか進まないと公共事業が進まない要因であると，この主な要因としては，やはり所有者不明の土地が原因であると。こういった事も受けて，私どもの遠山清彦衆議院議員が党のそういったプロジェクトに提言をして，所有者不明の土地対策プロジェクトいうのができまして，昨年４回ぐらい開催されました。今，農水省，国交省でも，すごく進んでいまして，もしかしたらこの秋には法案が出て，改正になるんじゃないかと。そうなりますと，城の国道５８号線の土地改良区画事業などにも新たな光が出て来るのではないかと思いますが，その辺の情報等についてはどうですか。

農政部長（山田春輝君）　城のことに関しましては，詳しい情報は特にいただいておりません。今，議員がおっしゃいました所有者不明の土地につきましては，民間有識者による所有者不明土地問題研究会によりますと，２０１６年時点で約４１０万ヘクタールに相当するとされております。更にこのまま対策を講じなければ，２０４０年には７２０万ヘクタールとなりまして，ほぼ北海道と同じくらいの不明な土地が出ると予想されております。議員がおっしゃるとおり，所有者不明の土地が解消されますと，様々な公共事業の効率化につながるとともに，土地の有効活用の促進が図られることが考えられます。また，国におきましても所有者が分からずに放置されている土地問題の解消に向けた取組が進められておりますので，本市といたしましても今後，国の動向を注視してまいりたいと考えております。

７番（与　勝広君）　この土地につきましては，ちょっと視点が違うかもしれませんが，世界自然遺産登録の流れでＬＣＣなども就航しまして，奄美群島本島への観光客，入り込みも増えていまして，と同時にこの奄美群島内の土地をですね，外資系のネットのニュースなどでも，外資系の企業が土地をね，獲得するためにいろんな手を使っているようなこともありました。やはり今，国でもこういった対処はできませんけれども，１２市町村でしっかり連携を取りながら，そういった問題も今後出て来るのではないかと思いますので，対応を，これは通告してございませんので，対応をお願いします。

それでは，続いて奄振に向けての取組，決意，そして２０１８年度の奄振予算の評価についての質問でありますけれども，昨年１０月２２日に閣議決定された奄振予算が２１２億2，９００万円，そのうち交付税，奄美群島振興交付金が２４億円，満額確保しております。２０１７年の補正で3億7，０００万円交付金ついていますので，２７億7，０００万円，前年同様の交付金がついております。これについての中身も含めて，奄振の延長に向けての決意と取組と，そして２０１８年度予算の評価をお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　評価についてですが，国の厳しい財政状況の中でございましたが，平成３０年度も引き続き奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向けた取組を後押ししていただくとともに，平成３０年度末に期限を迎える法の改正延長につながる予算を確保していただきました。大変心強く感じております。本市のほうでも施政方針でお示しをしましたが，２９年度の補正予算においても関連予算として，奄振の関連予算として2億6，０００万円余りの計上をしておりまして，国の補正予算と連動した１５か月予算として切れ目のない予算として実行することが可能になったところでございます。前回の法改正はもとよりですが，毎年度の予算確保の向けては自民党の奄振特別委員会，あるいは公明党の奄美ティダ委員会の先生方をはじめとして，立法府の先生方の御理解，御協力が大きな力となっております。フォローの風が吹いているというふうに申し上げておりますが，この点を踏まえますと奄振法の改正，延長は必要不可欠であるというふうに考えています。そういう意味では今後も奄美市が取組の先頭に立ちながら全力で法の改正延長を勝ち取っていきたいというふうに考えておりますので，御理解いただきたいと思います。

７番（与　勝広君）　その他チャレンジ枠等も，今回新たにありますけれども，これについてもしっかり

取組をしていただいで，県が窓口になって市町村と相談して国に報告するという形になっておりますので，今はまあ，これについてはもう質問いたしませんけれども，今回，奄美市議会も特別委員会を作って提言等も行っております。大事なこの奄振延長に向けた１年でありますので，しっかり頑張っていただきたいと思います。

４番目の指定管理者制度の総括と今後の方向性について，質問を移りたいと思います。先の議会で指定管理者制度に関しての選定経過，そして選定結果，経過と結果に疑義があって，委員会でしっかりそれを議論されたところでもありますが，指定管理者制度というのは，そもそも職員を削減，人件費を削減し，そしてまた民間に委託することによって，様々な自主メニューが出て来ると，そして市民サービスの向上につながると，こういったのが指定管理者制度のそもそも論であるのではないかと思いますが，指定管理者制度が導入されての，これらについてのこれまでどれぐらいの財源が削減されてきたのか等について，御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　平成１８年度から開始をしておりますが，現在，平成２９年の４月１日時点ということで，７７の施設が指定管理者によって運営をされております。その結果，指定管理者の自主事業への取組や特殊な技術，資格を活用した施設の運営をはじめとして，営業時間等の柔軟な対応など，こういうことで市民サービスの向上が図られているものというふうに認識をしております。このほか，各集落や地域住民で構成された団体が指定管理者となりまして管理運営を行うことで，こまめな清掃や積極的な施設の活用が図られて，地域の活性化にもつながっているというふうに考えているところでございます。こういうことで，指定管理者の努力によって一定の市民サービスの向上が図られているというふうに考えています。

次に，財源の削減の関係でございますが，行政が直接運営する場合とのコスト比較はちょっと単純にはできませんが，各指定管理者において定められた指定管理料の中で，主な維持管理，あるいは光熱費の削減を図りながら，利用者増に向けたサービスの向上や，そのための人員確保を行っていただいているというふうに考えております。

御質問でもありましたが，職員の人員削減が図られているという点は，もう御指摘のとおりでございまして，指定管理者の努力によって市民サービスの充実が図られていると，財源の削減のみならず民間の雇用拡大，そういった点にもつながっているものというふうに考えております。以上です。

７番（与　勝広君）　本当，この指定管理者制度そのものが，本当に考え直すときに来ているんじゃないかなと。私はもうむしろこれは直営にしたほうがいいんじゃないかなと，指定管理料を払って，委託料を払って，指定管理者に運営をしてもうらう。しかし，中身をずっと見ますと，その施設も維持管理するためには補修，改修，備品購入，こういったものを考えると，これまで相当の財源も費やされてきているんかないかなと思います。質問項目にもありましたけれども，もう質問いたしませんけれども，そういうのを考えると，もう直営にして，職員にしっかり汗を流してもらって，そこでやってもらうのもいいんじゃないかと，そういった岐路に立つと思いますけれども，また若干，この公共事業などが終わると，例えば，子育て保健福祉複合施設とか，市民交流センターなどができると，また指定管理者制度もある程度方向性を考えたりしなけりゃいけないと思いますけれども，そういったことも含めて，しっかり今後また取り組んでいただきたいと思います。

５番目の本市における雇用状況と人材確保対策についてであります。あと５分でこの残りのものを全て消化するのは大変難しいと思いますけれども，できるだけ前に進んで行きたいと 思います。まず，雇用状況と人材確保対策につきましては，単刀直入に言いますと雇用状況も良くなってまいりました。しかし，昨年のハローワークの雇用，要するに求人，新規求人が５８３人に対して求職者が３００名，この数字を見ると，やはり人材確保が大変だなと，そして人を本当に確保していくというのは大変だなという数字が，この数字から見えますけれども，本市の雇用状況と人材確保対策はどう行っているの

か，御答弁をお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　市の雇用状況につきましては，先ほど議員からも御質問がありましたので，１２月現在１．１倍です。０．２８倍まで状況が悪かった２１年度からは順調に回復しております。産業別の求人状況のちょっと中身を見ますと，慢性的な人手不足が続いている医療・福祉分野に加え，観光客の増加や公共事業などの伸びにより観光関連サービス業，建設業の求人数が増加する一方，労働力人口，求職者数は年々減少しているということで，各分野において人材不足が深刻化しているということです。

市におきましては，このような課題解決に向け，国の働き方改革も注視しながら，ハローワークとの連携強化を図り，事業所における処遇改善や地域求職者の人材育成を積極的に支援し，求人側と求職者のミスマッチの解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

７番（与　勝広君）　人材確保，人材不足ということに対し，地域おこし協力隊などをもっと活用していただいて，これは年間４００万の特別交付税がついていますので，またこれがどういう形で活用して，これは人材育成，人材確保にもつながると思いますので，今後，検討をお願いしたいと思います。

それでは６番目の奄美群島復帰６５周年事業につきましては，次の元野議員が質問ありますので，そこに託したいと思いますので，７番目の飼い猫条例実施の現況と市民の周知についてでありますけれども，昨年２回改正されまして，マイクロチップの義務化だとか，飼い猫に対する避妊，去勢，そして５匹以上飼うときは許可がいると。悪質な場合は５万円の過料を科すということで，１月１日から実施になっていますけれども，現況等について，市民への周知について御答弁をお願いします。

市民部長（前田和男君）　おはようございます。それでは飼い猫飼養条例実施の現況と，市民への周知についてお答えさせていただきます。

飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例は，昨年２回の条例改正を行い，今年１月１日から罰則規定が適用されましたことは，議員御案内のとおりです。条例の普及とともに，最近は飼い猫の多頭飼いや餌やりなどの相談も多く寄せられており，市民の方々の意識の高まりを感じております。相談を受けたときの対応といたしましては，まず職員による現場確認と現状把握を行い，個々の指導や状況に応じてチラシの配布，看板の設置なども行っております。場合によっては保健所職員と連携し対応することもございます。

条例施行後，特に市民からの苦情等もなく，多くの市民の方々の御理解と御協力を得られているものと感じております。今後も市民の皆様へあらゆる機会を捉え，飼い猫の適正飼養が更に浸透するよう，正確な情報の発信，協力の要請及び周知啓発に努めてまいりたいと思っております。以上です。

７番（与　勝広君）　もう残りわずかとなりました。この条例の実施，発生源の対策強化がメインでありますので，しっかりそこらへんの，特に飼い猫との飼養についての周知徹底をお願いしたいと思います。ノネコの管理計画も環境省，県，そしてまた本島内の５市町村で今立てて，ちょうど先月５日からちょうど今日までの間，意見照会ということでやっていますので，またこれをしっかりまとめて，方向性を示していただいて，そしてまたしっかりと市民に周知徹底ができるように頑張っていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で公明党　与　勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３２分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党　元野景一君の発言を許可いたします。

１０番（元野景一君）　平成３０年第１回奄美市議会定例会にあたり，自由民主党議員　元野景一として一般質問をいたしたいと思います。

その前に，少しばかり所見を述べさせていただきたいと思います。まず，先に笠利町で発生しました火災で，罹災されました皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて，第２３回冬季オリンピック平昌大会は，３月２５日夜，閉会をいたしました。数々の感動的な熱戦が幕を下ろしましたが，私が日本選手団は金メダル４個，銀メダル５個，銅メダル４個を獲得したということについて，私は日本国民の一人として胸のすくような快挙をいただいたことができたことに感謝をしたいと思います。感動的な数々の場面はありますが，あえて改めてここで一つだけお示しするとすれば，私は女子カーリング選手の劇的な逆転劇による銅メダルを獲得した快挙でした。雪深い日本の北見という一地方の与えたこの快挙は，まさに日本中の地方に勇気を与える出来事となりました。誇らしく語った言葉が今でも私は胸に残ります。このまちでは夢はかなわないと思っていた。このまちで，このまちだから夢はかなえることができた。何と誇らしい感動的な勇気を，自信を与えてくれるような言葉でしょうか。地方創生とはこの心意気に尽きる思いがしました。私たちの奄美もこのような島づくりをやる意気込みをみんなでやっていくべきだと，私は考えております。

時は早３月，加速度を増して流れを強めていきます。今年度退職される部課長の皆さん，またこの放送を聞いておられる職員の皆さん，本当に御苦労さまでした。奄美市民の一人として厚く感謝を申し上げます。あなた方の真心込めた人生の大半をかけた奄美市に対する真摯な生き方は，人々の心の中に刻み込まれたと，私は思っております。これからも奄美市発展のために，その有能なお力を賜りますようにお願い申し上げます。ありがとうの言葉を添えて感謝の言葉としたいと思います。

それでは，通告に従って一般質問をしたいと思います。

１，市長の政治姿勢についてであります。（１）奄美市市民交流センター，仮称です，について，縷々質問をいたしたいと思います。市民交流センターの整備事業が本格的に始まる前に，今後，市民や私たち議員に憶測や過度の期待感だけで誤解を絶対に招かないように，生じないように応援する立場からの質問としたいと思っております。まず①です。まず，奄美市民交流センター（仮称）整備事業のこれまでの経緯及び現在までの進捗状況をお示しください。

以下，縷々発言席から質問することといたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，ただいまの市民交流センター，仮称でありますけれども，これまでの経緯について，元野議員に御答弁させていただきます。

御承知のとおり，これまで長く親しまれておりました旧名瀬公民館が，本庁舎の建設に伴い平成２８年３月に解体されました。これに代わる施設として，また平成２９年３月に認定を受けました奄美市中心市街地活性化基本計画の中で都市機能の集積促進を図り，併せて交流空間を創出するための主要事業として位置付けて整備事業を進めているところであります。昨年の１月に平成２９年１月に基本構想，基本計画の策定を目的に，市民の皆様にアンケートを実施させていただき，多くの皆様に御協力いただいたところであります。このアンケートを基に平成２９年３月に公民館利用者や高校生，各種団体代表者２３名で組織した市民交流センター，仮称でありますけれども，市民交流センター基本構想策定委員会を立ち上げ，３月から８月まで，月１回の検討委員会を重ね，御意見をいただいてまいりました。併

せて，法的根拠確認などのため，庁内作業部会を同時に開催し，計１２回の協議を行い，奄美市市民交流センター基本構想基本計画を策定したところでございます。

この基本構想基本計画を基に基本設計を行う設計者選定のために，プロポーザル・コンペ方式で公募を行いました。平成２９年９月から１１月までの間に学識経験者，市民代表，行政をメンバーとした選定委員会で応募のあった業者の提出書類審査，一次審査，それから公開プレゼンテーション及びヒアリング審査，これが二次審査を経て優先交渉者が決定され，報告を受けたところであります。本契約後の平成２９年１２月からは市民の皆様を対象に計２回の説明会及びワークショップを開催いたしております。併せて，基本構想策定委員会などで組織する基本設計検討委員会を設置し，部屋の配置や大きさ，利便性など，詳細について検討，見直しを行っているところでございまして，今年度中の策定に向けて作業は順調に進んでいるものと思います。したがって，議員はじめ，市民の皆様方の御理解と御協力を賜りますように，よろしくお願いを申し上げます。

１０番（元野景一君）　はい，ありがとうございます。まずですね，私は昭和２２年の生まれで，名瀬市で生まれて名瀬市で育って，名瀬市で年を取って来ておりますが，私にとって中央公民館ができた，あの最初にできたときの感動を，非常に覚えております。その当時はやっぱり復帰を成し遂げて，あの古い公民館と言えども，公民館ができたというこの喜びは，私にとってはとっても感慨深いものであります。私たちの年代で公民館の施設で，旧公民館ですよ，の施設で結婚式を挙げたという人たちがね，かなりおるんです。ということは，その頃，まだ民間のホテルとか，そういったところで結婚式をする場所が少なくてですね，そしてもう非常にまた金額もばらばらがあって，ばらつきがあってですね，結婚式をしたいんだけどたくさんの人が親戚も何もおるから，したいんだけど，集めることができないということに，市が勇断をもってですね，公民館を，ですからそのときは公民館にですね，シャンデリアがついておったんです。だから，シャンデリアのついている公民館としてとっても話題にもなったんですが，それはそういったことをやろうという市のね，市民に向けての気持ちが非常に表れた一場面だったと思いますが，そこであまりこれを長くやりますと，どんどん進みますので，私は質問項目を通告した形で一応質問していきたいと思います。

②に進みたいと思います。市民対象のワークショップは既に行われておりますということを，市長も今，答弁していただきました。そして，基本設計，検討委員会がもう既に始まっている，その内容，その意見などへの対応をワークショップを始めた，そのときからのかなりの答えが聞こえていると思いますので，そこら辺りを少し詳しくお話していただければありがたく思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　おはようございます。それでは，ただいまの御質問にお答えをいたします。

この説明会とワークショップにつきましては，先ほど市長のほうからも答弁がありましたとおり，去年の１２月，それから本年の２月に開催をいたしまして，近隣の住民の皆様，それから公民館をかつて利用をしていらっしゃった方々，そういった関係団体の皆様など，延べ６０名余りの皆さんに参加をしていただいて，いろいろと御意見をいただいたところです。その中でですね，近隣住民の皆様からはですね，隣接をする住宅地のプライバシー保護，あるいは違法駐車が増えないかというようなことを心配をなさる声が寄せられております。また，現在水道課として使っておりますが，道路に面したところにサガリバナが植えてございます。そのサガリバナの保存，活用についての御意見，それから図書，学習コーナーを充実をしてほしいという御意見，あるいは駐輪場を確保してほしいと，そういった様々な御意見，御提言をいただいたところです。これらのいただきました御意見につきましては，基本計画検討委員会の中であらゆる観点，角度から協議，検討を行いまして，最善の対応策がお示しできるようにしたいというふうに考えているところです。併せまして，検討委員会の中では，この平面図を基に想定される部屋割やスペース，そして更には利用の在り方，仕方，そういったことなどについても御意見をい

ただいておりますので，完成後の施設の管理運営面で，こういった御意見も反映できるように協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

１０番（元野景一君）　はい，ありがとうございます。いかにその公民館のですね，この建て替えをして，新しい，仮称ですけれども市民交流センターですね，これを造り上げるのに，いかに期待しているかということが，私はよく伝わっております。そこでですね，今，検討委員会の話がよく出ましたが，私たち議員としてはですね，ワークショップができて市民からの意見も来る，それから検討委員会ができあがる，そして設計ができあがる。そのときには，既に議員，我々付託を受けた議員たちの意見，つまり，ここはこんなふうなあれが必要じゃないかとかという，もし，いう気持ちがあった場合，私たちの意見がするのは，その設計ができ上がる前に私たちに説明があるのか，それともそうでなくて，一応基本設計ができ上がって，そして実施設計ができ上がる，どの時点で私たちには，意見を言う場合が，どういった場面で出て来るのか，ちょっとお知らせできませんか。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　先ほど申し上げましたように，この基本設計のほうが今年度中でき上がります。３月の末になると思いますが，基本設計が上がりましたら一度皆様のほうにもお示しをして，御意見をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

１０番（元野景一君）　実はですね，非常に期待される公民館です。そして場所を本当に近い，あの場所にという計画を聞いた段階でですね，私たちは非常に期待をするわけです。それをもう私たちが知った段階では，もう設計が決まって，一寸たりとも動かせないという，そのことを非常に恐れるもんですから，あえて質問をしたところです。大体の皆さん方のスケジュールを聞かされればですね，安心して私たちもその都度その都度私たちの意見を固めておいて，そして意見を言ってかけていくという形をしたいと思います。

それで，③にいきますね。今後整備事業のスケジュール等，先ほど言ったものを含めてですね，スケジュール等がそっちでお分かりであれば，一応市民に向けてもこういったふうな形のスケジュールで運びますよという形の③の私の項目として答えていただければありがたく思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それでは，今後のスケジュールについて，主なところを説明をさせていただきます。

先ほど言いましたように，今年度中にまず基本設計ができ上がります。これを受けまして，平成３０年度に実施設計の作成が始まります。それともう一つは，建設予定地でございます現在の水道課が入っている，そこの土地の地質調査を行うことにしております。１２月にこの本庁舎が完成をいたしますと，現在入っています水道課が移転をいたしますので，その引っ越し作業が終了した時点で，今ある建物の解体工事に取りかかる予定にしております。その後，平成３１年度から本格的な建設工事が開始をされまして，平成３２年度中の工事完了を予定をしているところでございます。以上でございます。

１０番（元野景一君）　はい，よく分かりました。今の形で進めていくことを非常に期待をしながら，私はその進捗を見たいと思っておるんですが，ここでですね，④にいきます。

建設予定の「子ども・保健・福祉複合施設」の利用目的や対象者の棲み分けについて，これに質問しますが，その前にですね，なぜこの質問をするかと言うと，公民館，旧公民館の利用度がですね，非常に，例えばあの一番の利用度の主たる目的というか，役割はですね，要するに市民ホールがなかったんです。つまり，あの公民館のときですね，市民ホールがなくて，せいぜいあったときが３５０席ですか，大体，旧公民館ですね。それがないために非常にそのはっきり言って，私たちが復帰の劇をするときに，復帰２５周年のときに潮鳴よ同胞のじゃなくて，鉄鎮の島々という復帰劇をやったわけです。こ

れは大島支庁から依頼されて，そして復帰劇をやったことがあります。３５０名入るその旧公民館でですね，満杯になって，入れない人がずっと行列を作ったんです。そしてその翌日の新聞投書にですね，私たち市民は見たい，自分たちの歴史あるその復帰の劇を見ることもできないのかと，私たちは入れなかったという，そうそうたる投書をもらったわけです。これが最初となりました。火種になりました。それからその後に，時の大津市長が大きな大きな目標の一つに文化センターを造る，今のですね，長浜に造る文化センターを造るという大目標を立てて，奄振予算でどうして，そのときにですね，文化に使う文化施設に使う，そういう奄振予算はできないという，最初の呼び込みがあったもんですから，非常に私たちは非常に恐れたんです。ところが，大津市長は英断を張って，ここでここで造ろうという形で，私たちは集められました。私たちはその劇をやった本人だったもんですから。そうしましたら，是非，是非みんなで大変かもしれんけど，文化センターを造ろうと。いろいろ英知を傾けたらですね，文化センターと言ったら文化施設と思われるから，これはこれはやっぱり，やっぱり予算が通らないかなという発想があったんでしょう。ですから，あそこは振興会館という形に名前になったんです。あれはもうみんなで考えて，振興会館，奄美振興開発予算，それを導入して，それであの文化センターを造ろうという，中身，やる目的は文化センターそのものですけれども，奄美振興会館という名前にして，正式名称はそういう形にして始まったのがあの文化センターです。そういったふうに，この公民館の役割，代わりの役割，大きいのは，まずは大ホールです。そしてこの公民館の一番たくさん利用されているのは，実は中ホールだったんです，中ホール。そして，中ホールがあって，そしてやっぱり博物館もほしいなという声があって博物館だったんです。その三つ揃いで文化センターは計画されたわけです。これはもう余談です。このように，文化センターの件に関してはまた次の議会に持って来るとしまして，そういった形に非常に役割の大きかった中央公民館だったわけですから，この期待が今度できるその会館に，非常に市民は期待していると思います。

そこでね，私はそのスケジュール等々もありますが，そこで公民館は先ほどいろいろな話が出たように，子どもたちの教育の場，学習する場所，そこもほしい。恐らくその言葉が出て来るでしょう。それで，実はその中央公民館の前身は日米留文化会館となって，今名小の体育館になっている，そこにですね，非常に白いきれいなアメリカ軍から贈られた施設がありました。そこが非常に勉強する場所として最高の場所を子どもたちに与えておったんです。その与えるのを公民館に与えられるはずだということがありますので，恐らく，なぜ私がここのこの４番で子ども・保健・福祉複合施設との整合性と言ったのは，この公民館の中にですね，学校教育の子どもたちの勉強する，自習する，正直言って，非常に大きな形がありますので，この施設にするのか，それから子ども・保健・福祉施設がここのあと整備されるわけ，はず，そこにこの奄美市の非常に，自分の家庭の家の住宅状況が非常に悪い，冷房がほしい，そういったふうな環境のために，子どもたちが遅くまで勉強するところがないということに，どこでそれを与えてげるのかとすれば，公民館なのか，その複合施設なのか。これを非常に今，私，皆さん方の計画を期待しながら見ているところなんです。ですから，複合しないように，それから，そして最初の目的を達成できるようにするには，どのように考えているかということを含めて，その棲み分けについてですね，これを④の形で質問しますので，よろしくお願いします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　まず，私のほうからは先ほど議員のほうから話のありましたホールと，それから学習スペースについてちょっと説明をさせていただきますが，旧名瀬公民館の客席数が３２０幾つだったと思います。今回，一応私どもほうで想定をしていますホールは３５０席ということで，大体同規模のホールを備えるということにしております。それから，話に出ましたその学習の場ということですが，前の公民館のほうでは図書室，あるいはロビーのほうで学生さんがよく勉強をしておりましたが，今回できる施設につきましては，現段階では学習コーナーというものをきちっと造るということで考えております。あと，今度できます市民交流センターと複合施設の棲み分けということに関しましては，保健福祉部のほうからまたお答えをいたしますので，よろしくお願いをいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君）　私のほうからは複合施設の件についてお答えをしたいと思います。子育て・保健・福祉複合施設，これも仮称でございますが，これにつきましては老朽化をし，建て替えが必要であります保健センター，それから老人福祉会館，これをですね，中心市街地に集約するとともに，子育て支援機能を充実させ，世代間の交流施設としてにぎわいを創出するものを目的というふうにしております。どちらの施設もですね，中心市街地の活性化を実現するための施設ということではございますけれども，利用目的，先ほど交流センターの利用目的がございましたが，それと担う役割もそれぞれ違う施設だというふうに考えております。議員のほうからございましたように，二つの施設の機能が重複することがないように，両方の施設では中心市街地の様々な世代の市民が訪れ，にぎわいを創出する施設としてですね，お互いを補完するようなものにしていきたいというふうに計画を進めております。以上です。

１０番（元野景一君）　この話をなぜ聞くかというと，非常に期待が大きいからなんです。公民館のその今度新しくする交流センターを造る。そして，この施設，複合施設を造る。先ほど言いましたように，ちょっと間違いますとですね，複合して，そして無駄な使い方をする形が，非常に危険性が起きてくるような気が，私は，私個人はいつもしております。ですから，是非そこら辺りは，この教育委員会も，それから福祉も，それから総務部その他も，全部集約してね，そして連携を取りながら，その複合の施設にならないような，もう既に使う前から発想を柔軟にして，より有効な使い方ができるような計画をですね，組織を是非，市長，そこら辺りを考えながらしていったらいいんじゃないかと思います。なぜかと言うとですね，恐らくぶつかるだろうなと，僕が創造するのは，文化センター，それからＡｉＡｉ広場，この二つの利用の仕方がですね，非常にこれを期待するんです。公民館をですね。そしてその複合施設も期待をするところですので，ここら辺りをきちっと，そうして有効に使えるようにしていただきたい，このように本当に思います。なぜかと言うとですね，文化センターの中ホールをあきらめた段階，あのとき，実は私も建設準備副委員長だったもんですから，それは，遠目塚助役さんが自治省からわざわざいらして，そして一生懸命この建設に取り掛かったんですね。そして，中ホールを結局造れなかったんです。造れなかったという残念さがあるのと，もう一つはね，あの真ん中と，横にＴ字にですね，文化センターの本当のメインになる回廊を，奄美の高倉をイメージしたその回廊を，ずっとして，そこに本当にもう観光客が来ても，わあ，この文化センターと思えるような回廊を造りましょうと。ここまで設計図にあったのものを排除，つまりやめなくちゃならなかったのは何かというと，やっぱり予算が足らずにですね，その回廊と中ホールを次に回したところなんです。私はそのときに質問しました，遠目塚助役に。そしたらまさかこれ以上カットされるようなことはないでしょうねと言ったら，遠目塚，その当時の助役さんがですね，非常に真剣な顔をして言いました。ああ，これはこんなにまでしてまじめなのかというような答弁だったのは，元野さん，これをこれ以上カットするんだったら，もうやめましょう，私たちには無理だということなんだからやめましょう。しかし，どうしてもこの施設を造り上げるというのは，私もそう思っていますし，皆さん方もそう思っているから，是非あなた方の時代に何らかの形でそれを成し遂げてください。私はずっと見守っておりますからという言葉まで，私はもらいました，そのときに。もうその言葉で十分ですという形で建設準備副委員長しておったときの言葉，会話だったんです。それを踏まえてね，私は今度の施設が，例えば文化センターのところに中ホールができるんじゃなくて，やっぱりその中ホールに匹敵する，利用が逆にそこを補う施設として，その公民館施設がですね，造るそのアイデアも是非考えてほしい，つまりホールをですね，３５０，３００から５００の間，利用度を是非考えて検討したらいいと私は思っているのはですね，龍郷のりゅうゆう館があの施設になったのは，奄美市が文化センターの中の中ホールを断念したときに，大体構想は向こうに伝わっておりました。中ホールの役割を奄美市がまだ造らないときに，自分たちのホールとしては奄美市の中ホールに匹敵する，つまり補完する，奄美市にどうしてもあの中ホール規模の利用をしたい

ときには，龍郷に来てもらうという形で，あのりゅうゆう館ができたのも私は聞いております。ですから，りゅうゆう館がそういう形でできて，そして今度の公民館のホールがどんなふうに計画をされるか，十分に配慮しながら頭の中に入れて計画をしていただければ，私はありがたいと思いますので，どうぞよろしくお願いします。

次の質問に移ります。私は項目を上げると，質問項目を上げると，その後に話し出すと時間が幾らあっても足らなくなりますので，次にいきたいと思いますのでお願いしたいと思います。ちょっと待ってくださいね。

２の広域行政について質問をさせていただきます。多岐にわたる広域行政の重要性について，縷々説明していきたいと思います。まず１です。広域事務組合のこれまでの経緯，これまでの経緯をですね，少し詳しく御説明していただければありがたく思います。

総務部長（東　美佐夫君）　広域の設立ということで，ちょっと申し上げます。まず，国が定めた広域行政圏の計画策定指針というのがございますが，これに基づいて広域事務組合が設立をされております。それまでの奄美群島広域市町村圏協議会，これは任意団体ですが，その協議会と奄美群島救急組合，奄美群島広域市町村圏視聴覚教育組合，奄美大島伝染病棟組合，これは一部事務組合ということになります，地方自治法に基づくですね。この四つの団体を統合して，平成３年の７月に設立をされております。当時の背景をちょっと申し上げますと，当時は近隣市町村と生活圏域，経済圏域が広域圏域となる中，広域的な事業展開の必要性や奄振法に基づく各種事業の連携実施のための奄美群島の一体性の強化が求められていたというところでございます。そういう中で，市町村間の広域的な連携を支援するため，国がふるさと市町村圏推進要綱というのを制定いたしました。このふるさと市町村圏というのはソフト的な事業をはじめ，広域的な観点から実施する多様な事業を積極的に進めるため基金の設置を求めたというところでございます。この基金の設置においては，出資した構成市町村や都道府県に対して国のほうで地域総合整備事業債というのを交付税措置をすることになりました。こうした広域事務の支援措置も重なって広域事務組合の設立につながったというところでございます。少し詳しく説明しますと，この基金ですが，１０億円の基金ということでございます。奄美群島の構成市町村が９億円，県が１億円，合計の１０億円の基金を設置したというところでございます。

広域事務組合の性質ということで申し上げますと，これは特別地方公共団体ということで位置付けられておりまして，議会や教育委員会を有して，各種施策に取り組むというところでございます。主な事業ということでは，これまでの事業に加えてその１０億円の基金の事務と，今やっております奄振の振興事業，そういったのの連絡調整，推進ということになります。そういったのが今の広域事務組合の事務処理の内容ということになります。以上です。

１０番（元野景一君）　逆に面倒な質問をしてと思って，思われるかもしれませんが，実はですね，もうやがて皆さん方が定年をされて去っていく。私ももう７０過ぎましたので，その年代でこの質問を，もう市長も大体僕と同じ年ですから，そうなってきますと，この広域事務組合ができた，その当時の日本の状況，恐らく地方自治を進めるのに，やっぱりその広域事務組合が必要だという趣旨のもとにできてきたんだろうというのがよく分かります。私たちがですね，昭和４０年代の頃だったと思います，その頃ですね。広域事務組合が作られて，そしてですね，その広域事務組合の職員募集があったんです。これは奄美市，市の職員なのか，どこの職員なのか，その所在がですね，非常に不確定というか，本当は広域事務組合という形でちゃんとあるんですよと言ったんだけど，始まりなもんですから，職員たちにも不安ばっかり残ったんです。この後，この職場は残るのかとか，そこまでも心配した，ちょうどそういった時期でした。先ほど経緯をずっと説明してもらいましたので，そういったことを踏まえて，私は再度質問しますけども，視聴覚ライブラリーという形の呼び名だったような気がしますね。そしてその視聴覚ライブラリーの主だった仕事は，学校，教育関係の何かという先ほど部長が言ってくれましたけ

ども，その視聴覚ライブラリーの組織があった頃には，主だっては具体的にどんなふうな形を行政が受けて，どんなふうな仕事をしていたのか。そこら辺をちょっと，期待，どんなふうな仕事を期待されて，でき上がってその仕事をはたしておったのか，ちょっとその触れた事，言ってください。

総務部長（東　美佐夫君）　横文字で申し上げますと，今，元野議員がおっしゃいました視聴覚ライブラリーということになりますが，正式には奄美群島広域市町村圏視聴覚教育組合という組織でございます。じゃあ，この組織がどういう背景でできたかということですが，地域住民や小・中学校の教育活動に密着した視聴覚教材，機材の貸し出しを目的に，これは昭和４８年１０月に設立をされています。その後，先ほど申し上げた平成３年に広域事務組合と統合したということで，今は広域事務組合の中にその事務局が設置されているということです。先ほど申し上げたとおり教育委員会が設置されておりますので，その教育委員会の中で位置付けられているということです。当時は視聴覚の教材の価格が高額でございましたので，その機材も普及していないという中で，全国的にも視聴覚ライブラリーが求められていたと，その設置が求められていたようでございます。奄美群島においても離島という条件の中でございましたので，個々の自治体で教具教材の整備や器材を操作する人材を育成することが困難であったこと。そういうことで広域的な視聴覚ライブラリーの設置になったということでございます。

現在ですが，学校教育，生涯学習の推進を目的として，教科教材，童話のアニメーション，趣味教養を広げるものなど，幅広い分野の映像ソフトを貸し出しを行っているところでございます。今，貸し出しの方法ですが，１２市町村の中央公民館が支部という位置付けになっておりまして，そこから各利用者への貸し出しを行っているというところでございます。利用者の内容ですが，保育所，幼稚園，小・中学校，自治会あるいは子ども会，会社の社員教育などに無料で貸し出しを行っているというところでございます。

貸し出しの状況を少し申し上げますと，設立の当初のしばらくの間はですね，１，０００本から多いときには４，０００本の利用実績がございました。昨今はメディア環境が非常に進歩しておりますので利用実績は減少傾向にありますが，平成２８年度の貸し出し実績で申し上げますと，１６ミリ映画が２２本，ビデオカセットが１１９本，ＤＶＤが２０５本で合計３４６本の貸し出しということになっているようです。

全国の流れを申し上げますと，少し古い資料にはなりますが，平成１５年度はこの視聴覚ライブラリーが９３２か所ございました。今現在は，現在というか，平成２４年度になりますが，６２２か所ということで，これは全国視聴覚協会の報告書にございますが，組織の改編，統廃合の流れにあるということで報告書には書いてあります。いずれにいたしましても，視聴覚ライブラリーの必要性と今後の方向性については，１２市町村でこれは構成しておりますので，その中で協議をする時期に迎えているというふうに考えているところでございます。以上です。

１０番（元野景一君）　おおむね分かりました。それでですね，非常に私は貴重なフィルム，貴重なビデオ，その他の方向性が今見えてきていましたので，その今までかけて集めてきた資料，そういったものは今どこに，誰の責任で管理されているのか，そこだけちょっと教えていただけませんか。

総務部長（東　美佐夫君）　視聴覚のその機材教材については，大島支所の入り口のところに町村会館がありますが，そこの中に保管されているのと，あとは広域事務組合の中で保管をされているというところでございます。管理のほうは広域事務組合の中で職員が専業というんですか，兼務を含めてですね，２名配置されていますので，その方々が管理をしているというところでございます。以上です。

１０番（元野景一君）　深く入りたいんですけれども，もうやがて，もう一つ日本復帰の質問が残っておりますので，ここことのバランスを取りながら質問したいと思いますが，実はですね，この広域が集めて

いる，それも次の質問を重なるのがあるから質問しているんですが，私たちの奄美大島は日本に復帰する，その米軍制下にあったときの貴重なデータ，フィルムが数多くあります。これは非常に復帰運動の，復帰運動の復帰のそのことを語ると，その頃のフィルム，軍政府から支給された，それからニュース，いろんなその復帰当初のですね，記録のフィルムがかなりありますし，ある情報を聞きます。このね，フィルムたちが，フィルムたちって，フィルムが，どうして私が質問項目に上げたのかというと，非常に今，劣化をし始めているんです。あのフィルムというのは，私も詳しく分かりませんけれども，非常に昔は映画で私たちは育った人間ですが，映画館でぼっと燃えたりしよった，そのフィルムが，フィルムの時代，それが非常にそれが盛んになって，そしてそういったふうな記録が出て，これが日本中でですね，このフィルムの時代が非常に劣化して，これをこのままにしておいたら，非常にこう，それを喪失してしまう。つまりもう見えなくなる。それから赤茶けてですね，色が駄目になってしまう。いろんな現象が出て来て，それをどうフィルムを再生させるかというのが，非常に大きな政治的な問題になってきています。恐らく，恐らく国もそのことを一生懸命していると思います。恐らくそれがやがて国，地方の私たちの問題としても，恐らく日本，国の制度からですね，恐らくそのことを上げられてくると，もう目の前に上げられて来ると思います。ですから，市長にお願いしたいのはですね，その頃，復帰当初，復帰，戦前，復帰，そして振興状態の今のときの，この奄美の貴重なデータ，フィルム，その他のものをもう一回，それをもし広域事務組合がやりますよというのか，それとも奄美市は奄美市のどこのポジションでしっかりと検証しながら，それにちょっと光を与えていて，これからつまり奄振事業，新しい奄振事業があるかもしれません，そこを利用する利用しないは別として，そういったことも想定した，この私たちの奄美市がですね，非常に貴重なデータ，恐らくこれからの世界自然遺産もあるかもしれませんが，そこのデータをどのように，どこの部署で奄美市は管理する，そういうことをもしお考えいただければ，お考えであれば，ちょっと御意見をいただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　復帰当時のフィルム収集ということでございます。もう一つ，奄美市の中でという話でございますが，広域的な話で申し上げれば，先ほど申し上げたとおり，今２名の職員を配置をしておりますが，その詳しい技術，そういった点についてはまだ未熟な部分がありまして，また併せて設備の面でもまだ不十分ということで，全て整った人員体制を有していないというのが現状でございます。

今後どうあるべきかということですが，先ほど申し上げましたとおり１２市町村で運営をしておりますので，まずはその１２市町村でその必要性を含めてですね，議論を図りたいというふうに考えているところでございます。奄美市については，その議論を踏まえて，じゃあ，奄美市どうするかということを検討してみたいと思いますので，御理解いただきたいと思います。

１０番（元野景一君）　総務部長からそのお答えで私はいいと思います。そこでね，やっぱり質問，通告がだぶってくるから申し訳ないんですけれども，広域行政について，やっぱり最高の管理者の長ですから，市長がその私が今要望した二つ，つまり奄美市はどうするのか，それから広域事務組合でどうするのかということをきちっと精査をされて，その重要性を，もし一番に分かるのであれば，特にこれはですね，予算が要ることだと思います，恐らく。例えば，恐らくそのことが国からも，これから後に，その都度その都度，非常に予算を付けた方法のまた申し出があるかもしれませんが，やっぱりこれをですね，非常に大切にしていかないと，私たちは本当にもうもったいない財産，つまりほかの地域から見たらですね，復帰を体験した場所である，世界自然の場所である，もうもう，何から何から上げたらですね，文化的な，例えば私たちの島唄，その他のですね，踊り，そのことを加えても，非常な財産がここにかかってくると思うんですよ。ですから，是非ね，ここは市長，ここ３期，市長になられて，もしかしたらもうこの建屋を造って，そしてもういろいろな施設も造って，これでもう自分の満足した仕事を

もう完了させるだけの意気込みじゃなくて，これからまだまだ市長がやるべき仕事は出てきて，私は提案をしますが，そういったデータの管理，それからデータの，再度，今度は私たちの今までの記録をどう再興して，再構築してですね，そしてそれを使った私たちの奄美市を，奄美大島を，どう対外的に出すかというのは，非常に大きな問題等ありますので，まだまだ朝山市長の仕事が増えてきましたけれども，是非考えていただきたいと思います。

そこで，もう次の項目に移ります。３の奄美群島日本復帰６５周年についてという項目でですね，まず（１）です。奄美群島名瀬，奄美群島日本復帰行事の在り方に，日本復帰行事の在り方について，これについて１，２，３として質問します。

まず１です。奄美群島日本復帰６５周年行事等の今後の在り方をどのように考えているか。とってもすばらしい日本復帰の運動のあれを継承してきているのは，もうよく分かります。ですから逆に言いますが，今後，どのようにその復帰運動の６５周年の復帰等を踏まえてやっていく，運んでいくつもりか，そこら辺りを御説明をお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　日本復帰の行事についてですが，毎年１２月２５日の議員御案内のとおりですが，潮鳴会の皆さん，奄美群島の日本復帰運動を伝承する会の皆様方に協力いただきまして，名小の校庭で日本復帰の集いを開催をいたしております。集いにおいては日本復帰の歌や朝は明けたりの斉唱，名瀬小学校の児童・生徒による断食悲願の朗読，中学生による生徒感想発表などを実施をしております。これは議員も御承知のとおりでございます。特に復帰を体験した方々から，子どもたちに伝える話として復帰運動や当時の様子についてお話を伺っているところでありますが，大変厳しい時代を乗り越え，祖国復帰を成し遂げた先人たちの熱い思いと行動は，後世に受け継いでいかなければならないものというふうに考えているところでございます。また，毎年復帰の日までの各学校での取組を御紹介いたしますと，日本復帰の歌の練習，あるいは復帰当時の様子や暮らしぶりについて，各クラスで学習を行っているというふうに聞いております。これも大切な復帰の伝承教育であるというふうに考えております。今年６５周年で節目の年になりますが，そういう意味で後世に伝える，残すことをテーマに，今回各種事業の実施を予定をしているところでございます。その内容を少し申し上げますと，まず日本復帰の日の集いに参加する子どもたちに配付するためのパンフレットの製作を予定しております。このパンフレットですが，復帰当時の写真を主に掲載して，復帰当時の様子を子どもたちに分かりやすく伝える資料ということで，今回は作成をしたいと考えております。また，復帰当時の写真企画展の開催，奄美市ホームページにおいて写真で見る日本復帰のページを製作したいというふうに考えております。このほか，奄美市だよりでの特集記事，復帰運動の体験談の募集，復帰を体験された方々のお話を伺って記録にとどめる作業，こういったものを今検討しているところでございます。日本復帰を成し遂げた先人の思いや行動を次世代につないでいくということは，大変大事なことでもございますので，この６５周年を節目に，こういった後世につなぐ作業を取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

１０番（元野景一君）　ありがとうございます。了解しました。それでね，もう時間が迫ってきた，もう５分ですから，私が一番お願いしたかったことは，この②です。奄美群島日本復帰記念館，仮称です，についてとして質問しますが，実はですね，どうしてもこれがもう必要な時代が来たんじゃないか。先ほど言った質問にも，それからフィルムの件に関しても，踏まえてこの記念館が必要だと，私は思います。復帰の記念行事をやるときに，名瀬小学校に集まってあそこでやるようになってきた。これもすばらしいことです。子どもたちが名小の子どもたちが，もう誇りを持っている。今，鹿児島の奄美の図書館は，奄美高校の敷地内にある。図書館があるというのは，奄美高校にとってはものすごいもう誇りなんですね。鹿児島のその行事が，文化行事が私たちの学校のそこにある。この誇りを持って奄美高校の高校ががらっと変わってきたような，私はそんなふうに思っております。これにもつながるように，名

瀬小学校が非常に子どもたちが少なくなってきた。名瀬小学校の子どもたちが少なくなった。だから，小さな学校という捉え方にしているような話も聞きますけれども，そうじゃないです。やっぱり名瀬小学校は奄美市の旧名瀬市の中心街に一番のそこにあった学校で，一番中心であった。この誇りをどうしても持たせたいなと，私は卒業生の一人として思っているもんですから，この復帰運動をやった名瀬小学校は，こんなふうに誇りある学校なんだということが，ここで示されると思います。是非ですね，その石段があります。この石段の上に昔は，その復帰当時はそこに木造の職員室があって，そこに大体先生方も集まるし，復帰協議会の議長なんかも，ほとんど集まる。ですから，そこから台を持ち出して来て復帰運動が始まった，その様子がよく分かります。ですから，あの敷地，石段の上のあの敷地内に，この日本復帰記念館，是非準備をして造っていただいて，そして代々に，つまり奄美から，奄美から都会に出た人たちに対しても記念になるような，帰って来たときには必ずそこに来れるような，そういった施設として日本復帰記念館を造っていただきたいと思いますが，これに対して御意見をちょっと聞かせてください。

総務部長（東　美佐夫君）　もう議員の熱い思い，よく分かります。奄美群島の日本復帰運動，これそのものが平和の生活に直結をしておりますので，その先人たちの並々ならぬ努力と団結力，こういったものが歴史的な大変重要な活動でございます。こういう歴史を次世代につないでいくことは，私たちの責務であるというふうに考えています。そういうことから，奄美博物館において現在復帰運動に関する貴重な資料の常設展示，あるいは復帰６０周年の際には展示コーナーを拡大して独立企画展を開催しているところです。復帰館の記念館の関係については，これ群島共有する財産でもございますので，まずは群島の市町村との協議も踏まえてですね，検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

１０番（元野景一君）　時間がきましたので，ここで終わりますけれども，それに対してですね，復帰当時，私たちが持っていたその復帰の小道具から何からですね，貴重な資料がですね，いまだに鹿児島に保管されております。なぜかと言うと，やっぱり私は鹿児島にいたころに博物館，博物館じゃなくて歴民館の係をしておった出村さんという方がですね，もともと奄美の出身です。貴重な復帰のときの旗もあるから是非交渉していただきたいという話を聞いております。これもお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自由民主党　元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４６分）

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党　川口幸義君の発言を許可いたします。

１１番（川口幸義君）　平成３０年の第１回一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。質問の前に少しばかり笠利町の大火の問題でお見舞いを申し上げたいと思います。

去る１月２７日未明，笠利町笠利において１９棟を全半焼する火災が発生し，１０世帯１８名が被災されたことの報道がありました。幸い怪我人などがなかったことは，不幸中の幸いであります。心からなるお見舞いを申し上げます。一日も早く元の生活に戻れるよう心から念願するものであります。また，２月の中旬頃から群島内各地の海岸でスラッジが漂着する騒ぎが報道され，大勢の市民やボランティア活動の皆様方，また行政と一体となり回収作業に御尽力されたこと，心から感謝申し上げたいと思

います。また，本年度をもちまして定年退職をなされる職員の皆さん，誠に御苦労様でございます。これからもどうか皆様の後輩によきアドバイスをしていただければ幸いかとこのように思っております。

それでは，私の所見を少々述べたいと思います。さて，今国会の最大の法案は，労働基準法改正をはじめとする働き方改革に関する法案であります。過度の長時間労働が引き起こしたとされる自殺事件を契機として，日本の働き方を見直すという改革であります。過度の長時間労働を罰則をもって禁止する一方で，時間との成果との関係が薄い職種では，より自由な働き方を制度化するの２本柱であります。長時間労働規制を評価する人たちの中にも自由な働き方，行動プロフェッショナル制度，否定する人たちがいます。労働基準法の設計は，本来，工場のラインで労働時間に比例して生産量が拡大するという発想の下にできている法律であります。人工知能やブロックチェーン，はたまたバーチャルシステムがリアルシステムをかくかにしていく時代に，数十年前の働き方を基本として法制に縛られていけば，現実と労働法制のかい離が起きます。それに対象とするのが今国会の法改正の２本目の柱である裁量労働法制は，野党の激しい抵抗にあって，１年先送りをするような事態となりました。この後，注視してまいりたいと思っております。

これより質問に入ります。大きな１番目に市長の政治姿勢について，昨年１０月の市長選挙で掲げたマニフェストには，風を力に，暮らしに幸せをという，市民へ大きなアピールをし，見事に優秀な成績で３選を果たされました。今年度は何を優先し，実行されるのか，伺いいたします。

２番目に（１）第７期介護保険事業計画についてであります。奄美市は鹿児島県下でも最も高い位置にある介護保険料が徴収されていると思います。この介護保険料は，今後の対策について伺いいたしたいと思います。

（２）２０２５年には全国的に団塊世代が被１号保険者との増加が想定されているが，対応について市長の見解を伺いいたします。

この後は発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるものであります。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，川口議員にお答えさせていただきます。

まず，お断りを申し上げますが，冒頭の部分については，私のほうで答弁をさせていただいて，後の部分については担当部長に答弁を委ねますので，御理解をいただきたいと思います。

ご質問の奄美市における第７期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画につきましては，全体で５回の策定委員会を開催し，第６期の取組の評価や現状の課題を抽出し，また平成３０年度から３年間の給付費の推計や高齢者人口の推移などを踏まえ，高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような取組の施策や，それに伴う介護保険料の算定を行ってまいったところでございます。

施策の内容といたしましては，地域での支え合い活動の推進や，生きがいづくり，高齢者の孤立化防止や認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを主なものとして取り組むこととしております。介護保険料につきましては，制度の仕組みとして給付費が増えることに伴い，必然的に介護料は高くなることになります。必要な人が必要なときに必要に応じてサービスを利用するという保険給付の適正化を進めながら，併せて積極的な介護予防，重度化防止，地域での支え合いなど，将来に備えた取組を実施し，適正な介護給付に努め，保険料の上昇をできる限り抑えたいと考えているところであります。また，現在保険料の設定については，所得に応じ国の示す９段階の設定となっております。御質問の市として保険料の上限額を設定することについては，既に負担能力に応じた設定をしている中で，更に他の段階へ必要額を割り振ることとなり，被保険者への影響が生じるため，慎重な議論が必要であると思います。今後，高齢者人口が増加する中で介護保険料の上昇を抑えるには，議員が御指摘のとおり，介護予防の徹底や健康寿命をできる限り伸ばしていくことが最も大切な取組の一つであり，市としても特に

力を入れていきたいと考えておりますので，どうか御理解を賜りたいと存じます。

保健福祉部長（上野和夫君）　御質問の２０２５年度の対応についてお答えいたします。

２０２５年度には全国で団塊世代が７５歳に到達し，要介護者の増加が想定されていることにつきましては，本市におきましても昭和２８年前後に生まれた方が人口構成で一番多く，将来推計人口で２０２５年には６５歳以上の方が３６パーセント，７５歳以上の方が２０パーセント，２０３０年には６５歳以上の方が３８パーセント，７５歳以上の方が２４パーセントとなる見込みとなっています。これらを考えますと，将来安心して暮らせる奄美市をつくるために今から取組を行う必要があると思われます。高齢者が増加する一方で稼働年代層の方が減少していくことにより介護を担う人材不足などが原因で事業所運営や介護保険サービスにも影響をしてくる可能性があり，大きな課題であると考えます。

このような状況の中で，この課題を乗り越えていくためには，次に二つのことが重要であると考えているところです。まず１点目は，地域での支え合いを推進することなどにより，新たな担い手を創出することです。現在，総合事業の生活支援の中で奄美市生活介護員の養成を行っており，簡易な支援については奄美市生活介護員が担い，専門的な支援が必要な方への介護は専門職が専念できるように取り組んでいます。また，将来のために中・高生を対象に医療・介護・福祉の仕事について専門職から直接子どもたちへ話をしてもうらう進路ガイダンスを行い，島に帰って来て働く子どもたちが一人でも増えるよう取組を行っています。

次に２点目につきましては，早い時期から介護予防に重点的に取り組むことです。加齢とともに介護が必要となるのは自然なことですが，できる限り介護や医療を必要としない期間を長くする，いわゆる健康寿命を延ばし，元気な高齢者が増えることで介護予防はもとより，高齢者の社会参加による効果も期待され，制度の持続性にも寄与できるものと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　これはですね，厚生労働省の白書によりますと，１９４７年昭和２２年から昭和２４年生まれが６０歳前後から７５歳以上の高齢者の数がプラス１，０９１万人と急激に増加することが見込まれる。一方で，１５歳から６４歳人口は，団塊ジュニア世代といいまして，１９７１年昭和４６年から１９７４年昭和４９年生まれがなお現役であり１７０万人の減，年率０．９パーセントとなる見通しである。これにより，２０３０年平成４２年には高齢者化率は３１．８パーセントと，国民の約３人に１人は６５歳以上の高齢者となる見込みであると，このように白書は載っていますけれども，それでですね，３人に，高齢者３人を１人で支えるという，こういった時代に突入するわけですけれども，これは国の制度にもよると思うんですけれども，このまま奄美市はこういったものの今後の予測はですね，どういうことが予測されるのか，市としての考え方，ございましたら，ちょっとお願いしたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君）　今後の人口の予測につきましては，先ほど，奄美市の人口の予測につきましては，先ほどお答えしたとおりでございます。それに対して市の取組としましては，御答弁申し上げましたとおり，介護予防に力を入れるということを申し上げました。これは現在，総合事業というのを始めておりますが，これは専門的な知識までなくても，介護支援ができるケースであります。そういった軽い支援が必要であれば自立した生活ができる方もいらしゃいますので，そういった方を対象に，まず，生活支援員という養成をしまして，広い人材を求めて介護に当たってもらうという体制，もう一つは，現在元気な方ですが，高齢とともに介護状態になることも考えられますが，できるだけそれを年齢を遅らすとか，元気な状態を保っていただくためには，やはり地域で支え合うということが大事でありまして，地域で支え合うということにつきましても，総合事業につきましても，要するに介護する人の裾野を広げるといいますか，そういった体制を取らないと，議員おっしゃいましたとおり，３人で１人を支えなきゃできないということであれば，やはり専門職に頼るばかりではちょっと限界があるのでは

ないかというふうに考えています。以上です。

１１番（川口幸義君）　部長，どうもありがとうございました。よく勉強しておりますね。僕も一生懸命勉強して，今日ここに立っていますけれども。それでですね，介護１，介護２，これは本来ならば老人ホームとか，そういった施設でこれまではお世話になっていたんですけれども，今，国は非常に財政難の時代になって，できるだけ要介護１・２は在宅で一応面倒見なさいよと，こういう指導のもとで，行政も今，包括支援センターなどと連携を取りながらですね，取り組んでおられるのはよく分かっております。それでですね，新しいこの第７期の介護保険事業については，その予備軍，要支援の１・２というのが，この介護１・２の下に要支援の，要するに予備軍がいらっしゃいますよね。こういった方々はどの程度の数があるのか。また，これらの支援については，予算的にはどのように，あるいは心配している人がいらっしゃる。それやったら自分たちは自己負担せんとならんのかなと，こういう心配なさる方々もいらっしゃるので，ここらあたりについては心配は要らないよと，ある程度の自己負担は必要かと，そういったものがございましたら，お願いします。

保健福祉部長（上野和夫君）　今回定めました第７期の介護保険事業計画で，要介護認定者の推移も取っております。それによりますと，平成３０年から３２年間の３年間の計画でありますけれども，平成３２年，最後の３２年度の状態を予測を申し上げますと，要支援１が３７４名，これはですね，現在は要支援１が４３４名ですから６０名程度減少ですね。要支援２につきましては，現在４６９名のところが平成３２年度は４８２名というふうに減少していく予想をしております。国のほうも介護予防ということに力を入れるような方向でありまして，そういった方向で先ほど言いました総合事業なども取り入れてやっておりますので，そういった国の思いが反映された結果，こういった予想が出て来ているわけですけれども，介護の，先ほどの繰り返しになりますが，介護する人，介護できる人を増やすということに取り組むことによって，要支援者の不安を少しでも解消できるようにしたいと思っております。

１１番（川口幸義君）　この介護を受ける側と介護を，やはりお手伝いをする，いわゆる人手の問題もこれから大きな重要な課題かなと思っているんですけれども，僕もちょいちょいいろんなところを回っていますけど，僕よりもまだ若い人たちが介護を受けられてですね，僕は，おお，いつまでも元気で頑張らんといかんかなと，我々は医療費も３割負担をして頑張っているのに，僕よりまだ１０歳も若い方々がね，こういう方々が結構おるんですよ，市長。私，これを見てね，本当にね，親に感謝しながらね，皆さんの相談を聞きながら走り回っているところですけれども，こういた時代を見ますとですね，やはりこの奄美市も一生懸命取り組んでいるなということは，よく実感しているんですよ。私も今，女房の遠い親戚にあたる９４歳のお年寄りを，今，うちの家内と二人面倒見ているんですけれども，いろいろとケアマネージャーですかね，それからいろいろヘルパーさんが来てですね，いろいろ手伝いするのを見たりして，私は週に１回だけ，病院にお供して行ったりして，協力をしておるんですけれども，いずれは私もこうなるのかな，年寄りと笑うな，今から行く道じゃということをね，自分で考えながらね，大事に，やっぱりできるだけはしてあげたいなと，このように思って，つくづく感じました。

今，現場で頑張っている皆さんもね，本当にね，一生懸命取り組んでおられる姿を見ましたけどね，やはり我々が気のつかないところでね，こういう親切な方もいらっしゃるんだなということもね，つくづく感じました。これからまた行政と一体となってね，こういった業者，業界ですね，この業界の皆さんも頑張っていらっしゃるんですけれども，この介護７，この事業について，もうあとはこの業者の皆さん，業者の皆さんがふるいにかけられて，だんだんだんだんもう店をたたむのではないか，こういう心配をなさる皆さんもいらっしゃるんですよ。だから，そこら辺りはまだ把握はしてないでしょうか。

保健福祉部長（上野和夫君）　介護事業所で働く皆さんは，対人の介護でありますので，非常にプレッシ

ャーと言いますか，負担が重い部分があります。それでその実際に介護に当たる方々へのケアということも大事になってくると思いますけども，そういったことも今回の事業計画の中で盛り込んでおりまして，その研修会とかですね，そういったことで少しでもその事業者の負担を行政のほうで手伝ってあげられるような施策の取組も，事業計画の中では上げられているところで，そういった取組も今後していきたいと思っております。以上です。

１１番（川口幸義君）　どうもありがとう。よく分かりました。それでは今のところは業者の場合は，まず心配はないものかと，このように理解してよろしいでしょう。

大きな２番に入りたいと思います。土木行政について，（１）市道三儀山公園から医師会病院間の道路事情が非常に悪い。市民の皆さんからも苦情が寄せられておりますけれども，当局はこれをどのように，早く整備してもらいたいなというお電話を結構いただいているんですが，どうでしょうか，部長，よろしくお願いします。

建設部長（元山末男君）　それでは市道三儀山線につきまして答弁させていただきます。

当該路線は以前から本線沿いにあります土取山からの土砂搬出が終了した時点で，道路計画の検討を行うこととなっており，今回，道路計画の検討を行うために現道の状況を含めた調査を行ったところでございます。この調査の中で，道路路面が悪い箇所が確認されてところでございますが，路面悪化の原因といたしましては経年劣化もありますが，長浜埋立て事業，名瀬港マリンタウン整備事業への土取山からの土砂を搬出するために多数の多くの大型車両が走行していたことも原因の一つと考えられましたので，今回，土取山整備事業で当該路線の補修工事を実施することにしております。また，道路線形の見直しを含めた抜本的な道路整備を実施するために，社会資本総合整備交付金事業の平成３１年度からの次期計画での事業実施に向けて関係機関と協議を行っていきたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１１番（川口幸義君）　安心しました。部長，これは３０年度は無理ということですか。道路事業の，非常に今のところ，これは応急処置でもしてもらいたいなと思っているんですが，救急車などが非常にね，今のところは非常に道路が悪くて具合が悪いということですが，これは応急処置は３０年度はできないものか。

建設部長（元山末男君）　３月末にですね，約１７５メートルの舗装工事を発注する予定でありまして，繰越をしまして約２か月間で完了する予定としております。

１１番（川口幸義君）　ということは，繰越でなさるということだから，３月には発注をなさるということですよね。３月に発注なさるということ，繰越をするということ。そういう理解でよろしいですか。

建設部長（元山末男君）　先ほど申し上げたとおり，調査を行ってですね，設計を行い，その調整を行った結果，今月末のほうの発注を行い，繰越を行って約２か月ほどで完成させる予定でございます。

１１番（川口幸義君）　ありがとうございます。さすが機動力のある部長，すごい。僕はもう繰越でやるとは思わなかったですね。恐らく新年度の６月か７月ぐらいに，上半期の発注で間に合うかなと，私は思っておったんですけれども，繰越でなさるということは，お金がたくさんあるんですか。ありがとうございました。じゃあ，分かりましたので，安心しました。

それでは，（２）番，大浜海浜公園リニューアル計画について伺いいたしたいと思います。それが①高倉の葺き替えについて，今現在２棟ほど工事に入っておりますけれども，これをひっくるめてお願いし

たいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御承知のとおり，平成３０年度完成に向けて整備を進めております大浜海浜公園リニューアル整備事業では，市民をはじめ，観光客などの来賓者が安心・安全，そして快適に過ごせる空間づくりを目指しております。現在進めている高倉２棟の改修につきましては，本体の柱は既存の部材を活用し，屋根部分については職人の減少や萱の入手が困難なことから，今後の維持管理を考慮し，木製平板葺きとし，床板を張ることで高倉をイメージした休憩施設としているところです。併せてですが，その周辺のガジュマルの木陰の活用や，第一駐車場前に休憩棟を２棟配置することで，園地を来園者のゆらう場として整備することとしております。以上です。

１１番（川口幸義君）　この高倉は，これは完成はいつ頃の予定でしょうか。もうあと１棟ね，欲を言えば，今２棟，工事入っていると思うんですよ。３棟ぐらい建てると，非常に倉がお互いに支え合ってね，見場がいいかなと私は思っている。毎日，夕方行って見ているんですけれども，そこ辺りはどうでしょうかね。お考えは。

商工観光部長（菊田和仁君）　工期はですね，３月２０日，３月１５日にしておりますので，もうしばらくいたしますと２棟については完成いたします。それから今，もう１棟というお話が，質問でございましたが，以前撤去した高倉の柱，梁などの構造部材は別途保管してございまして，今後の利用状況の推移も見ながらですね，また，そういった中で，今後検討してまいりたいと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　いよいよですね，大浜リニューアル計画も今年は最後の年だと思いますね。５年計画で今年は３０年度は発注の予定はあるんでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君）　来年度平成３０年度を終了予定としておりますが，３０年度に残されているのはですね，バースハウスのみでございます。３０年度にバースハウスを終えて，大浜のリニューアルが全て終わるということです。以上です。

１１番（川口幸義君）　大浜もですね，日に日に完成のあれに近づいております。これで世界自然遺産登録を見据えてですね，万難を排して受け入れ体制は整えつつあるなと，私はこのように思っておりますが，できればあと１棟の高倉がどこか行ってないもんで，僕は一生懸命探しているんですが，この倉も持って来て建てれば，ちょうど３棟建てる。こうするとね，見場がいいんですよ。そこら辺りもね，考えたほうがよろしいかなと思っておりますよ。これは大浜ももう３０年度で終わるということ，バースハウスは１億３，０００万円か，それぐらいの予算でしょうね。そうすると，５億近い大きな額が整備されると，こういうことで安心しているところであります。大浜も見違えるようになってきました。あとこの海水浴を夏場に迎えてですね，それについては竹山耕平議員がね，砂の問題は私が聞くから聞かないでほしいと，今日言われましたのでね，この砂の問題については竹山耕平議員が詳しく聞かれると，このように思っておりますので，よろしくお願いします。

それでは，大きな３番，農林水産業について，（１）農業研究センター技術取得者の現状について，①技術取得後の成功事例と失敗事例について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

農政部長（山田春輝君）　成功事例と失敗事例の前に，現状を先に説明させてもらいます。奄美市の研修事業につきましては，議員御存知のとおり，新たに就農を希望する者に対しまして，農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるため各種研修を実施し，将来本市で中核的農家として自立できる人材の育成を目的に名瀬地区の農業研修センターと笠利地区の営農支援センターにおいて農業研修を実施してお

ります。研修の定員は両センターを合わせて６名でございます。また，研修資格は農業を職業として選択し，本市の重点振興品目の栽培を主に希望する者で，自立経営農家を目指した就農意欲があると認められる者となっており，年齢はおおむね５５歳以下となっております。研修期間につきましては，毎年７月から翌年の６月までの１年間となっております。平成２８年度末までに本市の研修を終了した方は３３名いらっしゃいます。そのうち２９名が専業農家として就農しております。地域別に申しますと，名瀬が６名，笠利が２１名，住用が２名となっております。残念ながら専業農家として就農できなかった方は，１名が兼業，２名が離農，１名が死亡となっております。

議員の御質問の習得後の成功事例と失敗事例についてでございますが，まず成功事例としましては，新規就農後の課題として土地の問題や資金難が挙げられておりますが，その方は研修前に出稼ぎに出て，資金を貯めた上で研修センターへ入所し研修を受け，研修終了後は青年等就農計画をもとに国・県・市の支援を受けながら，自己資金を活用しまして樹園地の購入を行うことにより，計画に沿った経営が行われ，また，所得も安定し，地域との関わりの中で信用を得まして，経営の拡大も見込まれる専業農家として，現在就農していらっしゃいます。

次に，失敗の例でございますが，専業農家として就農できなかった方は，将来の目標や就農計画自体が立てられていない。それから資金や農地確保の目処がつかないなど，農業を志す準備段階で問題があったと思われます。本人を含め，関係者が話し合いを持ちまして現状で就農した場合には，本人への負担も大きく，経営が維持できないなどの不安要因があり，余儀なく離農に至ったケースもございます。また，県や市の助成を受けながら営農を始めたが，計画の将来性と作物設定が不安定だったことから，収入が少なくなり，農業以外の仕事を始めたため，本来の農業に手が回らず離農に至った事例もございます。

このようなことから，農業の担い手として１人も離脱者が出ないよう，また研修卒業生が就農にあたり将来の職として不安がないよう支援していくためには，研修の入り口，農業を志すスタートから，本人の強い意思を確認しまして，将来担い手となり得る人材を確保するため，研修事業の見直しを行い，農業が職として誇れる担い手の育成に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

１１番（川口幸義君）　今，部長のお話を伺いますと，３３名の方が研修を終えられてですね，２９名の方は専業農家として活躍なさっているということですから，まあ，安心しましたね。僕は半分も歩留まりはないのかなと思っていたんですけども，この②にも一緒になってお伺いしますけれども，この農業の計画認定基準というのは，これは鹿児島県が行うのか，ちょっとそれを伺いたいと思いますけど。

農政部長（山田春輝君）　農業計画認定基準について説明させてもらいます。まず，認定新規就農者制度は，将来において安定的な農業経営の担い手に発展するような青年などの就農を促進するため，将来への農業経営の目標に向け農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市町村が認定いたします。青年等就農計画を認定する申請者は，まず県・市・農業研修センターなどの関係機関から必要な指導や助言を受けまして計画を作成し，市のほうに申請いたします。市は申請された青年等就農計画が市が定めた基本構想に照らして適切であるか，計画が農用地の効率的利用を図るために適切であるか，計画が達成される見込みが確実であるか，この３項目の条件を満たしている場合に市のほうで認定いたします。以上でございます。

１１番（川口幸義君）　市の認定についてはよく理解できました。それでですね，県や国，行政から支援を受けるというその基準については，非常に厳しいものがあるのじゃないのかなと，厳しくてなかなかそれに当てはまらない，要するに研修センターは卒業はしたけれども，この基準になかなか認定に至らないと，こういった事例などはありますか。

農政部長（山田春輝君）　平成２８年度の修了生の中で，先ほど申しましたとおり，研修就農するに当たり，県と市と本人の出されている計画書などを審査しまして，先ほど言いましたこの計画では本人が就農した場合，ちょっと不安だなという方がいまして，１名，就農できなかった方がいらっしゃいます。

１１番（川口幸義君）　そうでしたら，いわゆるこの基準に当てはまられる方，こういった方々が，例えば農業を頑張ろうと，そういう意欲がある方が基準に合いましたよと，そうなったときに，何年間，国・県からの支援が幾らあるのか。何年間は支援していただくのか，そこら辺りがございましたらよろしくお願いします。

農政部長（山田春輝君）　一応研修期間中に年間１５０万円の支援を受けられることになっております。研修終了後，５年間研修対象として認められた場合は１５０万円ずつ受けられるんですが，毎年先ほど言いましたとおり，１年の実績を見まして，来年度も引き続きやっていいのか，それともこの時点で，１５０万円でやめたほうがいいのかと，以前，２８年度までは借りた就農したときの１５０万円は，仮に事情があって就農できなくても，返さなくてよかったんですが，平成２９年度から制度が変わりまして，お金を借りて，その後２年，２倍ですね，１年間就農で借りた場合は２年間，２年借りた場合は４年間，就農しなければ返さなくちゃいけないという制度になりましたので，今回そういう対象者が出たということでございます。

１１番（川口幸義君）　基準に合って一生懸命取り組んでいらっしゃれば，５年も，うまくいけば５年間ぐらいは１年間１５０万円ぐらいの支援を受けながら農業に頑張れると，こういう経緯があるということをよく理解しましたので，笠利は２１名，それから住用が２名，名瀬が６名と，これが専業農家で卒業なさって頑張っておられるということですから，割と率から見ればいいのかな。僕は半分ぐらいはもうやめられたのかと思ったんですけど，僕の想像以上に皆さん頑張っておられるから，やはり営農指導研修センターは，やっぱり存在感はあるなと，このように思っております。ありがとうございました。

それでは，（２）番，名瀬漁協や奄美漁協，これは奄美漁協の支部は住用は支部になっていますね。住用漁協の専業漁師の現状について，お伺いしたいと思います。これから①には住用の漁協和瀬工場の加工場について，加工場の運営状況についてね，ちょっと伺いしたいと思っておりますが，よろしくお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　まず，水産業の現状についてでございますが，５年ごとに実施される漁業センサス，これ，平成２５年の統計です，において漁業種別の構成は漁船漁業が８２パーセント，養殖業が１８パーセントと，漁船漁業の占める割合が高いことが本市の特徴であります。また，漁業就業者数は２１１人，笠利が１１６人，名瀬が５９人，住用が３６人となっていまして，前回調査と比較しまして１３人減少しており，年齢構成においては，笠利地区は４人に１人，名瀬・住用地区については３人に１人が７０歳以上となっていることから，漁船漁業者の高齢化，後継者不足が深刻化しているところです。

このことにつきましては，漁船漁業による漁獲量が天候に左右され収入が安定せず，副業をしなければ生計を維持できないケースも多く存在することが大きな原因であると考えております。以上です。

１１番（川口幸義君）　漁師の方は割と年齢が高くてですね，若者が非常に少ないなと思っておりますが，それで奄美漁協は，部長は御存知ですよね。笠利，奄美漁業には，笠利，奄美漁協の本部があるんですよ，笠利に。ここはですね，これは九州でもかなり有名になってきましてですね，超低酸素水の効力，空気中の酸素は魚の酸化を促し，これが原因で徐々に腐敗を進み，そこで奄美漁協の皆さんが着目

したのが，その酸化を抑制することで今年の４月に導入した仕様を試みに，海水中の酸素量を減らし，低酸素状態を作り出すことができる技術，この超低酸素を使用した海水の氷に魚を入れて置くと，輸送中の酸化を防ぎ，更に菌の発生も防ぐので，その鮮度保持効果は口に入れた瞬間に感じられます。生臭さがなくなり，旨味が増すとプロの料理人も認めるほどのそんな鮮度の保持だけでなく，魚本来の旨味を際立たせる超低酸素水を生み出すことが可能になったのは，ウルトラファインバブルの存在であります。化学の応用，ウルトラファインバブルとは，ウルトラファインバブルは目に見えないほど極小なサイズの泡のこと。一見すると漁業とは無関係の技術こそ，奄美漁協における鮮度保持を向上させた正体です。このＵＦＢのすごいところは，その持続性，通常の気泡と違い，上昇する速度を非常に遅いため，水中に残ったまま魚をコーティングします。更に，微細な気泡は内臓までコーティングし，真空パックに近い状態に，こうした酸化を防ぎ，菌の発生を防ぎ，高水準な鮮度保持を実現するので，先を見据えた化学の応用がこれからも水産業界を進化させます。

それでですね，この奄美漁協笠利支部についてはですね，全て魚は羽田市場と沖縄市場に，これは価格が安定しておりましてね，漁民の皆さんが非常にやる気を出して，幾ら魚を釣って来てもね，競りがない。いつも同じ値段で引き取ってもらえるということでね，もう非常に活気があって，九州各地区から視察に来たいという問い合わせがあるみたいだけど，今のところは我々は忙しくて，そういうことはもう今のところはできないんだということで，私はこの間，１２月にも呼ばれて，この現況を見ましたが，とにかく魚は沖絞めでですね，沖で釣り上がった魚はみんな沖絞めで血抜きをして，そういう魚だけを本土に送っているんですよ。幾らあっても足らないくらい。値段も安定をしているという，これをですね，私は今，名瀬漁協の皆さんがね，どのように捉えられていらっしゃるのか，そこら辺りは，部長，どうですかね。名瀬漁協の現況は，魚がだぶれば値段が下がる。競りにかけられて値段が下がると燃料代にもならない。だから，漁業をやっても生計は立てられない。こういった下降の繰り返しが，今現在もあるのかなと思ったりするんですが，笠利の奄美漁協としては喜界島からもね，沖絞めをした魚，こうしなさいよという指導はなさっているみたいですけれども，みんなブランド化にあった奄美の魚，奄美漁協というシールを貼って，羽田に送っているんですよ。もう大島紬に近いくらいの奄美の魚はブランド化されてですね，非常にね，僕はね，感動しましたが，そこら辺りは，もし名瀬漁協の皆さんが学んでもいいのかなと思われる方がいらっしゃったら，部長，そういったお話などはね，名瀬の漁協辺りに行って，なされたらどうかなと思うんですが，どうですかね。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員がおっしゃったようにですね，奄美漁協は確かに活気があると伺っております。組合員数にしてもですね，それから総会の資料も見させていただきましたが，奄美漁協が比較したら，比較するのはどうかなと思いますが，名瀬漁協より総じて活気があるものと思っております。そういったことで名瀬漁協のですね，水揚げが，例えばちょっと漁獲量が多くて，値崩れしたときなどを踏まえてですね，奄美漁協から学んで，そういった取組をですね，するようなことは大変大切なことだと思っておりますので，こういった事例をですね，私どものほうからもお伝えもし，また両漁協連携取れることがないかを含めてですね，検討させていただければと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　そういった非常に活気があってですね，皆さんがね，昼頃まで，みんなお互いの同僚が釣って来た魚をね，みんなで手伝って荷造りをして空港に送るという，あの姿を見てね，すごいなと，みんな共有している，情報を。今までやったら，自分の魚だけ釣って，内緒できたんだけど，お互いがみんな量をたくさん釣って，たくさん安定した値段で儲けようという，もう共有しているもんで，非常に活気がありましてね，このやり方は私は九州でも何か所かしかないみたいですけれども，すばらしいなと。東南アジアまで羽田から笠利の奄美漁協の魚が行っているという，ちゃんと私は聞いておりますけれども，時代に先取りしたようなこのやり方はですね，非常に組合長さんには，私はね，感銘を受けました。やる気十分ですね。一時はね，笠利で釣れた魚をこういう技術を身に付ける前まで

は，名瀬漁協に持って来ると，もう魚を持って来るなと，もうここももうさばけないから持って帰れと，そういう時代があって，自分たちは苦労してね，何かいい方法はないかなという努力したのが，今これに，この新しいやり方，無菌状態で真空パックしたような状況で，沖縄にほとんど半分は送っているわけですよ。そういうことで，航空運賃も全部向こうがもってもらって，安定した取引をやっていると。一度，役所の皆さんもね，お暇を見て視察に行かれたらどうかなと，それぐらい値打ちがあると私は思っておりますので，非常に無菌状態で魚を取組をしておられるということで，私も勉強させていただきました。そういうことで，部長さん，名瀬漁協にもね，そういうお話，だから向こうもね，興味があればそういったものも共有して，一緒に奄美は一緒に立ち上がろうという気持ちがありますので，よろしくお願いします。以上ですが。

それから，和瀬の加工場について，ちょっと伺いしたいんですが，①運営状況について，ちょっと伺いしたいと思いますが，よろしくお願いしますが。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　和瀬水産加工センターの利用状況について，まずお答えいたします。施設の管理につきましては，住用漁業集落加工部す～漁が指定管理を行っており，委託内容は施設利用者へ加工機械の指導及び管理となっております。

次に，売上についての件ですが，加工場での魚買取りはしておりませんが，住用漁業集落が会員の漁業者から加工品用として魚買取りを行っております。その買取り額は平成２８年度９５６キロ，買取り量ですね，９５６キロ，金額にして５９万円，対前年比は８万７，０００円増となっております。加工製品といたしましては魚肉まん，お魚ハンバーグ，コロッケ，サワラの味噌漬けなどで，各種イベントでの出店や移動販売等を行っております。また，平成２８年度の利用状況につきましては，施設の稼働日数が１４５日，それから利用者３８４人となっており，若干市民の利用もございます。利用の大半が住用漁業集落での利用となっております。以上でございます。

１１番（川口幸義君）　この利用者がですね，３８４人と今おっしゃいましたけれども，この利用者の割には売り上げが５９万円とか，この程度じゃ，ちょっとこの加工場としてはね，私は費用対効果から見ればですね，全然違うのじゃないかと思うんですけど，もうちょっとこの魚の量も買い上げをしてですね，加工もどんどんして，市内とか，いろんなところに発送するという転換がなければ，これは５９万ぐらいだったら，これはもう笠利辺りに行ったら，１人の漁民がこれぐらいの売り上げしますから，どうでしょうかね。これは，一般の漁民からは買い取りはしないということは，組合員の釣って来た魚だけを仕入れて加工しているという状況でしょうか。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　御指摘の件でございますが，加工量が議員のおっしゃっているとおり，川口議員のおっしゃっているとおり，まだ少のうございますので，漁業集落以外の方からの買い取りが，まだそこまで及ばない状況です。今後は，もうちょっと例えばイベントとかですね，そういったものでもっと販売できるように，あるいは商品づくりをもっとできるようにすれば，ほかの収量も引き取りもできると思いますので，頑張っていくように応援できればと思っております。

１１番（川口幸義君）　これは所長ね，やり方によってはね，広域事務組合とか，特産品にね，どんどん住用加工をもっとやったほうがね，僕はいいと思いますよ。これは５９万円じゃ，これ話になりませんよ。１人で頑張ろうと思ったら，これぐらいの売り上げはできますよ。だから，もうちょっとこの発想の転換をね，やってもっとこの特産品加工をしてね，全国に１２の市町村と一緒になってね，沖縄のね，離島フェアなんかに行ったらすごいですよ。１８の離島からみんないろんな特産品を持ち寄ってね，僕はね，去年行きました。市長選のちょうど土曜日の日に，私は沖縄に急用がありまして，あのとき沖縄の離島，１８の離島から離島フェスタがありましたが，すごい。もう島々からいろんな特産品を

持って来て，加工品も一杯並べている。売り上げも結構あるんですよ。住用のこの５９万円だったら，これはね，話にならんですよ，部長。もうちょっと気合いを入れてね，もっと魚も売り上げも９００キロですか。これぐらいじゃ，あれだなと思うんですよ。だって，利用者が３８０人もおったらね，この売り上げではちょっと少ないと思うよ。もっと加工を上げて，広域事務組合と連携しながらですね，奄美の特産品として住用の加工品を，私は売り出してもいいのかなと思って，一応要望ですかね，ひとつ取り組んでもらいたいなと思っております。これについては終わります。

それでは大きな３番，（３）屠畜場建設の経緯について，部長が喜んでおりますから，何かいいお話が聞けるのではないかなと思っておりますので，よろしくお願いします。

市民部長（前田和男君）　それでは，屠畜場建設に向けた今後のスケジュールについてお答えいたします。

これまで庁内の検討会及び奄美大島５市町村で構成する奄美大島屠畜場在り方検討委員会を設置し，協議を進めてまいりましたが，今後の事業執行を大島地区衛生組合で行う旨の協議が１月に整いました。そのことを受け，大島地区衛生組合の事務に食肉処理施設の設置及び維持管理に関することを加える規約変更案を各構成市町村で足並みを揃え，今３月議会に上程いたしております。本市を含め，各構成市町村で議決後，首長協議を経て県知事から大島地区衛生組合規約変更の承認を受ける予定としており，平成３０年度４月以降に大島地区衛生組合員において基本設計業務の発注を予定しておりますので，御理解をお願いいたします。

１１番（川口幸義君）　安心しました。かなり後ろのほうでは進んでいるなとこのように思っております。もうあとはないですよ。もう４，０００食のね，あのセンターは，もうどんどんどんどん形はでき上がっておりますからね，何とかね，子どもたちにきれいな屠畜場で，おいしい食肉を与えられるようにね，頑張ってくださいよ。終わります。ありがとうございます。

議長（師玉敏代君）　以上で自由民主党　川口幸義君の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後２時３１分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１６番（三島　照君）　こんにちは。市民の皆さん，議場の皆さん，そしてインターネットを御覧の皆さん，本日最後の質問になりました。まずは，先月の笠利町での大火事で被災された皆さんには，心からお見舞い申し上げます。また，この３月で退職される市職員の皆さん，本当に長い間御苦労さんでした。これからは地域へ戻ってもらって，できるだけ地域から行政を支え，地域を支えて地域活動にも是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

皆さん，今，日本の国会をテレビやらで御覧になって，どのように感じているんでしょうか。私は逆に子どもたちにはもう本当に到底見せられない，情けない国会答弁が続いていると思っています。安倍総理が答弁すればするほど，真実が伝わってこない。おまけに次から次へと問題が発生してくる。森友，加計問題ではとうとう文書ないと言っていた文書までが飛び出してきただけじゃなくて，その文書が書き換えられて，改ざんされてきた。また，裁量労働法制の問題では，でたらめなデータを国会に提案をしてきて，答弁もできないような状況が続いています。ごまかしだらけのこの国会運営には，国民の中からも怒りが広がっています。安倍自公強硬政治に対して国民は黙っていません。とうとう裁量法制の国会提出を見送らざるを得ない状態にまで追い込まれています。まさに国民が政治を動かす。こう

いう状況が今起きていると思っています。そういう立場から質問に入ります。

まず，市長の政治姿勢の問題です。市長は施政方針でもいつも市民の安全で安心な市民生活を守るのは当然行政の責任だと言われていますし，大きな行政の役割だと思っていると言われます。私はこの間のオスプレイの問題等を含めた答弁を見ていて，何かもうひとつすっきり受け止められないのが現状です。例えば，１２月での私の質問に対して，オスプレイの飛行の関係での答弁で，航空機の飛行については，航空法や同法の施行規則に基づいて飛行しているものと理解しておりますという答弁でした。最近のこの米軍機やオスプレイの無謀な飛行訓練について，今も航空法に基づいて事が進められている，そういうふうに，そして今も安全と思っているのか，長の見解を求めます。

次から発言席へ帰ります。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　三島議員にお答えいたします。まず，市民の安全・安心な市民生活についてということでの御質問の要旨が多岐にわたっているようでありますので，一部について私が答弁させていただきたいと思います。

まず，オスプレイの問題につきましては，御指摘のとおり，全国各地においても安全飛行に関し議論されていることは承知申し上げております。そのため，先般マスコミ報道等でも御案内のとおり，自民党の奄振委員会においても特別にこの問題について取り上げられて議論されております。安全性はもとよりでありますが，奄美のイメージダウンとの御指摘もありました。こうした議論が国レベルで行われたということは，各自治体から機会があるごとに情報を提供している結果であると感じているところでもございます。当然ながら，安全飛行が前提であり，本市といたしましても昨今の米軍機の事故について危惧をいたしているところであります。米軍機の緊急着陸や落下物などにつきましては，地元自治体において国また米軍に対し意見書等の提出の上，事故原因の公表等を要請していると承知をいたしておりますが，同様の事故が繰り返されることがないよう，対応が求められているものと考えております。いずれにいたしましても市民の安心・安全が第一でありますので，本市といたしましてもこのような事案が繰り返されることがないよう，引き続き関係機関との連携を図ってまいりたいと存じますので，御理解をいただきたいと思います。

１６番（三島　照君）　関係機関と連携を取るというのは，事故があったらその都度，米国防省にも強く申し入れをしていきますと言うのが防衛大臣の答弁です。しかし，幾ら強く申し入れても，たびたび繰り返されている。特にこの１年ぐらいの間というのはひどすぎるというふうに思っています。そういう点で見ても，先の答弁では１２月の定例会での答弁で，整備ミスや操作ミスなど，機体以外の要因で発生する事故もあることから，事故率だけを見て機体の安全性を評価することは適当ではない。まるでどこか米軍が答弁しているような答弁を繰り返されています。しかし，この問題はこの奄美の地域だけじゃなく，日本全国で今行われていることで，やっぱり厳しく申し入れをして行くということと同時に，きちっとした返事をもらってくる。そこまでいかないとね，私はこの問題は解決しないと思っているんです。先ほども読みましたけど，この航空機の飛行について，航空法に基づいてオスプレイや米軍機が日本の上空を飛んでいるんではないんです。日本の航空機はほとんどすべてが日本の航空法に基づいて，安全確認やそして人口密集地などはできるだけ飛ばないようにいうのが航空法の内容なんです。ところが，米軍機だけはこの日本の航空法が除外されているんです。これは日米地位協定に基づいて削除されているんです。先日の国会でも国土交通大臣も答弁されていますように，こういう状況の改善も含めて，やっぱりあの日米地位協定の見直しを含めて，意見を出していかなければね，だから，国がやっていることだから，地方自治体はじゃなくて，地方自治体の市民の命と暮らしを守るのが一番の仕事ですから，やっぱりそこんとこはきっちりとやっていくべき。あまりにもひどいから尾辻会長がまだ占領

下なのかという発言をせざるを得なくなっている。これが今の状況ではないかと思っているんです。そのことも含めて，再度，もう一度，それでも日本の上空，奄美の上空は安全だと思っているのかどうか。一言でも意見があれば出してください。

総務部長（東　美佐夫君）　先ほど市長のほうからも答弁がございましたが，自民党の奄振特別委員会で緊急に取り上げられた事案でもございます。これはもうマスコミを通じて公表されていますので，多くの皆さんが御存知だと思います。国レベルでこうしたことが議論されたということは，これは先ほど市長のほうからもございましたが，首長の皆さんが事あるごとに国の先生方のほうにも地元の実態を届けている，その結果のことでございますので，大きな前進だと我々は思っています。引き続き市民の安全というのは当然のことでございますので，引き続き国のほうにも，そういう安全な飛行をしていただけるように，徹底していただけるようにですね，引き続き要請をしていきたいというふうに思っています。

１６番（三島　照君）　くれぐれも強く申し入れをしていただくように，再度訴えておきます。

そして次に，このオスプレイなどの訓練飛行のコース，これも調査を国にきちっと求めて，市民にもその情報提供をすべきだと思っているんですけど，その辺についても聞かせてください。これも前回の調査では実際にはここで言っているのは，１１月の２０日にこの週に事前訓練を実施したいという事前連絡を受けておりました。しかしながら，実際に実施する日時についての連絡がないまま訓練が行われたいうのが，前回の答弁なんですけど，私はやっぱり市民が本気で防災訓練等の問題もいろいろうわさがありますけど，少なくても大まかな形でこういう飛行訓練の線引きもやられているところもありますのですからね，こういうのは資料を請求するとか，調査すれば，手に入ると思うんです。このルートのどこからどこまで，先日も私は１日中かけて，ある新聞社が奄美に来られて情報を調査したいということで，浜里の方や古見方の方に直接回って話を聞いてきました。本当に畑をやっていても，改めて振り返らなければならないぐらい畑で，それこそ頭抱え伏せんならんほどの爆音が流れて我慢できなかったと。たびたびそういう問題が起きているということも言われていました。そういう中でですね，こういう飛行コースとかいうのについては，いろんなところで線引きも流れてきています。しかし，このままこのとおり飛んでいないのも事実なんです。そういう点も含めて，この飛行訓練のコースなどについて，調査を国に求めて，しっかりと市民にその情報提供をすべきじゃないかというふうに思っていますけど，そこんところ，この訓練飛行のコースの調査についてどのように考えていますか。

総務部長（東　美佐夫君）　１月３０日の目撃情報の関係でございますが，市民の方による情報提供はございませんでしたが，先日，在日米軍を監視する市民団体の飛行分析によるということで，低空飛行訓練のルート設定の新聞報道がなされたというところでございます。この報道を受けて，本市といたしましても九州防衛局のほうへ確認をしたところですが，防衛省においても新たな低空飛行訓練ルートとしては承知をしていないということでございました。これまで答弁をさせていただいたとおりでございますが，訓練でない通常の飛行にあたっては，航空法や同法施行規則に基づいて飛行をしているというふうに認識をしているところでございますが，常に情報提供のお願いを我々のほうからもしているところでございますので，何らかの情報がございましたら市民，議会の皆さんへ，その情報提供をしていきたいというふうに考えております。以上です。

１６番（三島　照君）　事故が起きてからではね，もう遅いんですよ。結局，２月の２４日付けでは佐賀県の神崎市議会が意見書を出しています。これは民家に墜落するという事故が発生してからなんです。幸い，人身事故やそういうのがね，このときも発生していませんので問題なかったんですけど，まさに民家や幼稚園や保育園，学校に墜落したら，そのまま市民の命と暮らしに関わる問題なんです。やっぱ

りそういう点では，これからその辺は厳しく対応していただきたい思います。

三つ目は③ここ書いてあります。奄美海上保安部の体制強化を私は国に求めていくべきじゃないかというふうに思っています。なぜかと言いますと，この間の油の流出の問題，その何年か前には東シナ海，徳之島の沖で７０億近い麻薬の取り引きの問題で，暴力団員が逮捕されたとか，いろんなことがこの間，発生しています。そして自衛隊を配備する大きな理由の一つが南西諸島防衛と，尖閣諸島や東シナ海での専守防衛だといわれてきています。しかし，自衛隊は事が起きなければ戦争を仕掛けていくのが軍隊ですから，自衛隊ですから，今やられようとしていることは。そうじゃなくて，そういう争いごとが起きる前にきちっと取り締まりをしていく，それが普通の姿だと私は思っている。交通事故でもまちの安全・安心，守っているのは警察官です。海の警察官は海上保安部なんです。そういう意味でもこのことをお願いしたい。なぜかと言いますと，１月１５日付けの新聞で，海上保安本部が大型巡視船の母港を増設していこうということがいわれています。この大型巡視船７隻を母港となる新たな拠点施設を最大で国内で４か所増設する方針。その一つが沖縄尖閣諸島周辺での中国公船の領海侵犯だと書いてあるんですよね。そういった問題を含めて地元と今，協議していこうということなんです。それ以外には，沖縄の石垣島や宮古島，そして本土の横浜や，などを含めて検討されています。そういう点では，私はこの今，かいもんが配置されていますけど，緊急なときはあまぎが入って来ていますよね。しかしこれ，母港として配置してもらうということは，むしろそれに伴った人口増や経済効果も大きいと思う。そして何よりも尖閣や東シナ海，上海や，そういうところに向けては沖縄，石垣島やらから見ても，鹿児島から見ても，この奄美が一番距離的に近いんです。そういうことを考えたときにね，私は要請して，要望していく条件は揃っていると思うんですけど，考え方を示してください。

市長（朝山　毅君）　巡視船の配備については，群島内市町村長会，議長会を代表してヘリ搭載型の巡視船を常備していただくということを奄振委員会含め，我々は要望してまいりました。確か３年前に巡視船あまぎが配備されました。ヘリ搭載可能な巡視船でございます。しかし，議員今おっしゃったように南西諸島，とりわけ沖縄近辺においてにわかに漁業者の操業の安定，また海上治安の安定などを含めて，そのあまぎが応援と言いますか，沖縄のほうに行ったことは事実であります。その後，国においても巡視船を装備すると，また新船を造るというふうなことで，それらができましたら沖縄のほうに配備されるだろう。特に，第十管区，第十一管区，沖縄と奄美を含めた第十管区，沖縄は十一管区ですが，そこら辺の海上治安の安定などを含めて，そういう意味を要望してまいりました。そして，そのことは一応形上整いましたので，奄振法の要望活動から落しております。そのように配備されたことは事実でありますが，近辺のそういう治安のもと，装備，警備，海上警備などを含めて，そのようなことがあったということであります。併せて，自衛隊のこともおっしゃいましたが，自衛隊は戦争するための軍隊ですからと，議員はおっしゃいましたが，私はそのようには思っておりません。守るための自衛隊であるというふうな位置付けのもと，海上自衛隊だけではいかんともしがたい海上治安，災難，防衛という意味において，やはり連携して国の責任の名のもとにおいて，海上，空を，海を，陸を守るということは当然のことであります。このあまぎについては，一応奄美に配備されたというふうなことだけは御理解いただきたいと思っておりますので，そのことについても今後，動向などを見回りながら，常備できるように，そういう体制がこの第十管区，第十一管区，海上治安の守るための体制が整うように，そういう意味においてはその都度申し上げているつもりでありますので，御理解をいただきたいと思います。

１６番（三島　照君）　不必要な答弁しなくてよろしい。私が言うているのは，今の安倍内閣のもとで，戦争法が施行され，その方向にどんどん進んで，自民党の憲法改正でも自衛隊じゃなくて軍隊，国防隊を作ろうとまで言い出しているから言うているだけです。余分なことを言わなかったら言わないですむことを言わんならんようになった。あまぎが，あれは正式に配置されているんですか。そうですか。最

近軍隊違うであれは，最近あまり見ないもんやから，臨時で来ているのかなと。ただね，こういうのが正式に配置されてきたら，そこには職員住宅や，いろんなものが造られて，本当に経済効果もそれこそ海の安全が，海運業界の皆さんから見てもね，安心していられると思いますので，是非この大型船が，今度新しくできる大型船が配置される方向，引き続き強く求めてほしいと思います。何かあったらどうぞ。

総務部長（東　美佐夫君）　先ほど市長のほうからあまぎの関係はお答えしておりますので，その母港ということで，私のほうから少しお答えいたします。海上保安部のほうに確認をいたしました。そしたら，今，谷山港を母港で整備をしているということでございましたが，ただ三島議員もおっしゃるとおり南西諸島の体制強化というのが大変大事なことだというふうに思いますので，名瀬港の機能がそれに見合う条件が揃っているのかどうかですね，その辺を含めて少し整理とさせた上で関係機関と情報提供を図りながらですね，その可能性を探っていきたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

１６番（三島　照君）　初めて怒らんとすんだな。是非その辺は，うるさいな，後ろから，引き続き議論していけたらね，ええと思いますので，何とか実現の方向で持って行けるようにお願いします。

それでは，２番にいきます。（１）の子育て支援の問題です。今，子どもの貧困状況というのは，やっぱり非常に厳しい，これはものやらが目に見えて目立つものではありませんけど，やっぱり学校行けない子どもとか，食事もできていないとか，６時，７時，８時，９時ぐらいになると，スーパーや，そういうところが安く売り出すときに，それを待っていて買い物に来んならんとかいうような状況が生まれています。それで，中学生やらの間でも時々いろんな話が耳にも入って来ます。そういう点で，今回，私どもが長い間要望してきた子どもの医療費も，市長の英断で中学生まで無料にしていただいて，そして若い，本当に子どもを育てる皆さんからは大いに喜ばれていることと思っています。しかし，奄美市の総合計画や戦略ビジョンやいろんな計画を作るたんびに，そういう皆さんを集めて意見交換したときには，必ず出て来るのは，やっぱり一番の要求は子育て支援に力を入れてほしいというのが，どの調査やどのアンケートや市の計画の中の意見として一番大きいと思うんです。それはやっぱり改めてもう一回ここで議論しておきたいなと思っていますので，是非，まず今，そういった子どもの貧困の状況をどのように今，見ておられるのか示してください。

福祉事務所長（奥田敏文君）　それでは，奄美市における子どもの貧困についてでございますが，現状でお示しできるものといたしましては，平成２８年度末の生活保護世帯に属する子どもの割合としまして，小学校の全児童数２，５９１人に対して生活保護世帯の児童数が８０人で全体の３パーセント，中学校では全生徒数１，３１３人に対して５９人で４．４９パーセントというふうになっております。また，準要保護世帯の状況といたしましては，小学校では準要保護世帯に属する児童数が６９８人で２７パーセント，中学校では３８６人で２９パーセントというふうになっております。

なお，県内全体での状況にもなりますけれども，昨年度県が実施いたしましたかごしま子ども調査によりますと，等価可処分所得の中央値の２分の１，１２２万円これ未満の世帯ということですが，アンケート回答者の世帯のうちの１２．９パーセントということでしたが，特にまたこの中で母子世帯の占める割合，これが３８．７パーセントというふうになっております。その母子世帯の就労形態について申し上げますと，正規雇用が３６．３パーセント，非正規雇用が４４．３パーセント，自営業が２．３パーセント，無職その他が１３．７パーセントというふうになっておりまして，県内全体では貧困家庭の属する子どもは就労条件がよくない母子世帯，これに多いものと推測され，奄美市でも同様の状況であるというふうに考えております。

１６番（三島　照君）　今，県の調査の結果については，部長から報告がありましたけど，やっぱり誰も

好き好んで母子世帯になろうと思っているわけでもないし，また貧困世帯でそれでええと思っている家庭もないと思っているんですよ。ただ，いろんな家庭環境や生活環境や，いろんな中でそういう問題が発生し，全体では結局金がないために進学もできない，スポーツ，子どもスポーツ，やりたくても遠征する費用もない。結局，金がないから何も子どもにもできないという状況が，やっぱり生まれてきていると思うんですよね。そういう中において，分かる範囲でいいんですけど，②のひとり親の実態と，その人たちの生活環境，めったに分からないと思うんですけど，もし把握されているところがあればその範囲内で示してください。

福祉事務所長（奥田敏文君）　ただいまありましたひとり親家庭の実態，それから生活環境についての統計資料というのは持ち合わせておりませんけれども，経済的に苦しいひとり親家庭への経済的支援として，児童扶養手当という制度がございます。奄美市における児童扶養手当の今年１月現在の受給者，これが８１１世帯ということで，そのうち７４２世帯が母子家庭，６４世帯が父子家庭，５世帯は母子以外の養育者の家庭というふうになっております。先ほどから申し上げてますかごしま子ども調査の結果を見ますと，等価可処分所得が１２２万未満の世帯で食料，衣料，学用品が買えなかった経験があったかという質問に対しまして，食料が２１．４パーセント，衣料が３１．５パーセント，学用品が２２パーセントの世帯が買えなかった経験があるというふうに答えているようでございます。また，公共料金で支払いができなかった経験があるのかという質問に対しまして，公共料金２９．０パーセント，電話料金２３パーセント，家賃１８．９パーセント，給食費で１６．４パーセントの世帯で支払いができなかった経験があるというふうに回答しておりまして，経済的理由によって家計支出が厳しいという状況にあることが分かっております。このような状況ですので，先ほど議員のほうからありましたとおり，学習塾などに通わせたくても５４．３パーセントの世帯で子どもの学習意欲に経済的な理由で応えられなかった経験があるというふうに回答しております。県全体の状況でございますが，奄美市でも同様な状況ではないかなというふうに考えているところです。このようなことを踏まえますと，経済的に厳しい家庭環境が，子どもの進学，それから将来について影響を及ぼしているのではないかというふうに考えておりまして，ひとり親家庭ではそのようなケースが多いのではないかというふうに考えております。

１６番（三島　照君）　今，それぞれの指標が示されました。私は社会の中で生きていることですから，いろんなことがあって普通だということだけで済ますんじゃなくてですね，やっぱり少しでも，ちょっとでもそういう問題を解決して，そういう子どもたちが社会の中でね，やっぱり素直に成長していけない状況というのがあってはならないと思っています。そういう点からも，引き続き奄美市の，やっぱり子育て支援は単に目に見える問題だけじゃなくて，しっかりと進めていっていただきたいいうふうに思っています。政府も子どもの貧困対策を進める自治体への地域子供の未来応援交付金という形で２０１７年度で６億１，０００万円，１８年度の当初予算でも１億５，０００万円と計上していくということもいわれていますので，やっぱりそういった問題を踏まえて，少しでもそういう子どもたちに社会の弊害が少しでも解消されるような方向をね，職員が一団となって取り組んでいただきたい。そのためにもいろいろやろうと思ったら，やっぱり実態が分からなければできないと思うんですけど，先ほどのいろんな資料も出て，おおよそ分かったんですけど，鹿児島県が実態調査，小学校５年生と中学２年生を対象に，約２万２，０００人のアンケート調査もやったということが報道されていますけど，そういう実態調査みたいなことも取り組んでみてはと思うんですけど，その辺は考え方があれば示してください。

福祉事務所長（奥田敏文君）　議員がおっしゃるとおり，貧困家庭に属する子どもの生活状況，それから家庭の状況というのを正確に把握していない状況ではございますけれども，先ほどのかごしま子ども調査のですね，報告書の中でこのような，いわゆる貧困状態に対して検討すべき施策というのを示してお

ります。この施策の中で，低所得者が世帯が利用できる学習機会の確保，低所得世帯の保護者，特にひとり親に対する就労機会の確保，低所得者世帯の医療機関の受診機会の確保，こういうものを施策として取り上げているところでございますが，これらの施策のうちに学習機会の確保につきましては，奄美市学習支援事業，それから就学援助などで既に取組を始めております。それから，就労機会の確保につきましては，高等技能訓練促進費等事業，いわゆる学校に行っていただいてですね，いろんな資格を取っていただくと，そのことによって就労をサポートするという事業でございますが，就労支援員を中心としたハローワークとのチーム支援に取り組んでおります。医療機関への受診機会の確保につきましては，先ほど議員からもありましたが，いわゆる中学生まで対象を拡充した子ども医療費の助成事業，それからひとり親家庭等医療助成事業なども取り組んでおります。また，非課税世帯の未就学児につきましては，窓口負担をなくすということで負担軽減を図るというのを，これは県全体でですね，１０月からの予定をしているところでございます。更に，家庭内で様々な問題を抱えている場合がございますので，これに関してはですね，個別に問題に対するきめ細かな支援を行うために，養育支援訪問事業，それから家計相談支援事業，こういうものも行っております。そのほか家庭児童相談員，要保護児童対策員を配置しまして，相談内容によってはケースワーカー，スクールソーシャルワーカーとも連携，情報交換を行いながら，その家庭の状況に応じたきめ細かな支援を取り組んでいるところでございます。

今申し上げました生活保護に関する相談，それからいわゆる婦人相談，家庭相談，それから市民相談も含めてですね，連携を取り合いながらやっております。今後とも国の支援策，県の調査結果から検討すべきという施策がありますので，今申し上げた関係各課，関係機関と連携してこれらの施策を着実に実行して，厳しい経済状況，生活環境にあるひとり親世帯に対する貧困家庭に対してきめ細かな支援を行っていきたいというふうに思っております。

こういう支援を行っていって，それでもなかなか救えないということであれば，市で調査をする必要があると思いますけど，まずこの支援のほうを先に進めていきたいというふうに思いますので，御理解をいただければと思います。

１６番（三島　照君）　役所の縦割りだけじゃなくて，横の連絡も取り合いながら，しっかりやっていただけたらと思います。これ，一つだけ，じゃあ，次に行きます。

今，先ほども川口議員からもありましたけど，元野議員のときか，子ども保健福祉の複合施設というのが，今計画されています。私はここの中でどうしても銭湯を，お風呂を造ってほしい。なぜかというと，今，千代田湯がありますけど，もういつまでもつか分かりません，今の状況でいけば。高齢化もしてこられています。しかし，ここがなくなれば，本当に今の奄美の大体７０代以降の皆さんは，大体紬，機織りながら生活をしてきて，それで何々工場とかいわれるように，機を織りながらの住宅に住んで来られている人が圧倒的に多いんですよね。そういうところにはお風呂もシャワーもありません。ですから今でも矢之脇町から長浜から，ずっと町全体からここ１件しか風呂がない。集まって来ているんです。こういう人たちを見捨てるようなことはしてはならないと思いますけど，考え方があれば示してください。

保健福祉部長（上野和夫君）　名瀬地区における銭湯についてお答えいたします。現在，名瀬地区において民間の銭湯は１か所であり，そのほか一般の方の利用も可能とした入浴設備を備えたホテルがございます。民間の入浴設備につきましては，市民の生活様式の変化などにより推移をしてきたものと思います。一方，市内の入浴施設のある公的施設としましては，住用地区の体験交流館，笠利地区のふれあいの湯，名瀬地区の老人福祉会館がございます。名瀬地区の老人福祉会館については，高齢者福祉を目的に整備されたもので，入浴設備についても６０歳以上の方が施設利用の一部として現在１日１０名程度の利用となっているところです。老人福祉会館については老朽化が著しく，建て替える必要があることから子育て支援施設，保健センター及び老人福祉会館の機能を併せ持つ奄美市子育て保健複合施設を計

画しているところであり，その中で現在老人福祉会館にある入浴設備についても，同様のものを新しい施設で設置することを検討しているところであります。以上です。

１６番（三島　照君）　ホテルに風呂がある言うたって，ホテルに風呂入りに行く人は誰もいないね。笠利や住用へ名瀬から行く人がいるわけでもありませんので，長浜は今までも利用している人は行ったりして，向こうでただ楽しみに入っていたと思うんです。そういう点からも，是非検討していただきたい。時間ないし，次行きます。

さっきの子どもの貧困の関係で，順番が逆になって入れ違っていますけど，１点だけ，その貧困の続きの質問ですけど，学校教育の現場の中で，給食費やＰＴＡ会費などの回収状況，そしてもう一つはその滞納になっている方々への回収の金を集めるやり方，私，一時聞いたことがあるのは，ＰＴＡの役員さんや学校の先生らが家を回って集めているというのもちらっと聞いたことがありますので，その辺のことをひとつ示してください。

教育長（要田憲雄君）　御説明申し上げます。給食費やＰＴＡ会費などの校納金についてでございますが，奄美市内小・中学校２８の学校がございまして，その中で２７の小・中学校で児童・生徒が毎月学校へ現金を持参して納金しているという現状でございます。残り１校につきましては，集落の子ども会の育成会長さんが１件１件回られて集金していただいて，学校に納金しているということでございます。また，笠利地区の１０校の給食費についてでございますが，年度当初に給食センターから納付書を各家庭に郵送されますので，それを受けて保護者の方が金融機関に納付すると，振り込んでいくということになっているところです。それから回収の状況でありますが，平成２８年度の実績では，奄美市内２８校小・中学校のうち２１校につきましては全て納金できているということでございます。残り７校については，未納者が存在する現状です。そこで，全児童・生徒に対する未納者の割合は０．４パーセント，それから徴収すべき給食費に対する未納額の割合は０．３パーセントというふうになっております。先ほど議員からお話がありました未納世帯に対する連絡や回収についてでございますが，事務職員や会計担当者が，あるいはまた学級担任が各家庭に電話をして，お願いをしていると。あるいは学校から督促状を郵送することもございます。その後も未納が続くようであれば，管理職ですとか，あるいはＰＴＡの役員が各家庭を回ってお願いをしているというふうに御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

１６番（三島　照君）　はい，分かりました。ただ，最後に言われた，私は基本的にね，ＰＴＡの役員が回収に行くいうのは，やっぱりそこの子どもや家族に対するね，プライバシーとかいう問題以前に，かわいそうやと，あそこは入ってないというのが分かるような，全てのところでそういう差別や偏見を生まないような方法いうのは考えていただきたい。それだけです。よろしくお願いします。

最後に，産業振興行政についてお聞きします。中小企業を取り巻く環境いうのは厳しい状況があると思っています。この奄美でも人の問題や人材問題など，あちこちで今問題になっています。そういう中で，地域経済や社会の基盤である中小企業の振興が，今本市においても大きな課題だと思っています。そういう中で，奄美市はこういう中小企業振興条例ができました。この振興条例はこうした状況を踏まえて，本市の柱のひとつとして中小企業振興に取り組んでいく姿勢を明確にしたものと考えています。そういう中で，質問に入ります。せっかくできた市の宝物，市民の宝であるこの中小企業振興条例をどのように徹底をし，生かされているのか。私は市民や事業所へもこの中身をもっともっと説明をし，広報して広げていくべきだと考えているんです。どのように生かされ，徹底し，生かされているのか，事業所への説明，広報すべきと思うが，その考え方を示してください。

商工観光部長（菊田和仁君）　奄美市中小企業・小規模企業振興条例につきましては，本市経済の重要な

役割を果たす中小企業等の振興の基本理念となる条例として，昨年４月に制定したところです。条例制定を踏まえ，昨年８月に商工会議所や業界団体など１５団体からなる中小企業振興会議を設置し，条例の趣旨，内容等について広く周知を図るとともに，本市中小企業の現状や現在市が取り組んでいる施策の説明，業界団体が抱える課題等について意見交換を行い，共通認識を深めたところです。振興会議での意見交換においては，本市の中小企業が抱える現状として特に人材確保に苦慮しているとの意見が多く出されたことから，次回の振興会議においてハローワークの御意見も伺いながら対応策を検討してまいりたいと考えているところです。中小企業の振興を図るためには，中小企業者，経済団体，行政が一体となって対策を検討することが重要と考えております。今後とも振興会議の場においてそれぞれの立場で取り組むべきことを引き続き協議を重ねるとともに，多くの中小企業者や市民の皆様が条例の趣旨を理解し，主体的に取り組む機会の創出に努めてまいりたいと考えております。以上です。

１６番（三島　照君）　今，振興会議を立ち上げてそこで議論をしているということだったんですけど，しかし私はこれは，確かに振興会議などを立ち上げてやっていくのは大事ですけど，そこで止まっていたんでは何にもならないと思うんですよね。この中身は業者の皆さんにも知ってもらえれば助かるように，市の責務としてそういう人材育成及び確保に努めていくことと合わせて，資金供給の円滑化を図ることにより，中小企業者の経営基盤の強化を促進するように努めなければならないと。そして予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保し，中小企業者等の受注機会の増大にも努めていかなければならないというふうになっているんですけど，こういった内容がこの振興会議でどのくらい，どういう議論をされているのかですね。振興会議を今まで何回開かれたのか。そこをもう一回聞かせてください。

商工観光部長（菊田和仁君）　先ほども申し上げましたが，現在１回開いたばかりでございますが，３月中にもう１度開きます。それから，今三島議員がおっしゃった内容についてですが，今市の責務のところを議員が話されたと思いますが，経済団体，中小企業者，それぞれの役割がございますので，市もやりますけど皆さんはどういったことを取り組むべきかということを議論することが一番重要と考えておりまして，できればですね，２年ぐらいのサイクルでお互いに取り組むべき課題を整理した上で，それぞれに取り組んでいただくと，もちろん市も含めて，必要なことがあれば取り組んでいくという考えでおりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１６番（三島　照君）　こういうものを議論するに当たって，最後に私はやっぱり市がこういう条例を本当に作って，これが皆さんに理解されて，腹を割ったそういう議論が進めばね，本当に中小業者，奄美の経済発展にとっても大きな力にはなっていくだろうと思っています。そういうのを調べて調査する上でも，私は市内の事業所での実態調査というのは必要だと考えています。社会保険労務士の皆さんからも何回か聞かされましたけど，やっぱり社会保険などにも加入していない事業規模のところも結構あるというのもお聞きしていますので，その辺での実態調査をやるという考え方があるのかどうか。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御質問の全事業所について実態調査ができないかということですが，実態調査を行う目的，内容にもよりますが，施策の立案に反映する目的であれば，国・県による各種統計調査，経済センサスであるとか，県の労働実態調査などもございます。をはじめ，奄美大島商工会議所においては会員実態調査も行っておりますので，そういった場合には既存のデータの活用が可能ではないかと思っております。また，事業所の皆様方からの声を聞く機会として，奄美大島商工会議所やあまみ商工会においては融資の相談や申告相談などに際して，多くの事業所と接しており，商工会議所をまた市の意見交換を通して，本市への提言もいただいているところです。全事業所を対象にした実態調査が有効な手段であることは理解いたしておりますが，どのような調査が必要とされるのかを踏まえた

上で，今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上です。

１６番（三島　照君）　もう最後です。この中小企業振興条例がせっかくできたんですから，これを本当に宝物として生かしていく上でも，皆さんが汗をかいて，人が作った資料を集めて，それを参考にするだけじゃなくて，自ら汗をかいて実態調査資料を作って対応していけたらと思いますので，よろしくお願いします。どうもありがとうございます。

議長（師玉敏代君）　以上で日本共産党　三島　照君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４６分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	11番　川口　幸義　君
12番　竹山　耕平　君	13番　安田　壮平　君
14番　西　公郎　君	15番　関　誠之　君
16番　三島　照　君	17番　﨑田　信正　君
18番　師玉　敏代　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

10番　元野　景一　君	19番　多田　義一　君

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長　朝山　毅　君	副市長　福山　敏裕　君
教育長　要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長　松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長　盛島　洋久　君	総務部長　東　美佐夫　君
総務課長　三原　裕樹　君	企画調整課長　山下　能久　君
財政課長　國分　正大　君	総務部参事　小松　和行　君
市民部長　前田　和男　君	市民課長　中村　博光　君
市民福祉課長　森　尚宣　君	環境対策課参事　松岡　正憲　君
保健福祉部長　上野　和夫　君	福祉事務所長　奥田　敏文　君
福祉政策課長　石神　康郎　君	健康増進課長　吉　郁也　君
商工観光部長　菊田　和仁　君	商水情報課長　武下　義広　君

紬観光課長	保浦　正博君	産業振興課長	栄　広久君
産業振興課参事	東　浩一君	農政部長	山田　春輝君
農林振興課長	山下　仁司君	土地対策課長	前島　有為生君
農業共済事務局長	相良　正道君	建設部長	本山　末男君
都市整備課長	竹元　康晴君	土木課長	橋口　義仁君
建築住宅課長	備　孝朗君	建築住宅課参事	荒垣　重仁君
上下水道部長	上島　宏夫君	水道課長	山下　一弘君
水道課参事	藤山　浩俊君	教育委員会事務局長	森山　直樹君
教育委員会総務課長	徳永　恵三君	学校教育課長	元野　弘君
スポーツ推進課長	大山　茂雄君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２２名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，またインターネットでお聞きの皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

まずもって，去る１月２７日未明に大笠利で発生しました火災において被災された方々に，心からのお見舞いを申し上げますとともに，一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。また，今年度を最後に市役所を退職されます職員の皆様に心から感謝と敬意を表します。退職後は健康に留意され，引き続き大所高所より一市民として市政に対し叱咤激励，御指導御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて，平成３０年度第１回定例会一般質問に当たり，若干の所見を述べさせていただきます。６年連続で過去最大を更新した一般会計歳出総額が９７兆７，１２８億円の２０１８年度政府予算案が昨年１２月２２日に決定され，現在，国会で審議されています。内訳を見ますと，社会関係費が高齢化に伴う年金用の自然増や，少子高齢化対策等で３２兆９，７３２億円１．５パーセント増，防衛関係費５兆１，９１１億円１．３パーセント増と，ともに過去最大を更新しています。地方交付税等は地方税収の増加を反映して１５兆５，１５０億円と０．３パーセントの減，国債費は想定金利を１．１パーセントと過去最低水準にしたことから，２３兆３，０２０億円と１．０パーセントの減額となり，国債残高が累増する中でも前年度に比べて２，２６０億円の減となっております。政府予算案の問題点は，社会保障費の毎年度の自然増５，０００億円を固定化し，それ以上の抑制に踏み切ることがなかったこと，保育所整備や幼児教育の段階的無償化，給付型奨学金の対象拡大等の予算が計上されましたが，消費税１０パーセントへの引き上げ分の一部用途変更後の議論がないまま，教育等の施策実施が先行し，財源問題は事実上先送りにされたこと。企業減税の一方，家計にとっては増税が目立つこと。現在の財政健全化目標を２０２０年度までに国，地方の基礎的財政収支黒字化が先送りにされていることなどがいわれております。２０１２年の安倍政権発足以来，様々な経済政策の柱が掲げられてきました。２０１３年はアベノミクス，三本の矢，大胆な金融政策，基本的な財政政策，民間投資を喚起する成長戦略，２０１４年はまち・ひと・しごとの創生，いわゆる地方創生，２０１５年は１億総活躍社会の実現，アベノミクス新三本の矢，強い経済，ＧＤＰ６００兆円，子育て支援希望出生率１．８，社会保障介護離職率ゼロ，２０１６年は働き方改革，２０１７年には人づくり革命，生産革命が挙げられています。

当初の三本の矢は為替や雇用に対し期待に働きかける一定の効果があったとはいえ，実体経済の強化が伴わず，所得増加も限られ，目指したデフレ脱却には至っていないのが現状であります。地方創生は一時の勢いが見られず，１億総活躍社会も実現にはほど遠い状況であります。人づくり革命や生産革命などは財源を含めた実効性と効果に多くの疑問が呈されています。財源健全はもとより，多くの施策が十分に実現されないまま，次々と政策の看板だけが掛け替えられているのが実態ではないでしょうか。安倍政権の主な経済財政政策の柱が地方自治体の予算編成や施策にとってどのような効果を果たしたの

か，総合計画との整合性はどのように図られているのかなど，国追従の予算編成や施策になっていなかったのかを地方自治体は検証すべきではないかと思います。

奄美市では奄美市総合計画施策の大綱が毎年度予算の主要施策事業の概要として分類され予算化されており，市の将来構想である基本構想の実現に向けて大変分かりやすく工夫がなされていることは高く評価されることだと思います。しかし，計画目標の検証が具体的にどのようにできているかは公表されておらず，総合計画の成果の可視化については疑問の残るところであります。ここで，平成３０年度の予算編成と施策方針について，当局に４点にわたり御質問いたしますので，簡潔に分かりやすくお答えください。

まず最初に，市政方針の冒頭に記載されてあります共に語り，共に考え，共に行動するとは具体的にどのようなことを指しているかお答えください。

次の質問からは発言席で行います。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部長（東　美佐夫君）　おはようございます。それではお答えをいたします。御案内のとおりですが，平成２１年の１１月に初めて朝山市政が誕生いたしました。この間，市長のほうから市政の主役は市民であると常々申し上げております。このような考えのもとに，市長とむんばなしはもとより，各種会合やイベント等の際には，市民と直に語り合うとともに，地域の行政協力員などと連携を深めて共に協力し合う協働のまちづくりを推進してきたところでございます。併せて，民間企業等の皆様，議員の皆様，職員，更には様々な立場や年齢を超えた方々を含め，いろいろな場面で意見を交わし，多様な意見，考えに基づき，これはトップダウンではなくボトムアップによる施策形成に努めてきたところでございます。各種施策に取り組み，課題解決を図っていくためには行政だけではなく，議員の皆様はもとより，市民をはじめとする多くの関係者の協力があって初めて実を結ぶものだと考えているところでございます。そのためにも共に語り，共に考え，共に行動するという初心に立ち返って一つ一つ丁寧に課題解決に取り組み，幸せの島の実現につなげてまいりたいと，そういうふうに考えております。以上です。

１５番（関　誠之君）　次に，２点ほど一括して質問いたします。市長の在任中に多くの大型プロジェクトの完了を迎えるが，今後の維持管理を含めた維持管理計画をお示しください。併せて，今後の投資的経費は過去最高となっている中で，現在も各種の事業が集中している中，予算全額の執行見通しについてどのような見解をお持ちなのかお尋ねをいたします。

自治体を経営するという姿勢で過去やって来たとは思いますがというのは，次の質問でございます。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，２点お答えをいたします。まず，維持管理の計画を示せということでございますが，御承知のとおり大型プロジェクトを含めた公共施設の維持管理には，光熱水費，修繕費などの経常的な経費をはじめとして，大規模改修に要する投資的な経費の発生が，今後予想されます。これらのことを念頭に，今後の維持管理の在り方につきましては，これは昨年の３月策定ですが，公共施設等総合管理計画に基づいて，長寿命化対策はもとより，社会経済情勢の変化を踏まえて実施計画や財政計画，これは１５年計画ということになりますが，にしっかりと必要経費を計上していくことで，健全な財政運営のチェックが図られるものというふうに考えているところでございます。

２点目の予算全額の執行の見通しはということでございます。平成３０年度の投資的経費につきましては，本庁舎建設をはじめとして，大型プロジェクト等が完了時期を迎えることに伴って，加えて平成２９年度の国の補正予算に伴う３月補正計上予算が繰越明許費予算となることから，各種事業が集中的に実施される予定となっております。このような状況の中で，予算執行の在り方につきましては，事業

執行中の不測の事態を除いてですが，会計年度独立の原則を踏まえて，円滑な事業推進に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

１５番（関　誠之君）　次まで質問して，少し議論をしたいと思いますが，奄美市政の経営者という表現を，今度の施政方針の中でやっておりますけれども，その意図と，実態経営において重視されなければならないことは何だとお考えでしょうかという質問でございます。

もちろん，自治体を経営するという姿勢で過去やってきたというふうには思いますけれども，施政方針で初めて確認をされたものですから，自治体経営するという基本的姿勢をお伺いしたくて，今の質問になったわけで，よろしくお願いをします。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。関議員にお答えいたします。まず，議員がおっしゃいます自治体経営において重視されることは何だということでありますが，私は自治体経営において重視されますことは，できる限り安定した市民生活を市民の皆様方に提供することであるというふうに思います。そのための各種施策を実行する上では，限られた資源，人，物，金，情報をいかに効率的に活用し，最大限の効果を市民の皆様方に還元していくかという経営的思考が私は必要ではないかと考えております。そのため，それぞれの施策の実行の基礎となる予算につきましては，地域経済の活性化と財政の健全化の両課題を念頭に置きながら，メリハリのある予算編成を心がけてまいったところであります。

また，中長期的な視点に立ち，有利な起債の活用や起債上限という，やはり財政の規律を設定するなど，持続可能な財政の確立にも取り組んできたところでございます。今後も引き続きそのように経営者としての感覚を自覚しながら，市政運営に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと存じます。

１５番（関　誠之君）　ありがとうございました。是非，大事なことでありますから，また公会計のスタートが３０年度ということで，いわゆる発生主義を含めたことをですね，職員も含めてしっかりと認識をしながら職務に励んでいただきたいというふうに思います。

そういう中で，先ほど議論しましたけれども，今年度の投資的経費が９０億９，９４９万４，９００円ということで，前年度の繰越が２５億６，２１３万９，０００円あるということで，トータル９６億６，２００万円の投資的経費を今年度執行しなければいけないというようなことで，これは建設業，土木も含めて，それなりのキャパがあるのではないかというふうに思いますので，この辺のところのことで先ほど伺いましたけれども，過去最大は平成２３年の６３億２，５７７万７，０００円だったわけですよね。これは何が要因したかと言いますと，災害復旧費に２３億円ほどありまして，それで６３億円という数字になっておりますけれども，そういうことを含めてですね，是非，今ピークに達していることも頭にあるとは思いますが，業者を含めて，本当に執行できるか，その辺の不安はないのかについて，もう一度お伺いいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　先ほど答弁いたしましたが，不測の状態を除いてということでございますが，会計年度の独立の原則というのは，当然踏まえないといけないと思いますので，そういう原則に立ち返ってですね，事業の執行を行っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　次に２番目の米軍オスプレイ，昨日三島議員がかなり議論をいたしましたので，私からは奄美市長として市民の安心・安全を守るということは当然のお話であって，昨日，そのような行動を取っているということでありましたが，先ほどお伺いしましたのは，共に語り，共に考えということで，市長のその市民とのむんばなしですか，そういうことも通じてやっておられると思いますけれ

ども，過去３年，何回ぐらい実施されたのか，ちょっとお聞かせいただけますか。

総務部長（東　美佐夫君）　市長とのむんばなしはですね，過去市長が就任されてから１９回開催されておりまして，出席人数にしますと約７００名ということでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　就任されて１９回で７００名と，多いか少ないかという判断はできませんけれども，私が申し上げたいのは，やっぱり主体的にこの間の新聞にも載っておりましたけれども，市民団体からオスプレイに関して，いろんなことに関して，要請，要望があればそれを関係機関に伝えると，それが関係機関の連携だとは言いませんが，そのように外から見たら見えますので，やはり市民の安全・安心を守るためには，市長が主体的にこういうことでいま市民が大変困っているというようなことがしっかりと関係のところにいっていただきたいと思いますが，その辺についての主体的行動というのは，どういうふうに考えておられるのか。

また，関連をして市が要望している自衛隊の工事発注後の説明会，これは平成２９年度第二回の定例会の答弁で，発注が終わり次第説明するように自衛隊のほうには申し入れをお願いをしているというようなことだったんですが，その後の状況はどうなっているか，お伺いいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　先ほどの市長とむんばなしの関係ですが，市長のほうは災害が起きたときには各戸を回ってですね，被災者の各戸を回って聞き取り作業も行っておりますので，そういう意味ではむんばなし以外のところでも市民の方々と意見交換はされているということは申し添えておきたいと思います。

それではお答えいたします。主体的行動ということでございますが，オスプレイの新たな低空飛行の訓練ルートの設定につきましては，昨日三島議員の御質問に対して答弁させていただいたとおりでございますが，在日米軍を監視する市民団体の飛行分析に基づいた報道でございまして，防衛省のほうも承知をしてないということでございました。しかしながら，特殊な状況を想定した訓練以外の通常の飛行に当たっては，航空法や同法施行規則に基づいて安全が確保されることが重要であるということは認識をしております。また，落下物などの相次ぐ米軍の事故につきましては，地元自治体において防衛省や米軍に対して意見書等を提出の上，事故原因の公表等を要請されており，同様の事故が繰り返されないように対応を求めているものというふうに考えております。本市といたしましても，常に市民の安全を安全・安心を第一に引き続き関係機関との連携を図ってまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

次に，自衛隊駐屯地の工事受注後の説明会についてでございますが，自衛隊駐屯地整備工事に限らずですが，そのほかの工事も同様でございますが，着工の際は当然，当該工事の受注業者において施工に伴い，影響のある範囲においてお住まいの皆様に対して工事概要などの説明がなされております。その際に工事に係る安全対策などが講じられているものというふうに考えております。

駐屯地の整備や宿舎の建設工事について，近隣住民の方へ確認をいたしましたところ，着工に伴い工事概要や施工期間などについて説明がなされているということでございました。以上でございます。

１５番（関　誠之君）　自衛隊の関係もなされているということじゃなくて，主体的に市がですね，自衛隊にお願いをして，一緒にやっていくという姿勢を取っていただきたいということを申し上げておきます。

あと奄美福祉専門学校の運営状況についてでありますけれども，現状と課題，そして３１年度に２学科が募集停止すると聞いておりますけれども，その見解と今後のサポート体制についてお伺いをいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，現状と課題のほうを先にお答えいたします。まず，現在のほうですが，看護学科，こども・かいご福祉学科，調理師養成学科，ビジネス情報学科の四つの学科が設けられております。平成２９年度の入学者数の現状ですが，看護学科が定員４０名に対して４４名，こども・かいご福祉学科が定員４０名に対して１７名，調理師養成学科がこれも定員４０名ですが，対して１１名，ビジネス情報学科が定員２０名に対して５名となっております。合計で７７名の入学がございますが，充足率にしますと５５パーセントと，ちょっと低いような状況でございます。看護学科につきましては，定員を超える入学者がおりますが，ほかの学科については定員を下回っておりますので，学校の安定的な運営のためにも定員確保が喫緊の課題であるというふうに考えております。

その上で今後のサポートということでございますが，先ほど２学科になるという話もございましたが，３１年度から，そちらのほうも合わせて答えていきます。３１年度から調理師養成学科とビジネス情報学科が廃止をされるということを聞いております。したがって，当初，設立の当初の構成学科というふうになりますが，看護学科とこども・かいご福祉学科の２学科で運営をしていくということでございます。

本市においても地元の高等教育機関として高校卒業生の島外流出の抑制，あるいは医療福祉分野の人材確保という面では，大変重要な学校だというふうに認識をしておりますので，これまで同様，各種支援策を講じていきたいというふうに考えております。そういうことで，２学科が廃止になりますことは大変残念なことではございますが，ここ数年，学生の確保が伸び悩んでいるという点を考えますと，学校経営の観点からやむを得ないものというふうに感じているところです。

そういうことで，具体的に支援の策ですが，現在，奄美看護福祉専門学校支援補助金，これは１，０００万円ですが，これを引き続き継続実施をしたいというふうに考えているところです。もう一つの支援サポートですが，学生確保に向けてということが大きな課題でございますので，島内の高校，行政，関係機関で構成する奄美看護福祉専門学校教育振興協議会というのを今年度から設置をいたしました。この設置に関しては，本市と専門学校で協議をした上で設置の運びとなったところでございます。この協議会の中で島内の高校をはじめとする関係機関と連携して，島内外の学生確保に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

１５番（関　誠之君）　なかなか少子高齢化を含めてですね，募集ということは難しくなっているようですけれども，次の質問の奄美大島大学設立可能性調査ですけれども，奄振の基本的方針及び主な施策に調査を踏まえた奄美らしい高等教育の在り方検討と出ておりますけれども，調査後の現況はどのようになっているのか。専門学校と高等教育機関というのはちょっと違うのではないかと思いますので，是非そういったものを含めてですね，人材交流育成に図っていきたいと思いますが，当局の回答をお願いいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　それではお答えいたします。奄美大島大学設立等の可能性調査についてですが，平成２８年度に奄美大島の５市町村で構成する奄美大島総合戦略推進本部において実施をしたところでございます。大学が地域にあることは，教育的観点，あるいは地域の総合力の向上，いわゆる地域力ですね，それと人口減少問題の観点から見ますと利点は多いと考えます。ただ，財政的な視点で見ると運営に係る経費が莫大な金額となりますので，５市町村が主体となって大学を設立することは，これは大変ハードルの高い課題であるというふうに考えているところでございます。一方で既存大学との連携，活用した高等教育の在り方等については，様々な知恵を出す必要性も感じておりますが，今回の有識者の皆様から御意見，お知恵をお借りしたいと考えて，今年度は奄美大島大学等の設立可能性調査有識者会議を立ち上げたところでございます。これまで２回の会議を実施しております。会議においては，活発な議論がなされておりますが，最終的には意見具申をいただく予定としております。

また，御指摘のありました，これは鹿児島県が策定する奄振の総合調査でございますが，その中で議

員が御指摘のありました奄美大島大学設立等可能性調査結果を踏まえた奄美らしい高等教育の在り方検討ということが県の取組の中で位置付けられております。具体的な取組については有識者会議等を踏まえて，今後検討されるものというふうに考えておりますので，御理解いただきたいと思います。

１５番（関　誠之君）　初めて有識者会議ができているということを伺いしましたが，メンバーとか，日程とか，その有識者会議の討論の内容とか，議論の内容とか，そういうのが示すことができればお示しいただけますか。

総務部長（東　美佐夫君）　構成メンバーについては，奄美出身者の各大学の先生方，あるいは鹿児島大学と琉球大学の先生方，それと地元の専門学校の先生方，加えて５市町村の教育の関係の先生方ですね，それと市内の，島内の高校の先生方で構成をされております。今，議論の最中でございますので，詳しい内容についてはまた後日ということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

日程についてはですね，過去２回開催されておりますが，今年度末にですね，３月末にもう１回開催したいと考えております。その後に意見具申をいただくという予定の流れになっております。以上です。

１５番（関　誠之君）　昨年，総務企画でも秋田の国際教養大学に行きまして，ああいうのができれば本当にすばらしいなということで，あとは議員も含めて，市民の醸成づくりとか，やはり行政がいかにそこにですね，造るんだという強い意思をもってやっていくのかということが大事だというふうに思いますので，是非この有識者会議を含めて，しっかりと議論をなされて，いい方向で進むようにお願いをしておきたいと思います。

次に，教育行政についてであります。名瀬・住用地区学校給食センターの運営についてということで出してありますが，一つ目は奄美群島内の給食センターの食数と人員を示すとともに，全国離島において４，０００食を調理し，配送している学校給食センターがあるのかないのか。今日，龍郷の表彰が給食センター，出ておりましたけれども，あれも６６０食ぐらいなんですよね。そういったことで４，０００食，１か所で調理して配送するという，このことが非常に困難なことであるというふうに思いますけれども，示していただきたいと思います。

二つ目は，学校給食センターの進捗率，またできれば本体工事，この厨房機器別に示していただきたいんですけれども，お願いをしたいと思います。

あと災害リスク，食材の欠陥リスク，食中毒により医療対応リスク，この三つに対して検討委員会はどのような結論を出しているのかについてお伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　おはようございます。それではお答えをいたします。まず，群島内の給食センターの食数，それと人員ということですが，まず，群島内の給食センターの現状についてお答えをいたします。笠利給食センターを含めました群島内の１２の給食センターのうち，最も食数が少ないのが宇検村，大和村の１００食台でございます。最も多いのが徳之島町の１，３００食ということになっております。他の九つの施設については，５００食から８００食規模の給食センターということになります。

調理員の数ですが，４名から１１名でございます。

次に，全国における離島で４，０００食規模のセンターがあるかということでございますが，沖縄県の石垣市立学校給食センター，これが市内の小学校が１３校，それから中学校５校，１日約５，３００食の給食を調理し，配送をしております。ちなみに石垣の給食センターの職員調理員数は３６名ということでございました。

それから，進捗率，給食センターの進捗率ですけれども，建設工事の進捗率につきましては，現在，

順調に進んでいるところでございます。本体工事の進捗率は２月末現在で約７０パーセントということになります。現在の，あと厨房機器につきましては，既に契約をして発注をしておりますが，これにつきましては納品後の支払いということでございますので，現在，受注者のほうで製作に当たっているというところでございます。

それから，災害リスク，それから食材の足りないときのリスク，食中毒のリスクということでございますが，まず，台風等災害時の対応につきましては，インフラ整備，食材の確保のできる仕組みづくりについて，関係機関と協議を進めているところでございます。食中毒，それから事故等の発生の対応ということでございますが，まずは発生をさせないための徹底した衛生管理に努めてまいりたいと考えております。万が一の事故発生時には，危機管理マニュアルに基づいた迅速な対応を想定をしております。また，医療体制でございますけれども，奄美市内の医療機関においては，緊急時に地域の医療機関同士が速やかに連携をする地域連携医療体制というものが構築をされているということでございまして，医療機関をはじめ関係機関の皆様とまた協議等を今後進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど申しました地域医療連携医療機関というのは，５か所ございまして，まず，県立大島病院，それから医師会病院，中央病院，徳洲会病院，瀬戸内徳洲会病院，これがネットワークでつながっているということでございまして，基点となるのは県立大島病院ということになっているということでございました。以上でございます。

１５番（関　誠之君）　時間がありませんので，あまり深い議論ができませんが，とにかく４，０００食，１か所で配送して，こういう急峻な山あい，石垣，私何度か行きましたけど，そんな山があるところじゃありませんので，５，３００食といえどもすぐ配送できるんじゃないかというふうに思っております。

それで次に，奄美市ふるさと創生人材育成貸付制度について，最近新聞紙上を賑わしておりますけれども，奨学金破産，１万５，０００人，半数以上が親族補償などと報道されております。そういう中で，いわゆる奨学金の滞納が増え，滞納額が増え，収入が減少しておりますけれども，この原因をどう捉えているのか。滞納者に対する実態調査は実施されているのか。また，教育奨学金の財源はどういう財源であって，総額幾らあるのか。毎年，貸付額は幾らで，給付型の奨学金の創設等についての検討ないしは考えはないのかについてお尋ねをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それでは，ふるさと創生人材育成基金につきまして，まず滞納の状況でございます。 奨学金の平成２６年度からの収納率は，現年度調定で申し上げますと，平成２６年度が７５パーセント，平成２７年度が７３パーセント，平成２８年度が６７パーセントということになっております。約３，６００万円の滞納がございますけれども，そのうち１年未満の滞納は２，２４８万円と約６割になります。この方々につきましては，分割納付などによって定期的に納入をしていただいているケースもございます。しかしながら，中にはこちらからの催告ですとか，電話連絡等に対して反応のない長期滞納の事例もございます。滞納整理については大変苦慮しているという実態もございます。滞納の理由ということですが，就職が困難，あるいは疾病や失職などという理由が上げられております。私どもとしましてもやむを得ない理由で返還が困難な場合には，本人からの申し出をいただいて返還を猶予するという制度もございますので，今後，そういった方々と話し合いをさせていただいて，必要があれば手続をとっていきたいというふうに考えております。

滞納の対策ということで，現在催告書の送付ですとか，電話での納付の依頼，あるいは相談ということも行っております。現在ではコンビニ収納も実施をしておりますが，来年度からは口座振替も開始をして，納付の負担軽減も図っていきたいというふうに考えております。また，ケースによっては保証人ですとか，連帯保証人にも連絡を取って，現在の状況をお話をし，また先方のお話も聞きながら返還の

方法について相談に応じているところでございます。

それから，財源についてでございますが，現在，私どものふるさと創生人材育成基金，ここには３億２，３４３万８，０００円の基金が原資としてございます。これは平成１８年の市町村合併によりまして，名瀬・笠利・住用合併をしたときのそれぞれの奨学金を持ち寄って作られております。ちなみに，旧名瀬市のふるさと創生人材育成基金が２億１，５１５万５，０００円，住用村奨学会のほうから４，４９１万９，０００円，笠利町奨学資金貸付基金のほうから６，３３６万４，０００円ということになっております。

それから，毎年の貸付額についてでございますけれども，平成２７年度の貸付額が２，６２３万５，０００円，平成２８年度が２，３３６万５，０００円ということになっております。平成２８年度で申し上げますと奨学金として貸付中の額を含めました債権総額は１億８，３８４万５，０００円ということになります。

それから，給付型の奨学金につきましてですけれども，これは決算委員会等の中でも提案をいただいているところでございますが，寄附金，あるいはその他の原資を使って地元企業への就職を条件に返還を免除をする定着型ですとか，また，入学準備金型など，その方法はいろいろ考えられるところでございますけれど，今後ですね，この基金の定額制，これの見直しも含めまして，局内で検討をしているところでございます。以上でございます。

１５番（関　誠之君）　ありがとうございました。要はですね，滞納者に対する実態調査をして，本当にこの奨学金が就職した後に奨学金を給付された人は困ってはいやしないだろうかということが一つと，やはりそういうことであれば給付型の奨学金にしてほしいと。なぜかと言いますとですね，調べてみましたら，平成２５年，２６年の滞納が２５年から２，８００万円余り，２６年２，９００万円，２７年には３，２００万円，２８年度には３，６００万円のこの滞納が額が出ているわけですよね。ですから，相当やっぱり困って，なかなか返せないというのが実態だろうと。ですから，その辺の実態調査をしていただきたいということですけれども，それと給付型の原資が足りなくて，給付型をするとなくなってしまうのかなと思いましたけれども，３億２，３００万円余りの原資があるということであれば，そういった原資を使って給付型ができるんではないかと，またふるさと創生の納税関係があるわけですから，それも含めた検討をいただきたいんですが，この給付型奨学金について，どのように検討されるのか，お願いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　まず，このふるさと創生人材育成基金のほうが，ただいま条例上で定額の基金運用ということになっております。したがいまして，現段階ではこの基金以外から原資を仮に入れるということになると，制度自体，条例自体のまず改正が必要だろうというふうに考えております。私どものほうといたしましても，先ほど議員のほうからありましたように，給付型にした場合，その分の原資をまたどこからか継ぎ足さないと，今後の制度運営自体に影響を及ぼすということもございますので，そういったことも含めて検討をさせていただきたいということでございます。

１５番（関　誠之君）　実態はですね，先ほど申し上げたとおり，例えば２５年，２６年の滞納の差額が３９万２，４５０円だったんですよ。ところが，２６年，２７年の滞納差額が１０倍，約，３４２万２，０００円，そして２７，２８年度の滞納のこの差額ですね，いわゆる年間の滞納額，これが３５２万１，０００円と，かなりがあっと増えてきているわけですよね。ですから，実態調査をしてしっかりと今の状況に合った奨学金に，給付型に見直していただきたいということを要望しておきます。

それでは，次の学校現場での集団フッ素洗口の問題についてお伺いをいたします。まず最初に，県内群島内の集団フッ素洗口についての現況と，フッ素洗口のやり方について教えていただきたいと思います。二つ目は，フッ素洗口に使用するミラノールは劇薬と表示されておりますが，このようなものを児

童・生徒の口に含ませることについての見解。三つ目は学校は教育の場であって，医療の専門家も常駐をしているわけではないわけであります。その学校で教師に医療行為的なものを行わすことについての見解と，健康被害が出た場合，責任は現場責任者の校長先生だろうと思われますけれども，市教委の見解をお聞かせいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　それではフッ化洗口についてお答え申し上げます。まず，県内の状況でございますが，県内では４市３町で実施しております。したがいまして小学校は６４校，中学校は１５校になっております。奄美群島内でございますが，徳之島町の小学校で１校，奄美市の公立の４幼稚園，笠利地区の保育園で実施しているところでございます。

フッ化物洗口の仕方ですが，やり方につきましては，フッ化物洗口推進委員会というのを立ち上げますので，この中で具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に，フッ化物洗口に使用するミラノールなどについてですが，むし歯予防によく使用されるフッ化ナトリウムの粉末そのものや，フッ化物洗口剤として製品の顆粒は，薬事法の分類から劇薬に指定されております。しかし，一般に使用する洗口液のように，毎日法，フッ素濃度が１パーセント以下に調整されたものは，劇薬ではなくて普通薬に指定されているということになりまして，口腔内に適用するものとして安全性が承認されているということでございますので，特に問題はないと考えております。

それから次の医療行為の問題ですが，医療行為に当たるかどうかということですが，厚生労働省が平成１５年にフッ化物洗口ガイドラインを示されて，集団でのフッ化物洗口が推奨されているという現状がありまして，したがって医療行為には当たらないというふうに考えているところでございます。

また，昭和６０年３月８日，衆議院の会議録の内閣答弁によりますと，学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品を，その使用方法に従い溶解希釈する行為は，薬事法及び薬剤師法に抵触するものではないという答弁もなされているところです。従いまして，定められた実施手順に従って実施をすれば，有害作用が起こることはないと考えております。仮に有害作用が起こった場合はどうするかということですが，他の一般的な公衆衛生事業と同様に国・県，実施主体である市町村などのそれぞれの立場に応じて責任で対応するということになるわけでございますので，本事業の主体主は，その責任の所在については，奄美市及び教育委員会の私の責任であるというふうに考えております。以上です。

１５番（関　誠之君）　教育長は報道機関に対して，５月以降，３校程度のモデル事業をということでしたが，そのことについては今経過，なっておりますでしょうか。

教育長（要田憲雄君）　これからの事業実施について，少し説明を申し上げます。これまで各学校ではブラッシング指導，あるいはシュガーコントロール，親子で歯みがき教室などを実施して歯みがき指導に力を入れ，むし歯治療についても家庭へ呼びかけなどをかなり繰り返し行ってきているところでございます。しかし，奄美市のですね，平成２７年度から平成２９年度の児童・生徒のむし歯治療勧告数は，毎年小学校で１，１００名程度，中学校は５００名程度おります。しかもその中で小学校は５５０名，中学校は３５０名程度が治療中または未治療という状況になっております。治療率で申し上げますと小学校が約４６．３パーセント，中学校は約２９．３パーセントで，なかなか改善されていないというのが現状でございます。治療率が向上しない理由としましてはですね，歯科医院に行く時間がとれないというのが１点ありますし，家庭によっては健全な歯科衛生についての意識に差があるということもあげられると考えております。家庭での健康管理が基本であるが，恵まれない家庭環境にある子どもたちに健康格差が生まれる現状が見られるのも当然でございまして，歯みがきや生活習慣，食習慣の改善だけでう歯予防がうまくいくとは考えておりませんし，かなり限界があるというふうに考えているところです。そこで私どもは学校での集団によるフッ化物洗口事業を実施することによりまして，むし歯の罹患率を下げること，子どもや保護者の口腔歯科衛生に対する意識を高めるとともに，希望するすべての子

どもがう歯予防をする機会を得ることが期待できるというふうに考えているところです。以上です。

１５番（関　誠之君）　今，少し実態が明らかになりましたけれども，このミラノールという，これ，その会社が東洋製薬化成株式会社というのが出しているパンフレットなんですよね。それに劇薬とまず書いてあるんですよ，ミラノールの。そこの中を見ますと飲み込む恐れがある幼児には使用しないこと。また顆粒のままでは劇薬です。顆粒というのは梱包されたのを水で薄めてぶくぶくやるわけですから，そのものは劇薬ですよ。先ほど医療行為と言いましたけれども，教育長は。僕は医療行為とは言っていませんからね。医療行為的なもの，ですから，そういう中で，これ，書いてありますけれども，本剤は使用成績等の副作用の発言頻度が明確となる調査をしていない。妊婦，産婦，授乳時等への投与，妊娠中及び授乳中の使用に関する安全性は確立していない。これはその業者が出しているんですよ。臨床成績，０．０５，０．０１パーセント，フッ化ナトリウム溶液の毎日法，または０．２パー，フッ化ナトリウム液の週１回法に関する臨床試験は実施されていないと書いてあるわけですよね，これね。僕が言っているわけじゃないですよ，業者が出しております。その中にガラス容器やフッ化物によって腐食するので，プラスチックの容器でやると。そして，いろいろ書いてありますけど，とにかく規制区分劇薬と書いてある。ですから，私が申し上げたいのは，その学校で集団で洗口する，それは非常に問題があるのではないかと。であれば保護者の責任で個別に病院でさせればいいことでありまして，なぜ集団でやらなければいけないのか，大変疑問に思うところですけれども，３校のモデル事業，もう５月以降ですから，大体決まっているわけでしょう。具体的に示すことができますか。

教育長（要田憲雄君）　お答え申し上げます。劇薬ということにつきましては，私も参考に見させていただきました。ただですね，ＷＨＯが昭和４４年，昭和５０年，昭和５３年に加盟各国に対しまして，フッ化物利用によるむし歯予防を実施するよう勧告しているという事実があります。それから厚生省が先ほど申し上げましたように，平成１５年にフッ化物洗口についての推奨をしております。文部省も同じくそういう方向をとっております。それから平成２１年に１２月ですが，県議会でもですね，請願が出されて解決されていると。平成２５年の３月議会においてもこのことが取り上げられて，非常にいい方向だということでしたので，そこでですね，私どもはその事業実施に向けて考えますことは，先ほど申し上げますように，洗口委員会を組織します。そこで推進委員会の委員をですね，歯科医師会，薬剤師会の代表者，名瀬保健所，校長会・教頭会の代表者，そして校長会・教頭の会長・副会長，モデル事業推進校の校長，それから市健康増進課，教育委員会の事務局長などをあてて，組織をしてこれから検討を具体的に進めていくと。学校はまだ選定はしておりません。以上です。

１５番（関　誠之君）　みんなで渡れば怖くないじゃ困るんですよ。先ほど言いましたとおり，非常に疑問のあるミラノールという顆粒の洗口物ですから，ですから，保護者の責任で病院でさせればいいことですよ。先ほど示していただいたとおり，鹿児島県においても６４校１５校ですよね。奄美全体においても１０校以下ですよね。そういう進まないところが何でなのという疑問が残るわけですよね。ですから，先ほどから申し上げているとおり，親の責任でさせたらどうですかと，私これ，探してきました。これは市販の歯磨き粉です。そこに何と書いてあるかと言いますとですね，こう書いてあるんですよ。棒をわざわざ引っ張って。６歳未満への使用は控え，子どもの手の届かないところに保管する。子どもの手の届かない，口に入るやつですよ。これが子どもの手の届かないところに保管してくださいと，書いてあるんですよ。あまり見せてもどうこうありませんが。ですから，教育長ね，これは本当に真剣に考えんといかんことですよ。保護者の責任で，何度も言いますが，保護者の責任で個別に病院で受けさせるべき。何の権利を奪うわけじゃないんです。させる門戸は開いておりますから，是非その辺については，あと時間がありませんので，またの機会にさせていただきたいと思います。

ただ一つだけ，あと大浜公園については，皆さんにカラーのものを渡してありますので，是非参考に

されて，これら養浜をしたときの砂ですけれども，それとこの間撮った写真がありますので，是非あとのことについては竹山議員が砂のことについてはやるということでありますので，お譲りをしたいと思います。

ただ一つだけ，あと３０秒しか残っていませんが，漂着問題についても橋口議員がやりますので，お譲りをしたいと思います。

奄美空港駐車場の安全管理，駐車場のラインが消えて，駐車に支障をきたして交通標識にラインも消えて，接触事故があったりしているというふうに聞いております。そういうことで，この辺のところをどうにかできないのか，時間がありませんがよろしくお願いをいたします。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君）　奄美空港駐車場の安全化についてのライン等が消えて，交通事故の危険性が高まっていることへの対応の御質問ですが，奄美空港を管理する県のほうに確認したところ，状況を確認の上今後の対応を検討してまいりたいと回答でした。

議長（師玉敏代君）　以上で社会民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３２分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

公明党　栄　ヤスエ君の発言を許可いたします。

５番（栄　ヤスエ君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネットで御覧の世界中の皆様，おはようございます。公明党の栄　ヤスエでございます。先に質問の順番を変更させていただきたいと思います。質問の（３）を２番に，２番を３番に変更させていただき，質問させていただきます。それでは，一般質問の６人目，最後までよろしくお願いいたします。

質問の前に少々所感を述べさせていただきます。はじめに，１月の笠利町での火災で被災されました皆様に，心よりお見舞いを申し上げるとともに，一日も早く生活再建ができますよう心からお祈り申し上げます。また，この３月をもちまして退職をされる職員の皆様，長きにわたるお勤め，本当にお疲れ様でございました。第二の人生，地域におかれましてこれまで行政で培われたお力を，自治会活動や民生委員など，市民の立場で存分に発揮していただきますよう，よろしくお願いいたします。また，本日と明日の二日間は，市内公立高校の入学の試験日でございます。受験生の皆様がベストを尽くせるように祈ってまいります。

さて，３月１１日は東日本大震災より７年になります。復興半ば，全ての被災者が一日も早く日常生活を取り戻し，人間の復興を成し遂げることができますよう，心からお祈り申し上げます。近年は，日本においても地震や台風，そして大雪など，異常なまでの自然災害が起きております。ここ奄美におきましても，平成２２年１０月に豪雨災害を経験し，たび重なる自然災害にもおける土砂崩れ，そして河川の氾濫，集落の孤立なども経験をいたしました。また，日本におきましても，２年前は新潟県の糸魚川におきまして鎮火まで３０時間という時間を，約３０時間続いた大火災が発生をいたしました。ここで災害救助法が適用された事案でございます。奄美市でも住宅密集地も多く，柳町火災にも見られるように消防活動困難地域も多々あります。いつ起こるか分からない火災や自然災害など，防災・減災が大切になってきます。平成３０年度の施政方針におきまして，朝山市長は（４）番で安全な地域づくりの推進ということで，奄美市地域防災計画に基づく災害に強いまちづくりをより一層推進するために，災害関連情報の迅速かつ的確な伝達手段の確保や自主防災組織率の向上を図ってまいりますと述べられております。

それでは一つ目の質問に入らせていただきます。日々防災に携われる皆様へ敬意を払いながら質問さ

せていただきたいと思います。一つ目に，自主防災組織について，自主防災組織は平成７年１月に発生いたしました阪神淡路大震災の被害を教訓に，自分たちの地域は自分で守るという観点から，自主防災組織の重要性が見直されてきたといわれております。防災においての助け合いにおきましては，一つ目に自助，自分の身は自分で守る，二つ目には共助，地域住民がお互いに助け合って地域の安全を確保する，３番目に公助，県や市町村などの防災関連機関が防災活動を行う。この三つの助け合いがございます。自助を助け，共助にあたるこの自主防災組織は，地域におきましても，地域で生活する多様な住民にとりましても，大変重要になってまいると思います。そこで，質問に入りますが，本市における自主防災組織の現状を伺いたいと思います。

あとの質問は発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速栄議員にお答えさせていただきます。自主防災組織につきましては，組織率が本年２月末現在で５５．９パーセントとなっております。現状といたしましては地域や組織の実情にあわせ，普段の声掛けなど，日頃からの連携の構築を図っている地域や，避難計画を作成して活動内容を発展させている地域など，組織ごとに取組状況は様々のようでございます。課題といたしましては，全体的に地域のつながりの意識が薄れてきていることや，高齢化による担い手不足などにより，組織の整備，活性化が進まない町内会や自治会の活動自体が低調となっていることが考えられます。新たな組織設立や活性化の方策につきましては，町内会，自治会情報連絡会などをとおして助け合いの意識の醸成を図るとともに，隣接地域との連携や助成制度の説明など，啓発活動を継続して行っているところでもございます。また，本年１月には組織間の連携促進や自主防災活動に対する意識の高揚を図るため，鹿児島県の主催により自主防災組織活性化研修会が開催されまして，約５０名の方々が参加をされております。本市といたしましても，あらゆる機会をとおして組織の設立，活性化を支援してまいりたいと考えておりますので，御協力をよろしくお願いいたします。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。問題点，課題とか現状を今，市長のほうから御答弁いただきました。本市において，先ほどございましたけれども，１月２１日にＡｉＡｉ広場で県の主催の自主防災活性化研修会というのがありまして，参加者は５０名ということでしたけれども，そこに地区の代表ですとか，消防団の方々が参加をされておりました。私も消防団の一人として団長以下，８名近くで参加をさせていただいたところなんですけれども，そちらの中でまた今，充足というか，奄美市の数ですかね，パーセントなんですけれども，１９市と鹿児島県下におきましても，やはり低い数，数字が出ております。一応認識としては，笠利と住用は１００パーセント，市内がやっぱり名瀬地区のほうが低いということは私のほうも認識をしております。その研修会の中で笠利総合支所長による住民による地域防災力ボトムアップ事業ということで，笠利町のほうが受けられまして，笠利町の中金久の防災計画策定と，その後についての防災講演がありました。そして，あと一人が県の地域防災アドバイザーの方から防災力は地域力ということで講演がございまいた。やはり笠利町におきましても，その中金久地区ですね，大きな地域でございますので，やはりそういったところで防災計画を一からそのボトムアップ事業を受け入れて，一つ一つ地域の皆さんと作り上げてきたという，やっぱりこのプロセスはすごく大事だと思いますので，今本当に自主防災組織というのには，その計画を立てるということになっておりますので，やはりそういったところに住民の方も携わっていただきまして，そういった形を作っていくということは，すごく大事なことだと思っております。

県の作成しましたこのフライヤーにはですね，出るんですけれども，平成２５年に災害対策基本法というのが改正されまして，その中で地域住民は防災訓練や防災活動に必要な物資，また資材の備蓄，総合支援等を内容とする地域，地区の防災計画を自ら作成をして，市町村に提案できるようになったとい

うことで改正がなされておりますけれども，まさにそのことを笠利中金久地区のほうで例としてモデルとしてやられたと認識をしております。現在，名瀬地区におきましては，やはり市長がおっしゃったように自治会が休会をしている地域，そして自治会があってもその組織がない地域，そしてまた組織があっても稼働していない地域，本当に様々な地域の実情がございます。やはりそのことにおきましてその要因ということは先ほども述べられましたけれども，ほかに要因があるかどうか，確認をさせていただきたいと思いますが，よろしくお願いいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　要因については，先ほど市長のほうから申し上げたとおりでございますが，なかなかやっぱり名瀬地区のほうは近隣との付き合いというのが薄いところも，やっぱりあるんじゃないかと思います。その点を踏まえてですね，積極的に担当のほうで説明会に支援もこうしますよというような説明会を行っているところですが，なかなかそこが組織率の向上につながっていないというところでございますので，今後も引き続きそういう説明会を開いていきたいというふうに思います。ただ，組織率の低いところの一つが，これ言い訳になるかもしれませんが，県下の中で低いんですが，実は奄美市のほうは自治会組織が非常に細かく分かれておりまして，その分，結局組織率が低いところ，例えばですね，西之表さんのほうを例にとりますと，組織率１世帯当たりですね，失礼，ごめんなさい，曽於市ですね，これは１００パーセントなんですよ。ただ組織率の１世帯当たりの世帯数で見ますと８００人近くなんですよ。奄美市は３００人ということで，非常に単位が小さくなっていると，その分が組織率の低下につながっているということでございますので，決して低いところが安全に結びついてないということじゃなくて，奄美市のほうは結いの精神というのが非常に発達しているという部分は御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

５番（栄　ヤスエ君）　細かい御説明ありがとうございます。やはりいつ起こるか分からない災害に対応するにも，やはり自治会のない，またあるいは休会中の地域においては，今諸々おっしゃってくださいましたけれども，やっぱり小さい単位で奄美市の場合は自治会とか町内会があるということでの現状を今，お聞かせ願いましたけれども，例えばなかなか自治会ができないところにおきましては，小学校の校区の単位ですとか，または私の住む奄美市名瀬石橋町なんですけれども，石橋町も一応，その石橋町の小さな町の中に三つの自治会があります。私の住むところは石橋中央自治会ということで２年前にまた発足をしたんですけれども，そういったところもありますので，やっぱりさっきおっしゃったような内容だと思うんですが，そういったところは町単位で括って防災の対応をするですとか，やはりそれぞれの地域の実情に合わせた今後の組織の単位も検討していくことも必要ではないかと思います。例えば現在，高齢者福祉課が行っております総合事業で地域支え合い事業というのがございますけれども，そこで地区のコーディネーターを中心に様々な課題，町内ごとにやはりそこも地域力を高めようということで動いていらっしゃるんですけれども，それぞれの８地区で今動いていると認識しておりますけれども，その地区コーディネーターを中心にその内容の中に防災についてもテーマにしていただいて，その中にまた民生委員ですとか，私たち議員もですね，議員の方も入っていただいて，あとＰＴＡ活動，消防団，警察，防犯団体など，地域住民で，そこに住む地域住民で，我が町の要援護者は誰なのかとか，避難所はどこにあるのかとか，避難経路はどこにどうなっているんだという，詳細にわたる防災のテーマにしたワークショップですか，そういったものももっていただければいいなと思っております。そこの中で課題を出していただき，災害時における組織の防災組織必要だよねと，必要ですよねという，そういう意識になっていけるような話し合いの場を持つことも大事ではないかというふうに思いますので，高齢化，各課，縦割りなんですけれども，各課，本当に地域連携，ネットワークを広げながらですね，一つの課題に対して，じゃあ，どうするかということも必要ではないかというふうに思います。

そこでちょっと質問なんですけれども，今現在，各自治会に行政協力員という方々がそれぞれ自治会があるところ，ないところに配置をされておりますけれども，その行政協力員の方々の使命というか，

役割というのも，やっぱり自主防災組織の促進ということになっているかと思うんですけれども，その方々の今の現在の働きというんですかね，今の現状をお聞かせ願いたいと思うんですが，お答えできるのであれば。

市民部長（前田和男君）　行政協力員のほうにつきましては，名瀬地区のほうは行政情報の連絡，伝達，広報，周知，更に調査，配付業務等は現在行っておりません。これは笠利・住用地区については，こういう業務を担っていただいているんですが，名瀬地区の行政協力員については，そこの部分は委嘱をしていないという形を取っております。その中で自主防災組織の確立，訓練，整備充実，自治会の立ち上げ業務，そういうものについてお願いをしていると。更に最終的には自治会への支援としての行政協力員制度を発足させたということで御理解いただければと思っております。以上です。

５番（栄　ヤスエ君）　はい，分かりました。この行政協力員の今現在は笠利と住用のほうが，そういった役割を果たしているということですね。やはり協力員の方たちにも，やっぱりこういったところにも携わっていただきまして，行政とのパイプ役ということですので，役割も，名瀬地区におきましても必要ではないかというふうに思いました。

次の質問に入ります。地域における消防団活動ということでございますが，この平成２５年の１２月に議員立法によりまして消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものが成立をしております。この消防団は，もちろん皆さん御存知のとおりに，地域に根ざした消防防災活動を日々されておりますけれども，消防防災機関として動員力，そして即時対応力，火災予防，また初期消火訓練等を日々行っております。消防防災に関しては，やはり知識と技術を持っておりますので，地域の防災力として大きな役割を果たしていると認識をしておりますが，今現状，奄美市の消防団に関わる現状について伺いたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　最初に，現在の消防団員の入団者等についてお答えいたします。奄美市消防団員の条例定数は４５２人，今年２月末現在の団員数は４０４人で，充足率は８９．４パーセントとなっております。この中に，女性消防団員が３１人入団しており，きめ細やかな活動を行っております。議員御案内のとおり，消防団員は地域防災の中核的存在であり，地域の実情に精通しており，動員力や即時対応能力が高く，各種災害時の対応はもとより，地域の安心・安全を担う守り人だと認識しております。そして，地域における消防訓練等では，先頭に立って避難誘導等の活動を行っております。また，女性消防団員はひとり暮らしの高齢者宅の防火訪問や救急法，応急手当指導，防火防災教育，市内のイベント等に参加して市民が安心・安全に暮らせる取組を積極的に行っております。以上でございます。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。そうですね，定数に対して４５２，８９．４パーセントという充足率なんですけれども，やはりこれはもう全国的に東日本大震災から含めてですね，その以後，消防団のなり手というか，だんだん少なくなってきているというふうにも聞いておりますけれども，そういった意味からも，この消防団を中核とした地域防災力の充足に関する法律ができたものと認識はしておりますけれども，奄美市もこのような形で，その中で３１人の女性もおりますし，やはりソフトの面，広報とか，啓発に関しても地域の養護施設に行ったりとか，幼稚園，保育園，保育所に行って防災教室をしたりとか，様々そうしたソフト面でも活動をさせていただいているところですけれども，やはりそういった方々をやっぱり生活者としては地域で過ごしておりますので，消防団の皆さんが地域にまた入っていってですね，地域の皆様と防災に関してどんどんやっていくということもすごく大事ではないかと思っておりまして，消防団は地域の防災リーダーとして積極的に地域の防災組織の皆様とも連携を取り，知識や技術などアドバイスをしていただきながら，日常から人的交流，なかなか地域

に住んでいても，この人は消防団だということは，自分が手を挙げて，自分消防団なので，何かあったらというふうに言わないと，なかなか分からないところもあると思いますので，そういったところも積極的に自治会活動ですとか，地域のほうにも入っていただきまして，日常から人的交流を地域の皆様とも図っていく必要があることも大切だというふうに考えております。ありがとうございます。

では，次に質問に入りますけれども，大規模災害の団員の導入についてということでございますけれども，自助・公助と質問してまいりましたけれども，次は大規模災害の団員の導入ということで，災害時の消防団の役割がいろいろと多用する中で，今後発生する大規模災害におきまして，通常の団員，今の消防団員ですね，団員だけでは十分に対応できない事態に備えるために，一定規則の災害時に限って出動をし，避難誘導や安否確認，そして避難所運営などを行う，これは震度５以上の地震や津波警報が発令された場合などを始動の目安としております。新たに消防庁のほうで出されたものなんですけれども，消防団活動のハードルを下げることで，基本単位としての入団が難しい皆様でも，希望者を広く募ることが可能になったということです。担い手としては女性や学生ですとか，また消防団のＯＢの皆様もまだまだ６５歳定年ですけれども，元気でいらっしゃいます。そういったＯＢの方々，また企業の従業員らを想定しております。避難所運営などを大規模災害団員から行うことで，基本団員は消火や消防活動の前線に，前線というか，入っていただきまして，そこに専念できますし，それ以外の近所の避難所ですとか，それ以外の部分に関しては，このような大規模災害団員が持つということで，大分いいのではないかというふうに思って質問させていただきます。

質問に入りますけれども，この大規模災害団員の導入が本市でできるかどうか，見解を伺いたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　議員御案内の大規模災害の団員についてでございますが，消防団員ＯＢや女性，あるいは学生等，幅広い人材から構成されて，大規模災害発生時に消防団，あるいは自主防災組織と連携して救助活動を行う組織というふうに認識をしております。現在，消防庁において消防団や自主防災組織との役割分担，あるいは全国的な普及に向けての手法などを検討が進められているというふうに伺っております。本市におきましても，消防団ＯＢによる組織が結成をされております。現在，会員数２４名というふうに伺っております。まずは自主防災組織の組織率向上と現状課題の解消に取り組むことが重要だと考えております。その中において大規模災害団員の在り方について，今後検討を進めていきたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。今御答弁のありました消防団のＯＢが２４名で結成されて，やはり志のあられる皆様だと思います。やっぱりそういうところで防災の今後の関わりですね，していただきたいと思います。愛媛県の松山市では，情報収集を行う想定で出動する郵政消防団，郵便局の皆様ですね，バイクを持っておりますので，細かいところに行けます。郵政消防団や京都市におきましては重機を所有する企業の従業員が団員になりまして，大規模地震や土砂災害などの際に重機とともに出動し，人命救助にあたる機甲分団というものを創設したそうです。地域の建設業や造園業などが参加しているということなんですけれども，こういったことも奄美でも一部にはやっていらっしゃると思うんですけれども，今後の参考になるのではないかと思っております。地域の防災の中核となる消防団の加入促進も必要でございますが，こういったところの面も必要ではないかと思いましたので，提案をさせていただきました。

私はこの，すみません，この質問をさせていただこうと思いましたのは，やはり自助・共助・公助というこの３点にわたって，やはりそれぞれ市内地域で防災に関わっている方たちがたくさんいらっしゃいますので，そういった方たちが，やはり縦割りではなくって，横の連携も含めながら，奄美市の防災という形で携わっていただければということで御提案をさせていただいて質問をさせていただいたところでございますので，御理解下さい。

次の質問に入ります。要援護者支援システムについてでございますが，これは避難経路とか，避難所，備蓄用品などですね，申し訳ございません，このですね，避難行動支援システムなんですけれども，来年度の予算の中には避難行動支援システムという名称で載っておりましたので，そのことに関してちょっと質問させていただきたいと思います。

私はまた平成２８年の９月の定例会におきまして，災害時の要援護者災害業務の対応システムについて，また被災者支援システムの導入についてなど，質問をしてまいりました。被災者支援システムの導入につきましては，西宮市というところが先駆でやっておりましたので，そういったシステムを提案させていただいたところなんですが，課のほうでも調べていただいたようなんですが，導入には至らなかったという経緯がございます。それで今回，避難行動支援システムが導入されるということでの質問なんですけれども，奄美市の地域防災計画の中には，避難行動要支援者の名簿を作成し，市消防機関，また警察機関，民生委員，児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対して本人の了解を得た上で名簿を提供し，情報伝達，また避難支援，安否確認，体制の整備，避難訓練の実施を図ると明記をされております。このこととも含めてなんですけれども，このシステムを導入することによりまして何が変わるのかですね，この名簿についての現状に合わせて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　お答えをいたします。要援護者支援システムの関係でございますが，平成２５年の災害対策基本法の改正に伴いまして，避難行動要支援者の名簿の設置が義務付けられたところでございます。それを受けまして奄美市地域防災計画においても，その設置について明記をされております。これまで本市においては民生委員や町内会長，あるいは自治会長などからの聞き取りをもとに作成されておりました見守り台帳等を活用して名簿を作成しておりましたが，転入や転出，あるいは死亡等によって名簿の更新に大変苦慮していたのが実情でございました。今回の要援護者支援システムについてですが，住民基本台帳と連携が可能になったことから，迅速な要支援者名簿の作成，あるいは更新が可能となり，災害時における要支援者の把握が簡素化されまして，いち早い避難行動の声掛けなど，防災減災対策の強化が図られると考えております。また，介護情報など，それぞれの担当部署などが管理をしております基幹システムをはじめ，地図情報等も連携が可能になったことから，本システムを導入することで要支援者情報に基づいたよりきめ細やかな対応や，直近の指定避難所との情報，これは備蓄品を含みますが，情報，更には避難経路などを示すことにより，地域の防災マップ作成にも活用できるというふうに考えているところでございます。以上です。

５番（栄　ヤスエ君）　分かりました。本当にきめ細かな防災計画ですとか，きめ細かなシステムが今後できあがるということで，いち早い，先ほどおっしゃいましたけれども，いち早い防災の避難所の運営ですとか，様々なところに生かされてくるということが分かりました。そうですね，このシステムにおきまして，どこにだれがということで，地図落しというのは分かるんですけれども，この今のデータをシステム化したときに，これがどのように自治会ですとか，地域に，どのようにこう反映されていくかというところまでお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　今回の情報，先ほど申し上げましたとおりですね，今までは民生委員の方々からの聞き取りということでございました。その情報については，やはり守秘義務がありますので，そこは大事にというか，守秘義務を守らんといけなくなりますが，今回の関係で本人の同意に有無を得ずにですね，名簿の作成が可能になったということが大きな点でございます。緊急の場合については，その情報を民生委員の方々に随時提供できるということが，今回，大きな点ではないかと思いますので，そういう意味では情報の守秘義務がやっぱり大事なところですが，そこを踏まえて緊急な場合には随時提供していって危険をすばやく解消するということになるかと思いますので，御理解をお願いします。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。本当に守秘義務というかですね，個人情報という形がハードルだったところが，このような形で提供できるような形にできたということは，本当に一歩も二歩も奄美市に防災の行政がですね，進んだように思っておりますので，本当にありがたいことだと思います。

一つ，ここで質問なんですが。新年度の予算の中にですね，同じ事業が二つこのシステムが導入されている，入っていたんです，説明書の中にあったんですが，これは何か違いがございますでしょうか。生活基盤環境の整備というところと，安全な地域づくりの福祉というところに同じ事業がですね，二つ入っていたんですが，同じ金額でですね，ここは特にあれはないんでしょうか。

総務部長（東　美佐夫君）　お尋ねの件はですね，関連する分野について重複して掲載しておりますので，そういうことでの事業の掲載ということで御理解いただきたいと思います。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございました。このことによってまたしっかりと奄美市の防災力，地域力が高まってくことを願いまして，次の質問に移らせていただきます。

５番目の質問なんですけれども，配偶者暴力相談支援センターの機能を持った女性総合相談窓口の設置についてということでございますけれども，平成２５年の９月，また平成２６年９月と，今回で３回目の質問をさせていただくことなんですけれども，また，昨年の９月の一般質問でも同様に性被害者への相談支援についての質問もさせていただきました。引き続き質問をさせていただきます。奄美市におきましては奄美市男女共同参画基本計画におきまして，女性に対するあらゆる暴力の根絶といたしまして，いかなる場合も暴力を許さない男女の人権が尊重される社会づくりに向けた環境の整備と配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進も基本計画の目標になっております。内閣府の平成２９年の９月２５日の調べにおきましては，全国の配偶者，配暴センターですね，配暴センターでの相談件数は，平成１８年度におきましては５万８，５２８件，平成２８年度は１０万６，３６７件，警察による相談件数は平成１８年度は１万８，２３６件，平成２８年度は６万９，９０８件と，相談件数は年々増加をしております。鹿児島県におきましては，平成２８年度相談数は１，３７３件，うち女性の被害者ということで１，３４３件，男性も３０件ございました。暴力というのは，やはり身体的暴力ですとか，心理的攻撃，経済的な暴力，お金を出さないとかですね，性的暴力等がございますけれども，これに合わせてストーカー被害も合わせて最悪な自体にならないための未然防止が大切になってまいります。

そこで質問ですけれども，本市のここ３年間の相談件数とＤＶドメスティックバイオレンスといわれますけれども，疑われる事案などですね，市民や病院，また学校などからの情報提供など，事例がありましたらお示しいただきたいと思います。また，相談者の年齢層，そして相談者のＤＶへの認識について，現場で感じられることがございましたらお示しください。

福祉事務所長（奥田敏文君）　栄議員の質問にお答えいたします。配偶者から心身ともに対し暴力を受けることは，犯罪行為を含む重大な人権侵害であると思いますし，その根絶を図ることは先ほど御案内がありましたとおり，男女共同参画社会を形成していく上で，克服すべき重要な課題であるというふうに認識をしております。過去３年間の相談件数につきましては，平成２７年度が３６件，平成２８年度が２５件，平成２９年度，これは１月末でございますが１４件というふうになっております。

具体的な事例といたしましては，保育所において子どもとの会話からＤＶが疑われたため，保育所のほうから福祉政策課へ御連絡がありまして聞き取り調査を行ったところ，ＤＶであると，しかもこの危害を加えられることが継続して行われるという可能性があったために，被害者，それから市の担当者，相談者含めて警察のほうに御相談し，これについての対応を行ったケースというのがございました。また，保護課のほうに御相談がありまして，更に生活的な相談もありましたので，福祉政策課のほうに連絡し，一緒に相談を受けていたところ，その内容からＤＶが確認されたために支援を行ったというよう

なケースもございます。

相談者の年齢層につきましては，２０代から６５歳まで以上と，非常に幅広い年齢層でございますが，その中でも３０代の相談というのが最も多く寄せられております。議員からありましたとおり，ＤＶ被害の課題ということですが，今後も継続して身体等に危害が及ぶ，こういう可能性があるにも関わらず，自分が我慢すれば収まるんだというふうに考えて，ＤＶが繰り返されてしまうと，そういうことがあるんですが，なかなかこの相談者のほうで危機意識を持っていない，稀薄であるということがございます。また，このような行為が子どもの成長に対して悪影響を及ぼすということがありますので，今後ともＤＶ被害の重要性，これを理解していただくように丁寧な説明に努め，相談者へ寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

５番（栄　ヤスエ君）　具体的な現状を聞かせていただきました。ありがとうございます。やはり，ＤＶ被害というのは，なかなか口には出せないものでありまして，多分相談者，相談支援員の方たちもですね，会話の中でしか分からない部分もあると思います。私はですね，県内のセンター設置をしている知名町，また薩摩川内市，姶良市，鹿屋市でも聞き取りをさせていただきました。県内では鹿児島市のハーモニーセンターですね，あと日置市，伊佐市でも設置をされております。先月，３月の初めに鹿屋市に，あそこは大隅の広域を見ておりますので，鹿屋市にて聞き取りをさせていただきました。平成２７年の４月にセンターを設置されておりますけれども，そこの中でお話を聞かせていただいた中で，やはりセンター化をするということはどういうふうに変わっていくかというお話を聞かせていただいたんですけれども，センター化になる前は本市と同じく，やっぱり婦人相談員がお一人，そして家庭児童相談員がお一人ということで，二人で婦人相談と子どもたちに対する相談を受けていたと。そこで，課題としてはやはり婦人相談，これはＤＶも含みますけれども，相談員が一人のみで行っていたということでした。その中で，ワンストップ化や同行支援が一人だと，どうしてもまた一人御相談が来たときはできないとか，そういったものがあります。やはりどうしても同行支援が必要な事案でございますので，ワンストップ化や同行支援ができないとか，あとこれに関わる弁護士とか，臨床心理士の方々による相談を行っていなかったと。それとまたＤＶの証明を発行するのは県のほうなんですけれども，奄美で言うと大島支庁のところなんですけれども，ＤＶ被害のその相談支援が，出せないということで，証明を出せないということで，そういったことがあったそうなんですけれども，このセンター化をするということになりまして，相談員が一人から３人に増員いたしました。二人増えるということはそれだけまた相談が受けられるということと，またＤＶ相談の対応から相談者の自立に向けた対応まで，切れ目なくですね，自立するまでの相談から受けた，本当により添った支援をしております。そして，弁護士への法律相談，これは女性なんですけれども，この弁護士の方も同じくＤＶに詳しい方で，そういった法律相談を市の委託ということで受けております。あとは臨床心理士なんですけど，この方も女性でありまして，この方もやはり心に，被害者の方は心に受けた傷が，本当にいろいろございます。深い，いろいろありますので，心理士によりカウンセリングなども行えるようになったということになっております。そういったことで専門的な被害者が，専門的な支援が被害者にできるということです。支援のワンストップ化によりまして，迅速な対応と，また次に移る二次被害ですね，二次被害も出さない対応につながるということで，機能強化につながったというお話を聞かせていただきました。

それで質問なんですけれども，本市の相談支援体制ですね，今現状をお聞かせ願いたいと思います。

福祉事務所長（奥田敏文君）　それでは相談支援体制についてお答えをいたします。本市におきましては，先ほど議員からもございましたように，福祉政策課において婦人相談員，家庭相談員を配置をし，また場合によっては福祉政策課の職員も一緒になってＤＶを含む各種相談に応じたり，内容によっては関係機関，これに紹介をしたり，あるいは連携を行っております。ＤＶの問題では，被害者が身体に危害を受け，安全を確保することがどうしても必要ということになりますと，これは当然傷害事件という

ことになりますので，警察への連絡が不可欠ということになりますし，また子どもの保護，これが伴う場合には児童相談所への連絡ということも必要になってまいります。このように，被害者を保護する観点から，もちろん市の関係機関でできることはやりますけれども，ここだけではなかなかワンストップの相談を受けられないということも多く，関係機関と連携して対応しているというケースが多くみられております。ＤＶ相談に限らず，家事に関する相談というのは，法律的な手続だけではなかなか解決することはできなくて，長期間のケアを要する場合が多いようでございますので，当事者を支援する体制として庁内，福祉政策課，保護課，健康増進課，あるいは教育委員会，そして児童相談所，あるいは警察署，ここと連携して対応してまいりたいというふうに思っております。また，今後こういう相談を受けますので，各種研修など，これを受講してですね，相談員のスキルアップを図って被害者の立場に配慮した相談体制を構築していきたいと考えております。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。様々なお話を聞かせていただきましたけれども，やはり相談者におきましては，やはり相談場所が１か所であるということが一番大事でありまして，私も経験がありまして，いろんなところに同じ相談に行って，どこに相談に行ったらいいんだろうと，市民の皆様は思います。どこに行けばいいよって言われて行った，そこでは解決しなくて，またここ，本当にたらい回しというところが多かったんですね。そういったもので同じ内容をまた傷ついた人が話すということは，本当に負担が大きいことですので，このワンストップ化というのはすごく大事だと思います。また，その関係機関との連携というふうにおっしゃいますけれども，聞いたところによると年に１回ぐらいの協議会というですね，そういったところの連携というふうには聞いているんですが，鹿屋市におきましては，やはりそういった年１回の定期的な，定例的な協議会というか，連携協議会みたいなものがありまして，あと日頃からやはり顔を合わせた，そういった連携というものもですね，されているということで，すごくスムースに連携の引き渡しというんですかね，連携プレーができて支援にスムーズにつながるというお話も聞かせていただきましたので，そういったところの人と人的なつながりもですね，日頃から持っていただきまして，相談支援をしていただきたいというふうに思っております。先ほどもありました，今はもうテレビ等でもありますけれども，児童虐待ということでですね，やはり女性は性被害にあうことも多々あります。やはり幼児期ですとか，テレビ等でもありましたけれども，本当に，昨日でしたかね，琵琶湖にへその緒のついた子どもが遺棄されていたりとか，やはり産んで，もう妊娠したことが相談ができなかったりとか，どこに相談したらいいのかとか，いろんなそういた性被害の部分も相談が増えています。国としてもそういったところにも予算を付けておりますし，県もフラワーですとか，いろんな性被害のそういった新体制もしておりますので，そういったところもしっかりと，その婦人相談員の方たちですね，センター化をすることによって，これは国の事業でございますので，スキルアップとことでさっきおっしゃいましたけれども，相談員に対する研修の費用ですとか，旅費ですとか，そういったものも全部国のほうから出ますので，やっぱりそこはそういった支援体制もですね，広くできますように，今奄美市におきましては生活困窮者支援，保護課のほうでございますけれども，いろんなところとの連携をしているというふうには認識はしているんですが，やはり縦割りではなくて横の連携で，一人の支援者が本当に傷つくことなくですね，しっかりと就労支援ですとか，自立にわたるまでの切れ目ない支援をですね，していただけるような体制を取っていただきたいというのが，これが願いでございますので，しっかりとそういった相談支援もしていただきたいと思っております。そしてまた，弁護士におきましては，今年度から，１月からでしょうか，法テラスのほうでもこのＤＶ被害とか，しっかりと受けていただくことになっております。奄美市にも法テラスとかございますので，女性の弁護士の方でもございますので，そういったところとの連携も取っていただきながら，ＤＶですとか，こういった法律関係に基づく相談支援もですね，つないでいただけるような形。あともう願うことは，カウンセラーの方もいてくださるとすごくありがたいなというふうに思うんですけれども，そういったこともですね，今後，含めて相談支援体制を作っていただきたいなというふうに思って

おります。

そして，平成２６年度の第３回定例会で，配偶者の暴力相談支援センター設置についても質問させていただきまして，当時の福祉部長の答弁におきましては，本市における配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては，男女共同参画基本計画に係る審議会意見にもありますように，広報啓発の推進による相談窓口や周知，相談員のスキルアップ，庁内関係各課でも情報共有のための連絡会議など，支援体制の充実を図りながら，今後の検討課題とさせていただきたいというふうな答弁がございましたけれども，私ども公明党の奄美市議団もですね，毎年このセンターの機能を持つ女性総合相談窓口の設置ということで要望を出させていただいているところでございますので，こういったところでですね，質問なんですけども，その後，庁内においてどのような検討がなされたのかを伺います。今後，配暴センターの設置をどのように市としては考えているか，どのような方向になっていくかを示してください。お願いいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君）　今，配偶者暴力相談支援センターの話がありましたが，その前にもう一つ補足をしておきます。いろんな関係機関と連携をしていくと言いましたが，相談者を勝手にただ紹介するだけではなくてですね，必ず同行で行っておりますので，先ほど言ったとおり個人情報，あるいは知られたくないこともたくさんあると思いますので，そこ辺の配慮はきちっとできておりますので。対応があるごとに必ずそういう体制を取っているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは，配偶者暴力相談支援センターにつきましては，平成１９年の配偶者暴力相談防止法の改正によって，市町村への設置というのは努力義務というふうになっております。内閣府では平成３２年度までに全国で１５０か所を設置して，これを数値目標としておりますけれども，平成２９年１１月現在では１０５か所というふうに聞いておるところでございます。県のほうは必ず設置義務でございますので，鹿児島県のほうでは女性相談センター，それから男女共同参画センター，こういうものをつくりまして，先ほど御案内があったとおり奄美市においても大島支庁保健福祉環境部のほうにその機能があるということでございます。

本市においては平成２６年から庁内のＤＶ連絡会議に向けた協議をスタートをさせ，先ほど言いました相談内容に応じた協議ができるようにという体制づくりに取り組んでいるところでございます。

今後につきまして申し上げますが，こういう先ほど言った支援センターの方ですけれども，この設置をしている自治体の取組について，ちょっと調査を行いたいというふうに思っております。相談体制の具体的な体制，それから設置場所をこれから検討してまいりたいというふうに考えておりますが，いずれにしましても現在，活動しております，中心になっております婦人相談員及び家庭相談員，ここが中心になって体制づくりを構築してまいりたいと考えております。以上です。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。今後，検討課題ということで勉強していただきまして，しっかりとした体制をつくっていただきたいと思います。新庁舎もできますけれども，そこにもまた相談室等もですね，しっかりと作られていることを確認させていただいておりますけれども，やはりこのＤＶに関しては逃げ場がないといけないということもありますので，そういったことも考慮していただきながら，しっかりと体制づくりをお願いいたしたいと思います。私も大島支庁等にも相談に行くんですけれども，どうしても県の機関ですので，やはり県に相談したとしてもいろんな問い合わせ等は各市町村に行かないといけないということで，結局二重になってしまうというのが現状でありますので，そしてまた島外等にですね，逃がすにしても，どうしても離島でございますので，船で行くか飛行機で行くか，そういう形になってしまいます。そういった費用も出てないのが現状でございますので，そういったところまできめ細かな支援体制をお願いしたいと思います。知名町におきましては，知名町ですね，知名町にもセンターがあるんですけれども，やはりそういったところに配偶者のセンターがあると

いうことを知っていればですね，全国各地でいろいろと支援体制ができるようなこともできますので，知名町においても県外からの要請があったりとか，相談があったりとか，ほかのところもそうですけれども，広域的に動かれております。１２市町村の郡都であります奄美市がしっかりとそういった体制をつくっておけば，近隣の市町村の住民の方々も，自分の町に行かなくても，やっぱり相談に行ける場所があるということが，すごく大事だと思いますので，そこら辺も考慮していただきながら地域連携で広域的な支援体制をお願いしたいと思っております。はい，以上です。

次の質問に入りますけれども，女性の健康についてでございますけれども，３月１日から８日は女性の健康週間ということで，また３月８日は国際女性の日でございます。やはり女性の活躍を生涯支えていくためには，健康づくりというものが重要になってまいります。乳がんや子宮頸がんは本市でも毎年検診を行っておりますけれども，検診の無料クーポン券，また個別受診勧奨，そして受診をなかなか受けれない人たちがコール，リコールということで，再勧奨ということなどもしているというふうには認識をしております。これにつきまして，女性特有のがん検診の受診の現状を伺いたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君）　お答えいたします。議員御案内のとおり，３月１日から８日は女性の健康週間とされ，女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごすための啓発期間となっております。本市における女性の健康課題としましては，まず，子宮がん及び乳がんで亡くなる方が国に比べて多いことが上げられます。全国を１００とした場合，標準化死亡比で比較しますと，本市は子宮がんが１１７．９，乳がんが１４７．１と，いずれも高い数値となっております。そのため，子宮がん及び乳がん検診につきましては，受診率の向上に向けて特に力を入れた取組を行っております。特にこれまで受診していない方への再度の受診勧奨としてコール，リコールの実施や初めて受診対象年齢となる子宮がん検診では２１歳，乳がん検診では４１歳の方へ無料クーポンや個別受診の勧奨を実施しているところです。以上です。

５番（栄　ヤスエ君）　ありがとうとざいます。子宮がんで１１７．９，乳がんで１４７．１，本当に高い数値だと思います。やはり早期に発見をすれば，早期治療につながり，また完治にもつながっていく病気等でございますので，しっかりとまたこういったところもですね，受診をしっかりと進めていただきながら，早期の発見に努めていただきたいと思っております。女性はやっぱり女性ホルモンの影響を受けやすいものでございまして，生涯にわたって心身の状態が大きく変化をする世代ごとにかかりやすい病気や悩みも複雑で，きめ細かな対応が欠かせないということであります。思春期においては女性ホルモンの増加が一因となり，うつ病を発症したりですとか，成人期においては月経前の症候群や不妊ですとか，出産後の産後うつ，また更年期においては不定愁訴や骨粗鬆症ということで，そういった悩みがだんだん深刻化してまいります。しっかりとこういった検診を受けることで，乳がんや子宮頸がんがみつかり，早期発見，早期治療につながり，治療をしながら仕事を復帰される方々も多くおられます。ただ，一つここで，奄美市で受診をしたとしても，乳がんとか，乳がんとかですね，なかなか奄美市で手術ですとか，治療が受けられない場合もありますので，多くの方がやっぱり鹿児島まで行かれての入院だったりとか，手術だったりとか，その後の通院等もされている現状がございます。そういったところにも何かしらあれば，交通費ですとかですね，これは希望ですけれども，そういったものがあれば，少しでも負担が軽くなるのではないかというふうに思います。

私ども公明党は，これまでも全国９００名の女性議員が現場からの声を国へ届けてまいりました。そして女性政策を進めてまいりました。大衆とともにとのこの立党精神を肝に銘じまして，一人一人の市民の声に，声にならない声を市政へとまたこれからも届けてまいりたいと思います。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で公明党　栄　ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４１分）

○

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民新風会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

１２番（竹山耕平君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。自民新風会の竹山耕平でございます。平成３０年第１回定例会，私自身２年ぶりの一般質問を行います。

まずは，質問に入ります前に，少々所見を述べさせていただきます。１月２７日に発生いたしました笠利町内の火災により被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。一刻も早くもとの生活に戻れますよう，御祈念いたします。また，先般の漂着油問題に対し，行政関係者，多くの市民のボランティア活動に対しましても，心から感謝と敬意を申し上げる次第でございます。今年，世界自然遺産登録を目前に控える中，官民一体となった自然の保護と保全への機運の高まり，そして意識の醸成が最も大事だといわれている中，大変重要なことだと感じている次第でございます。

次に，毎日心踊らされた平昌オリンピックでの日本代表選手の大活躍であります。２年後に開催される東京オリンピック・パラリンピックが更に楽しみになってきました。今度は私たち日本がおもてなしをする番でございます。また，その大会終了後には鹿児島国体も奄美で開催される年でありますので，その受け入れ体制についても官民一体となって取り組んで行く準備を進めてまいりましょう。よろしくお願いいたします。

最後に，今回の定例議会３月をもちまして退職される職員の皆様に対し，長年市民，市政に対し尽くされたことに対し，敬意と感謝を申し上げます。今後の第二の人生に培われた経験を生かして，今後も健康に留意され，市政に貢献していただきますようお願いを申し上げます。

それでは，通告に従い，一般質問に入ります。２年ぶりでございますので，大変緊張をしております。答弁におかれましては何かと気を使っていただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

はじめに，市長の政治姿勢について質問いたします。近い将来，奄美を取り巻く環境は，大きな変化が訪れることが予想されております。目前に控えた世界自然遺産登録，奄振法の延長と改正，観光振興の推進，名瀬・笠利・住用地区ごとの総合計画，マスタープラン，陸上自衛隊部隊配備，中心市街地整備にマリンタウン事業，本庁舎整備などなど，その他にも多くの事業を見据える中，新たな民間事業を加えた活気あるまちづくり，まさしく官民一体となったこれからの奄美市の在り方に大きな変化が訪れることが予想されております。そのような中，先ほども申し上げましたが，近い将来奄美，奄美群島を取り巻く環境に大きな変化が訪れる中，とりわけ奄美市を取り巻く環境に最も大きな変化が訪れることが予想されております。また，併せまして国・県はもとより，群島内においても奄美市には今後更なる行政需要の重要性，必要性，求心力，そして存在力が高まり，その担う役割が拡大し，期待されていくだろうと考えております。このように，奄美市行政事業における事業や事務作業の機能拡大と，郡都としての都市機能の集約された奄美市としての担うまちの在り方としての機能の拡大など，現在の事務作業は今後も更に負担が増加されることは間違い無い中におきまして，奄美市行政の組織力強化における重要性が，行財政の管理の向上はもちろん図りながらではございますけど，職員の人数，マンパワーが特に適正化を図る中において重要になってくるであろうと考えております。

そのような中，今回の私の個人質問では，副市長の二人体制を配置し，条例の中で組織として役割分担をしっかりと謳いながら，行政需要の負担や期待がますます拡大されていく中，本市の将来を左右する重要な行政課題の解決に向けたトップマネージメント機能の強化が図られることにより，推進を図ることも必要だと考えることが理由の一つでございます。

現在，鹿児島県内においても１９市中７市が副市長の二人体制を取っています。奄美市としても合併時二人体制でしたが，当時の条例の中での事務分担規定等，はっきりと謳われていなかったと記憶をしております。朝山市政も３期目に突入する中で，国・県をはじめ群島内におきましてもその人望の厚さ，影響力という面から，今後も強く期待をされていると感じておりますし，そのリーダーシップをますます求められていくと考えております。そのことにつきましては，市民の皆様も御理解いただけるであろうと考えている次第であります。それでは以上，質問でございます。お示しを願いたいと思います。

次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部長（東　美佐夫君）　それではお答えいたします。副市長の役割についてでございますが，もう御承知のとおりです。市長の補佐役として市の重要施策の決定のほか，関係団体の役員など，その業務は多岐にわたっております。本市においても合併後の平成１８年の６月３日から平成２０年の４月の２０日までの間，合併に伴う行政需要の高まりに対応するためということで，副市長が二人体制となっておりました。その後は一人体制ということでございます。議員のほうからも１９市の状況が少しございましたが，二人体制の市を調べてみますと，鹿児島市，鹿屋市などをはじめとして７市ございます。ちょっとヒアリングをさせてもらいまいたが，聞き取り作業の中で行政運営体制が本市のような部制ではなくて課制であることから，副市長が本市の部長の役割を担っているところ，また人口や財政規模から二人体制を取っている市，こういった状況であるようでございます。議員，先ほどの御質問の中でもありましたが，現在，奄美市副市長定数条例というのがございます。現在２名のままでございます。一方，そのような市においても副市長を一人体制にすべきとの御意見もあるようでございまして，各市においてそれぞれの事情によって体制が様々なようでございます。いずれにいたしましても副市長の業務は多岐にわたっておりますし，広域的な役割の増加，あるいは行政ニーズの多様化，複雑化など，今後想定される業務負担は他市の状況，業務負担など，多々あるかと思います。いずれにしましても，他市の状況などを総合的に判断しながらでございますが，その必要性を含めて副市長の二人体制について今後検討課題というふうにさせていただきたいと存じます。

１２番（竹山耕平君）　はい，ありがとうございます。今，部長のほうから縷々答弁がございましたが，やはり先ほども私，質問の中で申し上げましたが，やはり朝山市長が今置かれている現状，現況というか，立場と申しますか，そしてまたこの今，国・県が奄美市に対して奄振延長の法改正に向けてですね，そういう意味におきましても，現状を鑑みても，この朝山市長の負担，そして奄美市の行政需要の負担というのが高い，そして今後ますます求められていくであろうというふうに感じているところからの御質問でありますので，質問でありますので，今後ですね，今後やはり世界自然遺産，そして今の奄美のまちづくり，そして郡都としての奄美市の機能としての役割の発揮，機能の発揮，そういったことを含めても，やはり奄美市が更に飛躍をしていかなければならない，この５年，１０年であろうというふうに考えておりますので，そういう意味，観点からですね，是非この二人体制をひいて，しっかりとその役割，業務，その分担ですね，そういったものもしっかり考えながら検討していただきながら，是非必要性を検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります。働き手の人材確保と育成についてお伺いいたします。この件につきましては，もう全国各地でも，そしてまたこれまでも多くの同僚議員からもその重要性，その必要性が求められ，そして，求められている中，その質問や提言等，多くあったというふうに理解をしております。また，議会の特別委員会からも次期奄振法のその延長改正に向けられた提言書等の中にも盛り込ませていただいているところでございます。そして，先日開催されたこの商工会議所，そして市当局，奄

美市議会との意見交換の中でも事業主の方々から意見が出され，協議されたということでございます。本市の現状をどのように認識されているのか，御見解をお示しください。

商工観光部長（菊田和仁君）　本市の雇用情勢につきましては，先日の与議員の質問にもお答えしましたとおり，昨年１２月の有効求人倍率が１．１倍と，過去最高を更新し，０．２８倍まで低迷した平成２１年度以降，順調に回復してきました。ハローワーク名瀬管内における過去５年間の新規求人数の動向は平成２４年が５，６３３人から平成２８年度は７，０２１人と，約１．２５倍に増加しております。また，平成２８年度の産業別新規求人構成比は，医療福祉が最も高く２４．８パーセント，次いで卸小売業１８．８パーセント，宿泊飲食サービス業１０パーセント，建設業が８．６パーセントとなっております。一方，求職者数の動向は，平成２４年度の５，７５２人から平成２８年度は５，１７７人と約１０パーセント減少しており，また国勢調査による本市の労働力人口についても平成２２年度が２万２，１０３人，平成２７年は２万１，０７３人と，約４．７パーセント減少していることから，各産業分野における人材不足が更に深刻化している状況にあると考えております。以上です。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。今のそのハローワーク等を通じて今の現状の説明であったろうというふうに思いますが，率直に言いまして，どこで話をしてもこの人材の確保，そして昨日の与議員の答弁にもありました，この売り手と買い手のミスマッチ，そういったところが生じており，本当に必要だというところの業種，皆さんも先日もその商工会議所の皆様方から，もうそこの辺りを中心にお話をされていたであろうというふうに，私もその場におりましたので，まさしく数が，あとは数値が出てきている，しっかりとした数値がしっかりとした形を表しているわけではございますけど，そういう生の声を聞いてどのように感じたか。そして市を見たときに，そして郡都であろう，郡都としての奄美市の機能，その民間の役割，そして銀行の，しょっちゅう言われていますが，クレジットカードだとか，そういう為替ですね，関係のものだとか，そういったものに対して，今後奄美がどのような形を目指していくのかというところでの奄美市のまちの在り方なんですよ。なので，しっかりといろんな課題がどんどんどんどん出てきていると思いますので，それもちょっと踏まえて次の質問に入らさせていただきます。

次に，特に今後の奄美振興を図る上で，この民間の各業者の皆様も知恵を絞って頑張っているところでございます。まさに官民一体となった推進が図られていく中，各種資格や免許等の取得への対応として，島内で取得できる資格や免許も，それは多数あります。しかし，島外に行かないと資格や免許も多数あることも事実でございます。そのような中，行政の立場からの役割として，その支援体制の可能性についてをどのようなものが必要なのか，また必要とされてくるのか，求められてくるのか。昨日もございましたが，その売り手買い手の市場のミスマッチの解消へとつなげていけるのか。そういったものをですね，この島内で，先ほど来，申し上げているとおり，この奄美にどのような，名瀬に行けばあれが可能，何々が可能だよねと，為替が可能だよねと，そういったものも含めてですね，そういうまちの在り方を目指すのが今後の奄美市に役割だというふうに，機能発揮，そう言った面でだというふうに考えております。そのようなところから，島内での取得可能な対応に向け，まずは各業種団体との対話，意見の収集について取り組んでいただきたい。先ほどの部長の午前中の答弁にも，そのむんばなしやいろんなものを踏まえて，いろんなお話を聞かせてもらって，その施策に反映させていると。そのルーキー家賃補助だとか，いろんな，奄美看護福祉専門学校へのそういったものにも政策として取り組んでいっているというのも理解をしているところでございます。しかし，先ほど来，申し上げているとおり，奄美市としてのこのまちの在り方として，観光産業の推進を図っていく中で，どのようなものが名瀬に必要なのか，奄美市に必要なのかということを考えていただきたい，理解をしてしっかりと認識を深く認識をしていただいて，施策に反映させてもらいたい。今日の午前中，関議員の答弁にもありましたように，看護福祉専門学校が今後医療秘書と調理師，そういったものが平成３１年からですかね，ちょっ

ととれなくなると，２科目が少なくなると。まさしくその調理師，医療秘書，まさしくこの奄美市になくてはならない，奄美市でその取得が可能であったその資格，免許が取れなくなる。今度また島外に出て行かないと取れなくなる。そういった形も発生するのではないかと危惧をしているところでございますが，まずはそういった意見の収集，そういった取組を含めてですね，またそれをやることによって，その第一次産業，第二次産業，第三次，またその福祉，建設分野などなど，各業界団体との研修制度だとか，いろんなそういう制度を一括で行えるようなだとかですね，例えば観光だったらそういうドライバーさんやバスの運転手，タクシーの運転手，いろんな方々を集めて，どういったそのマナーだとか，そういったガイドだとか，そういったものも業界団体としてつなげていけるよねというような在り方も見えてくるのではないかなというふうにも感じておりますので，その辺りにつきまして，見解をお願いしたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは，私も２年ぶりに竹山議員にお答えさせていただきます。議員がおっしゃるとおり，資格や免許を必要とする職種が島内にも，もとより奄美市にも多くございます。そのような御意見は御要望等も受けまして，本市としましても企業活動において従業員の免許，資格の取得が人材確保において重要な課題であると認識しております。島内で免許，資格の試験を行う実施機関の確保が難しいことに加えて，取得を目指す人数自体が少ないこともあり，現実的には島内で免許，資格を取得できる環境の実現は難しいものと認識しております。こうしたことから，このような状況を改善する一つの施策として，本市においては平成３０年度から，新年度から奄美市キャリアアップ助成金制度を創設することとしております。議会のほうでこれから御審議いただくことになりますが，必要経費を当初予算に計上いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

このキャリアアップ助成金制度は，民間業者が事業を営むに当たって不可欠な，今，議員がおっしゃるような免許取得でありながら，島内では受験取得できないものについて，島外での取得に要する受験料，旅費，宿泊費などの一部を助成するものであります。これまで，事業者や個人が負担していた費用の一部を助成するもので，免許，資格取得における離島の不利性を軽減し，かつ民間企業における働き手の人材の確保，育成と経済活動の支援を図ろうとするものでございます。具体的な助成対象となる免許，資格等につきましては，昨年発足いたしました中小企業振興会議において各種業界や団体の皆様から御意見をいただき，そのような制度を創設して御要望に答えようというふうな制度でございますので，どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

１２番（竹山耕平君）　ありがとうございました。そのキャリアアップ助成金制度，それにつきましても今後の予算委員会で慎重にしっかりと審議をさせていただきたいと，審議していきますので，よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

まさしくですね，これも業界団体の方々からの意見もあったと，そして私ども自民新風会といたしましても，会派要望をいたしているところでございますし，そういった中でしっかりとしたこの奄美市のまちの在り方，そういったところで踏まえて，この総合計画に則ってしっかり推進していただきたいというふうに，ありがたい制度の創設だなというふうに感じました。ありがとうございます。

それでは，川口議員，関議員に託されましたこの砂問題を多く含んだ大浜海浜公園リニューアル事業について，質問をいたします。先日の川口議員への質問とちょっと被るんですけど，このリニューアル事業について，進捗率と完成後のイメージ，目的，目標。昨日は確か市民，そして観光客の方々に対して安全・安心，そして快適のある空間づくりを目指すということは聞きました。しかし，そこも踏まえてですね，この①の質問に入りたんですけど，そのイメージなんですが，どういうイメージで大浜海浜公園をどういうイメージをもって完成後に職員の皆様が，そして委員会の皆様がイメージを作るのか，大浜海浜公園というものを造っていくのかというのも踏まえて質問させていただきます。昨日の快適ある空間づくりというイメージがちょっと湧いてきませんでしたので，そこを踏まえてもう一度，部長，

よろしくお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成２６年度からスタートした大浜海浜公園リニューアル整備事業では，本年度実施しております野外ステージと高倉の改修，休憩施設の新設，園地整備などを完了すると，事業費ベースでは７４パーセント完了ということになりますが，平成３０年度のバースハウス新築工事を残すのみとなっております。本事業では，市民をはじめ，観光客などの来園者が安心・安全，そして快適に過ごせる空間づくりを目指しております。議員御承知のとおり，大浜海浜公園は海洋展示館や健康体験交流施設，タラソ奄美の竜宮など，市民や観光客にとっても魅力的な施設を有するほか，緑豊かな園地や透明度の高い海，夕陽の絶景スポットなど，群島随一の観光拠点施設であります。このことから，市民や観光客が何度も訪れ，それぞれの目的に応じていつでも奄美を感じることのできるエリアになることを目指してまいりたいと考えております。以上です。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。この群島随一の海浜公園を目指すということで，イメージで，やはり海開きをしたときから，奄美では１０月，１１月，観光客の皆様は１２月，１月も海に入る場合もございます。そういった形でおいて，やはり市民の皆様，島民の皆様，そして観光客の皆様が，やはり宿泊所の多い名瀬から一番近い，そして昔は，以前はこのサンセットをすごい押していました。そういったところから，やはりこの奄美に帰省されて来た学生の皆さん，そして出身者の皆さんも，まずは夕陽を見に，そして奄美のビーチを，砂浜を体験するために奄美に行こうと，そういうイメージをもっていらっしゃる方々も多いですので，この大浜公園の在り方というふうに，是非頑張っていただきたいなというふうに思います。

それでは，砂の減少と，例年時期的に平準化させるための方策ということでございますが，本島内の各種の砂浜の減少が数年前から顕著になっております。私もこれまでの一般質問でたびたび質問させておりますが，関議員でもありましたが，２，３年前には大浜公園に大量の砂を投入していただいたという経緯もありましたが，やはり大浜公園というイメージを復活させることはできておりません。大浜公園という場所は，その地理的条件から多くの市民や観光客の皆様が訪れる，奄美を代表する海浜公園の一つでございます。だからこそ，更に，そのリニューアル事業後は，更に市民に愛される大浜，観光客に喜ばれる観光地として目指すために，大浜らしいシチュエーションを演出させることが大切であろうというふうに考えております。そのようなことから，砂を時期的に搬入する計画を行い，またその事業を平準化させることによって，この大浜公園らしさ，在り方を目指すという必要性も求められて来るのではないかということで質問をいたします。御見解をお示し願います。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御指摘の大浜海浜公園における海砂減少の対応につきましては，平成２１年度に海砂の補充を行っておりますが，それ以降，第一駐車場の入口と奥の２か所のほか，バースハウス前，海洋展示前，タラソ奥の計５か所で定点観測による砂の状況把握に努めているところでございます。観測地点で砂の量に違いが見受けられますが，特に第一駐車場の前，前面周辺の砂の減少が認められたことから，県と協議した結果，砂の移動や減少は自然現象であり，原因究明も困難なことから，現状においては定点観測等による砂の現状，状況を把握し，その都度対応せざるを得ないという方針を共有したところです。その上で，今後の対応につきましては，大浜海浜公園地内での移設，国立公園内の小宿海岸，知名瀬海岸からの移設について県に自然公園法に基づく申請と海岸法に基づく協議を行うことで実施できることを確認したところでございます。砂の移設につきましては，県やウミガメの専門家など，関係者と協議の上，適切な実施時期を検討してまいりたいと考えております。

また，砂の移設の定期的にというお話でございますが，砂の移動は年によって異なることから，まずは定点観測を継続し，砂の状況把握と必要に応じた砂の移設に努めてまいりたいと考えております。以上です。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。例えば，海外でいうとハワイ，それで日本の国内でも確かあったと思うんですけど，そういう定期的にですね，砂浜に砂を搬入することによって，導入することによって，皆様にその海浜公園に訪れる皆様を喜ばせるようなビーチづくり，その砂浜らしさを演出しているという地域はたくさんあります。そういった意味におきましても，やはり今後，奄美がこの観光産業，そしていろんなことを含めて，どのような形をもっていくのか，もうやっぱり頭の中にですね，やはり想像，そしてまた総合計画とは言いませんが，そういう奄美らしさを，やっぱり，やっぱりキーワードは奄美らしさなんですよね。なので，そういう意味におきましても，この大浜公園のらしさ，そして大浜公園の在り方も含めて，是非定期的にですね，平準化させるような方策を，しっかりと，随時といいますか，その場合においてというよりも，県側とですね，しっかりとそこら辺も含めて，もう一度思いを持って検討していただきたいなというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

それでは③飲食等施設（３）海の家などの設置，これにつきましては，やはり多くの市民，観光客の皆様に喜ばれるようなことができる観光地を目指すという中で，この大浜海浜公園は国定公園から国立公園に変わりました。そういったところから民間の方々に土地を購買し，建物等を建ててもらうことができない状況でございます。だからこそ，行政がある一定の面積をしっかりと確保し，箱物を設置し，フードコート的なスペースの設置や，浮き輪やゴーグル等のレンタルリースができるような施設，海の家的なもの，また時期的には例えば，フードコートと言いましたが，２坪，３坪を時期的に業者に委託をして，そのにぎわいを見せると，そして大浜に来客の増加を見込むと。そういった形でやってもらいたいと思ったんですけど，バースハウス，バースハウスというものが昨日から出てきているんですけど，これがどういうものなのかというものを含めてですね，やはりちょっと建物を少しイメージを拝見させてもらいましたけど，大浜の景観に合うのかなというのが第一印象です。あとはその大きさですよね。大きさだとか，また今度，委託が，失礼いたしました，指定管理が変わる，そのような中で，そのバースハウスができる。そういったものを見越して指定管理だとか，いろんな打ち合わせ等とかもやっていたのかも含めて，少し答弁をお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　市民をはじめ，観光客などの来園者が大浜海浜公園にですね，それぞれの目的をもって訪れる来園者の快適性，利便性を高めるため，議員が今御質問にありました軽食やレンタル品の提供などは，大変重要であると考えております。市の計画において，平成３０年度にバースハウスの２階に売店スペースを計画しており，軽食などの飲食やレンタル品の提供など，園地全体のサービス向上につながる取組を行っていただくよう，管理運営主体となる指定管理者と協議をしてまいりたいと考えております。

１２番（竹山耕平君）　はい，ありがとうございます。そのバースハウスのですね，そういう構想，先ほどちょっと指定管理者とのやりとりというか，そういったものが変わっていく中での話が少し，ちょっと答弁にはなかったんですけど，そこも踏まえてなんですが，やはり，どのくらいの規模を，例えば目指すのか。今後，できていく中で来客者数，そして販売額，そういったものも示して，今後，示していくよいうな対策を取っていくのかというのは，今後，また質問させてもらいますが，先ほど申し上げた，その指定管理者が変わります。そういう中で，整合性と申しますか，そこをちょっと触れてもらいたいなというふうに思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　今，ちょうど今年の４月から指定管理者が変わる関係でですね，まずは今の指定管理者との引き継ぎを含め，市のほうとそういった調整，協議をさせてもらっていますけど，バースハウスの完成は来年度，３０年度，３０年度に建設して３０年度内に完成しますので，そこのまた

２階部分の活用の在り方，レストランやら，レンタル品の提供を含めてですね，そこについては建物の進捗状況に応じて，今というよりは来年度に入ってからですね，新しい指定管理者としっかり協議調整をさせていただきたいということでございます。空間は行政が造って，中を運営していくのは指定管理者でございますので，施設の完成が近付いてくるに応じて指定管理者と協議をさせていただくということでございます。以上です。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。じゃあ，期待をしておきますというものと，もう一つ付け加えますと，やはりシーズンに間に合わせてほしいなというのが考えでございます。

それでは次の質問，教育行政について入ります。スポーツアイランド奄美への方策について，新たな競技の合宿誘致に向けた取り組み，現在，市が推進するスポーツアイランド構想によって，国内を代表する合宿地になっていると，私個人，理解をしているところでございます。その現状を踏まえて，この新たな協議についての合宿誘致に向けた取組はどのようになっているのかということでお伺いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それでは，合宿受け入れについて，御説明をさせていただきます。平成８年に制定をされましたスポーツアイランド構想，これのもとにこれまで陸上競技ですとか，野球をはじめ，数多くのスポーツ合宿を受け入れてきたところです。スポーツ合宿は冬場でも本土に比べて奄美のほうが温かいということで，１２月から３月にかけてが最盛期を迎えるところです。名瀬運動公園の陸上競技場，それから市民球場は合宿チームの使用で，この時期，大変込み合っている状況でございます。新たな協議の合宿誘致に向けた取組といたしましては，本市といたしましてはおおむね陸上競技，それから野球等は名瀬の運動公園での受け入れ，それから柔道ですとか相撲等の協議は奄美体験交流館で受け入れをしております。また，サッカー，ラグビー等の屋外の球技につきましては，太陽が丘の運動公園で受け入れるということで，現在，こうした棲み分けをしながら合宿の受け入れとしているというところでございます。

１２番（竹山耕平君）　分かりました。新たな協議の合宿誘致ということでは，ちょっとやっていないのかなというのと，そこも踏まえての次の質問に移るんですけど，やはりそのスポーツアイランド構想でしっかりとした，本当に日本を代表する合宿地だというふうに感じておりますが，しかしそれも今も受け入れている団体，企業さん，大学含めてですね，もういっぱいいっぱいじゃない，いっぱいいっぱいな状態であるのでもあろうというふうに感じています。だからこそ，今言われたような，新たな競技の合宿誘致に向けたというふうな，積極的な取組をできない状況にあるんじゃないかなというふうに考えての，この広域でのというところに移るんですけど，やはりこの奄美市は空港と港があります。そしてまたその動線の中では龍郷があります。例えば笠利，名瀬に住んで笠利，龍郷に行く，龍郷，笠利に行く，龍郷に住んで笠利に合宿，龍郷に住んで，宿泊して名瀬に合宿，そういったいろんな流れをつくっていく中で，その真のスポーツアイランド，アイランドって島ですよね。なので，市じゃなくて，スポーツアイランドシティじゃなくて，スポーツアイランドの構想に取り組む必要性があるんじゃないかなと。やはりもうここでいっぱいいっぱいで，例えば施設でいっぱいいっぱいだったら，例えばほかのところの今日か昨日の答弁で，他自治体とのいろいろなことには口をはさめないみたいなこともありましたが，しかし夢のある構想であれば，広域圏というものを十分に活用できるんじゃないかなというふうに思います。そういったところからのやはり動線が限られてくるとは思いますけど，そういう中で真のスポーツアイランド奄美を目指したような取組に向けて，是非その見解を，広域的な見解を少し，少し簡潔にお示し願いたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　広域的な取組ということでございますが，先ほど議員がおっしゃい

ましたように，この名瀬地区の施設につきましては，合宿でこの時期は満杯状態という状況でございます。おっしゃるように，この後，更なる合宿の誘致ということになりますと，各市町村との連携を取っていって，大島全体での取組が今後必要になるだろうというふうに考えているところです。奄美スポーツアイランド協会は，平成２８年度までは自治体の会員は奄美市のみでございました。そこで先ほどおっしゃったように広域化，これからの強化ということを考えまして，平成２９年度から大和村，それから宇検村，龍郷町，１町２村が参加をしております。新たに参加をしていただいた町村のほうとの連携を取りながらですね，先ほど言いましたような島全体としての取組につなげていければというふうに考えているところです。

１２番（竹山耕平君）　はい，是非頑張ってください。お互いの地域がウィンウィンになるような，そのような構想であれば十分じゃないかなというふうに思いますし，やはりできたら，隣の地域に県立の例えば野球場があれば，更に野球という観点の一つの種目にとっても大きな意味を持つものになるであろうというふうにも考えますので，是非そのような島のスポーツアイランド奄美を本当に目指していただきたいと思います。

それでは次に，世界自然遺産の学習等への取組について，これ①と②を同時に聞きたいと思います。この理解度と認識度の目標設定をどのように捉えているのかということでありますが，今，いろんなマスメディアだとか，いろんなところの報道でも，各学校でいろんなこの世界自然遺産登録を見据えた学習がされております。そこに対して，この理解と認識度をどのように捉えているか。よろしくお願いいたします。

教育長（要田憲雄君）　御質問にお答えを申し上げます。まず３０年度の世界自然遺産登録に向けた取組に関しましては，各学校における総合的な学習をはじめ，教科の学習，集会等での講話，廊下や校内掲示での設営などで周知を図っているところです。ほとんどの児童・生徒がこの世界自然遺産については理解をしているというふうに考えております。ただ，その内容の認識を深めていくことが今後の課題でもあるというふうに思っているところです。世界的に見て多様で固有性の高い生態系であることや，絶滅危惧種の生息地としても注目されていることなどを児童・生徒へ伝えることとともに，未来へ継承させていく意識を育てることも学校教育に求められているというふうに感じております。先日行われました平成２９年度のまなび福祉フェスタの中で，奄美子ども環境調査隊による沖縄慶良間諸島での活動やノネコ問題への取組について発表が行われておりましたし，この子どもたちの世界自然登録へ向けた意識の高まりを感じたところであります。子どもたちが島を巣立って行った先々で，自分が生まれ育った奄美に誇りを持って，奄美の自然のすばらしさを話すことができることを目標に，世界自然遺産に関する学習を充実させていきたいというふうに考えております。

１２番（竹山耕平君）　すみません，二つ目一緒にと言ったんですけど，自分が質問するのを忘れてしまいまして，それではですね，今，本当に理解度と認識度というのは，やはり自然遺産に登録目指しているよねというのは，ほぼ市民の１００パーセントに近い数字で，それは知っていますよと。ですけど，その中身は，認識については，どのように認識されているのかというのは，やはり違うというふうに思いますので，やはりこの島に住む，やはり学校教育，そしてあとちょっと時間がありませんのであれなんですけど，そういう理解度と認識度，是非深めていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが，この各小・中学校の授業，行事等での世界自然遺産候補地への野外学習の実施についてということでございますが，やはり今，いろんな授業で学校の中で行われている，この世界自然遺産に向けてですね。そういうのはマングローブパークとか，いろんなところがあると思いますけど，その地域で，その地域，自然に触れていますよというのはあるかもしれませんけど，この世界自然遺産候補地，金作原ですかね，そういったところに是非この課外学習，学校教育の中での一環

として取り入れてもらえないかと，先ほど総合学習の時間というのもあったんですけど，少し時間をちょっと長く，費やす，取らなければいけない，確保しなければいけないということもありますし，また総合的な学習になると，予算が決められているので，いろんなちょっとした別枠の予算をしっかりと取ってもらって，ああ，学校のときにその候補地に行ったことがありますよと言えるような，そういう子どもたちに学校教育の環境を準備することも必要じゃないかなと。よく東京の方々，この前もテレビでやっていましたが，東京の方々が東京タワーに登ったことはないと。また，この前も京都の方が金閣寺とか，銀閣寺に行ったことないんだと，そういったこともテレビでやっていました。だけど，学校教育の中で，一度，全員を，一度体験を，その現場を体験させるというのも重要なことであろうというふうに考えておりますが，そのことについて，もし一言，何かあれば，是非お願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　お答え申し上げます。各学校における世界自然遺産候補地への野外学習などの実施についてでございますが，調査をしてみますと，全小・中学校２８校の中で，金作原原生林観察が２校でした。住用のマングローブ林でのカヌー体験が９校という現状であります。ただ，この金作原のことにつきましては，やっぱり子どもたちが行くまでの間の道路事情といいましょうか，そういうところを改善していかないと，なかなか難しいなという気持ちを持っているところです。このほかにも各学校で近隣の海や山に赴いて，様々な体験活動に取り組んだり，奄美少年自然の家を活用したりしているところもたくさんあるわけでございます。ただ，教育課程の中にこのことを是非組み入れていきたいと，こういう指導をする中で，導入してまいりたいと考えております。

１２番（竹山耕平君）　よろしくお願いいたします。今の教育長からのお言葉にありましたように，子どもたちの安全・安心のためのそのインフラ整備の必要性というのも，今出ましたので，しっかりとした横の連携をもってですね，建設部長，そしてまた市民部長のほうも，是非横の連携を持って取り組んでいただきたいなと。庁舎内一体となった自然遺産への取組を是非お願いしたいなというふうに思います。これは，要望としてよろしくお願いいたします。

次に，まちづくりについて質問をいたします。末広・港土地区画整理事業について，この１６メーター道路も景観も完成しつつ，今年４月に供用開始というふうになってきました。まさしく，いよいよこれからがこの事業計画の最大の目的，中心商店街，中心市街地の再生に入る年になるだろうというふうに考えておりますが，先ほど来，申し上げておりますが，この奄美群島の郡都奄美市の中心市街地，中心商店街のまちの在り方として，しっかりとした再生に向けた取組について，まずはその進捗率と事業スケジュールについてお示しを願いたいと思います。

建設部長（元山末男君）　それでは，末広・港土地区画整理事業の進捗率とスケジュールについて答弁させていただきます。末広・港土地区画整理事業の平成２９年度末の進捗率といたしましては，事業費ベースにおきまして約８３．５パーセント，移転契約ベースでは約９４．１パーセントの見込みとなっております。現在，末広町側永田橋通りから朝日通りの舗装工事を行っており，４月からの相互通行を目指し，警察と交差点部分の協議を行っているところでございます。

また，今後の事業スケジュールといたしましては，今年度で末広側の道路工事もおおむね完了しますことから，新年度平成３０年度からは港町側の道路築造工事に順次着手し，今回事業期間を延長した平成３３年度に事業を完了できるよう，これからも事業の推進に努めてまいります。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。まさしくこの事業の目的は，最大の本丸は中心市街地，中心商店街の再生でございます。そのために今，インフラの面で警察等々の交差点の確認だとか，そうったのがありました。路肩の縁石といいますか，そういったものもしっかりとその商店街の方々と話し合う中で，協議をした中で設置した経緯を聞いておりますが，信号のほうは進展が何かあるんですかね，

信号を立てるだとか，そういったものも以前話があったんですが。

建設部長（元山末男君）　以前答弁させていただきましたが，現在，奄美警察署と信号，横断歩道について協議を行っております。警察署からは供用開始になって通行の流れを見ながら規制等を検討するということで回答をいただいていますので，今後また引き続き協議をしていきたいと考えております。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。それでは，次の事業年度の変更とその今部長からもありました平成３３年度に変更されたということなので，当初，事業スケジュールとのこの整合性について，少しお伺いをしたいと思います。これは確認も含めてなんですが，この当初平成３０年度が事業完了ということでしたが，その事業計画が見直され，工期を３年延長，平成３３年度の事業完了ということですけど，この認識でよかったのか。そしてもう一つは，その総事業費が当初約９８億だったのが，９５億何千万というふうに変更されると。移転の対象家屋が事業区内１３８棟だったのが３棟取り壊す予定がなくなって１３５棟ということの認識でよかったでしょうか。まずはその確認をいたしたいと思います。

建設部長（元山末男君）　それでは，事業計画の変更について，ちょっと説明させていただきます。末広・港土地区画整理事業につきましては，平成３０年度が事業終了年度に当たることから，昨年度から残事業の精査を含め事業計画変更の手続きを進め，平成２９年１０月に県の認可を受けたところでございます。今回の事業計画変更の内容につきましては，事業完了年度をこれまでの平成３０年度から平成３３年度まで３年間延長し，併せて事業，残事業の精査を行ったことにより，事業費におきましては９８億５，０００万円の総事業費が９５億２，０００万円と，３億３，０００万円の減額になっております。事業費が減額となった主な要因といたしましては，事業区域内の建物の中で３棟が存地，いわゆる移転不用の物件となったため移転対象物件が，今お話されたとおり１３８棟から１３５棟となり，補償費が大きく減額となっております。以上が主な変更の理由でございます。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。その３棟というのが，この事業の道路だとかスケジュールに影響がないということでよろしいんですよね。あとは例えば仮換地指定が，もう全部済んで，例えば計画がもう済んでいるのかどうか。

建設部長（元山末男君）　移転対象外となった３棟はですね，今，もともとの従前の土地と仮換地，新しく区画整理後の土地になる分が重なる分があります。その中におさまっている分，測候所の本庁舎とかですね，また民間の建物，その付近が移転不用となって存地となっておりますので，それと仮換地指定につきましては，全ての土地の仮換地指定が終了しております。以上でございます。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。ちょっと時間がないのでなかなかなんですけど，平成３３年度までに事業が変更されたというところから，この新年度から末広側の道路は供用開始されるわけですけど，この朝日通りから港町側の工事内容というのは，もともと平成３０年度で終わる予定でしたよね，もともと，当初は。しかし，３年延長されることによって，その３年事業を繰り越したということで，繰り越すことから，住んでいる住民は，この事業を待たされる。言い方を変えるとまた先延ばしされたというふうに感じるところも住民の中にはおります。そのことにつきましてもですね，そういった事業，一番最初，もう１０年ぐらい前ですかね，から何ですか，その説明，ブロックごとの説明，住民説明ですね，そういったものもしっかりとした対応を取っていきたいということでしたが，この変更については，その説明というのはあったのかどうか。

建設部長（元山末男君）　平成２６年度に建設推進担当官を配置して，我々末広・港の仮換地の状況を確認し，それで仮換地の土地に不満を持っている方々もおられましたので，議会の承認を得まして土地を購入して，仮換地の修正案を出しまして，それによって交渉を続けた結果，また計画どおりに移転計画がまた進むようになりまして，その個別につきましては移転対象者にそれぞれ説明し，区画整理審議会のほうにも事業の進め方を説明し，また末広・港土地区画，末広・港線道路につきましては，説明会も実施しているところでございます。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。やはり延長されるということは事業が繰越になって，もともと当初予定，終了予定だった，そこに住まわれている方々はそういう状況になるというふうになることも心情としてありますので，その辺りをしっかりと，またきちっとした体制を整えて頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それでは，国道５８号線おがみ山のバイパスの現状と市の取組について，（本市の取り組みと県側の認識）そして第１案の事業変更へということなんですけど，この期間で少しいろいろとありました。県議会での三反園知事の発言もありましたが，このことの確認ですけど，建設部長，住民の意向を踏まえて前向きに検討したいということだったんですけど，やるんですか，県は。

建設部長（元山末男君）　あくまでも事業主体は県でありますので，事業の開始決定は県が決定するものと考えております。

１２番（竹山耕平君）　やるとは聞いていないんですかね。

建設部長（元山末男君）　知事が答弁したとおりの内容でございます。

１２番（竹山耕平君）　ということは，住民の今後，朝山市長の初めて公にそういう要望書を受け取ったと。そしてそれを見て，しっかりと現知事が旧知事の考え等もいろいろあるんですけど，現三反園知事がそういう答弁をしていただけたと，大変ありがたいことではありますが，是非ですね，ちょっと時間がありませんので，是非今後も注視して見守ってまいりたいというふうに思いますのと，やはりこの奄美市が，一番このまちづくりの在り方として，この第１案が一番望ましいものであったというふうに私は認識しております。そういうことにおいてここまで待たされたわけですから，やっと県も動こうとしていくわけですから，是非しっかりとしたおがみ山バイパス事業の事業費計上をしっかりしてもらって，意向調査等を頑張ってやってもらいたいと，そういった連携をしてもらいたいと，県と市と一緒になって連携をして，その調査を，事業費が計上された上で，マンパワーが動きますので，ゼロ予算でやってくださいというのもいかがなものかというふうに考えますが，この第１案に対して，私は本当は訴えてもいいんじゃないのかなと，奄美市の本来の奄美市の姿として，この件についてはどうでしょうか。

建設部長（元山末男君）　おがみ山バイパスにつきましては，第１案から在り方検討委員会で第４案全線トンネルということで変更になりました。検討委員会で５か月，６か月，それ以降の都市計画変更で１年６か月，計２年の年数がかかっております。このままた本線の検討をすると２年ほどかかる。そうすると宮古崎トンネルの次というのは，また別の町村に行くという心配がありますので，是非この第４案でということで御理解いただきたいと思います。

１２番（竹山耕平君）　はい，分かりました。５年，８年，事業が止まって８年，９年，１０年，約１０年待たされるわけですよ，その１０年の間に，本当はいくべきだったと思うんですけど，是非頑張って

もらいたいと思います。よろしくお願いします。

マリンタウン事業のこの計画につきましては，すみません，ちょっと時間の都合上，答弁はいただきませんが，ある報道によっては，ホテル業者がもう８業者が受け付けしたいというふうなことも言っているし，例えば平米の単価が少しちょっと表に出ている部分もあります。そういったことも踏まえて，しっかりしたこのマリンタウン，いわゆる事業主の皆さん，希望する皆さん，多くいます。期待する皆さんもいっぱいいらっしゃいますので，この夢を託そうと，頑張ろうとしている方々が多くいますので，是非情報開示もですね，しっかりとしてもらって，しっかりとした事業計画等々ありますので，是非お願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（師玉敏代君）　以上で自民新風会　竹山耕平君の一般質問を終結します。

暫時休憩いたします。（午後２時３１分）

○

議長（師玉敏代君）　再開します。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党　奥　輝人君の発言を許可いたします。

２１番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，うがみしょうら。こんにちは。私は自由民主党会派の奥　輝人です。平成３０年第１回定例会，あらかじめ通告してあります一般質問を行います。

その前に，少々所見を述べたいと思います。まず，１月の２７日の未明に発生しました大笠利での大規模な建物火災，被災されました方々にお見舞いを申し上げますとともに，一日でも早いもとの生活に戻れることを御祈念申し上げます。また，本年３月をもちまして市役所を定年退職されます部課長級の職員の皆さん，これまでのお勤め長い間本当にお疲れ様でした。今後は今まで培ってきたその豊かな経験を生かして，奄美市の更なる発展に尽力していただきたいと思います。これからも元気で頑張ってください。

さて，市民の皆さん，１月から始まりましたＮＨＫの大河ドラマ西郷どんを見ていますか。先日までの放送で第９話が放送され，私は全て見ています。日曜日に見る暇がないときは次の土曜日の再放送を必ず見ることにしています。この西郷どん，ほんまごておもしろかよか番組じゃっどな，なんせ鹿児島弁が丸出しで，鈴木亮平演じる西郷どん，よかねせど。またスケールもでかいし，生き生きとした表情に情熱あふれる演技力，どれをとってもほんまによかど。ほんまごて見ごたえがある番組じゃが，ちわいは思うがよ。内地のちゅには，鹿児島弁分かりにくかとか，なんてぃしゅんか分からんちとか，きかりゃしゅんば，じゃっどん，出演者の演技力とその雰囲気でてげてげ，何となく分かればよかと思うがよ。まこて，ないちんちゅ，鹿児島弁が分からんば，鹿児島におじゃったもんせ。鹿児島んちゅは親切丁寧に教えっとよ。まこて鹿児島を全国に発信し，よか番組じゃ。これまでの物語はよ，西郷どんの童のときと，ねせちなてぃ嫁どんをもらい，そして嫁と離縁をし，鹿児島から江戸へ行き，江戸での出来事などば紹介ばしていきたかとよ。これからは幕末や明治維新に向け，そしてその中の反乱や動乱等において，いよいよわきゃ島奄美に島流しの場面になってくると思うがよ，奄美での暮らしや愛加那との出会いなど，またわきゃ笠利町，その出身の唄者，里アンナおごじょも愛加那の義理の姉役で出てくるとよ。ほんまこてこれからも盛りだくさんの楽しみが待っちょるし，わくわく感と感動の場面が次々と出てくるとよ。これからも鈴木亮平西郷どん，ちぇすといけじゃっど，気張れや。今回はここら辺ぐらいにして，本題に一般質問に入っていくがとよ。農政部長，よかけ。よし，よかどと聞こえましたので，いっど。それでは質問に入ります。

１，生産牛の振興，（１）子牛相場の高騰について，①今後の取組について質問します。子牛の競り価格については，平成２８年以降，現在まで高騰が続いております。笠利市場で１月競りの去勢の平均

で約７９万円台，雌が約６４万円台でありました。以前において，平成２７年以前はですね，このような相場は在り得ない，考えられないことでありました。平成１３年のＢＳＥの問題，また平成２１年の口蹄疫の問題などで急落に相場が低落し，去勢，雌平均で１８万円台という時期もありました。また，それ以外の年においても，肥育農家の育成牛の数や食育において牛肉の需要の影響など，枝肉相場の低下で子牛相場には多少の波があったのであります。平成２７年以前においては，笠利市場において高値の相場で，去勢で約４５万円から５５万円代，雌で約３５万円から４５万円台であり，当時は５５万円台の競りであれば高値であり，農家は喜びを感じていたのであります。今は去勢で９０万円台，雌で８０万円台，約倍に近い相場の状況であります。この背景に考えられるのは，全国の畜産農家の減少と，母牛の減少による子牛の減少などであります。このことが高値の相場につながっているのであります。このようなことから，奄美市の生産牛に対する取組は，今後どのようにしていこうと考えているのかをまず伺いたいと思います。

あとの質問からは発言席で伺います。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　奥議員の節田なまりの鹿児島弁も少しは理解できましたので，私は標準語で一応しゃべらせていただきます。本市の肉用牛の状況は，飼養頭数が平成２９年２月１日調査時点で８０９頭で，ここ数年横ばい状況であります。また，農家戸数は３０戸でありますが，毎年わずかに減少している状況にあります。子牛価格につきましては，議員がただいまお話のとおり，平成２２年度に１頭当たり平均約３０万円でしたが，毎年上昇し，平成３０年１月，今年の１月でありますが，笠利における子牛セリでは１頭当たり平均７３万円と，近年高値で推移しております。主な要因として，これについても議員がお話になりましたが，平成２２年４月に宮崎県で発生した口蹄疫による影響や，高齢化や後継者不足による離農，また平成２３年３月の東日本大震災などによる離農者の増加などにより，繁殖雌牛の頭数減少などが上げられます。子牛価格については，今後も変動していくのではないかと考えているところでございます。

お尋ねの奄美市の畜産に対する取組といたしましては，国・県などの事業を活用しながら，生産基盤の整備を推進し，自給飼料の安定確保や大型機械による低コスト生産の推進と合わせまして，研修会や巡回指導による繁殖率の向上を推進してまいりたいと考えておりますので，御協力よろしくお願いします。

２１番（奥　輝人君）　市長，ありがとうございました。一応，先ほどの所見の中でも話をしましたけれど，それ以外にですね，高騰の要因となっているのが，やはり牛肉の需要が高まっていると，また外国向けの輸出ですね。それとですね，もう一つの要因としては，鹿児島県やら宮崎県で行っているふるさと納税の返礼品ということで，そういった牛肉をやっぱり返礼品とするということも重なってですね，一応，この牛肉相場が，子牛の相場がやっぱり高騰が続いているものかなと私は思っております。そういった意味でですね，今後はやっぱり，今奄美には風が吹いているということがよくいわれております。風が吹いているというのは，やはり今後の奄美の世界自然遺産登録やら，あと西郷どんもありますし，そしてそういう諸々の入込客などが見込めるということで，何らかの風が吹いているということがありますけど，まさしくですね，今この畜産のほうにも，やっぱり風が吹いているのかなという思いがしておりますので，やはりこの奄美市の畜産を伸ばすためには，今のこういった風を利用してですよ，していかなければいけないのかなという思いがありますので，今後の質問にそれがつながっていければいいなと思っております。

それではですね，（２）の増頭対策について，多頭経営農家についてであります。一応，奄美市においてはですね，多頭経営農家が急激に増加しております。奄美市の中では１００頭規模，８０頭規模，

数農家います。１００頭規模で１農家ぐらい，あと８０頭規模が３農家，あと５０頭規模が４農家とか，あと３０頭か２０頭の間の農家も若干増えてきていて，その背景にですね，やはり国の大型事業である畜産の再編総合整備事業９割補助ですね，あと農協さんが取り扱っているアグリリース事業とか，そういう諸々の事業を活用しながら，やっぱり多頭経営農家は増頭に取り組んでいるところであります。そういった意味で，現在，飼養頭数についてはですね，平成２４年からのデータによりますと若干増えて，今現在は１，１５０頭を記録しております。多頭経営農家の頑張りがあるのかなということを認識しております。多頭経営農家を更にですね，増加させるためには，やはり牛舎の増築とか，あと草地畑の確保，または更には資金のやりくりが課題であると思います。そういった諸々の課題克服に向けてですね，今後の奄美市の取り組んで行く状況などを伺いたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　それでは答弁させてもらいます。本市における飼養規模別の状況は，平成２９年２月１日の調査で，先ほど市長からもありましたとおり３０戸の畜産農家があります。そのうち１頭から９頭飼養している農家が９戸，１０頭から１９頭飼養している農家が６戸，２０頭から４９頭飼養している農家が１１戸，５０頭から９９頭飼養している農家が４戸となっております。１年前の数字ですので，現在は奥議員がおっしゃったとおり１００を超す農家も出ていると聞いております。それを踏まえて，国・県の畜産基盤再編成整備事業や近代化資金などを活用した牛舎の整備，飼料畑の造成，大型機械の導入などにより多頭経営農家が増加している現状であります。多頭経営農家の推進につきましては，農家個々の資金を含めた経営状況や農地の保有状況などを把握し，事業導入や増頭時の返済計画，また借入計画に沿った規模拡大が重要であると考えておりますので，支援していきたいと考えております。よろしくお願いします。

２１番（奥　輝人君）　分かりました。一応，多頭経営農家がやっぱり頑張っているということで，奄美市そして北大島，更に奄美本島内などにおいては更にこの増頭が続くものと思われております。しかしながら，今部長が言ったことは，おおむね理解はできますけど，その課題がですよ，やはり牛舎のですね，増築に伴う，牛舎の増築ですね，これでもう満杯満杯状態ということで，農家などは畜産のクラスター事業を利用して，どうにか増築をしながら，まだまだ増頭をしていきたいという，そういった意欲がある農家が多いですし，また後継者も３名ほど育成されておりまして，まだまだ牛舎を建てていきたいという希望もあります。その中で，牛舎建設についてはですね，畜産のクラスター事業なり，ほかの大型事業等でこうやって確保できると思いますけど，やはり一番の問題が草地畑なんですよ，草地畑。やっぱり草地畑が貸し借りができないと，一応笠利地区はサトウキビとのやっぱり競合もありますので，サトウキビ農家から草地畑を借りると，草を植えるから貸してくださいと言われてもですね，いや，自分たちのこの土地，先祖代々，やっぱりサトウキビを植えているもんだからサトウキビを植えてほしいという，そういった今農家も出てきておって，草地畑の転換されない，今状況になっているのが現状であります。自分たちの地元のこの農家からの声も聞きますと，やっぱり草地畑が確保できたら，１００頭でも，あと２０頭でも３０頭でも増頭していきたいのにねという意見をよく聞かれております。そういった意味でですね，今後の課題ですね，今言われた課題等をですね，やはり密に考えながら取り組んでいただければなと思っております。そういう中で，現在ある奄美市が単独でやっている奄美市重点品目生産向上対策事業というのがあります。奄美市単独で１００万円上限で年度ごとあるんですけど，この事業もやはり畜産農家の方々は，やっぱりいい事業だということで，申込者数も結構多くあります。先般の総会の中でもですね，過去の実績なんか聞きますけど，ちょっとこの１００万円の，要するに予算内にはおさまらないということも聞いて，どうにか増額してほしいという，そういった意見もありましたけれど，この重点品目ですね，１００万円までの重点品目，一応３分の１が自己負担となりますけれど，そういう事業に対してのこれまでの実績ですね。これは２６年か２７年ごろから始まったと思っておりますけど，どのような実績があって，その対応ですね，機械とか，希望される諸々の資

材等なんかを購入できているのかを聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　実績，近年の実績については，ちょっと把握，資料が手元にないので，すみません。

２１番（奥　輝人君）　一応，この実績については，何だっけ，決算委員会とか，一般会計の決算委員会等においても，やはり掲示をしてもらわなければいけいと思いますし，やはりそれはやっぱり把握していただきたいなと思います。自分では言いますけど，一応，自分もですね，こうやって牛を増頭するに当たっては，やっぱり牛の備品でありますスタンチョンとか，カーブゲージとかですね，そして子牛のミルクを飲ませる納屋とか，あとはカッター類とか，そういったものを農家は希望してとっていただきたいということで希望するんですけど，平成２９年，去年ですね，去年は１００万円までの上限しかなかったもんだから，オーバーをしてしまって，結局は３分の１の補助が１５０万ぐらいになったと思うんですけど，３分の１じゃなくて４分の１になったりするということでありましたので，そこら辺りですね，やっぱり補正でも組んで，私は言ったんですけど，補正でも組んでですね，やっぱりそういった畜産農家が希望する備品とか，そういった機械等についてですね，やっぱり１５０万円，２００万円まで上がった場合は，やっぱり３分の１の負担は農家がしますけれど，その農家の意向にやっぱり反映できるようにしていただきたいなということを申し上げていたんですけど，そういった補正などで組むことができないのか。今年の平成３０年にもこういう今回の一般会計予算の中でも１００万円が計上されておりますので，もしも平成３０年度のこれからの希望アンケートで１００万円過ぎた場合の対策として，こうやって補正など組むような方策をできないのかを聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　先ほどは失礼しました。今，奥議員の事業ですが，議員からありましたとおり，３部の１，市が補助，３分の１，ＪＡの補助と，農家が３分の１の補助で平成２６年から実施しています。これが肉用牛だけじゃなくて，豚，鶏，全ての畜産関係の補助になっているものですから，それで奥議員からありましたとおり，上限が１００万円ということで，当初予算上げさせてもらっています。確かに実績では１００万で足りなくて，３分の１が１００万ですので，３００万の事業ができることになりはするんですけど，補正も踏まえて検討していきたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　是非畜産農家の要望に応えられるようにですね，そういった１００万円を超えた場合のその対策ですね。やっぱり補正で組めるような，是非やっていただければですね，畜産農家もまだまだ頑張っていこうという，そういった意識も高揚していくと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは次にですね，再質になりますけど，雌雄牛の導入時の支援についてであります。この件についてはですね，私畜産生産牛の質問においてはですね，前回，前々回ということで，一応質問をしている内容であります。この前回質問の前回は，一応平成２８年の６月議会に，元奥部長のときに，一応質問した経緯があります。もう一度ですね，それから２年間の中でどのような検討がされたのかをちょっと聞きたいと思います。一応，その内容についてはですね，雌雄牛の導入時のその３３万円は，一応無利子で５年間借りられるということで，そのときの改正が期間が５年間だったのが１年間伸びて６年間になったのがあります。６年間無利子で借りられるということで，これは農家にとっては喜ばしいことであったと思いますけど，それ以外にですね，雌雄牛の導入時の支援について，どのような検討がなされたのか，協議がなされたのかを聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　雌雄牛導入時の助成につきまして，合併当初から奥議員のほうから何度も要望があるとは伺っております。それについては，他市町村では，郡内の他市町村では単独で１０万補助す

るとかいう補助がありますが，奄美市のほうではその補助はやってないんですが，先ほど言いました３分の１の市の単独の補助とか，そういうのをやっております。ほかにその導入時には合併前の笠利町ではあったとか，あったことは伺っていますけど，それも踏まえて検討している最中でございますので，よろしくお願いします。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。答弁はいつも一緒だと思いますので，前回も奥部長もそういう答弁をしていましたので，ほかの市町村については最高１０万円とか５万円とかというのがありましたけど，そこら辺り，今答弁，もう一回繰り返しますけど，この奄美市の重点品目生産向上対策事業ですね，それをさっき，また元に戻りますけど，やっぱりそこ辺りをこうやって更に倍増するとか，さっきも言ったように補正で組んでいただきたいとか，そういう対策がまたあれば，この畜産の雌雄牛導入時のあれも絡めてですね，ちょっとは負担はしていると，奄美市もこういう感じでやっていますのでというのを，自分のほうも農家のほうに一応説明はしていきたいと考えていますので，今後また何かいい案があればですね，やっていただきたいと思います。

それとですね，１点目がほら，この前までは５年間だったのが６年になったんですよね。やっぱり６年から今度は１０年というスパンですね，無利子の期間の貸付の期間ですよ，返済期間が６年だったんだけど，１０年まで，できれば１０年ぐらいにしなければ，今後のやっぱり畜産農家のそういった牛を導入したときの経営負担ですね，負担増が伴うもんだから，できれば農家の希望でどうにか７年に延ばしたりとか，８年に延ばしたりとか，そういうのもやっぱり導入していただければと私は思っていますので，そこ辺りも検討してもらいたいと思います。

それでですね，②番の新規参入者の育成についてであります。この件についてもですね，前回一応質問しております。また再度質問しますので，またよろしくお願いしたいと思います。本当，土建業者の確保対策とかですね，新規就農者のための研修制度の導入ということであります。この件については，私たち自民党会派の中でもですね，やっぱり奄振の予算の中に新規にですね，畜産の研修施設を建設していただきたいという，そういった要望を出しております。そのわけはやっぱり，そのわけはですね，皆さんも御承知のとおり，本当，後継者はいるんですけど，新規の担い手，新規の参入者が育成されていないのが今の現状なんですよ。もう倅であれば，農家の倅とかなれば，やっぱり後継者ということで，後を継いでいく可能性は大でありますけど，やっぱり一から始めるゼロから始めるという方々のことを思えばですね，やはりこういったＵターン，Ｉターンを含めて，何らかの畜産の牛の飼い方，技術のノウハウ等を習得してですね，将来的には大規模畜産農家になれるような，そのような夢を持っていかなければ，なかなか担い手の育成ができないのかなと思っておりますので，そういった意味でですね，新規参入者確保の面からですね，今後どのように考えているのか，前回も奥部長のほうから答弁がありましたけれど，もう一度，その後の経過とか，その後の検討した内容等があればですね，伺いたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　議員からの新規参入者の確保ということで，研修関係だと思うんですが，これまでもお話しているとおり，奄美市の研修につきましては，笠利地区の営農支援センターと名瀬地区の農業研修センターで農業研修を実施しております。両センターでの研修につきましては，パッションフルーツとか，果樹，露地でのカボチャの研修が主な内容となっています。お尋ねの畜産の研修につきましては，既存の施設がございませんので，すぐ研修を始めるということはちょっと困難な状況でございます。現在が県農業大学などでの研修する方に対し，奄美市農業後継者育成事業育成奨学金などで支援を行って，新規参入者の確保を図ってまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　やっぱり答弁は必要だと私は認識しておりますけど，部長が言っているのは，やっぱりこうやって専門の農業大学校とかね，そういった畜産のコースに行けば，やっぱり自ずとこうや

って畜産に携われると思うんですよ。一つの事例がですね，龍郷町でなんですけど，本茶峠の山の上でですね，私の同僚議員の息子夫婦がですね，一応牛の研修をしているんですよ。一応，龍郷町の後継者になると思うんですけれども，やはりその方もやはりノウハウは，やっぱり分からなくて，やっぱり１年間研修して，親元を継いでいくということで，今研修をしているんですけど，畜産の牛の技術とかノウハウを得るにはですね，やはり相当期間のやっぱり研修，更には現場でのですね，飼養管理などが，やっぱり大事になってくると思います。そこら当たりでですね，一応事例でありますけど，やっぱり奄美市の中においても，そういったものができないのかなとつくづく感じていますけど，実はですね，２月の１４，１５日にですね，喜界島のほうに私，畜産研修大会があってそこに参加したんですけど，ある業者，Ａという業者がいるんですけど，現在ですね，約２５０頭の繁殖牛，生産牛を飼っております。将来的には４００頭までもっていくという，そういった夢があります。その中にですね，従業員が９名いるんですよ，９名。９名いて，その中の２名が雇用を，全部９名雇用はしているんですけど，２名の方が実際に牛を飼いながら雇用されているんですよね。要するに３０頭飼っている農家と１０頭ぐらい飼っている農家を雇用して，その二人に任せているという喜界町の事例があります。そして，そのほかの７名に対しては，ほかの７名の従業員についてはですね，今後やるかやらないか，それは本人の意思決定になっていくと思いますけど，一応，畜産をやっている農家がですよ，Ａというそういった大規模農家で雇用されながら，自分の牛を見ながらですね，Ａ業者の２５０頭を管理しているということで，これはいい今後の担い手の育成にはつながるのかなと思いましたので，奄美市もですよ，一応大規模農家が１００頭もいるのが１農家とか，あと８０頭規模の農家がいますので，そこら辺りも一応確認しながらですよ，できるのであればやっていただきたいなという思いがしております。これは参考ですけれども。これがなぜできないかというのが，やはりですね，この奄美市の中には朝戸地区においては広大な土地に，やっぱり草地畑も結構あるんですよ，小湊地区，朝戸地区，あの地区には。できれば向こう辺りにさっきの国の大型補助の畜産再編総合整備事業という，そういった９割補助ありますので，そこら辺りを一つ建設でもしてですね，新しい新規の方，畜産を学びたいという，そういったおおむね６０歳までででもいいと思いますので，帰って来てもいいと思いますので，そこら辺を建設して，やはり１頭か２頭ぐらいは自分で経験させるという，そういう仕組みを，そういうことをしていかなければ，なかなか新しい担い手は出て来ないと思うんですよ。これは何回も言っているんですけど，やっぱりこういった新しい業者を建設させて，大型機械などについてはですね，やっぱり２０頭以上持たなければ大型機械は必要じゃないんですけど，やっぱり１頭２頭，せめて５頭ぐらいまではですね，自分たちも５頭ぐらいまでは自分で草刈り機とかで草を刈ってやっていましたので，そこら辺りも体験させるというのも必要だと思いますので，今後，こういう，今自分が言ったことなどは，こうやって吸い上げられたりして建設できないのか，そこら辺りをちょっと部長，今後の夢ですので，語っていただきたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　ありがとうございます。先ほどから申し上げているとおり，現在は研修制度は果樹とか，野菜が主ですので，今，タンカンとか畜産を含めて，研修内容を検討している段階でございます。奥議員がおっしゃるとおり，新たな施設の整備が可能かどうか，それから多頭経営している大きな農家での研修ができないかも含めて，研修の実現に向けて検討していきたいと思います。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。先ほど議員控え室のなかでもですね，奄美牛のブランドが必要とかいう，そういった牛肉が必要だとかいう，そういった話もありました。喜界町のほうでは，そのＡ業者はですね，今度，今後において１０年以内に自分で肥育までやっていくと，自分で肥育をして肉を売りさばいていくという計画まで持っているＡ業者であります。今後，喜界牛になるのか，奄美牛になるのか，それは分かりませんけど，そこ辺り，やっぱり肥育に対する認識，今後の牛肉の需要拡大ということを見込んでですね，やっぱり肥育までやっていきたいというのが聞かれましたので，今後，

奄美市のほうでもですね，そういった取組が拡大していけば，更に畜産農家の発展につながっていくものと思われますので，是非そこら辺りを参考にしながらですね，是非新規の担い手など育成できるようにお願いしたいと思います。

次にですね，（３）番の品質向上，飼養管理についてであります。①の子牛の病気，事故についてであります。この子牛の病気や事故についてはですね，これは生産農家にとっては，子牛の病気や事故などあればですね，獣医師や家畜保健所に連絡し，治療を密にしているのであります。子牛の病気には主に下痢や風邪などが多く発生しています。そういった病気をした子牛によってはですね，もう生育不振，成長不振，発育の遅れ，そして更にはですね，悪い時には死亡ということにつながっているのが現状であります。そういったような子牛は，本当残念ながらですね，競りのときには，本当今７０万，６０万で競られるんですけど，もう２０万代とか，１０万代とか，そういう値段でしか，やっぱり競りには落とされないのが現状であります。そういった子牛などを，やはり早く病気や事故などを発見してですね，やはり早期に治療するのが肝心でありますけれど，今この奄美の市の中でですね，そういった子牛の病気や事故について，どのような割合なのか，１，１００頭ぐらい母牛がいますけど，子牛も年間８００頭ぐらい生まれてきますので，その状況等についてちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　子牛の病気や事故について御説明いたします。大島農業共済事務組合管内での病気や事故でございますが，まず，死廃事故，いわゆる死に至った事故でございます。平成２６年度は大島管内で３１０頭，うち子牛が２００頭，そのうち奄美市の子牛が３４頭，平成２７年度は大島管内で２６７頭，うち子牛が１８１頭，そのうち奄美市の子牛が３２頭，平成２８年度は大島管内で２６９頭，うち子牛が１７５頭，そのうち奄美市の子牛が２９頭の死廃事故となっております。奄美市の子牛全体の５パーセントになります。また，３年間の子牛の死廃事故の原因としましては，第１が胎児異常，第２が腸炎，第３が肺炎の順となっています。次に，病傷事故，いわゆる死に至らなかった事故です。これにつきましては，同じ牛が何回も病気にかかるケースがございますので，頭数でなく件数で答弁させていただきます。平成２６年度が大島管内で４，６６３件，うち子牛が３，３４２件，うち奄美市の子牛は８７４件，平成２７年度が大島管内で５，００７件，うち子牛が３，６５２件，そのうち奄美市の子牛が８５７件，平成２８年度が大島管内で４，８１０件，うち子牛が３，３２７件，そのうち奄美市の子牛が６４６件の病傷事故となっております。３年間の子牛の病傷事故の原因は第１が腸炎，第２が気管支炎，第３が肺炎の順となっております。以上です。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。そういった奄美市でもやっぱり病気とか事故とかありますけど，２年前まではですね，獣医師不足で一応指定の獣医師がいましたけど，今はもう嘱託の獣医師が常駐しておりまして，北と南でいますけど，そういった対応について獣医師さんの連携などはちゃんと図れているのかを聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　今議員がおっしゃったとおり，大島農業共済組合には本島北部の笠利本所に１名，本島南部の瀬戸内支所に１名の嘱託獣医師が在籍しておりますが，診療区域につきましては，笠利本所の管轄が奄美市名瀬，奄美市笠利，龍郷町及び大和村の４地域，瀬戸内支所の管轄が奄美市住用，宇検村及び瀬戸内の３地域となっております。それぞれの地域で獣医が不在になるときは，獣医師間で連絡を取り合いながら農家の診療に不備が生じないようにしております。また，県の家畜保健所には大島本島の笠利には２名，本島南部の瀬戸内に１名の獣医師が在籍しており，主な職務は家畜防疫対策となっております。現在，家畜保健所，農業共済事務組合ともに協力しながら巡回等，連携を密にし病気の早期発見，早期治療に努めているところでございます。

２１番（奥　輝人君）　今，獣医師は順調であるということで理解したいと思います。

それではですね，次にですね，次の②の分娩間隔について，ちょっと伺いたいと思います。牛はですね，本当年１産をしなければ収入がないと言われております。年１産しなかった場合は，やっぱり牛をペットという取り扱いとなりますので，やはりこの分娩間隔ですね，分娩間隔というのは妊娠期間プラス空胎期間のことを言いますので，３６５日以内ですね，で受胎をして，受精をして受胎をして８５日以内で受胎をした場合は年１産ということになっておりますけど，今この奄美市の母牛ですね，年１産についての割合ですね，どのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　この質問ですが，先ほど答弁しました，奄美市には約８００頭を超す母牛がいることは答弁しておりますが，年１産している母牛の頭数を正確に示すのはちょっと時間がかかりますので，今議会で示すことはちょっと難しいと思いますので，御理解をよろしくお願いします。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。多頭経営になればなるほどですね，やっぱり年１産に難しい牛も出てきます。私も飼っていますけど，やっぱり年１産できない牛が１頭か２頭は必ず毎年出ております。その原因としてはですね，やはり親牛のやっぱり栄養状態とか，あと運動不足とか，あと中には生理障害とか，そういった症状が出たときは，やはり分娩後にやっぱり栄養をつけさせたりですね，いろいろ工夫はしていますけど，どうにか奄美市の母牛がですよ，年１産できるように，巡回指導等でですね，やっぱり指導していただきたいなと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それとですね，次に③番の優良元牛の導入更新についてであります。今，この優良元牛の導入更新については，今，農家さんは自家保留をしながら，また鹿児島県やら宮崎県などから外部導入しながらですね，血統のいい親牛の系統の子牛をですね，導入して増頭にやっているところであります。今，この優良元牛を導入するに当たり，北大島サブセンターにおいて，Ｓランクの種とＨランクの種，またＡランクの種ですね，やっぱりＳランクの種は，もう本当，鹿児島県でも優秀な華春福とか，あと喜亀忠とか，金幸とか，そういった種がありまして，自分たち，やっぱり農家はそれをやっぱりつけてもらって，やっぱり子牛の血統を良くするということで，今図られているんですけど，ＡランクとＳランクとＨランクですね，この種の保管状況ですけど，ちょっとお願いしたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　優良雌雄牛凍結精液の確保についてということで答弁させていただきます。北大島肉用牛凍結精液サブセンターにおいて，県が保有している雌雄牛及び民間が保有している雌雄牛を問わず，県内の優良雌雄牛の凍結精液の注文を随時行っております。管内には６名の肉用牛人工授精師がおりまして，そちらのほうに分譲しております。人気のある優良雌雄牛の凍結精液につきましては，注文が多く限られた本数の中で，配布本数に制限がかかることもあると伺っております。

２１番（奥　輝人君）　やはり人気のある雌雄牛についてはですね，やはり足りないのが本数が足りないのが現状ですので，それに加えて，今度は民間牛も出てきていますので，やはり民間牛などをかけ合わせながらですね，今農家の方はいい血統づくりにやっていると思います。その中でですね，再質になりますけど，４月から牛のセリの中でですね，名簿の中に今まで３代層まで掲載されていたんですけど，４月から今度は４代層まで掲載するということに決定されております。１代層，２代層，３代層，４代層ということで，これは血統等親牛の母牛の系統になりますので，そこら辺り，４代層まで掲載された場合，この子牛の価格とか，そういった影響ですね，どのように見ているのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君）　今議員から３代層から４代層になる，今，結局，父牛，母牛，母牛の親までが母牛のじいちゃんまで載るというふうになるんですが，鹿児島県内では県内１４市場において全家畜市場共通のセリ市名簿システムにより運営しております。今回，生産者や購買者がより見やすく，より使

いやすくなることを基本として，適正交配による肉用牛の改良促進や子牛の商品価値の向上による子牛の有利販売を目的に４代層表示を平成３０年６月セリ市から実施することになりました。今度４代層表示になることにより血統が明確になることから，価格への影響による購買者の評価，母牛の更新や優良元牛の導入など，計画的な規模拡大や改良につながっていくものと考えております。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，この件についても喜界町であったとき，研修の中でもあったんですけど，やはり４代層まで載せるということであればですね，やっぱり新しい牛の血統のほうが，やっぱりいいと，やっぱり昔の安茂勝とか，第２０平茂という，もともと鹿児島県の雌雄牛であったんですけど，それよりも今の現在の血統からつながっている系統を，やっぱり残したほうがいいですという意見もありましたので，農家の方にもですね，今度４代層まで載せますので，そこ辺りもやっぱり指導をしながらですね，どうにか，こうやって今後１０産させなければいけない牛ですので，導入したときですね，だから１０産させなければいけないとことで，やっぱり新しい系統の，母牛のですね，系統などを一応説明しながら，更新させるようにお願いしたいと思います。

それでは，いろいろまだ再質問あったと思いますけど，もうこの再質については，もう一応省略をしたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

次にですね，大きな２番の大規模火災・水難事故への対応についてに移りたいと思います。

①の戸別受信機の役割についてであります。一応大笠利地区で発生をした大規模な建物火災ですね，火災が発生したのは３時半頃だと聞いております。私のところにもですね，３時５９分に消防本部から携帯で電話がありまして，今，笠利のほうで建物火災が発生していますということで連絡がありまして，私も笠利地区には６消防分団があるんですけど，分団長にすぐ電話をしてですね，すぐ出動ということで言いました，声掛けしたんですけど，その中で，２分団長には連絡取れたんですけど，ほかの４分団長には連絡が取れなくてですね，笠利の分団と宇宿の分団が取れて，そのまま火消しに行った経緯があります。そういったことも踏まえてですね，この戸別受信機が各家庭に，家庭にというか，消防団の副分団長と分団長の家には戸別受信機が設置されているんです。私の家にも設置されていましたけど，この朝方に４時前後にですね，やっぱりこういった戸別受信機が稼働してなかったと，作動してないということで，稼働しておったらほかの分団長なんかが，例えば節田の分団長なんかも聞いてですね，こうやって団員の方に連絡していけたと思うんですけれども，このときばかりは戸別受信機は作動してなかったということでありましたので，その原因というか，そこら辺り，戸別受信機に防災無線などつなげていなかったのはなぜなのか，ちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　１月２７日午前３時半頃に発生しました奄美市笠利町笠利での建物火災につきましては，防災行政無線及び戸別受信機の放送は実施しておりません。この火災における二次招集は，消防団員は通信指令室から電話連絡及びメール送信にて招集を行っております。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。それではその後にですね，自分も一応要望したんですけど，戸別受信機に火災発生とか，大規模火災とか，またいろんな津波とかあった場合は，やはり戸別受信機は取りつけている団員がいますので，是非やっていただきたいということで話をしたらですね，先日試験放送ということで金曜日だったと思うんですけど，２月の下旬ぐらいにですね，一応流れました，笠利地区のほうには，試験放送で。ただいま試験放送ですけどということで，サイレンとですね，あとただいま火災が発生していますと，そしてまたサイレンが鳴ったと。それでやっぱり消防団はもう分かりますので，ただいま笠利のほうで建物火災が発生しています，出動をお願いしますと言えば，もうすぐ情報伝達が分かりますので，その戸別受信機，今後もですね，やはり何らかの対応で必ずこれを接続して，やっぱり団員の皆さんに周知徹底させるためにも，戸別受信機の役割ですね，そこら辺りを検討してもらいたいと思います。今，この戸別受信機については，笠利地区では副分団長以上で取り付

けてありますけど，今後は団員ですね，団員の方，笠利地区でも１１０数名の団員がいますけど，そこら辺りへの戸別受信機の取り付けとかはできないのか。今後どのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　議員御承知のとおり，先日，防災行政無線の戸別受信機を使用して試験放送を行ったところであります。現在，名瀬・笠利地区につきましては，消防団の部長以上，住用地区につきましては班長以上の階級の団員が防災行政無線の戸別受信機を設置しております。今後の火災発生時の消防団員の招集につきましては，名瀬・笠利・住用地区の消防団員を招集しなければならない火災等が発生した場合には，迅速，効果的に招集が行えることから，通信指令室から電話連絡，メール送信及び発生した各地区ごとに防災行政無線の戸別受信機を使用し，二次招集の放送を行うことにしておりますので，御理解をお願いいたします。そして，消防団員の防災行政無線の戸別受信機の設置につきましては，市の関係部局と検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

２１番（奥　輝人君）　はい，分かりました。一応，昼間の火災とかなればすぐ分かると思うんですけど，夜の朝方ということで，やっぱり皆さん眠っている時間帯ですので，メールを打ってもやっぱり取らないとか，メールだけでは全然気づかないと。また，携帯電話してでも，マナーモードにしていたりとか，別な場所においていたりとかしてですね，連絡がつかないということでありますので，そこ辺りはやっぱり戸別受信機，できれば防災無線とか，あれでもやっぱり呼びかけたほうがいいのかなと思いましたので，是非今後，戸別受信機などの役割ですね，認識しながら取り組んでいただきたいと思います。

それではですね，次にですね，（２）の地域防災訓練についてであります。初期消火訓練について聞きたいと思います。火災をですね，最小限に食い止めるためにですね，やはり消火器の，消火器ですね，消火器の使い方とか，しなければ，やっぱりいけないのかなと思っております。先日の日曜日ですけど，和野集落のほうでも火災防御訓練もやりました。昨日の新聞を見ますとですね，名瀬地区のほうでは仲勝のほうでその火災防御訓練をやったという記事がありました。その中でですね，やはり主婦とか，そういった奥さん連中が天ぷら鍋に火が燃えたときに，どういった対応をするのかということで，ちょっと周知がされていなかったという部分もあったんですけど，やっぱり天ぷら鍋に水をかけたら，火が更に増加すると，拡大していくということは，やっぱり知ってはいるんですけど，知らない高齢者とかもいましてですね，やっぱり毛布，濡れた毛布を天ぷら鍋につければ鎮火しますよと，そういった講話もしたところであります。それと消火栓の，消火器のですね，消火器の使い方も訓練したところであります。そういった消火器の使い方とか，あともう１点が火災が起きたときは携帯電話を持っていたら何番に通報するんですかとか，そういったのもありました。本当言えば１１９番やれば，もう消防のほうに直接つながりますので，建物火災でもはかま焼きのときでも，小さいこういった火災が発生したときは，是非１１９番をしてくださいと，そうすると消防にいきますので，また消防から連絡がどこどこと，そういう連絡も来ますということでありましたので，そこ辺りのですね，周知徹底ですよ，消防団だけ分かってもいけませんので，やっぱり市民，住民にそこ辺りは認知させなければいけないと思うんですよ。やっぱり火災があったら火事だという，そういった，火事だという，そういった大声の叫び声を，あと１１９番してくださいという，そういった市民への周知ですね。そこら辺りをやっぱり訓練とかの中でやっていかなければ，やっぱりいざとなったときにできないと思いますので，そういった周知，周知とか，今後の訓練についてですね，どのように今度対応していくのかをちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　議員御案内のとおり，火災による被害を最小限度にとどめるためには，初期消火が最も重要だと考えております。消防法では，防火管理者を選任しなければならない事業所におい

ては，消防計画に基づき消火，通報及び避難訓練が義務付けられております。各事業所の行う訓練時に１１９番通報訓練，消火器の取り扱い訓練や天ぷら鍋等の消火方法を指導を行っております。また，自主防災組織の訓練や春と秋の全国火災予防運動期間中に各自治会，町内会の住民を対象とした防火講話及び消火器の取り扱い訓練，１１９番通報の要領等を指導しております。また，笠利地区につきましては，各集落地域等の住民を対象に消火栓を使用した放水訓練等も実施しております。今後とも市民が安心して安全に暮らせるために，訓練等をとおして火災予防の啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

２１番（奥　輝人君）　是非取り組んでいただきたいと思います。先ほどの１１９番通報とかもですね，やっぱり分からないという方もいると思いますので，やっぱり奄美市だより等にですよ，火災が発生したときは是非１１９番，携帯でも固定電話でもつながりますので，そこ辺りはやっぱり掲載をして周知をしていただきたいなと思います。

次に，②の消火栓，防火水槽の場所の把握についてですけれども，これについてはですね，やはり各集落ごとに消防団がいますけれど，消防団は消火栓の場所とか防火水槽の場所はほとんど把握していると思うんですよ。現在，仕事をしている消防団なんか，ほかの名瀬とか，自分もそうなんですけど，いなかったときに，消防団がいないときに，やっぱり市民や住民も消火栓のある場所とか，防火水槽がある場所などは，やはり把握しておかなければ，いざ火災になったときに消火栓はどこにあったっけ，防火水槽はどこにあったっけとなればいけないと思いますので，そこ辺りもですね，駐在員会を通してもいいですので，各集落集落ごとにそういった防火水槽，消火栓の場所をセットされておりますので，そこ辺りまで一応，広報周知徹底をしていただきたいと思います。これも一応質問に入っていますので，その対応についてどうですか。

総務部参事（小松和行君）　笠利地区につきましては，各集落地区等の依頼に合わせまして，笠利消防分署の職員を随時派遣し，消火栓等の位置や消火栓を使用して消火訓練等を実施しております。

２１番（奥　輝人君）　是非市民や住民に周知をしていただきたいと思います。

次にですね，（３）番目の水難事故における救助対応についてであります。①の水上バイクの夜間使用についてであります。これもですね，大晦日の夜に日付が変わってですね，節田海岸でいざりをしていた女性がですね，６５歳ぐらいの女性がいざりをしておって，沖合いのシーバナで取り残されてしまって，助けてという声で，その隣にいたいざりをやっている男性の方が，すぐ私のほうにおい輝，ボートを持って来いというから，何でちゅったら，今救助を求めている女性がいるということであって，それで自分たちあわてふためいてですね，夜中の２時頃だったと思うんですけれど，現場に駆けつけました。そして，その女性の方は３００メートル離れていますけど，これから満ち潮ということで，ちょっと危険な状況もあったんですけれど，自分たちは一応漁船とか，あと笠利の消防分署を呼んで対応しましたけど，そのときにですね，水上バイクまで持って来ているんですよ，その夜，２時ぐらいに笠利分署の職員が。だけどその水上バイクで行けば，３００メートルぐらいだから，すぐ行けるんですよね，目の前だから。目の前というか，３００メートルあるんだけど。しかしながら，そのときに水上バイクは夜間は使用できないということで，持っては来ていたんですけれど，その水上バイクを乗ることはできないということでありましたので，そのときに聞いた言葉が，やっぱり法律で水上バイクは朝から夜の日没までというのを聞いておりましたので，そこ辺り，今後消防団，今年の予算の中でも奄美市の水上バイクを導入しますけど，夜の分に使えるような，そういった特例などを設けることができないのか。実際に今使えませんので，それ聞いていますので，そこら辺り今後の水上バイクの夜間の使用について，どのように考えているのか，ちょっと聞きたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　議員御承知のとおり，水上オートバイについては，航行上の条件により，夜間航行は禁止されております。当消防組合においても運用管理規定により，二次災害等を考慮し，水上オートバイの活動時間を日の出から日没までとしておりますので，御理解をお願いいたします。

次に，夜間の水難事故における救助活動につきましては，今後，関係機関等と検討協議してまいりたいと思いますので，御理解をお願いいたします。

２１番（奥　輝人君）　あと１分ですのでもう最後の質問になりますけれども，機能別消防団ですね，今，笠利地区のほうで登録されておりますけど，今後の名瀬・住用においての拡大について，ちょっと聞きたいと思います。時間内でお願いします。

総務部参事（小松和行君）　議員御案内のとおり，昨年７月に結成しました奄美市消防団特別機能分団の水上オートバイ小隊が笠利地区における水難救助等に迅速な対処ができることから，今後名瀬・笠利地区においても特別機能分団として水上オートバイ小隊の結成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（師玉敏代君）　以上で自由民主党　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４６分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	参事兼プロジェクト戦略推進課長	髙　一也　君
総務部参事	小松　和行　君	市民部長	前田　和男　君
環境対策課長	島袋　修　君	市民課長（笠利）	寿山　一昭　君
保健福祉部長	上野　和夫　君	福祉事務所長	奥田　敏文　君
商工観光部長	菊田　和仁　君	商水情報課長	武下　義広　君
紬観光課長	保浦　正博　君	農政部長	山田　春輝　君

農林振興課長	山下　仁司君	土地対策課長	前島　有為生君
地域農政課長	山野　明人君	建設部長	本山　末男君
都市整備課長	竹元　康晴君	建築住宅課長	備　孝朗君
上下水道部長	上島　宏夫君	下水道課長	里　嘉郎君
水道課長	山下　一弘君	教育委員会事務局長	森山　直樹君
教育委員会総務課長	徳永　恵三君	地域教育課長（住用）	弓削　洋一君
農業委員会事務局長	川内　進君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２３人であります。会議は成立いたしました。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　これから，本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，自民新風会　橋口和仁君の発言を許可いたします。

２０番（橋口和仁君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。自民新風会の橋口和仁でございます。平成３０年第１回定例会，一般質問を行います。

その前に，少々所見を述べさせていただきます。去る１月２７日午前３時半頃に私が住んでいる大笠利地区において火災が発生いたしました。全，半焼合わせて２０軒の大火となりました。大火後のこの間，多くの方々の御支援，御協力をいただき，更に行政の皆様はじめ，議員各位のこれまでの心温まる御厚情をいただき，集落民の１人として皆様方にこの場をお借りいたしまして，衷心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。この地域におきましては，過去に６１戸全焼の火事もあり，この教訓から地域としてこれまでに例年，消火訓練や火災予防に関する啓発活動にも取り組んでまいりました。しかしながら，今回の大火については夜中未明という時間帯，更に北東の風約９．７メーターという状況で，瞬く間に火が燃え広がっていき，消火活動が追い付かない状況であったことが大きな火災になったものだと思います。私が駆けつけたときには既に家屋から家屋へと瞬く間に火が伝わっていき，消火が追い付かないことでこの火災がどこまで延焼するのか不安いっぱいであり，そして非常に火の回りが早くすさまじいまでの状況でありました。そのような中，放水活動を行い，延焼を食い止めるべく消火にあたっていたのですが，火の勢いがあまりにも強く精一杯の状況でもありました。火の粉が雨の如く舞い降りる危険状況の中での消火活動，地域民，消防団の方々の必死の消火活動にも，それでも火の勢いは止まらず，２０軒が瞬く間に燃えてしまいました。そのような中，救いだったのは救命の方々が着の身着のままの状態でありましたけれども，すぐ家屋を抜け出し怪我もなく安全なところで避難をされたことを聞いたときは，何よりも安心いたしました。そして，火が鎮火し，火災後の火災現場の現状を見たとき，そのときの心の切なさは生涯忘れることのない出来事でありました。更に，命からがら避難された方の心情を思うと，切なさは一層深まるばかりであります。火災によって築いてきた財産を失うことの，なお一層のその辛さを改めて痛感させられたときでもありました。今回の大火が地域にとって失ってしまったことの大きさは否めないところであります。一歩でも二歩でも，将来に向けて前進することが今後大事であるものだと思っております。変わらぬ皆様方の御支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。そして，改めて今回の火災によって，多くのことも学ばさせていただきました。防ぎきれないこともあるけれども，防ぎきれることもある。防ぎきれることを防ぐこと，そのことは日頃よりの予防と，そして火事になったときの初期消火の対応の大切さであると思っております。その観点から，通告してあります今後の火災対策について，初期消火に向けての取組についてから順次質問させていただきます。

まず，火災報知器の設置状況についてであります。火事になったときにいち早く危険を知らせる火災報知器，その後の瞬時の対応が身の安全と大火防止に繋がるものだと思います。これまでに火災防止器

によって未然に火災を防いだ事例もございます。そのことから火災報知器の必要性は重要だと認識しております。本市での一般家屋においての住宅用火災報知器の設置状況はどのぐらいなのか，取組と周知方法はどのようになされているのか，お伺いをいたします。

次回からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。今，橋口議員がお話になりました大笠利の火災については，改めてこの場を借りてお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは，さっそくお答えさせていただきますが，平成２９年１２月３１日現在の奄美市の住宅用火災警報器の設置率につきましては，７７．７６パーセントとなっております。前年度と比較しますと，０．１１ポイントの増加となっております。それを地区別に見ますと，名瀬地区で７９．１３パーセント，笠利地区で６７．９２パーセント，住用地区で９０．７５パーセントとなっております。住宅用火災警報器の設置促進に向けた取組としましては，春，夏の全国火災予防運動期間行事の周知記事の地方紙掲載や，街頭キャンペーンのチラシ配布，メッシュ看板の設置，住宅防火訪問，あまみエフエム，また市の広報紙及び消防組合のホームページ等を利用，活用して設置促進を図っているところでございます。なお，住宅用火災警報器を設置し，１０年が経過しました住宅用火災警報器につきましては，電池切れやセンサーの劣化で正常作動しない可能性がありますので，本体そのものの買い替え等をお願いして防火に備えて，お願いをしてるところでございます。

２０番（橋口和仁君）　ただいまの市長の答弁の中で，被災地の方に対してのお見舞いということで改めてお礼を申し上げさせていただきたいと存じます。答弁の中で火災報知器が全体で７７．７パーセントと，その中でも名瀬が７９．１パーセント，非常にこう高いわけでありますが，全国的にですね，この火災報知器の設置率が８１．７パーセントと，そして鹿児島県においては全国２番目に高い数値で８９．１パーセントということになっております。基準的には全国４７都道府県の中で２番目に高い設置率でございますが，しかしながら火災についてはですね，どのような形にしてもですね，防ぎきれるものありますし，防ぎきれないものございます。その中で，防ぎきれる対策として，まず住宅用の火災の設置，これが一番の課題なのかなと思います。消防署のほうにおいては，２年に１回，その家屋調査ということで調査をされている状況でございまして，今後もですね，設置に向けて啓発，また向けて取り組んでいただきたいなと思っておりますので，どうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

そして，次の質問に移らさせていただきますが，どうしても火災報知器だけでも，だけでは防ぎ，状況によってですね，亡くなる方，亡くなられた方がいらっしゃると。特に社会福祉施設においては，入居者の方々がですね，ほとんどこの逃げ出すことが困難な方が多いという中で，今後スプリンクラー設置というのが義務化されておりますが，この本市においての社会福祉施設でのスプリンクラー設置率のついて伺いをさせていただきたいと存じます，はい。

総務部参事（小松和行君）　おはようございます。平成２５年２月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災の契機に，社会福祉施設の安心と安全のために，消防用設備等の基準の改正が行われ，平成２７年４月１日からは施設の床面積が２７５平方メートル未満の施設にもスプリンクラー設備の設置が義務化となりました。なお，既存の施設につきましては，平成３０年３月３１日まで経過措置期間とされておりますが，該当する施設が奄美市，名瀬地区におきましては３施設，笠利地区におきましては３施設の計６施設ございます。５施設におきましては既に設置されており，残りの１施設についても経過措置期間内には設置される予定でございます。また，経過措置期間が過ぎても未設置である場合の罰則につきましては，平成３０年７月１日から施行される当消防組合の火災予防条例に基づき，違反対象物として

公表の対象となる場合がございます。以上です。

２０番（橋口和仁君）　６施設については，７月までに，今年度までに設置するということで，本当に火災報知器だけじゃなくてですね，やっぱりスプリンクラーについては，やっぱりこの初期消火，散水状況がですね，その煙探知を通してやっぱり即時に散水すると。そして，一番メリットになるのは，入所者が避難する時間が延長できるということで，そういう利点もございますので，是非早めにね，設置していただきますように指導をお願いしたいと存じます。

次に，消火ホースの検討についての前にですね，通告してございますので，まずこの自主防災組織の役割についてちょっと質問させていただきたいと思います。昨日，栄議員のほうが自主防災組織について質問されて，現在５５．９パーセントということで，年々ちょっと率については上がってきておりますが，改めてこの自主防災組織の役割についてお伺いをさせていただきたいと思います。自主防災組織の役割については，地域住民が協力して日ごろの火災の防止や消火訓練，避難訓練を行うことによって，実際の火災等の突発事態が発生した場合に当局への通報，あるいは消火器や消火栓を住民自らが駆使して初期消火及び応急処置に努めることになるとネットで掲載されておりますが，その認識でよろしいのか，ちょっと確認させていただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　おはようございます。それでは，お答えいたします。火災発生時における自主防災組織の活動ということで申し上げますと，奄美市地域防災計画の中で大きく２点，活動内容を位置付けております。１点目が平常時の活動ということでございますが，防災に関する知識の普及や防災訓練の実施などを謳ってるところでございます。２点目が，災害発生時の活動でございます。主な活動ですが，出火防止や，先ほど議員が御説明ありました初期消火，また避難誘導などとなっております。こうした自主防災組織の活動と消防団との連携等を通じて，地域コミュニティの防災体制の充実を図るということになっております。議員御案内の消防活動困難地域，通告のほうでありましたが，についてですが，地区としては，はい。

２０番（橋口和仁君）　総務部長，部長のほうから話ありました，消火困難地域について，改めて質問させていただきたいと思います。今回，初期消火ということで自主防災組織の役割の中で消火訓練と，そしてまた放水訓練という形で位置付けされてる中でですね，本市における消火困難地域はどのぐらいあるのか，改めてお伺いをさせていただきますが，この現状とそして課題，更に対応について改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　奄美市内の消防活動困難地域でございますが，各地区の消防活動困難地域でございますが，奄美市地域防災計画におきましては名瀬地区の１３町２２地域を指定してございます。名瀬地区につきましては指定しております地域のすべてにおきまして，出動する車両，水利部署等の火災戦術隊形を確立し，春と秋の全国火災予防運動期間中において消防署と消防団と関係団体等において，合同の訓練を実施しております。また，笠利地区，住用地区につきましては，消防活動困難地域の指定はございませんが，各集落，地域ごとに分署，分駐所と消防団と合同での訓練は実施しております。以上です。

２０番（橋口和仁君）　名瀬については，消火困難地域が１３町，２２地域ということでございますが，その地域においてですね，自主防災組織の状況まで，ちょっと示していただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　自主防災組織のその消防活動困難地域の取組でございますが，現在消防署と関係団体において合同訓練が実施をされております。今後，更にその地域との連携を深めるという観点

から，今後はその消防団，消防活動困難地域に限らずですね，引き続き地域からの要望に合わせて出前講座，あるいは訓練等を通してですね，自主防災組織の活動普及の充実に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

２０番（橋口和仁君）　火災が発生したときに，いち早く初期消火ということは大きなことでございまして，消防車がそっち，現場まで到着するまで，やっぱりある程度の時間が出てくるんですよね。笠利，笠利においてはやっぱり１０分から１５分ぐらい，うちなんかの地域においてですね，１０分から１５分ぐらいかかるんですが，名瀬においても場所によってはその時間帯じゃないかなと。そうなると，地元の方々がしっかりと初期消火への取組，それが一番の大事なことであって，そのためにはしっかりと自主防災組織を組織化しながら，訓練，そしてまた出前講座しながらですね，この初期消火に向けての大切というのを改めて周知をしていただきたいと思っております。

その中においてですね，やっぱり消火ホースっていうのが一番大きな課題でございまして，住宅密集地においてはですね，住宅密集地においては，なかなか消防車両が入り切れないという状況で，ホースを使って，ホースを延長していくんですが，この前防御訓練，仲勝ですかね，防御訓練においては６００メーターと，このホース繋いでいったということも報道掲載がありましたが，そうなると住宅密集地においては，こうずっと繋いでいくわけですよね。そうなると，今のホースの形態，今ホースの形態が，私ども集落においては６５ミリなんですね。場所によっては４０ミリというホースがございまして，その二つを比べたときのメリット，デメリット考えてみますとですね，４０ミリのホースってのが機能的に動きやすいんですね。実際，今回火事の現場で放水活動をしましたが，３人で，大人を３人でですね，やっとこさの状態で，２人で放水したときには振り回される状態になると。それを，この４０ミリのホースを使うことによって，機能性があるし，すぐ左右，また上下移動できるという状況で，非常に危険が迫っている中でですね，その，その６０ミリのホースを使うっていうのは非常に厳しいものがあるんじゃないかな。特に消火困難地域，住宅が密集してる地域においてはですね，このホースの検討を是非していただきたいなと思っておりますが，そのための見解がございましたらお示しをしていただきたいと思います。

総務部参事（小松和行君）　議員御指摘のとおり，消防用６５ミリホースにつきましては一般市民の皆様が使用するには訓練を重ねないと難しいと考えられますので，今後年次的に口径の小さな４０ミリホースへ切り替えに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

２０番（橋口和仁君）　それとですね，総務部長のほうからも答弁がございましたが，火災週間に沿ってですね，やっぱり訓練，また出前講座されるということでありますが，いつ，何時起こる状況が火災，災害だと思っています。そのためには，常日頃そういう出前講座も含めてですね，訓練をすることが次に繋がることと思っておりますので，なるべくその対策を講じていただきたいなと思っております。この件については終わらさせていただきたいと思います。

次に，空き家，廃屋についてお伺いをさせていただきます。総務省が５年ごとに精査して，調査しております住宅土地統計調査によると，平成２０年に実施した本県の空き家の総数は１２万９，９００戸。そのうち，利用目的のない空き家は７万５，０００戸となっており，空き家率は平成１５年が１３．１パーセント，そして平成２０年が１４．８パーセント，そして平成２５年につきましては，まだ高い数値になっておりまして，全国で６番目と，空き家率が上がっております。国においても県においても空き家の増加傾向が喫緊の課題であり，その対策として２７年に空き家対策の推進に関する特別措置法が法改正され，空き家改善に向け取り組まれております。一昨年の第３回定例会において，空き家対策について本市の見解をお伺いさせていただきました。空き家については消防署のほうで２年ごとの調査をされてるとのことで，その時点において７２９軒の空き家が点在してると。本年において空き

家，廃屋がどの程度あるのか，改めて現状についてお示しをしていただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，お答えいたします。空き家の実態調査についてということでございますが，火災予防の観点から大島地区の消防組合が２年ごとに調査を行っております。この調査によりますと，空き家は名瀬地区で１９８軒，笠利地区で２０８軒，住用地区で１１８軒，合計で５２４軒ということになっております。そのうち，廃屋は名瀬地区が６５軒，笠利地区が４３軒，住用地区が３５軒の合計１４３軒となっております。参考までに，前回調査と比較をしますと，空き家は前回７２９軒でございましたので，２０５軒の減少，廃屋は前回１１８軒でございましたので，２５軒の増加というふうになっております。以上です。

２０番（橋口和仁君）　はい。前回より減ってると。これは，本市が取り組んでいる空き家バンクも含めてですね，その空き家の減少に繋がってきてるのかなというふうに理解をさせていただいておりますが，そこでね，今回質問させていただく，改めて質問させていただくのは，廃屋についてでございます。その平成２７年に空き家，特措法が制定されて，その２６年の段階で県下においては１市３町だったですかね，四つの自治体で条例を制定されております。そのときに，本市においては現在プロジェクトチームを立ち上げてると。そして，検討してる，今後検討するという答弁でございました。ちなみにですね，現在の県下における条例制定自治体は１１件となっておりますが，さっきの答弁後のこの検討された経緯をですね，今後の，現在の状況を少し述べていただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　空き家の現在の状況でございますが，特措法が議員おっしゃってるとおり，平成２６年に施行されまして，平成２７年の５月に施行されております。この特措法によって，適切な管理が行われていない空き家の防災，景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしてることに鑑み，地域住民の生命，身体または財産を保護するとともに，その生活環境の保全を図り，併せて空き家等の活用を促進するということでこの法律が制定をされております。議員御案内のとおり，本市としても空き家等の問題は本来，所有者が解決すべき問題ではございますが，ただ住居などの不全な状況が放置されておるという状況は報告はございますので，今現在のところ本市の課題，いろんな課題がございますので，その課題を整理するという作業を行っておりますので，その中で空き家対策の体制の整備，組織体制の整備ですね。もう一つは空き家対策の，空き家対策計画ですね，これの策定のほうを今現在作業を進めているところでございますので，全体の条例改正と，条例の制定という点については，今しばらく時間をお貸しいただきたいと思います。以上です。

２０番（橋口和仁君）　現在，進行中ということで，できるだけですね，いろんな課題がございますが，十分に検討しながら進めていただきたいと思います。特にですね，廃屋についてが非常に大きな懸念するところでございますので，そのためにですね，慎重にまた庁内検討されながら進めていただきたいなと思っています。

それでは，次に移らさせていただきたいと思います。笠利の被災者への対応についてということでございます。今回，全焼１６軒のうち７世帯の方々が罹災され，現在親戚や友人のところに身を寄せて暮らしている状況でございます。訪問したときの聞き取りにおいて，将来的に生活再建において非常に困難をきたすだろうと，その心境を察すると非常に心が痛くなります。その再建に向けて，地域においては，また行政においてもこれまでに支援がなされておりますが，少しでも早く罹災者の方々が安心して暮らしていただくために，罹災者への今後の支援体制について，改めてお伺いをさせていただきたいと存じます。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君）　笠利地区の罹災者への対応についてでございますが，現在までの

取組といたしまして，いきいき健康課の保健師による罹災者の健康状態確認，民生委員と連携した相談業務，奄美市小災害罹災者に対する見舞金支給要綱に基づく災害見舞金の支給，それと公営住宅への一時入居の案内を行っております。今後の支援体制につきましては，引き続き保健師及び民生委員と連携を図りながら，心身のケアや相談業務に応じ，また希望者につきましては公営住宅への一時入居案内を行いたいと考えております。以上でございます。

２０番（橋口和仁君）　引き続き，取り組んでいかれるということで安心いたしました。今現在においてもですね，その罹災者の方においては親戚の方々のところで身を寄せておりますが，将来的なことを考えればですね，どうしても住み慣れた地域にやっぱり住んでいきたいということでございましたので，２番目の住宅設置の検討についてはですね，今後改めてまた御提示をさせていただきたいと思いますので，この件については割愛をさせていただきます。

それでは，次に市民生活についてお伺いをさせていただきます。先般，２月の１８日に海岸に漂着した漂着油の一斉回収が行われました。その日は多くの方が回収活動に取り組まれ，新聞紙上では約４５トンの漂着油の回収をしたと掲載されております。私も回収活動をいたし，波打ち際上に続く黒い異常には驚愕を受け，一部の場所ではこれだけの状況，改めて被害の大きさを感じたところであります。今回，漂着物は１月の６日の海難事故に伴うと。発生後１４日に沈没してから，その後１か月後に被害は広がっていると。その状況は新聞報道に掲載されておりますが，改めて現状はどうなのか示していただきたいと思います。

まず，１点目の漂着油の撤去について。広範囲に至っているが，どこまで影響はあるのか，伺います。

総務部長（東　美佐夫君）　今回の漂着油の漂着範囲についてでございますが，これは海上保安庁からの情報ということで御理解をいただきたいと思いますが，２月２２日の現在で北は屋久島，南は沖縄県の那覇港及び慶良間諸島においてその漂着が確認されているということでございます。以上でございます。

２０番（橋口和仁君）　それでは，本当に屋久島から沖縄までと広範囲にわたって被害はなってるということでございますが，現状においてですね，この対策はどうなされているのか，改めてお伺いをさせていただきます。

総務部長（東　美佐夫君）　今回の漂着油に関してでございますが，今年の２月１日に海上保安部より第１報がございました。翌２日に大島支庁と本市の担当部署，５日と７日に大島支庁と島内の市町村の担当部署による協議が行われております。その中で，情報共有，整理の上で海岸からの回収は地元の市町村で，回収後の運搬及び処分については県と役割分担が決められたところでございます。その後，本市においては９日に名瀬地区の朝仁海岸，１４日に笠利地区の用海岸，１８日に議員の皆さんは御存知のとおり，市内２８か所の海外において市民の皆様の御協力を賜りながら回収作業を実施したところでございます。その間，市民の皆様のボランティアによる回収作業につきましては，それぞれの海岸において継続的に実施をいたしているところでございます。改めて，その御協力に，いただいた方々に感謝を申し上げたいと存じます。なお，改修作業において集められた油や油の付着したごみなどについては，海岸管理者である鹿児島県において運搬と処分が実施をされておりますが，事故船舶の所有会社が加入してる保険会社から依頼された業者による同様の作業も並行して実施をされてるところでございます。以上です。

２０番（橋口和仁君）　現在においてもですね，あまみ漁協内ですが，継続的に漂着物の撤去作業を行っ

ていると。撤去作業を行ってるんですが，その以前，漂着した油状についてですね，波の状況によって砂地に埋もれていくんですね。先般，撤去作業に参加したときに，１０センチぐらいちょっと掘り起こしたら，そこからやっぱり固いものが出てきて，何かと思ったら，やっぱり油状だったんですね。そこが，あちこち点在してるとなると，今後また大きな影響が出てくるのかなと思っておりますが，ちなみにですね，この西海岸と東海岸ありますが，どの地域が非常にこの広範囲にわたって影響があるのか，そこ辺りがもし分かれば示してください。

総務部長（東　美佐夫君）　量的な範囲は，もう西海岸のほうがもう絶対的に多いと。東海岸のほうは，住用地区のほうはそうは確認されてないものですが，笠利地区の東海岸のほうはかなりの確認がされているところです。量的にはやっぱり西海岸のほうですね，圧倒的に多いというところでございます。以上です。

２０番（橋口和仁君）　はい，分かりました。

では，次にですね，このことを踏まえさせていただいて，次の質問に入らさせていただきたいと思います。魚介類の，魚介類，人体への影響はということと，併せて養殖スノリへの影響はどこまであるのか，その辺りまで示していただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　今回，漂着した油につきましては，海上保安庁から半固形状で有毒ガスなどは検出されず，口に入れたり目に入ったりしない限り人体への影響はないとの報告を受けております。また，魚介類への影響についても，現時点で漁協及び漁業従事者からの被害報告は受けておりません。今後の影響につきましては，先般の県議会における知事の答弁にもありましたとおり，現在国において水産資源への影響調査などを実施してるところであり，引き続き国・県と連携しながら必要な情報については随時公表したいと考えております。

それから，養殖モズクへの影響につきましても，現時点で漁協及び養殖業者からの被害報告はいただいておりません。現段階では今後どのような影響があるかは不明でございますが，被害が発生した場合にはその都度国・県と連携しながら対応を検討してまいりたいと存じます。

２０番（橋口和仁君）　それでは，改めてちょっと確認させていただきたいと思いますが，この油状って言うんですかね，それは現在は終息に至っているのか。今後，また流れ着いて来るのか，その辺りの状況はどうなのか，その辺りをちょっと分かれば，分かる範囲でよろしいですが，お示しください。分かりますか。分かんない。

総務部長（東　美佐夫君）　今後，どこまで範囲が広がるのか。

２０番（橋口和仁君）　今後，流れ着いてくるのかどうか。

総務部長（東　美佐夫君）　今後，どこまで流れてくるか，その量がどれぐらいあるかというところは，まだはっきり分からない，これは国のほうも状況を見ながらということでございますので，その点についてはコメントはちょっとできないところでございますが，御理解いただきたいと思います。

２０番（橋口和仁君）　先ほど，部長のほうから答弁がありましたように，人体，そしてスノリへの影響はないということでございますので，今後ですね，スノリについては今後生産体制がならせていきますので，一番懸念するのはですね，やっぱり風評被害なんですね。この油によってスノリが影響があるということがどんどん広がっていけば，そこは消費者にとってはもう買い控えるという状況になりますの

で，その辺りはしっかりと，そういうことはありませんということで周知をしていただきたいなと思っていますので，どうかよろしくお願いをいたします。

それでは，次に海岸線の今後の保全対策について，補償対象は検討され，もし影響があった場合のですね，補償対象はあるのか。その辺りまでちょっと示してください。

商工観光部長（菊田和仁君）　あくまでもその漁業関係の件への補償の件だと理解いたしますが，先ほども答弁しましたとおり，現段階においては国の調査結果，あるいは漁業者からの被害報告もございませんので，補償対象の件につきましては今後具体的な被害が発生しましたらですね，その際に事故原因者，国・県を含めて検討されるものと認識いたしております。以上です。

２０番（橋口和仁君）　影響あったときに，国のほうからまた補償対象ということで検討されるということでありますので，その辺りについて，もしなった場合ですね，速やかに所管課として取り組んでいただきたいと思っています。

それで，次に移らさせていただきます。海岸線の今後の保全対策について。まず，国・県の処理に対する今後の取組についてお伺いをさせていただきます。

総務部長（東　美佐夫君）　今後の取組ということでございますが，現在保険会社から依頼された回収業者による作業が進んでおります。本市としては回収作業のその進捗を注視をしてまいりたいというふうに考えております。今後，新たな漂着や状況に変化があった場合には，本市といたしましても必要に応じて回収作業等の実施を検討していきたいというふうに考えております。このことについては，鹿児島県も同様だというふうに伺っております。回収の目途につきましては，現在回収作業が継続している状況でございますので，また新たな漂着などについての可能性を否定できないことから，今しばらく時間がかかるものというふうに考えております。いずれにいたしましても，一刻も早い終息に向けて，引き続き関係機関と連携を密にしながら対応していきたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

２０番（橋口和仁君）　はい，分かりました。経緯を，経過を見ながらですね，取り組んでいくということで，一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に移らさせていただきます。今後，国立公園区域における影響はということでございますが，今日もってですね，昨年３月の７日に奄美群島は国立公園化になりました。ちょうど，今日で１年となります。国立公園区域においては西海岸，東海岸，あらゆるこの本島においては海域に，海域の範囲が定められておりますが，その影響のことについてお伺いをさせていただきますが，国立公園については御案内のとおり，稀有な自然を後世に伝えるべく，その辺りをしっかりとまた国として保全するということで，環境大臣が許可し，各自治体がまたそこを管理するという状況でございますので，その辺りについてですね，国立公園区域における影響。これは，先ほど総務部長のほうが西海岸のほうで非常に影響があるということでございましたが，今後の国・県・市町村においての取組を含めてですね，改めて示していただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　おはようございます。お答えさせていただきます。環境省に漂着油の影響について，その把握状況を問い合わせましたところ，次のような回答を得ております。那覇自然環境事務所では，現在発生してる奄美大島への油状のものの漂着による沿岸域の生態系への影響把握のため，奄美群島国立公園の五つの海域公園地区において目視による緊急調査を行い，その結果，瀬戸内町の水浜を除く４地区の海岸において油状のものの漂着を確認したものの，海面における浮遊はありませんでした。イシサンゴ類などへの付着も確認されず，現時点ではイシサンゴ類，海藻類，貝類，ウニ，ヒトデ

類の生息，生育には特に異常がないことを確認しましたとのことでございました。３月１日に発表された環境モニタリング調査が実施されておりますが，調査が実施された朝仁海岸，大浜海岸，知名瀬海岸，今里海岸，用海岸，瀬戸内町の阿木名海岸のいずれの地点においても採取した海水の水質分析結果では環境基準値を超える項目はなかったとのことでございます。国立公園内での環境省の取組についてお答えします。先日，２月８日に朝仁海岸で実施した回収作業をはじめ，市内で実施している回収作業へ大和村にございます環境省奄美野生生物保護センターや応援に駆けつけている他地域の環境省職員の皆様からも御協力をいただいており，地元として大変ありがたく感じているところでございます。今後について，環境省に問い合わせたところ，現在九州地方環境事務所長をチーム長とする油汚染対策現地対策チームが設置され，この事案への対応体制を整備してるということでございました。具体的には，国立公園区域内及び区域外も含め，引き続き回収作業の実施や自治体への支援を行うとともには，野生生物及び生態系への影響に関する調査などを行っていくということでございました。本市としてもこの問題に関しては環境省をはじめ，関係機関や市民の皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いします。

２０番（橋口和仁君）　今のところは，影響はないということで安堵いたしております。

そして，次の質問に入らさせていただきますが，今後の観光への影響ということが懸念をいたすところでございます。実は，先ほども話をさせていただきましたが，砂地に埋もれた，油状がどうしても残ってくるんですよね。これを，完全に撤去しなければ，後々このそういう油状が上にあがる可能性も出てくるし，また砂場ですので，こう足がこう埋もれたときに，やっぱり付着する可能性っていうのはある程度想定されてくるわけでございます。先ほど，総務部長のほうが西海岸，となると大浜海浜公園，そして土盛海岸も多分漂着油状があっただろうということで聞き及んでおりますので，その辺りの今後の観光への対応，影響があるんじゃないかなということを考えますので，その辺りの対策は今後どのように取り組んでいかれるのか。その辺りも示していただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　環境への影響についてでございますが，観光関連団体，奄美大島観光物産連盟やら民間の奄美大島観光協会がございますが，そちらに確認しましたところ，これまでに観光客や観光業者からの苦情などはないというふうに伺っております。しかしながら，先ほどの答弁にもありましたように，現在も保険会社から依頼された回収業者による作業も続いておりますので，今後観光に影響するような風評被害が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

２０番（橋口和仁君）　はい，今後の対策をしっかりとまた取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが，地域再生に向けて，１の地域，１の将来的な地域構想の案が示せた件のとですね，２の件について引き続き，合わせて答弁をお願いしたいなと思っています。

建設部長（元山末男君）　それでは，都市計画マスタープランの通告にありました策定経緯，目的でマスタープランのおける幸福度について，最初に答弁させていただきます。

都市計画マスタープランにおきましては，旧名瀬市時代に名瀬市都市計画マスタープランとして定めており，都市計画を実施する自治体については都市計画法において計画の策定が義務付けられてるところでございます。旧名瀬市都市計画マスタープランにつきましては，計画期限が平成１０年度から平成２９年度の２０年間となっており，今回計画期間が切れることに併せまして，都市計画区域外でありますが改めて住用・笠利を含めた奄美市都市計画マスタープランを定めようとするものであります。策定にあたりましては，平成２８年度から平成２９年度の２か年間にわたり作業を進め，町内の幹事会や一般の方を含めた策定委員会において議論を重ね，また市民アンケートや地域ごとのワークショップを開くなど地域の方々の意見も反映させる内容となっているところでございます。また，都市計画マスター

プランにつきましては，上位計画であります奄美市総合計画やその他の市の関連施策等も連動された計画となっております。

次に，幸福度につきましては，奄美市攻めの総合戦略において示されている一つの指標でございます。連動する都市計画マスタープランにおきましても，都市づくりの目標といたしまして幸福度が高まるまちを掲げており，奄美の豊かな自然や文化を大切にし，自然と共生しながらいつまでも住みたいと感じられる，また自然や自然災害に強いまちづくりを推進することが本計画において幸福度を高めることに繋がっているものと考えております。

２０番（橋口和仁君）　先般ですね，地域協議会の中でこの地域マスタープランっていうのが示されました。先ほど，部長のほうからも答弁がございました。今後，市民の声をしっかりとまた反映するということで，今案の状態ということでございますが，この今後総合計画との整合性がやっぱりどうしても出てくるんですよね。もう，総合計画は３２年度で消えてまいりますが，この今後のマスタープランの中において，変更はあるのかどうか，どうか，その辺りちょっと確認させてください。

建設部長（元山末男君）　都市計画マスタープランにつきましては，奄美市総合計画と併せた計画となっており，また総合計画と違うところは名瀬市街，名瀬地区の都市計画区域，それと併せてそれ以外の住用・笠利地区を合わせた計画となっております。

２０番（橋口和仁君）　はい，分かりました。市民の声ですね，しっかりと反映できるようにお願いをしたいなと思います。

３番目の，笠利地区の提言書について，どのような認識を持っているのかお伺いをさせていただきます。実は，昨年１２月２５日にですね，笠利町地域協議会のほうから提言書ということで，市長のほうに三つの項目について提言書が渡されたことと思います。今回，私はですね，店舗リフォーム助成，出店支援事業助成の制度を奄美市全域に拡充することを強く要望するという点について，市長の見解をお伺いをさせていただきたいと思います。この件については，現在中心市街地の活性化事項の中で予算化されておりますが，この間，委員会のほうにおいてですね，たびたびこの提言がなされてきたという経緯がございます。しかし，今現在においても市内全域にわたっての店舗リフォーム助成，そして出店支援事業というのが拡充されていないという現状でございます。この件については地域協議会の中で，特にですね，笠利地域の店舗数が年々減ってきてるという状況を鑑みてですね，これは地域の大きな課題であるということを踏まえながら，踏まえて今回の提言書になったと思っております。そのようなことについてですね，市長の現在の見解をお伺いをさせていただきたいなと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　現在，奄美市の中心市街地で実施しております出店支援制度，店舗リフォーム支援制度につきましては，中心市街地活性化法に定義された要件を満たす区域を設定し，奄美市中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業を実施してるところです。また，中心市街地の活性化施策は国の掲げるコンパクトシティの実現に向けた方針を踏まえ，中心市街地に特化した事業として実施してるところです。本事業は中心市街地において，商業集積の立地促進を図るため，インセンティブを与えることで区域内に新規出店を促進することを目的としており，島外施策を奄美市全域で実施することは本事業の目的にはそぐわないものと考えているところです。しかしながら，地域においては店舗が衰退し，買い物が不便な地域が生じておりますことは重要な課題であると認識いたしております。そのため，本市といたしましては高齢者でも買い物に行けるよう，公共交通手段の確保に努めるとともに，既存店舗の維持，確保に向けた商工会による経営相談の強化や移動販売，宅配サービスの充実などの施策について，今後検討を重ねてまいりたいと存じます。以上です。

２０番（橋口和仁君）　本市においては，やっぱりこれは重要な課題ということで認識されてるということでありますが，年々ですね，その部長のほうからも答弁がございましたが，本当に買い物に対して本当に不便をきたす方々が増えてきてるんですよね。車でなければ行けない。今，高齢者においてはですね，免許を返納という状況でございまして，そういう状況を踏まえたときには，近くのほうで店舗が必要になさればですね，歩いて行けるという状況にあれなると思いますので，その辺りは前向きに検討していただきたいなと思っています。

そこで，そして公共交通機関と言ってもですね，やっぱりなかなかバス路線の時間帯というのがございます。そういうことも踏まえてですね，私どもにおいてはできるだけこの制度にそぐわないということでございますが，喫緊の課題ということを，重要な課題ということを認識されているのであれば，独自の施策をもって取り組んでいただきたいなと強く要望させていただきたいと思います。それについて，改めて再認識させていただくためにおいてもですね，今のことについてどのような見解を持っていらっしゃるのか，お伺いをさせていただきます。

市長（朝山　毅君）　議員がおっしゃるとおり，笠利地域協議会からその旨の要望を受けております。実態といたしまして，今，先ほど部長が申し上げましたように，中心地活性化基本法に基づく店舗の出店助成などについては，法の趣旨に沿わないということでありますが，ただ実情として今笠利地区の用地区，屋仁地区においても従来の店舗の高齢化というふうな事情により，なくなりました。従いまして，地域住民の高齢化率も非常に高い地域でもありますし，お店がないということはやはり生活の不便をということになりますので，そういう諸々のことを含めて，今部長が申し上げましたように巡回，また公共交通を利用してというようなことも含めて，やはりその消費者の，また高齢化である地域実態，そして消費活動を含めたいわゆるお店は地域の拠り所でもあり，消費活動の原点でもあり，いろんなことがありますので，そういう諸々のことを含めて今後検討させていただきたいと思います。地域の実態，私なりに存じ上げているつもりでありますので，よく検討させていただきたいと思っておりますので，よろしくお願いします。

２０番（橋口和仁君）　是非，前向きに検討されますように願っています。

終わりにあたりまして，今回３月をもって定年退職なされます職員の方々，長年の御尽力，本当にありがとうございました。今後は大所高所から市政発展を受けて御尽力を賜りますように節にお願い申し上げ，私の一般質問を終わらさせていただきます。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。（午前１０時３２分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自民新風会　西　公郎君の発言を許可いたします。

１４番（西　公郎君）　皆様，おはようございます。自民新風会の西　公郎です。１月２７日の笠利地区での大火にて被災された皆様にお見舞い申し上げるとともに，早急な復興をお祈りいたします。また，昨日，今日と行われています高校受験生の皆さんの検討を合わせて祈ります。

質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。私が去年９月の第３回定例会にて申しました県立大島病院のＡＴＭが車イスで対応ができない件を伝えていましたが，大島支店職員が現地へ赴き，実際車イスで中には入れないことを確認し，同行本部に稟議書をあげて決裁を受け，２月の２４・５で工事が完了しております。私も，今月始めに現場見学し，健常者からは周囲から丸見えだから対応，批判

はありますけども，これはやはり弱者，車イス対応，高齢のお年寄りがですね，あの引き戸を押す力もない人たちは入れんかったはずなんですよ。その，私は自動ドアに変えるかなと思っていましたけど，あの引き戸を撤去してですね，コンビニ型対応ということでフラットになっていました。また，先月末に行われましたまなびフェスタにおいて，文化芸能部門での功労者表彰がされたところでした。私も平成２７年９月の質問にて文化芸能面での表彰者制度は問うていましたが，今回島唄関連で多数の表彰者がいたことは，担当部署である教育委員会と取り分け教育長の決断力であったのではないかと衷心より敬意を表したいと思っております。今後，幅広い分野での功労者の表彰を切に希望するものです。また，今後の奄美市職員採用についても技術職，専門職，職員の採用について，今後退職予定者を，予定者の推移を総務課職員係として動向を注視しながら，採用枠の確保に努めてもらいたいことを要望いたします。

さて，質問に入ります前に文字の訂正をお願いします。３，本市給食センター運用についての（２）固有名の奄美市中央青果を削除いたします。

それでは，１観光振興についての（１）観光振興における世界遺産登録の位置付けについてお伺いをいたします。

以降の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，さっそく西議員の観光振興における世界自然遺産登録の位置付けという御質問に答えさせていただきます。世界自然遺産登録の本来の目的は自然環境の保護，保全であろうかと思いますが，既に登録されている屋久島など国内の他の登録地では世界自然遺産登録後に観光客が増えており，平成３０年の登録を目指す奄美大島におきましても，同様に観光客の誘客に繋がることが期待されております。市といたしましても，世界自然遺産登録による観光客の増加を一過性のブームではなく，持続可能な観光振興に向けこれまでの観光業者を主体とした送客受入型観光に加え，地域ぐるみの着地型観光を行うためのＤＭＯ事業の推進により，観光客の満足度向上に向けた施策に取り組んでいるところでございます。また，地域固有の自然のみならず，人，食，文化，伝統行事等の観光資源を活用した魅力ある観光地づくりを推進するため，名瀬・住用・笠利地区，それぞれの特色を生かした着地型観光，着地型旅行商品の造成や商品化に向けた事業を進めております。併せまして，来年度以降，これまで実施してきた奄美満喫ツアー助成事業に奄美の自然や文化などの地域資源を生かした体験プログラム利用者への助成事業も加える予定として，今後も奄美ファンの拡大とリピーター獲得に向けた観光振興に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解と御協力を賜りますようによろしくお願いします。

１４番（西　公郎君）　次に，（２）の世界遺産登録に向けての一般市民への通知についてお伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　それでは，答弁させていただきます。世界自然遺産登録に向けては観光を軸とした地域振興の期待が高まる中，自然環境の保全と利用の両立を図ることが重要であり，そのためには市民の皆様の御理解，御協力を得ることが必要だと認識しております。世界自然遺産登録を目指す中，テレビで奄美に関する各種特番が組まれたり，新聞などほかのメディアでも毎日のように世界自然遺産にかかる報道がなされています。これまで，広報紙やホームページによる普及啓発以外にも希少動植物を掲載した下敷き，車両用マグネットシール，イベントの際に配付するうちわの作成や庁舎正面へのＰＲ看板設置などを行うとともに，国・県と連携を行いながら世界自然遺産登録に関する各種説明会，出前講座の開催やシンポジウムなどへの協力を行っているところでございます。高齢者の方々への周知活

動につきましては，平成２８年５月に金融機関で年金を受給されている方々の会に出向き，説明会を実施しているところでございます。また，平成２９年度は小・中・高校生を対象とした漫画本の製作，のぼり旗の製作，ラッピングバスの運行など，また更に平成３０年度は世界自然遺産唄島プロジェクトなどの周知活動を予定しているところでございます。今後もあらゆる世代の方々に周知できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１４番（西　公郎君）　部長，２年前にですね，高齢者向けをやったということでありますが，これ一般市民である高齢者の方々からの要望であったんですね。２年前にやられたことが，私は覚えてらっしゃるかどうか分かりませんが，あと７月までに４か月ですよ。その間，何ができるのか。小学校で，中学，高校でやられてるのはですね，周知してますよ。しかし，これから先ほど市長のおっしゃった体験型を絡めるのであれば，地域，庁内単位でですね，やはりこうこういったことがなり得るというのは親切，丁寧にやるべきだと私は思いますが，担当部の見解をお伺いいたします。

市民部長（前田和男君）　議員のおっしゃるとおり，各地区において丁寧に説明することは非常に大事なことだと思っております。ただ，うちのほうからも出前講座，いろんな自治会，駐在員会であったり，そういういろんな会の中で出前講座の案内もする中で，やはり地域の方々から声が掛からないと私どもからだけ行って，いきなり人を集めてくださいというのは，また押し付けにもなってしまうもんですから，その付近は上手く折り合いを付けながら進めていきたいと思っておりますので，御理解をお願いします。

１４番（西　公郎君）　理解しました。確かに，押しつけになる可能性は高いですね。
次に，（３）７月以降，金作原の活用への本市の対応についてお伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　先月，金作原利用適正化実証実験を行っております。これは，他人数利用等による自然環境への負荷軽減，質の高い自然体験の提供を図るための利用ルール確立を目的に国・県，奄美大島エコツアーガイド連絡協議会，レンタカー会社，バス会社，本市も含めてでございますが，構成する奄美大島利用適正化連絡会議により２月１６日から２月２２日にかけて実施したところでございます。金作原国有林につきましては，昨年４月に金作原林道への起終点へ設置されたゲートが施錠され，金作原林道への一般車両の進入は制限されたところですが，一般の方が徒歩で利用することについては規制がなされておりません。そのため，ガイド同行での利用，ガイドがない状態での利用，更に団体客での利用，様々な利用が行われてる場所で，解決すべき課題も大変多くあると認識してるところでございます。この金作原利用適正化実証実験につきまして，至る経緯としては国内の世界自然遺産登録地で利用地域の過剰利用が問題になっている。島内においても昨年３月の奄美群島国立公園指定や最速で今回に見込まれる世界自然遺産登録による流入人口の増加などを踏まえ，昨年２月に関係機関を集めての会議を行ったあと，データの収集，関係機関との調整を図り，昨年１２月の会議でまずは利用者の少ない２月に実験を行うことで同意をいただいたものでございます。利用適正化に関する実証実験は今回で終了するものではなく，今回の実験を通して得られたデータや課題などをもとに，関係機関で連携を図りながらよりよいルールの確立に向けて再度行うこととしております。以上です。

１４番（西　公郎君）　確かに，実証実験，終了後の県のコメントでしたかね，大まかに満足していると。そこで，行けなかった，入れなかったレンタカーもあったはずなんですよ。徒歩で行くのは制限していない。確かにそうでしょう。その人たちの駐車場はどこを指定したんですかっていう問題もあるわけですね。これが１００パーセント，やるほうは満足してるかどうか分かりませんが，リピーターとして観光客が入れなかった，奄美大島入れなかったよと，そういうことで再度行きたい，満足度が上がる

かなというところの矛盾が出るわけですよ。今後，またいろんなところで実証実験やられるかもしれませんが，そこら辺りをやはり市としてはこうするよっていう方向性がないとね，環境省，県の言うことでこうやっとったって，話にならないと私は思いますよ。

そこを踏まえて，（４）の知名瀬港の今後の活用及び道の駅等への可能性についてお伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　金作原原生林は世界自然遺産登録のコアゾーンに想定される地域で，巨大なヒカゲヘゴなどの亜熱帯植物や奄美固有の希少な生物が生息している人気の観光地となっております。この金作原原生林を保全の視点と活用の視点との両立を図る観点から，道幅が狭く駐車スペースも少ない金作原を観光するための交通手段として議員御提案のシャトルバスのお話もあったと思いますが，シャトルバスを活用するという方策はより多くの人を効率よく安全に案内することができる有意義な御提案だと思います。金作原の適正な利用のあり方については，先ほどお話もありましたが，実証実験として行われた車両侵入規制の効果と効果の検証と併せて，シャトルバスの活用やその他の方策を実施した場合の有効性など，奄美大島利用適正化連絡協議会において議論，検討させていただきたいと思います。また，道の駅の整備につきましては，２４時間無料で使えるトイレや休憩室を設置するなど，道の駅として登録するための要件もいくつかございますので，知名瀬港の活用方策の方向性を踏まえたうえで検討させていただきたいと思います。以上です。

１４番（西　公郎君）　私は３年前にロープウェイの話を打ち上げています。去年の７月にバニラエアのタラップの件が全国版で出ましたよね。そのときに，うちの会派はバニラエア本社と衆議院会館で環境省担当者とディスカッションをしております。その中で，環境省職員に今後の活用方法，ロープウェイは考えられないかと，考えられませんと。あの歩道を舗装しますかと，それもできませんと。何をどうしたいのか，よく分からんなというのが本音であります。人が集める，来るのであれば活用方法が決まって，そこに中核となる施設を造る。そういうことは行政としても，我々政治としても当たり前のことではないかなと私は思っていますよ。なぜ，知名瀬港かと言うと，上下水道が整備されています。そこは，一番重要なところで，今後担当部署におかれてもですね，十分に議論を要望して次の質問へと移ります。

２番の防災関連及び消防行政，道路整備について。（１）本市女性消防職員の採用についてお伺いをいたします。

総務部参事（小松和行君）　議員御承知のとおり，大島地区消防組合の職員は構成市町村で採用し，当消防組合に派遣されております。現在，当消防組合においては女性消防職員は採用されておりません。奄美市は消防職の採用試験におきまして，受験資格として男女，身体的な条件は設けておりませんので，女性の応募受験者はおりますが，採用試験において合格者がいないのが現状でございます。女性消防職員の採用につきましては，子どもや高齢者，災害時の要支援者などの方々へのサービスの向上，組織力の強化などに繋がることや，市民の生活と密接にかかわる消防の仕事には女性消防職員の存在が不可欠だと考えております。

１４番（西　公郎君）　今，男女共同参画の時代ですよね。女性消防職員を２４時間の現場対応をさせようって気は僕はさらさらありません。看護師であり，かつ救急救命士の資格があればですね，救急隊の午前チームで活用できるんですよ。やはり，救急救命でも女性の被害者って言うか患者って言うかですね，そこがゼロじゃないはずなんですよね。そこで，女性の対応というのはきめ細かなケアができるんじゃないのかなと思っておりますし，そうでなくても日勤対応の勤務で広報等での女性の有効な活用方法も考えられるのではないかなと思っています。大島消防組合６市町村が士官されてますが，郡都奄美

市では，郡都奄美市がまず先にですね，そういったことを示していくっていうのは，非常に重要なことではないかなと思ってます。

次に，ドクターヘリ搬送実績での地理的推移についてお伺いをいたします。

総務部参事（小松和行君）　奄美ドクターヘリにつきましては，平成２８年１２月２７日から運航しておりますので，運航開始日から今年２月２０日までの各地区，町村の要請件数及び出動件数についてお答えいたします。奄美市名瀬の上方地区は要請件数５件，出動件数４件。奄美市名瀬の古見方地区は要請軒数１３件，出動件数１１件。奄美市名瀬の下方地区は要請件数２６件，出動件数１７件。奄美市笠利町は要請件数４１件，出動件数２９件。奄美市住用町は要請件数１５件，出動件数７件。瀬戸内町は要請件数１３２件，出動件数９５件。龍郷町は要請件数４４件，出動件数３０件。宇検村は要請件数２０件，出動件数１２件。大和村は要請件数１２件，出動件数１０件となっております。なお，要請件数と出動件数の違いにつきましては，出動中に出動要請が重なる重複要請があった場合や，天候不良等によるものでございます。

１４番（西　公郎君）　次にですね，（３）の三儀山トンネルの可能性についてお伺いをいたします。

建設部長（元山末男君）　仮称ではございますが，三儀山バイパスの整備につきましては，下方方面へ向かう塩浜，矢之脇町周辺への慢性的に起こる渋滞の緩和や，和光バイパス及びおがみ山バイパスを一体とした東西南北を結ぶ重要な幹線と位置付け，市の都市計画マスタープランや県の都市計画区域マスタープランにおいても整備すべき道路と位置付けられるところでございます。これまでの渋滞緩和や重要幹線としての整備目的外に緊急時の利用目的におきましても，三儀山バイパス整備の必要性は高いものと考えられます。今後の道路網のあり方や事業の効果も踏まえながら，県とも協議を進めてまいりたいと考えておりますが，まずは市議会においても意見書が提出され，先日市長から県知事宛で要望書も提出しておりますおがみ山バイパスの再開が最優先であると考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１４番（西　公郎君）　僕は，先に三儀山をあげろということは一言も言ってないんですよ。それは，おがみ山優先なら優先で，これは全然構わないことで。だけど，やっぱり奄振もですね，５年の時限立法で，もう目玉が少なくなってきてるのは確かですよね，ハード事業の。これから，また港の整備，どっかありますか。やはり，年次的にそういったことを念頭にですね，年１回の市民運動会。あっちの混みようも半端なもんじゃありませんよ。去年１２月に戸内議員から調査の結果も発表されていますよ。やはり，向こうに２本開けることで，大きな経済，経済効果というかですね，時間短縮で交流人口は間違いなく。

（発言する者あり）

それは違うと思うけど。検討してですね，是非実現できればなと思っております。

次に，（４）住用町川内から大和村津名久トンネルの可能性について，お伺いをいたします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　御質問の住用町川内，大和村津名久トンネルの可能性についてお答えいたします。まず，その経緯につきましては，平成６年に旧住用村と大和村におきまして，大島本島大和村・住用村間県道新設促進協議会が発足し，大島本島南部地域の振興発展のため，大和村から住用村間の横断道路の新設について，平成６年９月と平成８年２月に鹿児島県議会へ陳情を行っております。なお，この陳情につきましては，現道を含む新設ルートについて地籍調査が進まず，未登記の土地が多い状況等から県道への新設は困難であり，陳情書は継続審査，審議未了となった経緯がございます。また，以前から要望されている，この要望されてるですね，これまで要望されてる県道新設やトン

ネルの可能性については，貴重な固有種や天然記念物が生息する地域でもあることから，多くの課題があると思います。今後は他の優先的な事業の進捗を踏まえて対応してまいりたいと存じます。御理解のほど，よろしくお願いいたします。

１４番（西　公郎君）　確かに，２４年前，旧大和村，旧住用村ですかね，陳情書が出てるのは確認をしております。やはり，川内の資源というとフナンギョの滝ですよね。そこが，行き止まりになってるわけですよ。昔から川内と大和の津名久との交流があったとお聞きしております。ということは，そんなに距離的に，どんぐらいあるか僕は分かりませんけども，やはり代替道っていうのはですね，必要だと。是非，このトンネルの件は６月の大和村議会でもですね，多分取り上げてきますよ。奄美市と大和村と合同でですね，可能性についての意見交換も必要になるのではないかなと思っております。

次に，（５）の大熊，有良・大熊トンネルの可能性についてお伺いをいたします。

建設部長（元山末男君）　それでは，有良・大熊トンネルにつきまして答弁させていただきます。本市といたしましても，過去の災害時における通行止めや走行性の向上を考え，将来的には複線化を図りライフラインの確保とトンネル整備における平坦化の必要性は認識しております。今回，自衛隊の施設ができることにより，防衛省の予算を使ってトンネル整備ができないかとの御質問ですが，現段階では自衛隊基地関連ではトンネル整備は厳しいとの見解でございました。本市といたしましては，まず国道，くどいようですが国道５８号おがみ山バイパスを優先して，事業実施に向け県と連携，協力していきたいと考えております。その，よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

１４番（西　公郎君）　難しい問題ですよ。だけど，上方の先ほどドクターヘリの出動要請，５件ではございますが，これは有良地区と有良，芦花部，この二つなんですよね。それに，龍郷町の４４件の出動要請を加えると，やっぱり５０，４９件ですか，全体の要請率の１５．９パーセントになるんですよ。だから，やはりドクターヘリが飛ぶっていうのは，地理的に遠いから瀬戸内が１３２要請があるわけですよ。これは，全体の４５パーセント弱ですね。これは，何かというと地理的辺地という理解なんです。ドクターヘリの稼働時間はですね，昨日奥議員の答弁，質問でもありました水上バイクと一緒ですよ。日の出から日の入りまでですよね。ということ，１日２４時間の中で１０時間しか稼働しないっていうことなんです。残りの１４時間，災害がない，救急要請がないということは誰も言えない。もし，川内，津名久が通ると，恐らく大和村，その圏内から２０分の短縮で搬送することは可能でしょう。台風常襲地帯，やはり天候によってドクターヘリはすべての３６５日カバーはできないんです。是非ですね，先ほども申しましたが，代替道でやはり生命，財産を守る。これはどの市町村でも一緒だと思っております。解決に向けて，我々政治はやはり言い続けなければいけないし，努力しなければいけないと思っております。

次に，大きな３番の本市給食センター運用について。（１）給食センター運用における地産地消についてお伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それでは，センターの地産地消についてでございますが，本年度開催をしております地場産品活用推進協議会におきましても，農政部の職員なども含めて協議をしているところでございます。この調査，研究事業につきましては，奄美における地場産品をいかに学校給食へ供給をしていくかということを話しをさせていただいたところです。地元の生産者の育成，それから農産物等の資源の活用，こういったことなどを通して地域の活性化にも繋げられるようにということで，農政部，あるいは企画担当の職員も入っていただいて，会議を重ねてきたところです。以上でございます。

１４番（西　公郎君）　本年１月２５日に委員会が，教育委員会のアンケートが各農家に届いてますよね。その結果についてお伺いをいたします。

教育員会事務局長（森山直樹君）　先ほど申しました共同調査研究事業，この中で農家の方々へのアンケートも実施をしております。この結果につきましては，現在地方自治研究機構のほうで調査結果の整理をしているところでございまして，３月の末にはこの結果が出ますので，同機構のホームページで公開をする予定にしております。また，その結果は冊子も作成をすることにしておりますので，それができましたら皆様にも提供できるものと思っております。ちなみに，アンケートの中で出てきた結果を２・３ちょっと申し上げますと，今後の農業生産について増産をする予定があるかどうかという質問ですが，それについてはですね，現状維持というのが半数ぐらいでございました。増産したいという回答をいただいたのは２割強というところでございます。また，その生産量を増やす条件について何を重視するかということもお伺いをしましたところ，価格ですね，それからまとまった買い手，あるいは安定した供給先，こういったことが重視されてるようでございます。こういったアンケート結果につきましても，改めてまたまとまったものが提示できると思いますので，しばらくお待ちをいただきたいと思います。

１４番（西　公郎君）　次に，（２）のですね，加工場整備等の充実についてお伺いをいたします。

農政部長（山田春輝君）　今，加工場ということでありましたが，質問の中で市場の２階のあの調理場を加工場にできないかということを聞いてるんですが，それでよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

一時加工場。給食センターと関係なしにですか。

１４番（西　公郎君）　関係あります。

農政部長（山田春輝君）　給食センターの食材としての加工場整備はできないかということでよろしいでしょうか。学校給食センターの加工場ということなんですが，基本的に新しい給食センターでは加工されたカット野菜は原則，基本的には使用，使わないということを聞いてます。ですが，議員が今，これまでも他の議員からもありましたとおり，一時加工場につきましては必要性を認めてます，認識してますので，今後これまでよりできるだけ早くできる，進められるように検討していきたいと思います。

１４番（西　公郎君）　先ほど，検討の中で事務局長のほうから教育委員会と商水と企画とでしたかね。やはりですね，昨日，栄ヤスエさんの質問でもあったとおり，縦割りの弊害かなと私は思ってるです。やはり，これは商水でも，今加工場を農産物だけに限ってる，での質問ではないんですね。やはり，水産業もありますよ。林業のシイタケもここに含まれてきますよ。やはり，そういった担当部署で連携を取りながらですね，やっぱり加工場の確保っていうのは給食センターの建設と並行してやらなければいけない問題だったと私は思っています。今までどおり，すべて入札にしたほうが，そっちは楽ですよね。そうすると，今まで納入業者が外される可能性があります。だから，新しい仕組みをつくらないと，漁民の所得だってそんなに高いほうじゃないですよ。荒れた日は行けない。川口議員が言ってた，大漁だったら金額は下がる。だから，安定した仕組みにしないと，そのためには行政として冷蔵庫が必要かもしれない，冷凍庫が必要かもしれない。やはり，それは業者にお願いするところは業者にお願いするところ，行政がやるべきところは行政がやるべきところ。そこら辺りの議論が果たして上手く行ってるのかなと，僕は問題視っていうか，疑問に思っているところなんです。本当に漁民単価を上げるた

めにも，そういった仕組みでストックをする。契約農家だったら契約農家でもいいんですが，それを加工場整備で，そこでまた雇用が生まれてくるんですよね。それが，春夏秋冬，やっぱり地区ごとに何をどんだけ生産するか。海の物，畑でも採れる物，春夏秋冬分かってるわけですからね。そういう仕組みをつくり，やはり地域に還元することを是非としないと，経済なんてよくなりませんよ。そこ，本当に真剣に考えないと，ただ丸投げしたら，これは楽ですよ。そうではない。やはり，９月稼働で，もう時間的には無理ですよ。それは，３１年度以降の検討課題でもいいです。だって，米飯センターだって，給食センターにすべて搬入すれば，そこは潰すかどうか分かりませんが，そこを有効利用する策も考えなければならないと思ってます。そこら辺りは，やっぱりこの業界とですね，調整しながらですね，本当に地域の人たちに還元できる仕組みを整えていただきたいと要望し，次の質問へと移ります。

次に，４の農業行政について。（１）新規農産物，イチゴについての可能性についてお伺いをいたします。

農政部長（山田春輝君）　それでは，イチゴについて答弁させてもらいます。いくつか議員から質問がございますので，沿ってまとめていきたいと思います。

新規の農産物を取り組む際には，まず奄美大島での栽培が可能か，次に生産物の出荷先などの流通体制の整備が可能か，更に農家へ推進する場合の費用対効果及び生産拡大に向けた推進など検討しなければならない課題が多くございます。まず，奄美大島での栽培が可能かどうかにつきましては，関係機関と連携し，本市の農業研修センターの施設を活用した実証実験栽培の取組が必要と考えております。また，生産物の出荷や流通体制については，新規作物を推進する上で特に重要な課題があると認識しております。島内での出荷には限界がございますので，いかにして島外へ出荷するか。また，島外へ出荷する場合の流通体制の整備が必要であるかと考えてます。農家へ推進する場合には，栽培技術，流通体制の整備後に取り組むことが重要であり，ハウス，肥料，農薬などの経費や販売価格など，経営面で収益が得られる作物であるかを検討したうえで，農家への普及を図っていかなければならないと考えております。

また，議員のほうから広域的な取組はできないかと聞いてますので，与論島から姶良までのリレー出荷ができないかということ，伺ってますので，鹿児島県は南北に６００キロあることから，リレー出荷などを考慮する場合は広域的に取り組むことが重要であると考えております。このようなことから，イチゴ栽培につきましては，５月に溝辺から農家の皆さんが来られるということも聞いてますので，農家の皆さんのお話を伺ったうえで園芸振興協議会大島支部とも協議し，農業研修センターの施設で取り組むことができるか検討させてもらいたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

１４番（西　公郎君）　この新規農産物は同僚議員である林山議員からアボカドの話も出ましたよ，過去。やはり，本市の農業行政としてそれだけに頼ってたらですね，なかなか新規就農者も出てこないですよ。収穫にしても，カボチャコンテナ１個入れたら，恐らく３０キロ超しますよ。やはり，同じ労働であり，かつ収入の高い，かつ収穫に重労働が伴わない，こういったイチゴの可能性っていうのはですね，大いにあると思ってます。この件もですね，今年１月１５日にうちの会派で溝辺の専業農家とディスカッションをしております。その彼も，南北６００キロの鹿児島の地理的要因でリレー出荷をやりたいという，大きな希望を持っておりました。価格面でもですね，１キロ１，１００，これは高いのか安いのか分かりませんが，僕は安くはないと思ってます。今，タンカンのキロ４００幾らですか，４３０ですか。やはり，それだけで複合でタンカン時期にはタンカン，やはりそれと別個に新たな農産物があるとですね，こっちでの収益，こっちでの収益となると，農家は自立できるはずなんですよ。彼が曰く，合う可能性はでかいと，大であると。だって，こちらでボイラーを焚く必要がないと。しかし，ハウスは最低必要要件であると。本市の営農センターに，恐らくハウスが，空いてるハウスがあると思いますが，そこでですね，本当にこう試験的にやられるっていう方向性についての見解をお伺いいたしま

す。

農政部長（山田春輝君）　先ほどの答弁しましたとおり，５月に来られるということですから，議員の皆様方，お話を直接聞いていらっしゃると思います。私どももそのお話を伺ってから，先ほど言いました，農家に奄美で栽培して農家が収益があるかどうか等も含めて，推奨して行ける果実であるかどうか確認しながら進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

１４番（西　公郎君）　最初からですね，１００パーセント上手くいくとは僕は思っておりません。しかし，失敗する中で成功の道筋が見えてくると思いますんで，やらないよりはですね，新しい方向に向けていかないと農業生産高だって上がることはないと思ってますよ。是非，前向きに検討していただきたいと思います。

次に，（２）のクロウサギ食害被害調査協議会等の設置の可能性についてをお伺いをいたします。

農政部長（山田春輝君）　食害調査の協議会の設置の可能性についてですが，クロウサギについては，もう皆さん御存知のとおり，奄美大島，徳之島だけに生息する固有種で国の特別天然記念物に指定されており，保護及び増殖が試みられているところでございます。また，生息数も奄美大島で２，０００頭から４，８００頭と推定されております。今回，新聞報道でもありますように，クロウサギによる農作物被害につきましては，５・６年前からサトウキビやタンカン，樹皮の食害が発生しておりますが，被害の規模などは把握されていないのが現状でございます。今回，大和村での農作物への被害対策に対し相談がありまして，被害対策検討会が大和村と鹿児島大学の間で実施されております。近年，マングース駆除対策などで生息環境が改善され，クロウサギの個体数も回復傾向にあると想定されております。クロウサギの生息地の中にある農園では起こり得る問題と指摘されており，農家とクロウサギの共存できる環境を目指すためには奄美大島全体で対応していかなければならないと考えておりますので，よろしくお願いします。

１４番（西　公郎君）　マングース被害，マングースが減少して個体数が増えているのかなというの，ある程度想像はできます。先月，２７日付の地元紙にクロウサギのロードキルの論文記事だと思いますよ。本市職員で，一般職なのか専門職なのか分かりませんが，彼が書かれた記事が載っておりましたよね。やはり，共存共栄をやはり，これから今，福元だけの問題では僕は済まないよと思ってますんで，是非ですね，広域的に協議会の設置を要望し，次の質問へと移ります。

次に，５の水産業関連についての（１）平成３０年２月１５日に開催された種苗生産，放流事業の再開に向けた意見交換会の内容についてお伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　御質問の意見交換会には主催した鹿児島県の担当者，奄美群島の全漁協の代表，各市町村の担当者など約４０人が出席しております。会議の内容につきましては，これまで県の水産技術開発センターで行われていたシラヒゲウニとヤコウガイの種苗生産が平成２７年度で終了したことに伴い，本年１月に各漁協及び市町村を対象に実施したアンケート調査の集計結果をもとに，今後の方針についての意見交換が行われたところです。新聞報道にもございましたが，漁協の代表者からは島の水産物を売り込む絶好の機会である世界自然遺産登録が近いなどのことから，一刻も早い生産再開を求める声が相次ぎました。県においては昨年１２月の県議会一般質問においても，地元漁協や市町村と速やかに協議する考えを示したところでありますが，事業再開に向けては放流効果の把握，水揚げ量，採捕者数の確認，種苗買取の費用負担などに関する課題をクリアする必要があることから，現段階では再開の時期はまだ未定ということになってる状況でございます。

１４番（西　公郎君）　再開が未定の中で，私は次の質問に行くのが非常に心苦しいんですが，今後本市の取組についてお伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　シラヒゲウニの件にちょっと限って答弁させてもらいますが，本市におきましてはシラヒゲウニが漁業者，消費者，双方からの需要が非常に高く，長年消費されてきた伝統的な食材でもあることから，放流の必要性は認識しております。今後も地元漁協及び県と連携しながら放流事業の早期再開に向け，課題の解決に努めてまいりたいと考えております。また，長期的な安定供給のためには養殖技術の確立についても十分検討する必要があろうと考えておることから，先進地である沖縄の取組についても併せて調査を行いたいと考えております。

１４番（西　公郎君）　本議会を最後に退職される皆様，１０名ほどいらっしゃるのかなと思っております。本当に長期にわたり市政発展のために尽力されたことに対し，高いところではありますが敬意を表します。お疲れ様でございました。

議長ね，通告は出しておりませんが，今回幸か不幸か分かりませんけども，退職予定者の中で答弁を免れてると言うかですね，されていらっしゃらない方がお１人いらっしゃるのかなと思っております。その方に是非ですね，この公務員生活を振り返ってか，また，今後若い職員に期待する御意見等があればですね，指名でお願いしたいと思ってますが，許可していただきますか。

議長（師玉敏代君）　許可いたします。

１４番（西　公郎君）　上島上下水道部長，よろしくお願いします。

上下水道部長（上島宏夫君）　どうも，御指名ありがとうございます。この場で３５年間の生活とか，役所生活とか，後輩のアドバイスというのは控えさせていただきたいと思います。水道事業は，今平田事業を一生懸命頑張ってますので，その件に対しての一応，意見を言わさせていただきます。現在，今年４月の供用開始を目指して，最終の浄水場内の外構工事を現在行っています。新しい膜ろ過化による市内への水の供給は昨年の１２月の１９日から試験運転で行ってます。場所においては市街地，朝仁，そして浜里，大川地区となっています。膜ろ過化方式は今までの砂ろ過と違いまして，０．１ミクロン，約１０のマイナス７乗ですね，の膜によって不純物や有害物等を取り除くために，これまで以上の安全・安心な水を提供してることになります。濁度，透明度は約１００倍となります。従来の水と比べてクリアな水であることは一目で分かります。ついでに，焼酎を入れて飲んでみますと，私としてはおいしく感じたところでございます。水道事業につきましては，これから２０年，３０年間かけて，更新事業で多額の事業費用，事業費がかかります。そこで，皆さんにお願いですけれども，飲み方や晩酌をするときには確かにビールでもいいですけれども，できれば黒糖焼酎の水割りやお湯割りの中に多くの水道水を使っていただき，少しでも水道事業の経営基盤の安定に御協力くださるようお願いします。以上です。

１４番（西　公郎君）　これで，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　西　公郎君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。

午後１時３０分，再開いたします。（午前１１時４８分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

無所属　平川久嘉君の発言を許可いたします。

２２番（平川久嘉君）　議場の皆様，奄美市民の皆様，こんにちは。無所属の平川久嘉であります。自民党員ではありますので，御安心ください。平成３０年第１回定例議会の一般質問，通告してあります３項目について問い質したいと思います。

質問の前に少し時間をいただき，所感を述べさせていただきたいと思います。去る１月２７日に笠利集落で発生した火災で被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに，１日でも早く安心できる生活に戻れるように念願し，被災者の心に寄り添う行政や関係者の温かい御支援をも望むものであります。

この３月末に，長年の公職を全うし晴れて定年を迎えられる方々に，これまでの御尽力，御貢献に対し心から敬意と感謝を申し上げます。これからは自分流の時間を有意に活用されながら，ときには行政や議会のよき助言者，あるいは理解者，協力者として御支援のほどよろしくお願いをいたします。

昨年１１月に行われました奄美市長選挙では多くの市民の支持を受けて，朝山市長３期目の御当選，誠におめでとうございます。市民との和を第一とする理念のもと，ともに山積する難問に正面から取り組んで来られ，解決を図り着実な成果を多く上げられてこられました。その御尽力に尊敬の念を，感謝の念を抱いております。今，奄美に吹いてる追い風に力，追い風を力に，市民の健康で幸せを感じ取ることのできる奄美市づくりに，引き続きリーダーとしての力量を存分に発揮され，世界に誇れる奄美市づくりに勇気と英断を持って取り組まれることを期待するものであります。

韓国の平昌で行われました冬季オリンピックでの日本選手の活躍についてです。大会を通し，過去最高のメダル，１３個を獲得した日本選手団の活躍です。中でも，羽生結弦選手の怪我を克服してのフィギュアスケートの金メダルや空気抵抗を最小限にする技を研究し極めて，高木姉妹を含む女子団体追い抜きの金メダルは世界の強豪を相手に堂々と戦っての快挙でした。終了後のインタビューではこれまで支えてくれた方々への感謝の気持ちを伝える姿があり，奥ゆかしい日本選手でした。日本選手を応援する多くの人々に印象深い感動を勇気を与えてくれたものと思います。続いて開催されるパラリンピックでの日本選手団の活躍も楽しみであります。

国際情勢についてです。中国の軍事費の増大，急激な軍事力増強による海洋進出，北朝鮮のミサイル発射や核開発などは我が国を取り巻く安全保障環境の不透明で不穏な情勢となっております。国は国民の生命，財産と我が国の領土，領海，領空を守るため，適切な防衛力の整備を進めています。また，国民生活を安定させ，国を守るという国民の気概を図り，侵略を招くような隙を生じさせないように努めております。今，国策として防衛上の空白地域で弱点となっている南西諸島の奄美大島に抑止力となる陸上部隊の配備が計画的に進められております。平成３１年春には配備の実現が期待されております。そのためには，地域住民の理解と協力が大切で欠かせないものと確信するものです。

それでは，終わりまして最初に市長の施政方針について伺いたいと思います。平成３０年度を奄美市が更なる飛躍，発展していくための基礎づくりが続き，次々と整っていく新たなスタートの１年と私も理解をして伺います。本市が奄美群島の郡都に相応しい機能を備えた町として充実，発展するための主な施策の現状と課題についてお伺いします。既に同僚議員から同様な質問があります。概要については理解しているつもりでありますけれども，違う観点からも少し質問したいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次からは発言席において行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，さっそく平川議員にお答えさせていただきます。施政方針の中で本庁舎

の開庁，平田浄水場の更新，奄美空港ビルの改修，給食センター，光ブロードバンド整備などを例に挙げ，平成３０年度は奄美市が更に飛躍，発展していくための基礎づくりが次々と整っていく新たなスタートに向けた１年となるという位置付けをさせていただきました。このように，各種ハード事業を整備し，更なる飛躍に向けたスタート地点に立とうとしているわけでございますが，今後はこれまで整備したものをいかに活用していくかという観点から，各施設の有効活用に向けたソフト施策の展開が重要なものであると認識をしているところであります。その中で，未来を担う子どもたちが元気で安心して暮らせる，そのような暮らしの環境づくりに向けて，特に子ども医療費の拡充，子ども医療費の対象拡充や未就学児の待機児童対策など，次世代を担う子どもたちの育成に向けた子育て支援，教育環境の整備に積極的に取り組んでいくことを挙げさせていただきました。併せて，世界自然遺産登録を見据え，インバウンド対策を含めた受入環境の整備や，更なる啓発活動を含む観光，交流の振興，安全・安心なまちづくりに向けた防災力，減災力の強化についても積極的な予算化に努めたところでございます。いずれも，先ほど挙げました大型プロジェクトを含め，交流人口の拡大をはじめとする奄美へのフォローの風を捉え，奄美全体を押し上げる上昇気流としていくことで重点的に取り組まなければならない課題と考えております。そのためにも，郡都としての役割をしっかりと果たしていくことが，奄美の発展に貢献できるものと考えております。誇れる郷土，自信の持てる島の実現に向けてしっかりと時勢を踏まえ，一つ一つの施策，事業に丁寧に取り組んでまいりたいと存じますので，御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

２２番（平川久嘉君）　ハード面，それぞれ取り組んでこられた本庁舎の建設，あるいは平田浄水場とか着々と進んでいると。その状況に更にこれからはソフトの面での事業の推進ということで考えておられるということでありますけれども，ここで私が申し上げて，もっと詳しく知りたいなと思いますのは，奄美市の中心地，遷都としての名瀬地区と住用・笠利，それぞれありますけれども，いずれも郡のですね，奄美群島の中心地としてのあり方って言いますか，政治，経済，あるいは文化，これらのモデルとなるっていうか，中心となる施設の整備という観点を，理念を持ってその基礎の完成に臨んでもらいたいというような思いであります。医療とか，取り組んでこられて，ドクターヘリの医療の面の奄美，名瀬地区には拠点があると。離島においても奄美市が頼れる医療施設も集中してるというようなことも言えると思います。ここで，申し上げたいって言いますか，それぞれの地域のですね，均衡ある発展ということで，恐らく市長はずっと取り組んで来られたんですけれども，名瀬市には発展すること自体，名瀬地区が今言いましたようにいろんな意味で中心になるような体制が整える，その山の高いところ，あるいは高いところから低いところに水が流れるように，住用地区とか，笠利地区においてもその事業が推進，波及効果を及ぼすような体制であってほしいというような思いであります。

次に，奄美市の振興，奄美群島の自立的発展に向けての必要な施策は，沖縄との連携はということで伺いたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，お答えいたします。施政方針で申し上げた奄美市の振興，奄美群島の自立的発展についてということで，先ほど市長のほうからも答弁ございましたが，若干重複しますが，まずは次世代の子どもたちがふるさとに誇りを持てるまちづくり。郡都としての魅力を高め，求心力を維持できるまちづくり。これらを通じて，奄美全体が一つの圏域として一体的な発展を可能とするものというふうに考えており，そのうえで目標とする自立的な発展に一歩一歩近づけていける，そんな思いを込めた次第でございます。これらを含めて，各計画，総合計画であったり総合戦略であったり，奄美群島の成長戦略ビジョンであったりと，これらの計画と３期目の公約とを重層的に捉えて，具体化していくことで本市の振興，あるいは更には奄美群島の自立的発展に繋げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に，沖縄との連携についてでございますが，一つの世界遺産をともに形成する沖縄との連携が今後

ますます重要になってくるというふうに考えております。これを踏まえて，沖縄県では昨年翁長知事も来島されましたが，奄美・沖縄交流拡大キックオフイベントが開催されました。これを契機として，世界自然遺産を通じた次世代継承交流を沖縄県のほうでは検討しているというふうに伺っております。一方，奄美側のほうですが，これまでオリオンスーパーベースボールなどの民間の取組，あるいは鹿児島・沖縄両県による航路・航空運賃軽減の共同プロモーション，そして本市からの沖縄県庁の派遣職員，これもう通算２０年になりますが，こういった事業。あるいは，奄美やんばる広域圏交流，これは広域事務組合が主催しておりますが，これも１９年になりました。こういった事業を継続して，今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。これらを含めて，今後も更なる沖縄との連携強化に繋げていきたいというふうに考えているところございます。以上です。

２２番（平川久嘉君）　その考え方の中に，当然奄美大島，あるいは徳之島，沖縄島北部，西表島の世界自然遺産登録の関連した事業に繋がると思いますけど，その辺の捉え方を下げて伺いたいと思いますけど，過日ですか，屋久島との航路検証って言いますか，試行的な航路の就航がありました。それに関して，期待するところも大きいと思いますけれども，その計画に対して今後どういうところを期待をして，その計画に協力をしていかれるのかどうか，その辺のところをお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　屋久島航路についてはですね，３月４日，ついこの前ですね，初めて屋久島のほうに航路が，屋久島と繋がった次第です。結果的には沖縄，それから奄美群島各島々，そして屋久島ということでですね，取り敢えず１年の実証実験という形でやりますけど，この利用率の推移を見ながらですね，更に継続，あるいはもっと，下りも含めてですね，更に沖縄から奄美，屋久島，こういった世界自然遺産を絡めた交流がますます深まっていくものと考えております。

２２番（平川久嘉君）　すいません。今，沖縄との交流も期待をされてるということでありますけど，沖縄との連携ということですね。そういうことで，是非実現できるように，その航路がですね，できるように見守っていただきたいし，あるいは助成をしていただきたいというふうに思っております。

自立的発展ということでありますけども，先ほどもお話ありましたように，地域が奄美のですね，自然とか，あるいは文化，あるいは産業ですね，それらのよさをそれぞれ地域の人たちがよく理解をして，またそれを誇りにできるようにというところが自立に繋がる内容だというふうに思っております。

次に移ります。奄美市の振興，２ですね。奄美群島の国立公園指定，奄美大島・徳之島・沖縄北部・西表島世界自然遺産登録の実現が大いに期待されております。奄美の自然を保全の視点と，群島民共有の資産としての恩恵を興じていく活用の視点との両立を図り，自立的に発展に繋げていく方策，取組ということでお伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　まず，自然環境の保全につきましてお答えいたします。アマミノクロウサギをはじめとする希少種，固有種の保護の観点からは森林部に生息する野猫対策として，環境省，鹿児島県，奄美大島５市町村で策定中の奄美大島ノネコ管理計画に基づきノネコの適正排除を行う予定といたしております。また，飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の普及啓発活動や飼い猫の避妊，去勢手術，マイクロチップの装着の助成事業，ＴＮＲ事業なども引き続き実施し，ノネコの発生抑制に努めてまいります。更に，外来種の駆除及び盗掘，盗採のロードパトロールを引き続き実施し，希少動植物の保護に取り組んでいくことといたしております。併せまして，リュウキュウアユの活用した普及啓発活動及び保護増殖事業。ウミガメ保護対策事業。サンゴ礁保全対策事業。環境を守るポスター展を開催し，環境保全啓発活動の推進を図る事業及びヤギ被害防除対策事業などを積極的に展開することといたしております。利用者の増加が見込まれる金作原原生林につきましても，今回の実証実験の結果を踏まえ，利用調整など自然への負荷の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。世界自然遺産

登録への取組の施策といたしまして，新たに奄美出身アーティストとコラボした世界自然遺産唄島プロジェクトを３０年度予定しておりますが，住民の機運醸成や島外への奄美の自然，文化の情報発信に努め，そのことで観光客の増加に繋がることを期待しているものでございます。観光客のニーズは多様化しており，より地元密着を求める傾向にあることから，集落内で人，伝統文化と触れ合うことができるような環境整備，受入態勢の確立を行う施策も展開してまいりたいと考えております。ＳＮＳの活用などによる奄美の自然や文化など観光資源の魅力を発信し，奄美来訪の需要喚起を図っていきたいと考えています。奄美の自然を活用し，観光を軸とした観光振興が期待される中，今後各種施策を展開し世界自然遺産へ向け取り組んでまいりたいと考えております。

２２番（平川久嘉君）　保全と活用，相反するようなところもあると思いますけれども，先ほど申し上げましたように，地域住民の認識って言いますか，希少な動植物，あるいはもっと広げますと奄美のこの世界自然遺産に対しては自然だけじゃなくて，この文化も，あるいは伝統文化とか産業等も含めた珍しいって言いますか，自然遺産になると。その辺のことも含めてですね，地域の人たちに，あるいは保護をするということと，保全をするということと活用するというところに意識をしっかり持たせるような施策も，これ必要だというふうに思います。その辺の取組って言いますか，どういうふうにしてその市民に保全と活用を両立できるように広報し，啓発してるのか，その辺のところを伺いたいと思います。

市民部長（前田和男君）　先ほど，西議員のほうにもお答えさせていただきましたが，これまで広報紙やホームページによる普及啓発を行ってまいっております。それ以外にも希少動植物を掲載した下敷き，車両用マグネットシール，イベントの際の配付するうちわの作成，庁舎や，庁舎正面へのＰＲ看板の設置などを行うとともに，国・県と連携を行いながら世界自然遺産登録に関する各種説明会，出前講座の開催やシンポジウムなどへの協力等を行ってきております。先ほど，活用というところで若干具体的な施策が出てないために質問になったかもしれませんが，この付近はまた商工観光部のほうから具体的な話が出てくると思いますので，御理解をお願いします。

２２番（平川久嘉君）　具体的な計画とその辺を取り上げて質問をと思ってたんですけど，以下，農林水産とか，その関連する事項については質問に入ってくと思いますので，続けます。

②の実現を奄美へのフォローの風と捉え，奄美振興の産業全体に波及する効果，ひいては雇用の発展に繋げるという施策はどのように考えておられるか，質問いたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，世界自然遺産登録が実現しますと，奄美が国内外から多くの注目を集め，交流人口の更なる増加に繋がり，観光産業の活性化や知名度を生かした農林水産物や特産品などのブランド力の向上が期待できるものと考えております。観光は総合産業と言われるように，観光が活性化することで宿泊や交通，飲食などの観光関連事業のみならず，農林水産業や情報通信産業など幅広い分野で裾野の広い効果が期待でき，地域における雇用機会の創出に繋がるものと認識しております。このような機会を踏まえ，本市としましては世界自然遺産登録効果による観光客の増加を一過性にせず，持続可能な観光振興を目指し，観光関連事業者のみならず集落や地域団体などとの連携による地域に根差した受入態勢を構築するためのＤＭＯ事業の推進に取り組んでいるところです。また，国の補助事業を活用しまして，今度増加が見込まれる外国人観光客受入対応のための接遇，英会話セミナーや民泊創業支援セミナーなどの開催に加え，就職促進のための合同企業面接会を実施するなど，雇用の創出に繋げていきたいと考えております。

２２番（平川久嘉君）　分かりました。今，何ですかね，雇用の発展ということで，発言って言いますか，雇用を生みだすというようなこともちろん考えておられると思いますけども，先ほど話した中に

もっと，６次産業とかですね，地元のその，今やらないとどちらかと言うと時期的に見過ごされてしまうとか，置き去りになってしまうっていうような事業があろうと思いますけれども，まずはその地域の地元の産業というのをしっかり雇用に結び付けられるようにしてほしいというのがありますし，言われましたように一過性のものではなくて，持続可能な産業，雇用の場をつくれるというような事業を進展してもらいたいと，進めてもらいたいというような思いであります。行っております，高校生ルーキー施策とかいろいろやっておりますけども，その辺のところの事業もですね，定着させるように推進をしていただきたいというふうに考えております。

２番目に入ります。農林水産業の振興についてであります。（１）の堆肥活用を促すための奄美群島結の島農業モデル事業の概要，農家の土作りの意識向上と良質堆肥の安定供給サイクルの確立の取組について伺います。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君）　お答えいたします。堆肥活用を促すための奄美群島結の島農業モデル事業の概要についてですが，奄美の地域産業を支える重要な産業であるサトウキビが県内反収低下により生産量が伸び悩んでいる状況にあります。このような現状を改善するため，奄美市サトウキビ振興対策協議会が与論町堆肥センターの余剰堆肥を購入し散布する事業であります。議員御承知のとおり，平成２８年産のサトウキビ生産，１０アール当たり収量が最も高かったのが与論町の約７トンであります。奄美市におきましては，約５トンとなって，２トンほど差があります。双方を比較しますと２．７トンの差があるんですけども，概算ではありますが１０アール当たり買取価格を２万２，０００円としてみますと，約６万円の開きがございます。このような状況下であるため，県の地域振興事業であります奄美群島結の島農業モデル事業を平成２９年度から平成３１年度までの３か年間を計画しております。そして，県と協議し事業の継続実施の要望をしているところでございます。本事業の堆肥投入による効果といたしましては，平均反収を５．５トンを目標としております。また，平成２８年産における収量と平成３２年産の目標数値を比較，検討してみますと，４８４キロの増収となり，事業開始４年後におきましては，概算ではありますが１万６００円ぐらいの増額となります。そこで，本事業を実施し実証ほ場を設置することによって，サトウキビの生育状況の比較，検討がより分かりやすく，生産者が土作りへの意識向上が高まり，サトウキビの生産者の所得向上に繋がるものと考えております。また，農家の土作り意識向上につきましては，先に申し上げました結の島農業モデル事業や県営事業であります土層改良事業など，国・県の補助事業を活用するとともに，糖業や果樹，園芸を対象に栽培講習会等の指導を通して啓発を行っております。

また，あと良質堆肥の安定供給サイクルの確立につきましては，奄美市において笠利の有機農業支援センターにおいて堆肥製造と原料確保を行うとともに，北部地区での販売，散布を実施しております。また，名瀬の堆肥センターでは原料の副資材を確保するとともに，名瀬・住用地区での堆肥の販売，散布を行っております。笠利の有機農業支援センターの堆肥製造の特徴として，笠利地区からの搬出物を主として堆肥の生産を行っております。その搬出物は富国製糖からのバカス，ハカマなどサトウキビの残渣及び笠利地区畜産農家からの家畜排出物である，牛糞，鶏糞を主としております。製造体制につきましては，製造，運搬業務を，これ財団法人奄美市農業研究センターに業務委託しております。平成２７年度から２８年度にかけては，主原料であるサトウキビ残渣がサトウキビ生産量に比例し減少したことなどを受け，堆肥の全体生産量が減少いたしました。しかしながら，平成２９年度においてはサトウキビ生産量の回復等を受け，堆肥の生産量も回復基調の見込みとなっております。また，奄美市農家に対しては助成制度を設け，値引き販売などを行っており，今後も富国製糖や笠利地区の畜産農家等の関係機関と連携し，良質堆肥の安定生産と供給に努めてまいります。以上でございます。

２２番（平川久嘉君）　農業，基幹産業でもありますサトウキビ生産に対しては，土作りって言いますか，堆肥の生産，積って言います，そういうのが重要であると。生産高の収益って言いますか，生産高

を上げるのも堆肥と言われておりますし，その辺の生産でいろんな事業をやっておられるというのは承知をしておりますけども，これでちょっと疑問に思ったのは，笠利の堆肥センターでなかなかそれに満たないと，生産ができないと。以前もちょっとお伺いしたんですけれども，そういう点に対してそれを回復するって言うか，それを生産能力に見合うようなその堆肥生産ができないのかなと。与論島からということで，国の施策も入ってモデル事業としてやっておりますけれども，この辺の，何て言うかな，問題として，お互いにその助け合うって言うか，良いっていうようなところはあろうかもしれませんけど，富国製糖もあるし畜産の住もうとしてる，発展しようとしてる笠利地区でですね，その堆肥センターの操業が上手く行かないっていうのはどうしてかなって，どうしてかなってことも考えてるんですが，その辺のところを教えてもらいたいと思いますが。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君）　先ほども申し上げましたように，有農センターで製造する堆肥につきましては，サトウキビの残渣，あと名瀬のほうからチップ等を搬入し，戻し堆肥という形での農家の牛糞，鶏糞等を利用して堆肥を作っておりますけど，絶対量として足らないということで今回，笠利地区のサトウキビの反収増収のために与論町から牛糞堆肥を購入して散布するという形で，できるだけ農家，それでサトウキビの反収増収となりますと農家の堆肥に対する意識も上昇してくると考えておりますので，今後ともこのような形で進めていきたいと考えております。

２２番（平川久嘉君）　地域か，地元でできることはなるべく地元で，その移送とか輸送とかしなくても済むような努力をもっとされたほうがいいかなという思いで，質問にもいたしたところでありますけども，これからまだまだ伸びるであろうという畜産，笠利地区の畜産のほうもですね，堆肥になる牛糞等多くなるだろうし，遊休地域が牧草にも代えられるような，施設も言われるような緑草，緑草てな，緑肥になるような必要も揃うのではないか。その辺の努力も是非やっていただきたいというふうに考えております。

次に，（２）の林業振興のための生産基盤の整備及び森林環境保全の状況及び課題はっていうことで，お伺いいたします。

農政部長（山田春輝君）　それでは，林業関係の御質問にお答えします。

まず，奄美市の林業業者は現在２業者となっております。また，林業振興策としまして，基盤，生産基盤の整備としましては農山村漁村地域整備交付金事業を導入し，住用地区の林道城線，林道丸畑線の２路線を森林管理道として舗装工事を行っております。名瀬地区では林道有良線，有良線ですね，の改良工事を実施しております。このことにより，造林事業の間伐や下刈事業などの事業管理の合理化が図られ，林業生産に繋がるものと考えております。

次に，林業振興施策としまして，リュウキュウマツが松くい虫被害により減少していることから，新たな林業製品としてイタジイを使った製品化を目指し，県及び森林組合と乾燥方法など共同で研究し，生産基盤の拡大を目指しているところでございます。環境保全につきましてですが，世界自然遺産登録により素材生産箇所が制限されていることが課題となっております。現在，環境省，林野庁及び県並びに林業事業者を交え，伐採できる範囲などを決定する伐採基準を検討しているところでございます。最終の基準につきましてはまだ示されておりませんが，林業振興と自然保護の区分を明確化し，林業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

あと，枯損木対策事業のこともお尋ねしてましたので，里山林機能回復事業及び松危険木材事業によりまして，より農林道及び市道沿いにおける松の枯損木の伐倒事業を行っておりまして，今後とも適宜見回りを行いながら，道路交通の安全や住宅などへの倒木被害防止に努めてまいりたいと考えております。

２２番（平川久嘉君）　林業，一番基本的なって言うかな，農業と林業と漁業，あとで聞きますけど漁業なんですけど，世界自然遺産に向けての林業というのもちょっと考えてもらいたいなと思っての取り上げておりますけども，林道の整備とか，あるいは松くい虫でやられた松の木の危険なところの状況とか，そういう業務をやる林業，実際に専業で２名ぐらいしかいないっていうことで，こういう取り上げることでもないって言われたら大変なことになるんですけども，是非取り上げてですね，そういう事業もできて，災害にも強いような山，あるいは自然にも，自然っていうかな，見て誇れるような山，そういう山を守る林業者を是非守ってもらい，育ててほしいっていう気持ちがあって，敢えて取り上げているところなんですけれども，是非その辺のところも御理解いただきたいと思います。必ず林業者の出番はあると思いますんで，その辺のところも支援っていうかな，助成を是非考えていただきたいというふうに思っております。

次に，漁業であります。（３）であります。漁業後継者の育成状況，県本土及び沖縄向けの輸送コスト支援，販路拡大の状況の，あるいは課題はということで掲げましたけども，先般同僚議員の奄美漁協，奄美大島漁協の鮮魚っていうか，魚の，活魚の移送，販路はものすごく活気が満ちているということで心強く思って聞いてたんですけども，漁業も従事者とかそう裕福な人っていうのはほとんどいなくてですね，後継する人がいないってことで，何とか質問をして，この後継者育成っていうのは極めて大事だと思っているんです。周囲が海で，奄美は島で海で，それと関わりっていうのはものすごく深くあるわけでありますけれども，その辺のところを簡潔にどう考えておられるか，質問いたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　漁業後継者の育成につきましては，平成２７年度から本市単独事業で漁業担い手育成支援事業を実施いたしております。本事業の概要は漁協の正組合員になって１年以上３年未満の方に対し，奨励金の支給と水揚げ手数料の一部を補助する独立型と，正規労働者を雇用した事業所に対して奨励金を支給する雇用型の２種類がございます。実績としましては平成２７年度に独立型の対象者１名に対して２５万円の補助金を支給しており，今年度につきましては独立型２名，雇用型１名を見込んでおります。そのほか，新規漁業就業者に対する支援制度として，鹿児島県漁業協同組合連合会，県漁連と通称です，が実施している新規漁業就業者確保事業がございます。この事業では漁業就業希望者が現場において，最長３年間，現役の漁師から安全面，技術面などの指導を受けることができ，漁業経験のない方も活用できます。従いまして，就業希望者が漁業の担い手として活躍するまでに，まずは県漁連の事業を活用していただき，漁師として独立した際に本市の制度を活用するなど，段階的に支援することが重要であると認識しており，今後も本制度の周知及び漁業後継者の育成，確保に努めてまいりたいと思います。

次に，県本土及び沖縄向け輸送コスト支援についてでございますが，平成２６年度から県本土向けの農林水産物輸送コスト支援事業。平成２８年度からは沖縄向けの水産物流通支援実証事業がスタートしております。県本土向けの輸送コスト支援事業につきましては，水産物の実績額は平成２６年度が９２５万円，２７年度は１，３９０万円，平成２８年度は８００万円，今年度は約１，２００万円を見込んでおります。沖縄向けの水産物流通支援実証事業につきましては，平成２８年度の実績が９０万円，今年度も同額の約９０万円と見込んでおります。これらの事業実施により，漁業者が島外向けに新たな販路を開拓しやすい環境が整い，また島内において需要を超える漁獲量があった場合に島外出荷を行うことで魚価の暴落を軽減する効果も期待できると考えております。また，販路拡大の状況につきましては，一昨日の川口議員の質問にもお答えしましたとおり，奄美漁協で実施している魚の沖締めなどによるブランド化の確立が販路の拡大に至った成功事例もございます。今後は島外での需要を的確に把握したうえで，先ほどの成功事例も見本としながら水産物のブランド化を，奄美市全体にどのように波及させるかが課題であると考えております。以上です。

２２番（平川久嘉君）　今言われたように，販路もブランド化によって広がってきてるという話もありま

す。是非，その辺のところを真剣に取り組んで，拡大をしていっていただきたいというふうに思います。山口県の萩市の大島の漁業活動の状況紹介っていうのを，ちょっとテレビで見たんですけども，全然漁業を知らない人がいて，リーダーになって，とにかく儲かる，漁業は生活をできるぐらいにできるんだよというような仕組みを，意識改革をやってですね，今ではその自らっていうか，チームを組んでいきいきとしてその漁業に従事しているという番組を見たんですけども，やはり意識改革かなってところが痛切に感じられたので，敢えて紹介をしておきます。

次に移ります。安全地域づくりの推進についてであります。関係機関と連携した防災訓練の実施や出前講座の実施の計画はということで，３０年度の防災計画はどのようになってますかということで伺います。簡単で結構です。あるかないか，どういうのがありますっていうことで。

総務部長（東　美佐夫君）　昨年の訓練結果をまず申し上げますと，昨年８月２７日に訓練を行っております。５１の団体，自治会を含め，自治会の方々ですね，５１団体で２，１７１名が参加をされておりますが，その際の訓練内容は避難訓練，炊き出し訓練，あるいは防災関係機関と連携した行方不明捜査の救助訓練などを実施したところでございます。また，学校のほうでも避難訓練のアドバイスや地域のおける各種訓練時の出前講座なども実施しております。今後もこういう毎年度の実施状況を踏まえて，内容の充実を図りながらですね，引き続き取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

２２番（平川久嘉君）　訓練そのものはやっぱり継続するっていうか，体で覚えるってことで極めて大事なことだと思います。計画的に，是非過去の訓練の教訓を踏まえながら，成果の上がる訓練を計画してほしいと思います。

続いて，（２）の奄美市防災会議の実施，成果及び奄美市地域防災計画の修正案の概要ということでお伺いします。既に，奄美市防災会議が行われておりますけれども，そのときの内容として修正したって言うんですかな，県の防災計画の変更に基づいて市の防災計画を修正をしているというようなお話がありますが，その辺のところを簡単に，修正された内容，またその普及について考えておられると思いますけれども，その辺のところをお伺いいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　今回の奄美市防災会議ですが，災害対策基本法の規定に基づいて，奄美市の防災会議は設置をされております。今回，熊本地震，あるいは九州北部の豪雨，豪雨災害などの大規模災害発生を受けて，国の防災基本計画，あるいは県の地域防災計画が修正されたことに伴って，先月の，これは２月の２０日ですが，開催をしたところでございます。防災関係機関や町内会，自治会の代表者で構成される委員の皆様に防災，減災活動への共通認識を再認識していただくということで，いい機会になったものと考えております。そこで，主な修正の内容ということでございますが，避難勧告等の名称を避難準備情報から避難準備・高齢者等避難開始，避難指示から避難指示緊急という表現に変わっております。これは，緊急性を持たせた文言を修正することで，いち早い避難行動を促すものというふうになっております。そのほか，笠利，住用の総合支所，朝日町の集会場，笠利公民館の４か所を指定避難所として新たに追加しております。また，各家庭の備蓄品の必要量を，これまで３日分ということにしておりましたが，これを最低３日，推奨１週間分というふうに修正をしております。今回の防災会議では過去３年間に発生した災害に対する本市の災害対策本部及び関係機関の対応や被害情報の概要について報告を，報告と検証のうえで意見交換を行っているところでございます。今回の修正箇所については市のホームページ，あるいは自治会，町内会の連絡会を通して内容の周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

２２番（平川久嘉君）　計画の変更等については，それに対してそれぞれ状況の変化に基づいて，あるい

は災害の状況の教訓等に基づいて変えていると思いますので，是非それを徹底して訓練に生かせるようにしてもらいたいと思います。訓練の中の一つでですね，訓練をやった場合に，備蓄の食料品などありますね。その食料品も期限がありますけれども，その期限を超えるか超えないか別にして，訓練をやったときにはそれを試食するとじゃないけど，渡すとか，何かしら関心を持たせてなるべく多くの方が参加をすると。また，その定期的にそういう備蓄をするっていうことと，あるいはそれを蓄えて，交換をしたりするっていうことを実践できるような内容の計画も是非盛り込んでもらいたいとふうに思っております。

３番目，（３）であります。陸上自衛隊奄美駐屯地開設に向けて，南西諸島における防衛上の意義や奄美地域における迅速な災害対応など，地域の安全・安心確保のための国との引き続き協力，連携のということで，明示されておりますが，その内容について，あるいは考え方について，施政方針にありましたのでお伺いいたします。

総務部長（東　美佐夫君）　これまでも自衛隊全般にわたって災害対策や奄美の駐屯地，これは仮称でございますが，整備にかかる諸連絡調整などをあたっているところでございます。その中で，自衛隊員の募集や各種行事への参加などについても，協力，連携を図ってまいりました。奄美駐屯地の開設に向けては，隊員の地域行事への積極的な参加なども要請をしてるところでございます。引き続き，連携を図りながら地域の安全・安心確保に向けて取組を進めていきたいと考えております。また，台風時には危機管理室，私ども総務課の中にありますが，連携を図っておりまして，大変心強く思ってるところでございます。今後，災害時における支援体制が強化をされるということでも期待をしておりますし，また災害時の即時対応，これは議員よく御存知かと思いますが，知事からの要請がなくても部隊長によって派遣できるというようなことも可能になりましたので，そういった面でも今後，体制が強化されるというふうに考えているところでございます。以上です。

２２番（平川久嘉君）　この件についてはもっと時間をと思って一生懸命考えてきたんですけども，時間が少なくなってきました。防衛協会，あります。実際には鹿児島県では県知事がその会長になっております。奄美市もまだ活動されるってのはどうか。その辺も確認をしたいと思っておりますけれども，もしその協会などに参加をしてないとか，考えてるってことであれば，是非それに参加をして，その趣旨がですね，事業の内容がですね，防衛問題に関する調査，研究及び提言，要望，あるいは各協会の活動状況等について情報交換をするとか，防衛後援会，研修会等の開催を計画するとかいうような事業もありますので，是非認識を深めていただきたいと思います。これで質問を終わります。

議長（師玉敏代君）　以上で，無所属　平川久嘉君の一般質問を終わります。

暫時，休憩いたします。（午後２時３１分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自由民主党　伊東隆吉君の発言を許可いたします。

２４番（伊東隆吉君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。会派，私が自由民主党の伊東隆吉でございます。第１回定例会，一般質問の三日目，ラストでございますが，どうぞよろしくお付き合いをお願いいたします。

その前に，少し所見を述べたいと思います。まず，去る１月２７日に笠利町の笠利で１９棟，先ほど誰か２０棟っていうふうに橋口議員が言いましたけど，２０棟が正解ですか。新聞では１９棟でしたからね，はい。を焼く，２０棟に変えます，２０棟を焼く火災が発生いたしました。被災された方々へお

見舞いを申し上げるとともに，１日も早く元の生活に戻れますよう，お祈り申し上げたいと思います。また，先だっての漂着油の除去作業では，市民の皆さん，そして市職員，また私ども議会も含め多くの皆さんのボランティアの協力に対しても労をねぎらいたいと思います。本当に御苦労様でした。この漂着油に関して，先ほども議員の質疑ありましたけども，環境省が今月の１日に奄美大島６海岸の海水，海水の水質分析結果を発表いたしております。発表によりますと，すべての調査地点において環境基準値を超える項目はなかったとのことであります。国立公園も去ることながら，世界自然遺産登録を目前に安堵感を覚えたのは私１人ではないものと思っております。

また，この今月３月末をもって退職される市職員の皆さん，この会場にも７名ほどおられるようでございますが，先ほど通告外でされたこともありましたが，私どもの議会事務局長も後ろのほうに控えておりますが，本来ならば喋りたいところでございますが，通告もしておりませんので，上原局長，御苦労様でございます。敢えて議会の仲間として紹介させていただきました。本当に長い間，御苦労様でした。行政人として，市政発展に尽くされました。退職後はそれぞれの地域，町内会活動などにどうぞ積極的に参加されて，これまで行政で培ってこられた知恵を遺憾なく発揮し，第２の人生を楽しく謳歌されますよう，望んでおります。

さて，話は変わりますが，今自由民主党，憲法改正推進本部，これは保岡興治前衆議院議員が本部長でありましたが，今月の３月２５日の自民党の党大会で改憲の方向性を示したい考えのもと，憲法９条改正の内容が協議されております。改正案は戦力不保持を定めた９条２項を維持するか，削除するかに大別され，それに伴い自衛隊の明文化案の議論等もやっておりますが，これもその本部で収束するものと考えるものでございます。自衛隊は昭和２９年７月１日に設立以来，日本の平和と独立を守り，国の安全を保つため直接侵略，または間接侵略に対して防衛することを重きに，主な任務とする部隊及び機関として，今日，今日まで広く国民に信頼，支持されてきているものと考えます。私個人としては，自衛隊の憲法上への位置付けは考えてもよいのではないかと思う１人であります。

（発言する者あり）

ありがとうございます。さて，朝山市長におかれましては，昨年の市長選，本当に当選おめでとうございます。３期目の市政運営となり，このほど平成３０年度の施政方針が示されました。その中で，これまでの２期８年間で本人の公約の８割を達成することができましたと延べております。平成３０年，いわゆる新年度のスタートにあたり，風を力に更なるステップアップを念頭に，日本復帰６５周年，奄美・琉球世界自然遺産登録，また奄美群島振興開発特別措置法の期限など，いわゆる本年は節目の年でもございます。奄美市民の幸福を目指し，公約１００パーセントを成就すべく，これからも頑張っていただきたいと思うところでございます。

それでは，質問に移ります。ちょっと，質問に移る前に字句等の入替がありますが，ちょっとお願いしますね。主題の１から４ありますが，ちょっと，観光課長いので，４と３を入れ替えます。４と３を入れ替えて，お願いしたいと思います。

さて，第１の国道整備についてですが，もう皆さん御承知のとおりでございます。少し経緯だけ述べさせてもらいます。平成１０年に決定し，平成１４年から着手したものの，県が平成２１年に事業を凍結を決定，現在に至ります。末広・港土地区画整理事業が進捗する中，新たな中心商店街の景観が見え始めております。この事業はおがみ山トンネル，中心市街地のいわゆる商店街，名瀬本港地区埋立マリンタウン事業と，いわゆるまちづくり構想の一環であります。また，昨今住用，瀬戸内方面からの通行車両の増加より，渋滞が発生している状態でございます。住民の日常生活，いわゆる日常活動に影響を及ぼしてることも本当に明らかでございます。いわゆる，これは県へ早く事業の再開ということでこれまで望んでおりました。２８年の１２月議会，また昨年の６月議会でも私はこれを一般質問で取り上げております。そういう中で，去る３月２７日，鹿児島県の一般質問等において三反園知事御本人が事業の再開に前向きに進めたいといわゆる答弁をいたしております。この件に関しまして，市当局より市長名で３月の２１日に事業を一緒に頑張りましょうという旨の要望も出されているということも，三反園

知事が県議会のほうでしっかりと喋って答弁されております。このことは本市がいわゆる滞っているまちづくりの一環という中での，このおがみ山５８号のトンネル事業を一つ早めに再開して一緒に頑張ろうという表れだというふうに私は認識いたしております。この件に関しまして，県の答弁もいろいろとある，県の知事の発言もありますが，市当局として今後これをどのように受け止め，どのように考え，そして県としてはやるというような方向というのが私の思いでありますので，その辺を含めて御質問をしたいと思います。

以上，以下発言席から行います。

（発言する者あり）

すいません，２月です。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　本日，最後の答弁になりました。伊東議員にはエールを送っていただいて，まず感謝を申し上げます。

さて，おがみ山バイパスの事業については，合併前の平成１０年前後からおがみ山，末広・港，マリンタウン事業は国はもとより県・市が連動した事業であるということを私も合併以前のときよりマスコミ等通して存じ上げておりました。以来，１０数年の時間を経ておりますが，その際，議員がお話になりましたとおり，県知事とお会いする機会がございました。口頭では幾度となくお話をしてまいりましたが，先般２月に正式に文書をもっておがみ山バイパスの早期着工に向けての要望書を持ってまいりました，行きました。この件については，奄美市議会はもとより，各種団体からもそのような要望等があった背景も議員御存知のとおりであります。その中で，現在開会されております県議会においても，知事が議員がお話になったとおりの答弁をしておられるようであります。本市におきましても，渋滞の緩和，交通の利便性に供すること等も踏まえまして，今事業について県と連携を図りながら着手，着工できるように努めてまいりたいと存じますので，議会の皆様方の特段の御理解と御協力を賜りますよう，よろしくお願いを申し上げます。

２４番（伊東隆吉君）　どうも，答弁ありがとうございます。先ほど，その要請文のは私の間違いで，３月，２月でございましたので，一つよろしくお願いいたしますね。

（「ちゃんと訂正せい」と呼ぶ者あり）

訂正しました。それでですね，もうこの事業をいわゆる前向きに進めなければいけない。御存知のように，この網野子からいろいろ変わって，そして宮古崎に行って，この次のものをどうしようかということも，当然県事業の中には考えたことだと思いますが，今回平成２１年から９年ぐらい滞ってるこの事業の再開にあたって，当然県としてはこの中におりまして，今市長も申し上げました，やっぱり県もやっぱりこの要望を重く受け止めるということでの始まりと思いますので，建設部長にですね，今後いろんな形で連携しながら，提携しながら頑張っていかなければならないと，そう思っております。そこで，担当課の建設部長，この件に関しまして先ほど来，いろんな議員の中でもトンネル，トンネル出てきてますけど，意気込みが見えておりますので，これが何年度にいろいろやるとかいうことじゃないと思います。恐らく，平成３１年か２年，３２年度ぐらいにはいろいろ出てくるんじゃないかと，私は個人的にはそう思いながら描いております。あと，また当時のそのこれが残っております，いわゆる用地買収の件に関しても２割程度が残ってるものだと思いますが，その辺りも県と市と連携をして形を整えていくというのが望ましい形じゃないかと思いますので，そういう意味での市長の県への要望書も含まれているというふうに理解いたしますので，踏まえて担当部署としての部長，意気込みをどうぞ。

建設部長（元山末男君）　おがみ山バイパスにつきましては，以前からもう大分，県と事務レベルでの協

議を行っておりまして，今回県知事から力強いお言葉をいただいたことは，私ども大変勇気をいただきました。今後はですね，市議会の皆様のお力をいただき，県と協力して，まだ事業に理解を得られてない市民，住民の方々に丁寧に説明していきたいと思いますので，御協力，御指導，御鞭撻，どうぞよろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

２４番（伊東隆吉君）　当然，議会も頑張って行きますし，これまで何度もね，決議を得たりやっております。市民の理解を得てっていうのは，これはいわゆる市民の代表は議会であります。議会がやはりいろんな形で後押しするっていうのが，大変重い形になると思いますので，その辺も一つ御理解していただきたいと思います。

それでは，２番に移ります。大島紬についてですが，紬組合に関して平成２９年のいわゆる生産実績によると，生産反数が非常に厳しい。４，４０２反で，対前年，３３０反ほどの減と，依然として厳しい状況であります。この，こういう答弁，鑑みまして，業界の現状，課題，行政としての取組を，得策とかいろいろあるのか，その辺を御答弁お願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成２９年の本場奄美大島紬の生産反数は，今議員がおっしゃいましたとおり，４，４０２反で，前年比９３パーセントと依然として前年割れの状況が続いております。しかしながら，一時期に比べると減少傾向は緩やかになっており，本場奄美大島紬の伝統技術が今後も継承されるものと期待してるところでございます。本市から紬業界への支援につきましては，細かく施策と金額等も含めてということでしたので申し上げます。産地から紬愛用の気運を高めることを目的とした大島紬購入費等助成事業，すべて平成２９年の予算で申し上げますが，これが１，０００万円のほか，大島紬再生支援事業，１，１７０万円として，その中身としましては在庫活用，販路開拓，ディスプレイ助成，ジャパンブランド育成支援事業を実施しております。また，後継者育成につきましては，大島紬技術専門学院への運営補助，９１万円。笠利町織工養成所の運営，これは中身は指導員の賃金などですが，１６７万円。このほか，大島紬関連団体への負担金，３６０万５，０００円。それから，販路開拓資金の原資としての貸付金，３，５００万円を支出しており，加えて事務局に市職員１名を派遣しているところです。大島紬協会の課題としては，組合の財務状況改善に加えて，特に各生産工程における後継者育成や業界内の業務の連携，再編が産地再生へ向けた大きな課題となっているところです。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　いずれにしましても，今の業界は大変厳しいというのは，言うまでもございません。下げ止まりというような答弁もありましたが，私はそれは非常に厳しい見方じゃないかと，このように思っておりますので，この辺をまた紬業界は伝統産業という一つの形もありますが，何とかこの再生にですね，頑張っていただきたいとこのように思って，これは今後ともまたいろいろな形で捉えていきたいと思っておりますので，よろしく，紬の生産反数を上げるための，一つ努力をですね，行政として頑張ってもらいたいとそう思っております。

次にですね，これもこの間聞きました，今，新聞にもこの間載っていました，その紬組合が旧工業技術センターへの全体の移転としてるが，新聞等でも広告が出ておりましたけれども，この現状，順調に行っているのかどうか，お答えください。

商工観光部長（菊田和仁君）　紬組合の旧工業技術センターへの移転の件についてでございますが，反物検査を行う検査課と原料糸の販売を行う購買課は既に移転し，３月５日から業務を開始しております。なお，３月は販売やレンタルなどの業務が繁忙期に入るため，事務局全体につきましては３月末までに移転作業を済ませ，４月２日からの業務開始を予定しております。なお，販売組合につきましては，既

に事務局を旧工業技術センター２階へ移し，３月１日から業務を開始しております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　それでは，順調に進むもんだとそういうふうに思っておりますので，ここに大島紬協同組合の議員で理事されてる方もおりますけれども，こういう人も一生懸命努力するであろうと。議員が理事っていうのもいかがなもんかと，多少思っておりますけども，これは個人的見解ですので気にしないでくださいね。当然，理事ですから，保証の印鑑押してるんでしょうな。

それでは，次に行きますが，紬組合のですね，いわゆる今のそのセンター，移動しますと２階，１階空きます。この空いた空きスペース，あの，あの奄振の片手で造った市，それからいろんな補助で造ったあの建物ですが，あそこが全部空きスペースに段々なってくる可能性がありますが，その１階・２階，その空いたところへの活用として，もう進めているのかどうか，いかがですか。

商工観光部長（菊田和仁君）　現在，紬会館の管理につきましては，紬組合に業務委託を行っているところです。平成２９年６月２７日付で組合のほうから旧工業技術センターの活用と併せて，移転後も引き続き紬会館を管理したい旨の要望書が提出され，本市が同組合の財務状況改善に向けた支援を行っている現状を考慮し，会館内の本市所有分について市の活用方針が決定した場合は速やかに本市の管理下に戻すこと，また１年ごとに契約継続を検討することを条件に引き続き管理業務の委託を行うと回答いたしております。紬組合事務局全体の移転が３月いっぱいにかかるため，空きスペースに関する具体的な活用策は未定とのことですが，紬組合の移転後も紬会館が本場奄美大島紬振興のために有効活用されるよう努めていきたいと考えております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ということは，まだ決まってないということで，今後の活用等ははっきり決めてから行うってことですよね。この空きスペース，市のほうになぜいろいろなことを聞くかっていうと，これその持ち物のいろんな関係で，あそこの土地は当然市の物じゃないかというふうに思っております。例の紬会館とあれは交代したんだっけな，何か，何かいろいろあるでしょうけども，その辺をちょっと分かりやすくですね，あの敷地の中と駐車場と，それからあの建物と，それは紬組合と市の関係，若しくはそれに県とかいろいろ絡んでるのがあれば，分かりやすく，この際ですから説明もらえますか。

商工観光部長（菊田和仁君）　まず，会館の建物から申し上げますと，会館の建物の底地，土地は紬組合所有となっています。あの建物はですね，当時伝算法の関係の補助金などを導入いたしておりまして，市のほうが補助事業，あるいは起債を活用して造った部分が建物のおおよそ８割，８割が市の所有となります。残り２割は紬組合が単独でお金を出して建てたという建物でございます。なお，周辺の駐車場はですね，土地交換等いたしまして，市の所有になっております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　よく分かりました。ということはですね，あの建物，いろいろ奄振等でいろんな紬のいいときに造られたと思いますけども，その中にいろんなのが入っておりますが，あれを今度，紬組合が移転します。あそこ自体のスペース自体も含めて，いろんな土地利用も検討することも必要じゃないかなというふうに思います。というのは，駐車場も含めまして，駐車場は市のということありました。建物のその敷地のほうは組合さん，トータルして今度，いろんな形でこの集約する形が取れれば，そこに一つのものもできうるような気もいたします。あの一角，いろいろ隣接といろいろ考えますと，民間のガソリンスタンドがありますけどもね，今後の将来，いろんなトンネルができ，中心商店街ができ，そしてマリンタウンができ，そうするとその周辺界隈もいろんな形で交流人口も増えてくると，だんだん賑わってくる可能性も十分考えられます。そういうのを描いて，将来の土地区画整理事業，将来土地構想の中において，やはりちゃんとしたものを考えれば，あそこもやっぱり生かさなければいけな

いんじゃないかというような思いもいたしますので，いわゆる海から見ても玄関口のほうに入ってきますのでね，そういう意味ではあの一角を将来の一つの検討課題の中に入れるのも一考ではないかなと思いますので，そういうのも含めまして，市として今後，あそこの空きスペースが出た中でどういった活用をするかってこともですね，しっかりと捉えて考えていっていただきたいと思います。

次に，販売組合のことに関しましてですが，これはもう昨年６月に，また私は質問しておりますが，これはもう，前の今の販売の組合の理事長，その前の理事長，その前の理事長，池島さんとかもう亡くなられましたけどもね，そのころからの要望事項でありましたので，ずっと私はこれ捉えておりますが，このいわゆる昨年の６月，一般質問で問いましたこの協同組合と販売組合の両組合の合併の件，いわゆる行政としてそのときの答弁は合併は非常に望ましいというようなことをしっかりと答弁されたというふうになっておりますが，そこは合併するにあたって実務的いろんな困難あると思いますが，その後ですね，ちゃんとしっかりした形で市当局として両組合にその合併の旨を伝えた結果どうなったのかということをしっかり答弁していただきたいと思います。前向きにやりましょうとして，市も答えた。そういう方向性がいいというようにして，考えていた。それを両組合に話しましょうというところまで来ています。結果，どうなったか。そして，その後どう考えてるか，お願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　平成２９年第２回定例会の一般質問で議員に答弁いたしましたとおり，本市といたしましては業界の責任において大島紬の市場価値を維持するためにも，両組合の合併が望ましいと考え，両組合と協議を重ねてきました。昨年，その後昨年６月２８日に開催された販売組合の総会において，新理事長による新しい役員体制のもと，なお一層販売に努め組織立て直しを図りたいとの方針が示されましたので，現在は市といたしましては経過を見守っているところでございます。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　ということは，市としては合併をしましょうという提案をした。その結果，組合として，販売組合としてちょっと待てと，新しくもう１回頑張るからというような答え方にも聞こえますけど，体制が変わったんですね。変わったことに対して，結局は行政として，いわゆるこれには当然債務負担行為も行っている，おりますので，そういう意味合いも含めて可能性があるという見方でしたのか，それとも温情なのか，その辺は合併するという形でずっと来てる中で，そういうふうに一旦棚上げしたというにも聞こえますが，どういう判断ですか。

商工観光部長（菊田和仁君）　そもそもの合併のお話をさせていただいたのはですね，販売組合が非常に財務状況，それから役員の体制についても危うい状況にあったことも含めて，紬組合にも御相談をし，そのようなお話をさせてもらいましたが，今私どもが思いますのは，二つの組合がいいのか，一つの組合がいいのかっていう議論はいろいろあると思うんですが，二つあの組合があることでお互いに機能することであればですね，そしてなおかつ販売組合さんがもう一度頑張ってみたいということであればですね，私どもとしては様子を見させていただいたうえで，その状況によってはですね，また両組合にお話をしないといけない状況があるかもしれないというふうに思っておりますが，取り敢えずは販売組合の頑張るその意欲，意志に期待をしたいと，そういうことでございます。

２４番（伊東隆吉君）　どうもはっきりしませんな，部長。新しい体制とか情報もらってきましたけどね，理事長も変わっております。何か，ここにも議員さんがおりますな。何とか議員さんっていうのがおりますね。なぜか知りませんけど，議員が絡んでます。絡んでるって言い方，おかしいですけれども，これはどういう意味で入ってるのか分かりませんが，もう１人のあれも含めて，いい意味でやろうという意味で入ってるというふうに認識はしますけれどもね，その結果を見て，何年後，いつ，どうしたらいいかっていうか，結局は組合さん自体が手を挙げてお願いしますと，白旗を上げたときを待つと

いうことですか。両組合がやるんであればいいって，それはきれいですよって，聞いてて，とってもきれいです。年度は切らないけれども，例えば売り上げがこうこう，例えばその今の開拓資金から含めて，会社から入れていろんなのも出してる紬関係の資金もいろいろ淘汰して返っている可能性もある。去年，そういう説明もあった。現実にそれも加えているから，最低限で止まってるっていうこともあると思います。単独で努力をして，販売をして，抱えてるものをしっかりと売るという形がこの１年でどこまで見られたっていうの，また再度，また次のときも聞きますけども，これは何年間見たらいいのか。例えば，どれぐらいの形になったら駄目なのかという判断はしないのですか。それとも，またこの販売組合の新しい理事のメンバーはしっかりと債務保証の関係で皆さん印鑑を押してますか。

商工観光部長（菊田和仁君）　まず，損失補償のですね，連帯保証人の関係でございますが，ちょうど切替時が４月でございますので，新しい役員になった理事の皆様にはですね，今度の切替のときにしっかりとやっていくおつもりであるんでしたら連帯保証人をやってくださいというお話は確約いたしております。

それから，もう一つですが，決して期限を切ることが望ましいとは思いませんが，いずれにしろですね，販売組合の現金預金の状況からしますと，今のままの状態でいくと１・２年のうちには再度こういったことをもう一度検討しないといけないと。但し，今頑張るっていうお話ですから，そこがどのように改善されるかを今しばらく見守っていきたいと，そういう意味でございます。

２４番（伊東隆吉君）　なかなか聞きようがないんですけども，いずれにしても今の状況，私も見ましたが，非常に厳しい。そういう中でありますので，一旦合併をしようというふうに一旦当局も進めたわけですから，どっかであるした形にしないと，いつまでも同じようなパターンで本人たちの努力もそれでずるずる行く可能性もあると思うんですよね。やはり，厳しいときにはしっかりした形をしなければいけないってのもありますし，債務負担行為を行っている，やっぱり，市当局，議会としてもやっぱりね，これ看過するわけにいかないんじゃないかとこう思っておりますので，この紬の件は伝統産業として残していくのを含めながら，やっぱりしっかりとあとのその担い手もですね，育てながらしなくちゃいけないと分かっておりますが，しっかり捉えていってです，これだけは検討課題にしっかりとおいといていただきたいと思いますんで，よろしくお願いしますね，部長。

次に移りますが，ちょっと絡みまして奄美群島地域産業基金協会っていうのがありますよね。ここを，これも最初，当時を１０億円ぐらい，１０億円ぐらいのいろんな基金等の中で，果実で運営してたのが非常に厳しい，これもう引き上げたというふうに聞いておりますが，現状，この事業活動をですね，ここどういうことをやってるのか，しっかりと役立っているのか。こんな言い方をして大変失礼かもしれませんが，これは群島の１２市町村もしっかりと毎年出資されております。その中で運営されておりますが，その運営だけが，収支が一つの形状として収入としての形があがってるんであれば，それで，それでいいのかどうか。一つの事業としての，事業計画の中での収益が上げることもそこには関係ないのかどうかも含めて，どう考えているのか，お答えください。

商工観光部長（菊田和仁君）　公益財団法人奄美群島地域産業振興基金協会ですが，については本場奄美大島紬などふるさと産業の研究開発，商品開発，販路開拓などの事業を行うことにより地域産業の育成と活性化に貢献し，もって活力ある地域経済社会の形成に寄与するということを目的として，関係機関協力のもと，基本財産１，０００万円及び奄美群島地域産業振興基金１０億円をもって，平成元年９月に設立されております。基金協会の設立当初は基金運用による収益が５，０００万円を超える時期もございましたが，その後の金利低下と国・県の長期貸付金８億円の償還によって，運用益が大幅に減少し，奄美群島内市町村及び関係団体の負担金で組織を維持している現状でございます。ここ数年の主な活動状況につきましては，事業活動の状況につきましては，紬グランプリやデザイン開発といった大島

紬の振興に関する事業，黒糖焼酎販路開拓への支援，群島内の各種イベントへの紬商品提供のほか，物産展への新規参加，参加者への旅費助成なども行っております。現状はそういうことです。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。これは，ちょっと時間がありませんので，大まかだけ，朝山市長もこっちに絡んでおられますのでね，この群島全体でやって，これは議会，議長もこれは出るんです，この評議員の中に入っておりますので，そういう全郡あげての基金協会でありますが，紬だけのものじゃないというふうに思っております。黒糖焼酎からいろんな物産も絡めてると思いますので，これの今後の活用は，これまでやってきて，もともとあった，果実のあったものはできたかもしれませんけども，こういう形でいいのかどうか。逆に，妙な形で，変な言い方ですけど，紬組合等のいろんな関係で利用されておりはしないかとか，そういうことも含めてしっかりと検討する時期にも来てるんじゃないかと思いますので，これは私はこれ以上申し上げませんが，この基金のですね，今後のあり方というのはね，非常に大事なことじゃないかというふうに私も思っておりますので，しっかりとここは担当部局もですね，今後これをどういった形で持っていくべきかっての，これは全郡の首長さんも全部入っておりますので，どうぞ朝山市長，十分考えられて，どういう方向がいいのか，今のままでよければそれでもよろしゅうございますが，こうやって疑問を持つこと自体いかがなもんかと思いましたので，この質問に入れましたので，一つ検討のほどよろしくお願いしたいと思います。

市長（朝山　毅君）　今の基金協会のお話でありますが，収入の大半は負担金で賄われてるのはもう事実でございます。そして，その活動の歳出の内容は，やはり紬の新しい商品作りとか，焼酎祭りに負担，少しお手伝いをするとか，そういう奄美の伝統産業，工芸品，若しくはそういうものにしているわけです。基本としては先ほど来お話が出ております大島紬，伝統産業，工芸品をいかに市場にＰＲして，組織を体制を立て直していくかということであり，でできているわけです。それらのことを考えますと，大島紬組合，販売組合，両組合あります。私はこの就任以来，決算書などを眺めて，両組合の，大変な状態にあるということを私なりに思いました。従って，先ほど部長が申し上げましたように，本体である大島紬，本場奄美大島紬協同組合にある程度のできるだけの助成はしたい。なぜならば，１，３００年の歴史があると言われる大島紬，ほとんどの方が何らかの形で関わって，お世話になってきた。しかも，この技術，この伝統産業というのは末代残していかなければいけない，先人が作ってきた産業であると。単なる商品ではないという思いから，種々のお手伝いをしてきたつもりです。その中で，財政状況を見ますと大変厳しい。従って，その際においてどうすればいいかと，経営者の皆さんに申し上げました。一つは，只の金を持ってくる。出資者が出資する。特に，理事の皆さん方が応分の負担をする。あとは，遊休資産を処分する。この三つしかない。この三つのうち，可能なのは遊休資産の処分であるということで，本場大島紬協同組合の二つの大切な資産でありながらも遊休化しているもの，売りました。売ったことにより，我々の債務負担額も減りました。そして，運転資金も少し持ちました。そのことによって資金が僅かながら回転してる。そして，在庫も動いております。そういう大島紬の本体が今の状態。そして，販売組合においても然り。物的資産は在庫商品だけです。在庫が回転しないと資金繰りが上手くいきません。そういうことの繰り返しの中において，新しい経営布陣ができて，しっかりやると，商品を販売するということで，今頑張っているところなる。そういうことによって，部長が申し上げましたように，これをしばらく見てみたい。やる気を見てみたいというふうな関係で，今静観ではないです，厳しいことは厳しい。その結果を出していただきたい。そのことによって，市民の大切な税金をもって，もし最悪の場合は払いますよと，我々が立替で払いますよという保証をしてるわけですから，その大切な金を無下にはできないわけですので，責任を持って管理，監督していかなければいけないという思いの中でおりまして，その中で基金協会もあるわけです。ですから，これはある面においては連動した組織だと私は位置付けている。そういう意味において，本場奄美大島紬協同組合も，少しは軽くなったと思います。以前に比べると，借金の重さ。販売組合においても，少し動きましたので，毎

年少しずつ我々の債務負担額は減っていると，そういう努力もしているというところでありますので，猶予をいただきながら，与えながらと言えば失礼ですが，お互いの信頼関係のもと，しばらく経営実態，経営実績を示していただきたい。そうでないと，我々は公金をそのままというわけには，負担するわけにはいかないという意味で，現在あるということを御理解いただきたい。そして，この基金協会についても議員が御指摘のとおりの一面があります。そのことも踏まえて，今後相談をしていきたいと考えておりますので，よろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　市長，ありがとうございます。今回，この質問は全部関連してるということで私もやっておりますので，今おっしゃられたとおりで，当然その組合にしても１億円があってなくなった。そして，販売組合の昨日，決算見ても，５００万円ほどの短期借入金が，１億６，０００万円，５００万円ほど減っております。こうして努力しているのは分かるんです。そういう中で，今部長，市長も言われたように，やるという努力を見せていただきたい。そうしないと，やっぱり債務負担行為をする，というのはよくないと思います。だから，紬組合はもとよりですけど，販売組合は特に販売しなければ物は動かないんですから，今市長もおっしゃられ，そういう気概をね，理事も代わったんだ，そういう気概もやらないと駄目ですよということのエールも含めながら，私も質問してるつもりでございますので，一つ部長，お願いしますよ。逃げないでしっかり捉えて，お願いしますね。
それでは，次に移ります。次に，４番のほうに先に行きたいと思いますが，奄美の振興交付金の新設を新たに今回出ましたが，いわゆるチャレンジ枠ということで今賑やかになっております。この地元市町村などから地域振興への事業アイディアの募集となっているが，このアイディアを含めて，要するに１２市町村，これは戦わなければいけないというのが出てくる可能性があると思いますが，この新たなその事業に関してチャレンジ，どういうチャレンジのいろんな企画をするのか，その辺を今の段階でも結構ですので，どういうこと考えているのか，答弁願いたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　それじゃ，お答えいたします。昨日の与議員のときに答弁できませんでしたので，少し御紹介をしたいと思います。平成３０年度から奄振交付金において，新たに創設される，議員はチャレンジ枠というふうに説明ありましたが，今正式にはリーディングプロジェクト推進枠というふうになっているようでございます。本事業については，奄美群島の産業振興を図るうえにおいて，これまで以上に地域特性を踏まえた政策ニーズを市町村が自らの創意工夫と他の自治体や民間との連携により具体的に事業化することが必要となっております。そのため，奄振交付金において新たな事業メニューの創設や戦略的な事業展開を図ることを目的に創設されているものと伺っております。現在，国や県において詰めの議論がなされているところですが，１２市町村を競わせることが目的ということではなくて，現在の奄美群島において特に重点的に取り組むべき課題について，各市町村が単独，若しくは連携することによってそれぞれの特性を発揮する事業展開を促進するというような捉え方をしてるところでございます。また，平成３０年の同推進枠の施策テーマということで，今県が考えておりますのが，奄美らしい観光スタイルの構築。２点目が世界遺産ロード構築に向けた戦略的交流促進。三つ目がスポーツイベントなど，奄美の特性を生かした産業振興といった案が検討されているようでございます。その中で，本市としての取組でございますが，先ほど申し上げたとおり，現在詳細な制度設計ということでございますので，具体的な事業については今回ちょっと控えさせていただきたいと思いますので，御了承いただきたいと思いますが，現段階では先ほど申し上げたリーディングプロジェクト推進枠として示されている三つのテーマがございますので，そのテーマに沿って市単独で実施するもの，あるいは奄美大島５市町村で連携するものなど，地域の活性化に繋がる事業展開を考えていきたいというふうに思っているところです。なお，この推進枠の予算規模でございますが，国費ベースで１．８億円というふうに見込んでいるというふうな説明を受けているところでございますので，御理解をお願いいたしたいと思います。

２４番（伊東隆吉君）　よく分かりました。それで，これがいつまでに提出するっていう期限が確かあると思うんですけど，それがいつ頃かってちょっと知りたいことと，これはですね，国会議員の金子さんおりますけども，この枠をつくって，リーディングプロジェクト，いわゆるチャレンジ枠の中で，これは市町村もやっぱり頑張っていろんな企画を出していただきたいとですが，場合によってはこの全，応分に負担するんじゃなくて，いいプロジェクトに関してはそこに一発，全部特化すると，こういうことも検討していいんじゃないかっていうことも国会議員が言ってる，そういう話もいろいろありました。それもありますので，結局市当局として企画化してる，その辺を考えて，いいやつを是非提案していただきたい，そう思っております。期限のこと，ちょっとだけ。

総務部長（東　美佐夫君）　期限のほうもですね，今その制度設計の中で詰めてるということでございますので，まだ決まっていないということでございます。是非，いい職員がたくさんいますので，知恵を絞っていい提案をしたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

２４番（伊東隆吉君）　是非，いい提案，待っております。

次に，この奄振延長の実現についていきますが，次期奄振に向けて，おります，過去において，これも全郡挙げて決起大会とかですね，５年，５年に行ってまいりました。そういう経緯もある，市長のほうも施政方針の最期のほうにこの奄振延長の確実な実現に向けた取組を積極的に推進してまいるというふうに，ちゃんとしっかり示されております。１０年ほど前になります，私が議長のときにもね，ちょうど入替のときがありまして，文化センターのほうで全郡挙げて頑張ろうと言った，延長を勝ち取ると，そういう一つの全郡挙げて，そのいわゆる民間も含めて，挙げた記憶がありますので，そういったのが今度必要じゃないかなというのも，これ思っておりますので，５年前はなかなかそういうのがなかったと思いますが，こういう面を含めて今度のこの延長はどうしても勝ち取らなければいけないと思うので，市長としてその辺のあると思いますが，担当の，市としてどういうリーディング的なことをやりたいと思っているのか，お示しいただきたいと思います。

総務部長（東　美佐夫君）　今回の法延長ですが，平成３１年の３月末に期限を迎えます。これは，御案内のとおりでございます。この法律の延長，充実に向けて国・県・市町村，奄美群島広域事務組合が連携して，今取組を進めているところでございます。先ほど議員からもございましたが，平成２０年度の延長の当時は国交省の大臣をお迎えして，文化センターのほうで決起大会を開いたという経緯がございます。当時は法延長そのものが大変厳しいと言われる中でございましたので，国・県・地元が一丸となって法延長に向けての取組を進めたというところでございます。一方，前回の平成２６年度でございますが，総決起大会は開催しておりませんが，群島１２市町村が主体的に，このときに群島の成長戦略ビジョンを策定しております。この中で，法延長の必要性をしっかりと国に伝えるという新たな手法で法改正，延長に取り組んだところでございます。奄美群島成長戦略ビジョンは群島の振興への地域の本気度をしっかりと伝えるということで，その実現をするための画期的な取組であったというふうに思っております。そのことが，国会議員の先生方はもとより，国においても認められ，法延長のみならず奄美群島振興交付金が創設されましたが，その結果航路・航空路の運賃軽減や輸送コスト支援に繋がったものというふうに考えております。今回の奄振，新奄振法改正に向けても，法延長を着実に成し遂げなければいけませんが，奄美群島広域事務組合を中心に現在，各島の民間団体，あるいは１２市町村と連携して成長戦略ビジョンの今改定作業に取り組んでいるところでございます。まずは，この，これらの作業をしっかりと進めながら，法延長，法改正に取り組んでいきたいというふうに考えておりますが，今後県と国の動向などをしっかり踏まえながらですね，総決起大会の実施について，その必要性も含めてですが，検討してまいりたいというふうに考えておりますので，御理解をお願いいたします。

２４番（伊東隆吉君）　是非，機運を盛り上げて，一つ行っていただきたいとこう思っております。

それでは，ちょっと時間がありませんので，簡素に行きます。民泊について行きたいと思いますが，今月の，今年の６月に施行されるこの民泊でございますが，この現段階でのいわゆる現状とかいろいろ諸問題とかあると思いますが，簡潔にお答えください。

商工観光部長（菊田和仁君）　今年，６月１５日に施行予定のいわゆる民泊新法につきましては，訪日外国人旅行者が急増する中で，宿泊ニーズの多様化による宿泊施設の整備が急務となったことが背景にございます。この民泊新法の特徴でございますが，住宅を民泊に利用できることから，旅行業法では原則不可能であった住宅専用地域での実施が可能となることや，許認可制から届け出制に緩和されることなどが挙げられます。また，対象物件が住宅扱いであるため，年間営業可能日数が１８０日以内などの制限もございます。市のほうや，あるいは保健所のほうにも問い合わせが一定程度来ておりますが，内容を確認しますと旅館業法による簡易宿所のケースもあるということで，住宅宿泊事業との区別がまだ認識されてない現状があるものと思います。このようなことですから，本市においても関係機関と連携して住宅宿泊事業法による民泊について，周知並びに実施に関するセミナーを開催する予定といたしております。

２４番（伊東隆吉君）　はい，ありがとうございます。いろいろ諸問題も出てくると思いますので，これはまた出てきたとき，いろいろ捉えていきたいと思いますので，この民泊のこれが住宅のほうにしっかりと泊まれるような体制で，いろんな質問等が来たときにはしっかりと答えてあげるという形だけは取っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

その次に，この間も新聞で出ましたこの奄美に関しての，この日本航空，ＪＡＬがですね，この民泊仲介者，百戦錬磨といわゆる資本提携，業務提携しました。奄美を売るということを，しっかりと本土紙にも載って，地元紙にも載っております。これに関して，担当部局としてどのように捉えているのか，簡潔にお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　今議員からお話がありました，日本航空と民泊，農業体験の宿泊を農泊と言いますが，民泊，農泊を推進する百戦錬磨が資本業務提携を行いましたうえで，そのモデル地域の第一弾として奄美エリアが選ばれたことは奄美の注目が，注目度が高まっていることの表れであろうと考えております。現時点での事業内容としまして，奄美での空き家，古民家を活用した民泊展開を推進し，地域との共生による奄美への誘客を図るため，地元でのセミナー開催やエコ民泊など，奄美ならではの滞在体験の提案，民泊施設のプロモーション，販売，共同企画などが予定されております。現在，奄美大島においては５市町村が一体となってＤＭＯの取組を推進する中で，自然のみならず人，食，文化，伝能，伝統芸能などの資源を活用した地域に根差した着地型旅行商品の造成や新たな地域資源の発掘に取り組んでいるところです。今回の資本，業務提携により両社の経営資源やノウハウが活用されることで，奄美の魅力が全国に発信され，多様化する宿泊ニーズ等への対応並びに地域資源を活用した体験宿泊による地域の活性化に繋がることを期待いたしております。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。また，これはこの経緯を見てみたいと思いますので，お願いいたします。

次に，この奄美観光物産連盟の一元化，この辺は今どうなってるか。ワンフレーズでお答えください。

商工観光部長（菊田和仁君）　先の６月議会におきまして申し上げましたことは，平成２９年４月に奄美

大島観光協会と今後の観光振興のための組織の役割や一体化などについて意見交換を行った際，奄美大島観光協会から会員との議論を深めたいとの申し出があり，年内の再度協議を行うとお答えしたところです。その後，昨年の１２月ですね，１２月に奄美大島観光協会から現在の体制で大きな成果を出していることや，奄美大島観光物産連盟との組織の一体化における具体的な体制が不透明などの理由から，一体化については時期尚早との御返事をいただいたところです。なお，奄美大島観光協会からは今後状況に変化があれば，改めて協議していくことが必要との考えも示しておりますので，今後協会内の議論を注視してまいりたいと考えております。以上です。

２４番（伊東隆吉君）　これですね，もう早くもう一元化と早めにやっていただきたいとは前のときもしました。市長もそのように思っていらっしゃると思います。これ，そのあとにこの一つ，もう時間がありませんが，観光物産連盟，一般社団法人の奄美群島観光物産協会，全郡でやっております，これとのその奄美観光連盟，物産連盟との位置付けなんですけど，いろいろ旅行商品の提携とかいろいろやっておりますが，これ詳しく聞きたいんですけども，この一族として連盟のほうが大きな気持ちに見えるんですけど，協会と連盟の請けの位置付けはどういう形になってるのか，簡潔に，どういう仕事を請けてやってるってのが，この物産協会のメンバーにもこの連盟も入ってるわけですよね。この辺をどういうふうに捉えるのか，分かりにくいんだけども１分ぐらいで。

商工観光部長（菊田和仁君）　それぞれの組織のですね，定義，そういったのはもうお分かりだと思いますんで，時間がかかりますんで。一般社団法人奄美大島観光物産連盟はですね，特に観光客及びマーケットのワンストップ窓口としての機能を担っており，奄美大島ＤＭＯの推進母体として観光消費額，宿泊数，満足度の向上に繋がるようなマーケティングや受入環境の整備並びに情報発信を行っております。併せて，第２種旅行業を取得している奄美群島観光物産協会から職員の派遣を受けて，営業所として旅行商品の造成，販売を行い，自主事業の確保に取り組んでいるところです。こういったことからですね，奄美群島全体をエリアとして活動する奄美群島観光物産協会を奄美大島を一つの面として活動する奄美大島観光物産連盟が支える関係であると，このように理解いたしております。

２４番（伊東隆吉君）　これはまたもう一度，いろんなときにもう１回，私はずっと取っていきたいと思いますので，いわゆる群島一つになって早く至ってほしい，その中で今言った組織をしっかり持って，それぞれのものが，民間である観光協会も含めてしっかりとした形を取りたい，取っていただきたいということでございますので，これはまた改めていきたいと思います。

最後ですが，この奄美から屋久島，もう時間ございませんが，この航路はですね，私も昨年の５月，６月の一般質問しました，その前の５月に鹿児島のその本社に行ってお願いしまして，結果的に１０月になりました。これは，市の当局も頑張ったかと思いますが，この１年間の試験運行となっておりますが，後押しをどのように考えているのか，それだけ。

商工観光部長（菊田和仁君）　奄美から屋久島への運行により，世界自然遺産登録地の屋久島と連携したＰＲや定期船を活用した沖縄・奄美・屋久島の世界自然遺産ツアーなど新たな観光需要の掘り起こしや多様な旅行商品化が促進され，関東，関西，沖縄からの更なる入込客の増加が期待できるものと考えております。取り敢えず，１年間，３０年度にですね，奄振交付金も活用して奄美群島内，それから屋久島町も含めてお金を出して，１年間しっかりと支援していくということでございますので，よろしくお願いいたします。

２４番（伊東隆吉君）　ありがとうございます。せっかくつくった航路ですのでね，これをしっかり，今は上りだけですけれども，やっぱり下りもできて，そのさっき，域内できるように，よろしくお願いし

ます。

議長（師玉敏代君）　以上で，自由民主党　伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４６分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	参事兼プロジェクト戦略推進課長	髙　一也　君
市民部長	前田　和男　君	税務課長	田中　義一郎　君
環境対策課長	島袋　修　君	国保年金課長	井上　裕之　君
保健福祉部長	上野　和夫　君	福祉事務所長	奥田　敏文　君
福祉政策課長	石神　康郎　君	健康増進課長	吉　郁也　君
高齢者福祉課長	永田　孝一　君	保護課長	濱田　洋一郎　君

商工観光部長	菊田　和仁君	商水情報課長	武下　義広君
紬観光課長	保浦　正博君	農政部長	山田　春輝君
農林振興課長	山下　仁司君	建設部長	本山　末男君
都市整備課長	竹元　康晴君	土木課長	橋口　義仁君
建築住宅課参事	荒垣　重仁君	上下水道部長	上島　宏夫君
下水道課長	里　嘉郎君	水道課参事	藤山　浩俊君
教育委員会事務局長	森山　直樹君	教育委員会総務課長	徳永　恵三君
文化財課長	久　伸博君	農業委員会事務局長	川内　進君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。更に，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔，明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。まず最初に，去る１月２７日の笠利での大火事では，幸い人身被害がなかったことは不幸中の幸いでありますけども，被災された方たちには心からのお見舞いを申し上げます。

また，この３月で退職される市職員の皆さんには，今後とも市発展のために御尽力いただきますよう，よろしくお願いをいたします。

さて，多くの人が懸念している北朝鮮問題です。６日のニュースで韓国と北朝鮮の首脳会談が４月に開催されると報道されました。私たちはどんな困難があろうと対話による平和的解決，これこそが唯一の方策と訴えてまいりましたが，南北首脳会談が実現することで破滅をもたらす戦争を回避し，地域の緊張緩和，朝鮮半島の非核化に繋がることを期待をしたいと思います。その一方で，国内の政治を見ると昨年から引き続く森友学園では，森友学園問題では国有地売却に関する決裁文書の改竄疑惑が新たに出され，これがもし事実であれば国政の根幹を揺るがす事態だと思います。そして今，このような政権が進めようとしているのが，憲法９条に自衛隊を明記することであります。明記すれば，９条２項の戦力不保持と明らかに矛盾し，あとから作った法律が前の法律に優先するという法律の一般原則によって，９条２項は空文化してしまいます。自衛隊が合憲か非憲かの問題ではございません。自衛隊は９条２項の制約を受けず，無制限な海外での武力行使に道が開かれることになる。このことが問われてるということを申し上げたいと思います。

さて，今議会でも奄美は追い風という言葉がよく使われています。確かに，私もそうだと思います。それだけに，追い風を受けることができない人の存在により気を遣い，温かい目を向けた施策が必要だと思っております。私はそういった人たちの立場に立ち，当局とも議論を深め，少しでも制度の改善に繋がることを願って質問したいと思いますので，よろしくお願いをいたします。

それでは，通告に従って順次質問していきます。

まず最初に，都道府県化となる国民健康保険制度についてですが，累積赤字の解消はどうするのかということです。いよいよ新年度から国保の都道府県化が実施されます。そこで，懸念されることについてお伺いをしますが，１月２９日付の厚労省通達というのがあるんだそうですが，これには市町村が行う法定外繰入や繰上充用などの赤字の削減解消する計画を原則６年の計画期間で策定するように示してるということでありますけれども，奄美市の国保会計は平成２８年度決算で１億９，０００万円の単年度黒字を計上しており，その結果累計赤字は５億６，９３２万９，０００円に，これは縮小されました。２９年度で赤字が解消されれば問題解決ということになりますけども，まず２９年度の決算見込みはどうなっているのか。累積赤字が残る場合，その解消はどうしようとしてるのか，お伺いをいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，さっそく﨑田議員にお答えさせていただきます。

まず，２９年度の国保事業の決算収支見込みについてでありますが，国・県支出金の交付額が３月に確定することや，保険給付費の最終支払い月が４月となることなどから，現在決算の見込みをお示しすることは大変難しいところでありますが，昨年並みの決算はしたいという意気込みで職員ともども努めてるところであります。現時点では保険給付費支出がほぼ前年度並みで推移しておりますので，２９年度においても累積赤字の減少が図られるよう，今後も歳入の確保と歳出の削減に努めてまいりたいと思います。累積赤字は議員がお話になりましたとおり，２８年度末で約５億７，０００万円となっております。これは，県単位化へ移行したあとも，市の国保事業特別会計で引き継がれるため，この特別会計の中で解消を図っていかなければなりません。累積赤字の解消につきましては，国の指針や県の国保運営方針でも原則として，翌年度に解消を図ることが望ましいが，単年度での赤字解消が困難な場合は概ね５か年度以内の計画を策定して，段階的に赤字を削減するよう努めることというふうになっております。これまでも取り組んでいる内容ではありますけれども，保険税の確保と収納率の向上及び医療費の適正化対策を引き続き今後も計画的に進め，累積赤字を含めた赤字の解消を図ってまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

１７番（﨑田信正君）　次に，一般財源繰入の今後の見通しについてでありますけども，先ほど述べたように２８年度は１億９，０００万円の黒字。しかし，これは一般財源から２億５，０００万の繰入があっての話です。先ほど，市長からも昨年並みということを目指したいということですが，それではやっぱり繰入がなければ単年度で赤字になるということになりますが，私は国保会計で一般会計から繰入がベストだとは思っておりません。しかし，健康で文化的な最低限の生活を国民に保証した憲法２５条の精神ですが，これに例えばですね，社会保障である国保制度で国保税が高くて生活を苦しめる，ましてや払えないために国保証が交付される病院に行くことができないなどという事態は許されないものであります。そのことを思えば，本来国が憲法２５条の精神を真摯に受け止めて，財源措置をすることが私は当たり前だと思います。しかし，それで全国知事会や市町村会などでも，国の財源措置を強く求めているものと承知をしておりますけれども，しかし，それが改善されない状況では住民の生活を守る立場から自治体が一般会計から繰入を行うことは次善の策，ベストではないけれどもベターな策として当然行うべきだと思っております。実際，それされてるわけですね。しかし，国の方針はまともな財源措置を行わないまま，一般財源からの繰入は好ましくないという考えを示しております。平成３０年度予算を見ましても，これまで同様２億５，０００万円が計上されておりますけれども，そのあとどうなるのか。今後の見通しについてお伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　おはようございます。それでは，お答えさせていただきます。一般会計からの法定外繰入につきましては，２４年度から毎年度２億５，０００万円の繰入を行っております。累積赤字につきましても，ここ２年ほどは削減が図られておりますが，法定外繰入を行わなければ単年度赤字を生じる厳しい財政状況となっております。一般会計からの法定外繰入についての見通しでございますが，３０年度以降，新たな国保制度においては「保険税の負担緩和を図るため保険者の政策により行う法定外繰入」についても，解消すべき赤字に該当するという整理がされております。議員も御質問の中にあったとおりでございます。現在の法定外繰入は主に単年度の決算補填や過年度の累積赤字補填を目的として行われてるものになりますが，今後累積赤字の解消が図られていった場合にはこのような点も踏まえながら法定外繰入の実施について検討していかなければならないものと考えております。平成３１年度以降の法定外繰入の実施や金額につきましては，今後の累積赤字の赤字解消の状況や，新たな国

保財政運営の仕組みの中での単年度決算収支の状況，また県から示される事業費納付金や標準保険料率の推移などを見ながら，適切な被保険者の保険税負担について毎年度検討したうえで総合的に判断してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１７番（崎田信正君）　法定外繰入は赤字が続く限り，解消までやるという答弁だったというふうに思います。それで，法定外繰入，一般財源からの繰入ですね。累積赤字が解消した時点でどうするかということですけれども，すぐ止めるということじゃなくて，これはまだ５・６年先の話だと思うんですけれども，そのときの市民の生活状況，また低所得者の国保税に対する負担，介護保険もあります，後期高齢者医療保険もありますが，そういった全体を見てですね，保険税の軽減に繋げることができるのか，こういったことも視野に入れておいていただきたいというふうに要望しておきます。

次に，国保制度でのいろんな取組ありますけども，いっぱいありますけども，そのうちの一つ，子育て支援として子どもの均等割の軽減についてですけれども，奄美市は子育て世代の国保税の負担を軽減するとして，これは平成２８年度から国保の税率を改定をいたしております。しかし，総額を変えないという方針のもとで実施をされていることから，最も経済的に厳しい低所得者の方に国保税が上がるという事態になりました。今，各地の自治体で取組が広がっているのが低所得者への負担軽減と併せて子どもの均等割の減免です。子育て支援策の有効な手立てとして奄美市でも取り入れるべきだと思いますが，御見解をお伺いしたいと思うんです。均等割というのは子どもさんの，子どもに限らず扶養家族の多いところでは，単純にそれの何人分という計算になりますけれども，今取組が進められているのは３人目から免除するとか，半額にするとか，そういった方策ですね。奄美市では考えられないのか，お伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　子育て支援としての子どもの均等割の軽減についての御質問ですが，これまでも中間層所得層や子育て世帯への負担軽減となる税率の見直しを行ってきたところでございます。議員御質問の中にもございましたが，これらの世帯の負担軽減などを目的とした均等割の引き下げなどを平成２８年度の税率改正で行っております。また，平成３０年度税率改正におきましては，均等割，平等割の引き下げを行う税条例改正案を今議会で御提案しているところであり，更に国の３０年度税制改正においても軽減対象世帯の拡充が予定されているところでございます。議員御質問の中にございましたように，他市の例を見ますと主に第３子以降の子どもにかかる均等割について減免を行っております。しかしながら，現在の国保財政状況は先ほども述べましたように累積赤字が約５億７，０００万円あり，法定外繰入，繰上充用を余儀なくされている状況にございます。従いまして，これらの負担軽減を行うことにつきましては，税負担の公平性の観点からも考える必要がありますので，まずはこの累積赤字解消を第一の課題とし，御提言の内容につきましては赤字解消後の検討課題とさせていただきたいと思います。

１７番（崎田信正君）　赤字解消後と言わずに，同時にやっぱり検討していく必要があると思いますよ。今，均等割だけについて言いましたけども，実は所得割についても是非一緒に検討していただきたいというのは，法定減免ありますけども，２割，５割，７割ですね。これは世帯割と均等割が対象になっていて，所得割は対象外ですよね。そういったところも含まれてですね，一緒に考えていただきたいというふうに思います。

次に，介護保険制度について伺いですが，平成１２年に介護保険が実施をされてから，もう１８年が経とうとしております。介護を社会的に看るとの掛け声で実施をされてきましたが，今なお介護を巡る悲惨な事件というのは後を絶ちません。現状は人の尊厳を守り，誰もが安心して利用できる介護保険制度への期待に応えるものにはなっていないと思います。保険料を決める事業計画ですが，これは３年ごとに決められており，平成３０年度から今度は第７期事業計画ということになります。今回の保険料改

定では県下で２番目に高く，１９市で最も高くなっている保険料の，実は値下げされるんじゃないかとちょっと期待を持ってたんですけれども，示された額は２００円値上げとなる６，６００円です。年金が引き下げられる中，年金から天引きされる保険料の負担が増えることは年金収入で生活する人たちにはやはり厳しいものだと言えます。このことについて，どう捉えられているのか，御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長（上野和夫君）　おはようございます。お答えいたします。奄美市における第７期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画につきましては，先日の川口議員の質問にもお答えしましたが，全体で５回の策定委員会を開催し第６期の取組の評価や現状の課題を抽出し，また平成３０年度から３年間の給付費の推計や高齢者人口の推移などを踏まえ，高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような取組の施策や，それに伴う介護保険料の算定を行ってまいりました。施策の内容として，地域での支え合い活動の推進や生き甲斐づくり，高齢者の孤立化防止や認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを主なものとして取り組むこととしております。御質問の介護保険料につきましては，基準額で月額６，６００円となり，現行保険料６，４００円から２００円上昇する見込みとなりました。内容につきましては，第６期で財政安定化基金への返済が終了したことや，介護保険事業費準備基金が活用できることなど，保険料を下げる要因がある一方で，国の制度改革により６５歳以上の方の負担割合が２２パーセントから２３パーセントに引き上げられたことや，介護報酬が０．５４パーセント引き上げられたこと。また，保険給付の推計値が上昇したことなどが保険料を上げる要因となり，第７期期間中に健全で安定した制度運営が可能な額として総合的に判断した金額であります。保険料の算定にあたっては策定委員会の中でもできるだけ負担を抑えるための議論もなされたところでございます。なお，保険料については基準額の０．５倍から１．７倍の割合で所得により９段階に分割し，それぞれ負担能力に応じた金額で負担をいただくことになっております。また，最も低い第１段階の方については，公費の支出により更に減額され，０．４５倍の割合となり，月額２，９７０円で，本市では約４５パーセントの方がこの層に該当しています。被保険者の保険料の負担感が大きくなることは介護保険制度を運営していく上での大きな課題であることは十分認識をしておりますが，制度の仕組みとして給付費の増加に伴い必然的に介護保険料が上昇するものであるため，必要な人が必要なときに必要に応じてサービスを利用するという保険給付の適正化を進めながら，併せてより積極的な介護予防，重度化防止，地域での支え合いなど将来に備えた取組を実施し，給付と負担のバランスの取れた事業運営に努めてまいりたいと思います。以上です。

１７番（崎田信正君）　答弁いただきましたけれども，必要なときに必要がサービスが受けられるということですけど，保険料を払えなければサービスは停止されますよね，今の制度ではね。奄美市ではまだそこまで至っている事例はないということですけれども，どんどん高くなっていくとそういった仕組みになってるんですよ。だから，そうなれば保険料が高くなって，払えない人が出てきたときに必要なサービス受けられないでしょ。そこが問題だと私は言ってるんです。制度の仕組みからということを言っていましたから，年金から天引きかける，年金が上がらないのに負担ばかりどんどん増えていって，そういったことになる状況になればね，これ一番冒頭申し上げた憲法２５条の精神に明らかに反するわけですよ。だから，これは制度がそもそも欠陥だということですよね，仕組みでこうなっていって，もう負担をせざるを得ないということになればね。市民の，国民の生活を守る権利を保障した憲法２５条に明らかに反すると。つまり，制度の欠陥なんです。これについては，市長も全国市長会とかいろんなところで介護保険の改善を言われてることだと思いますので，これは全国的な問題ですから，全国の市長会，あるいは知事会，いろんな団体とも協力してですね，介護保険制度そのものを変えるということにしないとですね，皆さん方のこの示した資料でもね，平成３１年度には７，９５０円程度になると書いてるわけですよ。更に，今日の地元新聞ですけれども，ここでもですね，今後も保険料値上げは続く見

通しだというふうに書いてるわけですよね。ですから，これはもう制度そのものを変えていくために，皆さん方が本当に真剣になって市民の安全・安心を守るという立場に立てば，このことはこのまま許されない問題だと思いますので，頑張っていただきたいというふうに思います。

次に，介護保険の認定率の推移ですけれども，介護サービスが増えれば保険料が上がるというのは今の答弁でもありました。介護保険料は介護サービスの利用額で決まるということですから，サービスを受ける介護認定を，介護認定率ですね，それが大きな要因となりますけども，２期は合併前の旧名瀬市，住用村，笠利町というところの認定数，それから奄美市となった第３期と，それから今直近，第６期ですね，この認定率がどのように変わってきているのか，その要因をどう考えてるのか，御見解を示していただきたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君）　お答えいたします。御承知のとおり，介護保険制度は平成１２年４月から制度開始となっており，制度開始から１７年が経過しています。御質問の介護保険認定率についてでございますが，奄美市に合併する前の第２期介護保険事業計画時期の認定率は旧名瀬市２３．４パーセント，旧住用村３０．１パーセント，旧笠利町２１．２パーセントとなっております。また，奄美市となりました第３期介護保険事業計画時期の認定率は２３．８パーセントとなっております。第６期介護保険事業計画時期の認定率につきましては，平成２９年１２月末現在の認定率で２０．４パーセントとなっております。認定率につきましては，合併時の第３期計画時と比較して第６期では減少となっているところでございます。これは，各種の健康教室などを開催し，高齢者の生き甲斐づくりや介護予防に努めていることや，また高齢者自身も意識して御自分の健康維持に取り組んでいることなどによるものだと推測しております。平成３０年度からは第７期介護保険事業計画に沿って各種事業に取り組んでまいりますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

１７番（崎田信正君）　認定率をお伺いしましたが，満額利用額に対する利用率ということについてですが，認定度によって使えるサービスの利用額が決められております。認定者が全員満額のサービスを利用しているということではもちろんありませんから，認定を受けていても家族が頑張っているので利用しないとか，あるいは利用したいが利用料など経済的理由で我慢しているなどいろんな理由があろうかと思いますけれども，その理由をきちんと把握することは当然事業計画に盛られていることだと思います。重要なことだと思うんですね。認定度に応じて満額利用額に対する現在の利用率はどの程度になっているのか。また，満額理由に，利用に至らない理由はどのように把握されているのか，お伺いをいたします。

保健福祉部長（上野和夫君）　介護サービスの支給限度額を満額利用した場合の総額に対する実際の利用率は平成２９年１２月の状況で６９．１パーセントであります。参考までに，第５期事業計画中の同じ月である平成２６年１２月には６５．３パーセントでありますので，利用率は増加をしてるところです。サービスの利用が満額に至らない理由につきましては大きく２点あると推測されます。まず，１点目ですが，第７期介護保険事業計画の基礎資料となるものとして，高齢者等実態調査を平成２８年度に実施しておりますが，その中で介護サービス利用者への満足度を伺ったところ，満足している，ほぼ満足しているを合わせて９２パーセントと，９割以上の方が現行サービスで満足している結果となっています。サービスを満額利用しなくても，議員の御指摘の家族のフォローなどもあり，ほぼ満足できる介護支援を受けている状況も多いものと考えます。２点目は，介護サービス利用者への不満点の調査項目て経済的負担が大きくなっているが１０パーセントとなっていることから，議員御指摘のように経済的理由により利用したいサービスを受けられない例もあるものと推測されます。経済的理由で利用したいサービスを受けられない場合につきましては，包括支援センターにてケアマネジャーと連動し，家族との調整や関係機関との連携により対象者の支援を行ってまいりますので，御理解をお願いしたいと思い

ます。

１７番（崎田信正君）　次に，３年間の準備期間を経て去年から実施されたのが総合事業でありますけれども，その評価についてお伺いをいたします。まだ１年の実績では，今現在ではありませんけど，当然第７期事業計画をつくるうえでは重要な判断材料だったかと思いますので，その評価についてお示し下さい。

保健福祉部長（上野和夫君）　介護予防・日常生活支援総合事業，いわゆる総合事業につきましては，改正介護保険法の施行により医療，介護・予防，住まい，生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のための施策として，平成２７年度から２年間の猶予期間を設けて全市町村において実施することとなり，本市におきましても平成２９年４月より事業を開始してるところです。事業導入にあたりましては，介護事業所への説明会や通所介護事業所への研修会の実施，また新たなサービスとして軽易な家事支援サービスを担うことができる生活介護員養成研修の実施，更に地域包括支援センター窓口へ社会福祉士を配置し，相談対応ができる体制を整えてまいりました。その中で，生活介護員におきましては，平成３０年１月末現在において１０５名の方が研修を終了され，介護サービスの新たな担い手として地域で活躍されているところです。また，総合事業においては新たな内容での地域健康教室の手伝い支援や定期的な介護予防ケアマネジメント検討会の開催を行い，効果的な介護予防の事業展開ができるように努めているところです。新しい事業への移行にあたっては地域包括支援センターの介護支援専門員が担当したことにより，早期に相談対応ができたことで大きな混乱もなく事業実施に至っており，着実に成果が表れていると評価しているところです。第７期介護保険事業計画では総合事業の目指すところである介護予防と地域づくりを施策の二つの柱として位置付け，自助力や互助力を高めながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

１７番（崎田信正君）　総合事業については，まだ途中ですから，改めて伺う，なぜ聞くかというと，これ今要支援１・２の対象になっていますよね。今，国のほうは要介護の１・２までこれを拡大しようとする動きがあるので，今後とも注視して見ていく必要があるかなというふうに思います。

次に，後期高齢者医療保険についてです。こちらは平成２０年４月から実施をされて，保険料はこちらのほうは２年ごとの見直し。発足当時の保険料は均等割で４万５，９００円，所得割は８．６３パーセントでスタートして，最初の２年後は据え置きだったんですが，その後３回の見直しではいずれも保険料は値上げをされてまいりました。現在は均等割５万１，５００円，所得割９．９７パーセントとなっております。保険料は被保険者の増加や医療の高度化等に伴う保険給付費の増加により上昇し続けており，今後も保険給付費の伸びが予想されることから，保険料の伸びをいかに抑制していくかが課題とされているというふうに広域事務組合，言ってるわけですよね。ところが，これはいいことかと思うんですが，平成３０年度は５回目の見直しとなりますけど，保険料は均等割が５万５００円，所得割９．５７パーセントと若干引き下げる内容になっています。引き下げることは，これは当然歓迎すべきことでありますけども，この要因は何だったのか。更に，保険料負担は引き下がったとしても，発足当時と比べてやはり負担はまだかなり重いというふうに思います。今後ともこれは引き下がる傾向にあるのかですね，このことについても御見解をお伺いいたします。

保健福祉部長（上野和夫君）　後期高齢者医療保険料率改定につきましては，平成３０年度が２年ごとに行われる改定年度となっており，鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険料算定を行い，県内で統一した保険料を決定しております。今回の改定につきましては，後期高齢者医療保険料のうち被保険者全員が均等に負担する均等割額が５万１，５００円から５万５００円へ，１，０００円の減額。所得に応じて負担する所得割率が９．９７パーセントから９．５７パーセントへ，０．４ポイントの減となってお

ります。保険料率が引き下げとなった主な要因につきましては，平成２８年度の県全体の保険給付費の実績が下がったことや，国が示した診療報酬率がマイナス会計となったことにより，保険料算定において保険給付率の伸び率を抑制できたことによります。しかしながら，議員御指摘のとおり今回の改定により保険料は引き下がったものの，平成２０年度の後期高齢者医療制度発足当初と比較しますと，均等割額で４，６００円，所得割率が０．９４ポイントの増となっております。将来的な保険料の動向につきましては，今後高齢者の増加に伴い，保険給付費の伸びが予測されることから上昇傾向が見込まれるものと推測されますが，長寿検診や人間ドック助成事業などの各種保険事業の実施により，被保険者の健康増進を図り，本市として保険給付費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

１７番（崎田信正君）　はい，よろしくお願いいたします。

次に，自衛隊対策推進，自殺ですね。自衛隊じゃない。自殺対策推進計画。この作成のプロセスということですが，これは２０１８年度の施政方針で謳われているものであります。我が国で自殺する人というのは，１９９８年に３万人を超えたということで，その後１４年連続で３万人を超えるという，まさに異常な状況が続いてきたわけです。２００６年には自殺対策基本法が制定をされ，行政や社会の努力があって，２０１２年に１５年ぶりに３万人を下回った。それ以降は３万人を下回ってるわけですが，２０１６年は２万１，８９７名ということらしいです。日本は主要国と比較して自殺者が多く，深刻なのは厚労省の統計でも１０代から３０代の青年層の死因のトップが自殺となっていること。特に２０歳から２４歳の死者のうち，自殺は５０．１パーセントで２人に１人という驚くべき状況となっております。２５歳から２９歳でも４７．２パーセントという高率，ここには個人の問題では済まされない社会の構造的な問題があると言わなければなりません。自殺に至るにはいろんな状況があると思われます。いろんな要素が複合的に絡んで，追い詰められ自殺を選ぶ，こういう結果になるんだと思いますが，だからこそ自殺対策推進計画，これが実情に沿って本当に的確なものとして作成されることを望みたいわけでありますけども，そのためには専門的な知識を持った人，そして一人ひとりの心に寄り添うことができるような人たちによって計画が作成されることが必要だと，私は思います。世間の人は，地元新聞を見るとですね，やはり死亡広告欄から年齢が若いとですね，その死因がやっぱり気になるという人もおられます。自殺という言葉も頭に浮かんでくるわけです。そこで，お伺いしますけれども，奄美では自殺する人が残念ながら多いんだということを耳にすることがあるんですが，実態はどうなっているのか。また，自殺の要因によっては対策のあり方も当然違うものとなると思いますけれども，どのように計画を作成しようとしているのか，お伺いをいたします。

保健福祉部長（上野和夫君）　自殺対策推進計画につきましては，平成２８年度の改正自殺対策基本法の施行，更に平成２９年に示された新たな自殺対策大綱の中で，総合的な対策推進や地域自殺対策計画の加速化が位置付けられ，平成３０年度までにすべての市町村での策定が義務付けられたことを受けて策定するものでございます。自殺の現状につきましては，まず全国の状況としまして自殺で亡くなる方は平成１０年以降３万人を超えた高い推移となっておりましたが，近年は徐々に減少傾向にあります。一方，本市におきましては増減はあるものの，未だ減少傾向にあるとは言えない状況にあり，人口１０万人当たりの自殺者数を全国と比較しますと，全国１９．６，本市２２．９となっております。特に男性の自殺率が高く，全国２７．７に比べ本市は４２．８となっております。詳細を申し上げますと平成２４年から２８年における本市の自殺者数は５２名，うち８８パーセントを男性が占めており，また県と比較すると２０代，３０代の若い世代の割合が高い現状にあります。議員御案内のとおり，自殺はその多くが追い込まれた末の死とされ，安心や楽しみ，信頼関係などの生きることの促進要因より経済問題，孤独，病気，将来への不安などの生きることの阻害要因が上回った場合に追い詰められ，自殺を選択してしまうとされています。そのため，自殺対策は保健だけではなく，福祉，労働，教育など幅広い関係機関との連携が必要であり，全庁的な取組として生きることの包括的な支援を推進していくことが

自殺対策となると考えます。策定に向けましては，国が示している誰も自殺に追い込まれることのない社会の現実という基本理念を念頭に進めてまいります。まず，自殺対策を推進する体制として庁内の関係部局が幅広く参画した横断的な体制を整え，そのうえで本市の自殺の現状を共有し，地域住民や自殺対策に関わる医師や弁護士など，関係機関の意見を踏まえ策定を進めてまいりたいと考えております。以上です。

１７番（﨑田信正君）　本当にきめ細かい対策をしていただきたいし，それをできる本当に専門家によるいろんな対策ということが必要だと思います。自殺の場合ですね，警察が入ってきますよね。警察のほうでそれらの資料を収集してるんだと思いますけども，そういったのはいろんな対策を立てるうえで重要な資料だと思うんですが，当然プライバシーがありますけれども，プライバシーに配慮しながらこれらの資料を閲覧するというか，対策委員会でですよ，そういう資料を使用することは可能なのかどうか，お伺いをします。

保健福祉部長（上野和夫君）　お尋ねのプライバシーに配慮しながらデータを収集することができるかにつきましては，自殺対策推進センターより自治体ごとに自殺者の年齢や職業，身の回りの環境などの詳細なデータが提供されておりますので，このデータをもとに分析を行い，地域の実情に沿った計画となるよう策定してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１７番（﨑田信正君）　しっかり取り組んでいただきたいと。病気で亡くなる場合とはやっぱり家族の思いや周りの人の思いはやっぱり違ってくると思うんですね。もう，これだけの自殺者がいるわけですから，皆さん方には，私の身近なところにもそういった経験はありますけれども，多かれ少なかれ皆さん方もそういう経験があろうかと思いますので，しっかり取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に，世界自然遺産についてです。世界自然遺産登録に期待するのは何かということですが，２０１７年３月７日に国定公園から国立公園となりました。いよいよ，この夏には奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録を迎えようとしております。現在，官・民ともどもその準備に多忙な日々を送っていることと思いますけども，この自然遺産の地域というのは，今申し上げましたように，沖縄から遠く離れ台湾に近い西表島を含んでいるし，大変広い地域になっています。どうしても一体感という感覚は薄れてしまうわけで，徳之島とも海を隔てており，奄美大島に来島する観光客には奄美大島の魅力を満喫していただくことが重要だと思います。新聞紙上でも世界自然遺産に関連する話題は多く，みんながそれぞれの思いで期待をしてその日を待っているものだと思います。登録を目前とした今，改めて世界自然遺産登録に期待することは何か。これは，昨日の西議員も言ってましたけども，似たような質問かもしれませんけれども，違うところがあれば答弁をお願いします。

市民部長（前田和男君）　世界自然遺産に登録されると，まず奄美の知名度が国内外で向上し自然環境の資源化で観光客の増加による観光を軸とした産業振興の広がりが期待されるところでございます。交通産業をはじめ，ガイド業の発達，新たな観光施設の整備，拡充など多くの企業，事務所に波及効果が及ぶものだと考えております。世界自然遺産登録の効果を継続的なものにするために，登録後の自然保護と活用が重要になってくるものと認識しており，奄美の自然の保護と活用に向けた施策を実施してまいりたいと考えております。以上です。

１７番（﨑田信正君）　奄美大島が世界自然遺産に登録される大きな要因というのは希少動植物であり，奄美にしか生息しない固有種が評価されてのことだと思います。これは，一般観光客を受け入れやすい自然美や美的価値を有するものとはちょっと趣が違っておりますので，それだけに人の手が加われば簡

単に崩壊するということが心配されるわけです。登録，自然遺産に登録され，実際に観光客を迎え入れ，その状況であとからいろんな対策をするようではもう手遅れになるということも心配をされます。３月３日に鹿児島大学の主催で生物多様性シンポジウム，奄美の植物を世界自然遺産というのがありました。新聞報道でありますけども，その中でも過剰利用とならないようなモニタリング調査に基づいた来訪者の管理とか，価値を損なわないように地域が一体となった取組の継続ということが言われておりますけれども，現在自然保護に向けた取組がどのように具体的に進められているのか，お伺いをいたします。

市民部長（前田和男君）　奄美大島における希少種保護や外来種対策，盗採，盗掘問題に関しましては，奄美市だけではなく奄美大島全体で取り組んでいくべき問題だと考えております。奄美大島５市町村で構成する奄美大島自然保護協議会においては，盗採，盗掘防止パトロール員を４人雇用し，希少種の生息場所の確認，巡回を行っております。ノネコ対策につきましても，同じく奄美大島５市町村で構成する奄美大島ねこ対策協議会において国・県・関係団体と連携しながら現在ノネコ管理計画の策定を行っており，平成３０年度からノネコの一時収容施設の運用を予定してるところでございます。昆虫トラップにつきましても，奄美市内の小・中学校へ夏休み前に昆虫採集に対する注意喚起のチラシを配布し周知，啓発を行っております。また，マングースバスターズなど森林部で活動する機会の多い方から，トラップが確認された場合の情報提供をお願いしているところでございます。実際に昆虫トラップを発見された場合，５市町村で情報を共有し国・県，警察とも連携しながら盗採，盗掘防止に努めているところでございます。また，昆虫トラップ発見のときには，メディアを通じ国立公園内の昆虫トラップの設置には許可がいること，罰則の適用もあることも報道してもらい，そのことでトラップ設置の抑止効果と周知を図っているところです。観光客に対する自然利用につきましては，金作原原生林へ入る際のルール策定を計画しております。このルールに関する考え方は金作原原生林に限らず，他の地域へも影響を与えることになると考えております。自然へのオーバーユース対策は保護と活用のバランスを保つうえで必須であると認識しておりますので，関係機関と連携しながら対策に努めてまいりたいと考えております。

１７番（﨑田信正君）　次に，クルーズ船についてお伺いしますが，これは平成２４年度の施政方針では新たに外国からのクルーズ船の寄港誘致に取り組むとあり，平成２５年度には大型クルーズ船の受入充実とあり，クルーズ船の受入に積極的に対応する姿勢が示されております。現在のクルーズ船は長浜岸壁に接岸しており，島内の観光，あるいはショッピングなどを楽しむ状況で多くの観光客を迎えることは，これは経済効果が期待をでき，経済の活性化にとっても大変重要だと私も思います。しかし，最近話題になっているのは２０万トン級の大型クルーズ船の誘致問題です。舞台は２０１６年が龍郷町芦徳であり，今度は瀬戸内町の西古見です。奄美市から見れば，他の自治体のことということになりますけど，世界自然遺産登録を目前とした市長が掲げる観光立島というのは，当然奄美市だけではなし得ないものだと思います。龍郷町は当初，当時の町長が賛成を表明し，瀬戸内町も県にクルーズ船寄港地誘致に伴う支援要請を提出したと報道されました。その後，住民の強い反対運動で龍郷町は断念，そして現在瀬戸内町では反対の署名など運動が広がっております。クルーズ船寄港地を巡るこれらの動きについてどのように捉えられているのか，御見解をお願いを，お伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　クルーズ船観光につきましては，国の発表によりますと２０１６年の日本人クルーズ人口並びに日本へのクルーズ船の寄港回数，訪日クルーズ旅客数はすべて過去最高となっております。また，国内外のクルーズ需要は年々増加し，世界のクルーズ船観光は船舶の大型化と滞在型の寄港地観光の傾向にあります。本市においては平成６年のクルーズ船受入以降，これまで１４１寄港，約６万３，０００人を受け入れております。近年はサン・プリンセスやコスタ・ビクトリアなど７

万５，０００トンを超える大型の外国船クルーズも増えている傾向にあり，平成２６年度以降，外国船クルーズは１７回寄港，約１万６，０００人となっているところです。クルーズ船の受入につきましては，港の有する能力，観光バスやレンタカーなどの２次交通，観光施設，通訳案内士など受入態勢に見合うことが重要と考えております。今後は世界自然遺産登録を契機に，屋久島や沖縄との世界自然遺産ルートの構築と併せて，長浜地区観光船バースの機能強化など受入態勢の充実を図り，身の丈に合ったクルーズ船の寄港誘致に取り組んでまいりたいと考えております。他自治体の誘致問題に対する見解は控えさせていただきますが，議員御承知のとおり昨年８月に国が実施した大型クルーズ船の寄港地開発に関する調査においては，本市もその候補地として含まれております。本市としましては，大型クルーズ船の寄港を否定するものではありませんが，調査をもとに具体的な計画などが示された場合は開発を伴う大型クルーズ船寄港による効果や，自然環境及び景観などに与える影響など，地元住民の方々や関係する業界の皆様などと慎重に議論，検討することが重要と考えております。以上です。

１７番（﨑田信正君）　今，部長のほうから身の丈に合ったという言葉がありましたので，当然そうしてもらいたいと思います。ちょっと気になるのはね，今朝の新聞，地元新聞の瀬戸内町議会の報道ですよ。ここで，瀬戸内の町長さんは西古見集落だけでなく，瀬戸内町全体の問題。この問題については町の将来を考え，町民に説明し，県や国と協議しながら進めたいというふうに新聞報道あります。私，ちょっと気になるのはね，これ西古見と瀬戸内町だけじゃなくて，２０万トン級で５，０００人，６，０００人の人が一挙に来るということであれば，当然瀬戸内町だけじゃ納まらないんじゃないかなと。そのときには，世界自然遺産登録を目指している奄美全体の問題だという視点が，本当にこの新聞報道が正しいのか分かりませんけれども，そういう視点が抜けてるなということについては非常に危惧をしますけれども，群島のリーダーとして奄美市長もその辺はしっかりと見極めていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に，観光立島政策，進めるうえで採石場の問題でありますけども，沖縄の米軍避難港基地の建設で奄美からの岩ずりですか，持っていこうということになりますが，その量が生半可な量じゃない。５３０万立方メートルを調達するという計画だと言われます。これは，辺野古反対ということじゃなくて，それもある，私の場合はそれもありますけど，希少動物とか固有種の存在が世界自然遺産登録の決め手で，多くの観光客を迎えようとしたときに採石場というのはそこを取り崩す，壊していくわけですよね。今以上の採石場が稼働することになれば，自然破壊がどんどん進行するのではないかというふうに危惧をします。希少動物やそういったところの生息域を縮めていくことにもなりかねませんから，そういったことに対する御見解をお願いをしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　施政方針にもありましたとおり，本市においては「観光立島を目指した多様な産業連携によるまちづくり」を目指し，世界自然遺産登録を見据えた観光産業の活性化と地域産業全体への波及効果を高める取組を掲げているところです。議員御指摘の採石の件につきましては，採石法において岩石採取に伴う災害を防止することと併せて，岩石採取事業の健全な発展を図ることが謳われております。また，採取計画の認可基準については，「岩石の採取が他人に危害を及ぼし，公共の用に供する施設を損傷し，また農業，林業，若しくはその他の産業の利益を損じ，公共の福祉に反すると認めるときは許可をしてはならない」とされています。併せて，鹿児島県採石条例においてはその目的に「自然環境及び景観の保全に配慮」することを謳っており，採石場にかかる認可等については関係市町村の意見も踏まえ，適正，適切に対応されるものと考えております。以上です。

１７番（﨑田信正君）　そんなんで部長言われましてもね，住用市の状況がすべてを物語ってるわけじゃないですか。いくら言われても，あの状況があるんです。それが，あちこちに広がっていけば，観光立島としての政策はどうなっていくのかということで心配をしてるわけですから，その辺はきちんと捉え

ていただきたいというふうに思います。だから，急に，去年の１２月議会でも奄美の豊かな自然を守り生かす観光立島の島宣言などをしてですね，奄美の自然を儲けの対象にしない，自然破壊をしての儲けの対象にしないというのは島民の共通した願いとして，そして来る事業所についてもね，奄美の自然には手を付けないんだということをきちんと認識してもらいたいというふうに思いますので，こういった宣言も必要かと思いますので，御検討いただきたいというふうに思います。

もう時間ですので，次，最後の生活保護問題についてお伺いをいたします。生活保護は憲法２５条ですべて国民はということで，これは何回も言ってるとおりですけれども，奄美市は担当者の努力もあってですね，いろんな苦情は聞かれません。担当者の努力を非常に評価したいと思いますけども，制度そのものが改悪をされればいくら保護者に寄り添った対応したいと思ってもできないんですね。これは，介護保険と一緒です。そういったところで，まず最初に奄美市は保護率が高水準が続いてきました。一時は奄美では働きたくとも働くところがないという状況でありましたけれども，市長もこれはたびたび答弁をされて，求人倍率が大分改善をされました。奄美は追い風という言葉もあります。そこで，生活保護率がどのように推移をしているのか，まずこの数字を示していただきたい。その要因についてもお伺いをいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君）　奄美市の生活保護率について，１０年間の推移と見解についてお答えをいたします。１０年前の平成１９年度の保護率ですが，６２．１８パーミル，１，０００分の６２．１８ということでございます。その後，年々上昇し，４年前の平成２５年には７０．９５パーミルまで上昇いたしました。しかし，この平成２５年度を境に年々僅かではございますが下降傾向となり，平成２８年度には６７．５７パーミル，平成２９年１２月には６６．６３パーミルと平成２５年度と比較しまして４ポイント以上下回っております。保護率が下降し続けている要因といたしましては，その一つといたしましては世帯数と人口の減少に伴う生活保護率の減少，保護世帯の減少がございます。奄美市全体の世帯数，人口につきましては４年前の平成２５年度に比べ，２８２世帯，２，２７２名の減少となっております。また，先ほど言いました求職，就労支援の結果，働きによる収入の増加に伴う廃止も減少した要因の一つではないかと考えております。今後の保護率につきましては，近年の雇用環境の好転や昨年施行されました改正年金機能強化法による年金受給者増加の影響で横ばい，あるいは微減の傾向が続いていくものと推測されております。本市といたしましても今後とも生活保護制度の適正な実施に努めてまいりますとともに，日常生活の営みが困難な方には他法の適用も図りながら，適切な助言，指導をしてまいりたいと存じております。

議長（師玉敏代君）　以上で，日本共産党　﨑田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。（午前１０時３２分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

無所属，津畑　誠君の発言を許可いたします。

４番（津畑　誠君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。無所属の津畑　誠でございます。最終日，お疲れのところでしょうが，もうしばらくお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

まずは，１月２７日の大笠利地区の大火により被災された方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに，１日も早い復興をお祈りいたします。また，復旧作業で慌ただしい中の２月４日に開催されました奄美観光桜マラソンにおける大会ボランティアに御協力いただきまして，誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて，今月末で退職されます市職員の皆様，長年の御苦労，誠にお疲れ様でございました。誠心誠

意，市政に尽くしてこられたことに改めて敬意を表し，そして感謝を申し上げます。今後は一市民といたしまして，これまでの経験や知識を生かして地域から行政を支え，奄美市発展に向けて御協力いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

それでは，平成３０年度第１回定例会にあたり，一般質問をいたします。今回の質問は再度ふるさと納税制度を取り上げました。平成２７年度第４回定例会で取り上げてから，今回で７回目の質問になります。今日は多くの皆様が危惧しておりますふるさと納税制度の将来のあり方を総務省の野田総務大臣よりふるさと納税の更なる活用についての総務大臣所管の発出がございましたので，御案内申し上げます。ふるさと納税の更なる活用について。貴職におかれましては地域の活性化のために日々御尽力されていることに心より敬意を表します。さて，ふるさと納税制度は平成２０年度，税制改正により創設され１０年が経とうとしています。これまで，ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし，支え合う仕組みとして多くの皆様に活用され，その実績は昨年度は２，８００億円余りと着実に伸びてまいりました。また，近年多発する災害時における被災地への支援をはじめとして，自らの意思で寄附を行うことを通じて我が国における寄附文化の醸成にも貢献しております。我が国では人口減少が深刻化しており，各地方団体では人，物，国土，データ，技術等，あらゆる地域資源を最大限活用し，地域経済を再生していくことが求められております。こうした観点から，ふるさと納税は今後も地方団体の様々な政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度と考えております。総務大臣就任以来，様々な方からふるさと納税に関する御意見を頂戴し，またふるさと納税で得られた資金を活用した地域活性化施策に積極的に取り組む地方団体を訪問し，その取組や効果を現場で拝見してまいりました。その結果，今後ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し，ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域で更に有効に活用していただくためには，以下の２点が重要であると考えております。まず，ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫し，ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容，成果をできる限り明確にすることです。いくつかの地方団体ではいわゆるガバメントクラウドファンディングとして，例えば文化財の保護，修復や児童・生徒のための図書の購入，子どもたちへの食事の宅配など事業の趣旨や内容を分かりやすく示してふるさと納税を募集し，納税者の大きな共感を呼ぶ好事例が生まれています。また，子育て支援などの基金を条例で設置し，ふるさと納税を重点的に活用する取組も行われています。こうした取組はふるさと納税を行う方の裾野を拡大し，寄附文化を醸成するうえでも有効です。貴職におかれましてはふるさと納税の募集にあたって，各地域の課題や将来のまちづくりを見据え，より納税者の共感が得られるように使い道を工夫して明示するとともに，ふるさと納税を活用した事業の進捗状況や成果について，ふるさと納税を行った方にお知らせするような取組を進めていただきますよう，お願い申し上げます。同時に，ふるさと納税をした方と継続的な繋がりを持つことも重要です。いくつかの地方団体ではふるさと納税を行った方に政策への意見募集や行事の案内等を行うほか，ふるさと納税を行った方を招いて交流会を開催するなどの取組が実施されています。こうした取組はふるさと納税の裾野の拡大のみならず，町の交流人口の増加，ひいては将来の移住，定住にも繋がるものと考えております。貴職のおかれましては，ふるさと納税を行った方との関わりをこれまで以上に大切にすることで，ふるさと納税をきっかけとして交流の輪が拡大するような取組を進めていただきますよう，お願い申し上げます。私としましては，今後こうした取組が全国で広く行われるよう，地方団体の取組を支援してまいりたいと考えております。貴職におかれましても，将来にわたって制度を健全に発展させていくため，創意工夫に溢れた取組を一層進めていただきますよう，重ねてお願い申し上げます。平成２９年９月２６日，総務大臣野田聖子ということでございます。本当に心強いお言葉，大変嬉しく思っております。私も，２年ほど前にこのように話しております。ふるさと納税制度は第１に奄美市の自主財源の確保，第２に地域産業の活性化による雇用の創出。この二つの効果をもたらす奄美市活性化の切り札になる制度であると考えております。また，奄美市が貴重な寄附金で奄美独自の個性あるまちづくりや奄美市の課題を解決することで，寄附をした方々にとっても意義ある寄附となり，奄美市と寄附をした方々等を結ぶ新たな関係を築くチャンスでもあります。ふるさと納税は税外収入とし

ての自主財源の増加，お礼品の提供で地域産業の活性化による雇用の場の創出，生産年齢人口の増加，更に市税等の自主財源の増収をもたらす奄美市活性化の起爆剤になり得るものと思いますと言っております。これからも当時の考えにぶれることなく，当局に対して真摯に提言していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは，質問に入らせていただきます。（１）の奄美市ふるさと納税推進事業の実施状況について，お伺いいたします。まずは，平成２９年度の直近の実績，また今年度の検証をお伺いいたします。

次の質問からは発言席にてさせていただきます。以上です。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，津畑議員にお答えさせていただきます。なお，前段の部分は私が答弁させていただき，後段の分について担当部長に答弁を委ねますので御理解いただきたいと思います。

まず，平成３０年２月末現在の奄美市ふるさと納税の実績を申し上げますと，寄附件数が５，１３８件，寄附額が４億１，４５３万円であります。内訳はＪＴＢふるぽ経由の寄附が件数３，８０３件，寄附額が３億９，１２９万円です。昨年１０月より業務提携しております楽天経由の寄附が件数１，３３５件，寄附額が２，３３４万円であります。昨年度末の実績と比べまして，まだ年度の途中ではございますが，件数で１．７倍，寄付金額で４．５倍の伸びとなっております。増加要因は一昨年度より業務提携を結んでおりますＪＴＢふるぽでの奄美市の知名度が上がってきていることと，昨年１０月より業務提携を結んでおります楽天も加わったことで寄附者の方により目に届くようになったことが要因ではないかと考えているところでございます。以上であります。

４番（津畑　誠君）　はい，ありがとうございます。寄附件数で１．７倍，寄附金額で４．５倍ということですね。本当によく頑張っていただきたと思います。ありがとうございます。その下の検証の件ですけど，もっと詳しくよろしいでしょうか。伸びた要因を，今市長のほうからありましたけど，ほかに何かありましたらお願いします。

総務部参事（髙　一也君）　おはようございます。私のほうから御質問にお答えします。伸びた要因ということでございますが，先ほど市長のほうもございましたＪＴＢふるぽとは一昨年，２８年の７月から提携をいたしまして，約もう１年を過ぎ，そしてＪＴＢのほうでですね，サイトのほうに力を入れていただいて，トップページでこう奄美市が出るような。それとまた，あと昨年１１月ですけども，ふるさと納税の動画，ＰＲ動画も作成をいたしまして，それらがですね，寄附者の目に留まった要因ではないかと。そしてまた，昨年１０月から２社目の楽天も契約をして，まだ始まって４か月ちょっとでございますが，そういったことがですね，今回の大きな伸びになったんじゃないかと検証をしているところでございます。以上です。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。

次に，平成２９年度の奄美出身者の寄附件数及び金額をお伺いいたします。

総務部参事（髙　一也君）　奄美市出身者ということでのですね，集計はちょっと困難でございますが，奄美出身者からの寄附件数につきましては，件数が約４００件，金額が約２，１８０万円という状況でございます。

４番（津畑　誠君）　４００件の２，１８０万円。これは，前年度に比較して伸びたんですか，お願いします。

総務部参事（髙　一也君）　はい，件数，金額とも伸びております。

４番（津畑　誠君）　ちなみにどれぐらいの伸びか，教えていただければ助かります。

総務部参事（髙　一也）　伸び率はですね，ちょっと今のところ資料がございませんが，確実に増えているのは間違いございません。以上です。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。

次に，寄附金総額，先ほど４億１，４５３万円とございましたが，歳出を具体的にお示しいただきたいんですが，まず初めに委託事業者に支払う金額，次に委託事業者を経由してすべての参加返礼事業者に支払われる金額，また地元奄美市内の地元参加返礼事業者に支払われる金額，この四つをお示しください。

総務部参事（髙　一也君）　まずですね，委託事業者に支払う金額でございますが，予算ベースでＪＴＢへは２億２，９１０万円ですが，このうちですね，全体の寄付額の約１９パーセント程度，７，４１０万円がＪＴＢの委託料と見込まれます。楽天へは，こちらは９パーセントの契約でございますので，２７０万円の委託料を見込んでおります。

次に，すべての参加事業者に支払われる金額についてですが，報償費が１，１２５万円です。これは，楽天に参加している謝礼品業者へ市から直接ですね，支出予定の金額でございます。あと，ＪＴＢに参加している事業者につきましては，ＪＴＢから支払われる金額は寄附額の約４０パーセント程度，約１億５，５００万円と推定されております。市内，地元業者に支払われる金額についてですが，先ほどからですね，推定，まだ年度途中ということで推定額で御説明しておりますが，ＪＴＢより個々の事業者への支払額の情報が現在ございませんので，金額の把握については行っていない状況でございますので，御理解をお願いいたします。

４番（津畑　誠君）　直近でいいんですが，そこら辺が分からないんですかね。地元に支払われてる金額は分かりませんか。

総務部参事（髙　一也君）　先ほど述べましたけど，ＪＴＢのほうからですね，詳細な事業所の金額，業種別とか情報がございませんので，ちょっと現在のところは行っていないという状況でございます。

４番（津畑　誠君）　分かりました。実はですね，本当に大きな伸びでですね，今後私個人的な見解としてはもっともっと伸びていくだろうと。そうした中で，もう何度も私，お話しておりますが，手数料が高いと，そういった中ですね，楽天が昨年の１０月から導入されたわけですけど，そうした中で，この私が今地元に返礼従事者に支払われる金額を聞いたのは，課長，部長等はなぜかって趣旨が御存知でしょうけど，以前からお話したようにですね，４億１，４５３万円ですかね，今現在で，その１円でも多くを地元の方々に，この善意の寄附のお金をですね，落としていただければ，本当に地元に対してはすごい貢献度があるのかなといったところで言ってるところでございますが，まずもって，このですね，皆様御存知のようにＪＴＢの事務委託料１９パーセント，楽天９パーセントということですが，ちなみに約２割と換算したときに，約４億円でしたら８，０００万円がＪＴＢに支払われるわけなんですけど，ちなみに楽天のシステムをそのままＪＴＢで使用したときの手数料の減が，減額が考えられますけど，実際楽天が９パーセント，ＪＴＢ１９パー，この以前いただきました奄美市ふるさと納税寄附金業務に関わる委託契約の中にＪＴＢとの契約が２種類あるんですね。一つがフル。今，してる契約は１９

パーセント。もう一つが基本契約っていうのがありまして，これが９パーセント，１０パーセントですね，９パー少ないんですね，９パー。フルと基本があるんですよ。フルと基本。この前ちょっとお話，説明しましたけど，そうするとこの基本の契約っていうのが，今の楽天の契約とほぼ一緒になると思われますけど，どうですか。課長，これは気にはなりませんでした。ちなみにですね，もうちょっと説明しますと，この９パーセントの業務内容がですね，ここに書かれてますけど，その９パーセント，４億円に対して９パー，３，６００万円に対しての業務の内容ですね，これが寄附申し込みの受付，寄附金の収納，受付受領証明書の作成，送付。ワンストップ特例対応。ＰＲ物の作成，送付。申し込みの管理。レポートの提出。これが３，６００万円の業務なんです。高い，安いは件数にすればですね，１件当たり２万近くになってくると思います。これを，今楽天の仕事を，今職員の方々が頑張ってやってらっしゃると思うんですよ。ＪＴＢでもこれできますので，私はそれを是非提案したいなと思いましてですけど。今後，更にまた伸びていくと思っておりますので，その分の３，６００万円の皆様からの善意の寄附金を地元の事業者，あるいは地元でまた雇用を創出してさせたらどうかなと思っております。いかがですか，ちょっと御意見を。

総務部参事（髙　一也君）　ただいま，ＪＴＢの手数料でございますが，１９パーセントということでございます。この内訳はですね，１０パーセントが媒介手数料，これはホームページの作成ですね，あと寄附金の管理システム，ネットからの申し込み，あとＷｅｂでのトップでのプロモーションですね。あと，もう一つ９パーセントというのが事務手数料です。これが，受付，クレジット以外ですが，あと受領証明書の作成，ワンストップの特例と。あとまた，寄附者からの苦情等のコールセンターと，こういうふう，かけて１９パーセントの手数料を取ってるところでございます。２８年度当初にですね，導入の際にいろいろと他社のとかですね，比較をした結果，フルカバーのこの１９パーセントのほうが，当然職員の負担も減りますし，インターネット上で既にＪＴＢがやってましたから，やっぱりそこに載せることでよく，より寄附者の目が留まるということで，この１９パーセントのフルカバーを採用したという経緯がございます。まだ，実際，昨年は１年，約一昨年の７月からですから，９か月。今年もやがて１年となります。確実に寄附者のほうに目が留まってですね，寄付金額も先ほど申しましたが４．５倍ほど増えてるということでございます。この１９パーセントというのが高いかどうかっていうのは，ちょっとまだですね，あとこう継続しながらの中で，またこちらのほうで検討させていただきたいと思います。以上です。

４番（津畑　誠君）　参事が言われてることはよく私も分かっておるつもりです。ただ，金額が３，６００万円。３，６００万円があれば，もっといろんなところで，地元で仕事が創出でき，雇用が創出できると。そういった意味では地元で頑張っていただきたいなと思いながらですね。実際，その作業を楽天では，楽天のポータルサイトを通してやってるんですね。私，いろいろと調べましたけど，同じような業務だと思います。もう一つ足りないのが，ソフトですね。ソフト。ソフトをあと開発して，今楽天さんからソフトを使わせて，あとは職員の皆さまが通常の受付の業務をされておりますけど，そのソフトのほうも聞いてきました，どれぐらいかかるのか。どれぐらい必要かっていうことを。それと，相殺してもですね，十分にやっていける数字です。半分以上残りますよ。朝山市長の群島のリーダー，経営者って言ってますんで，経営者であればそこら辺の善意の寄附金を１円でも多く地元に還元して，地元を活性化するべきじゃないかと私思っておりますけど，これを私が，本当にこう口酸っぱく言うのはですね，今後更に伸びていくと思ってますので，今からまたそのお話しますけど，そういったメニュー構成ができるんじゃないかと思ったところでございまして，是非ともこの９パーセント，もう１９パーセントとは言いません。いきなり１９パーセントを思いっきり５パーまで下げてくれとは言いません。１９パーセントの中のですね，その事務手数料の９パーセント分をですね，是非奄美市の職員が地元業者に委託してやるのか，そうしていただければまた大きな効果が出るんじゃないかと思っております。どう

です，どうですか，一言。何か。

総務部参事（髙　一也君）　ＪＴＢと先ほど来，１９パーセントの手数料ということでございますが，まずはですね，まだ始まって２年前後ぐらいだと思うものですから，まずはしっかりとこの寄附額をですね，伸ばせるようにですね，取り組んでいきたいと。その中で，この１９パーセントの手数料についてはですね，可能性があればですね，事業者と協議等を含めてどのようになるかちょっと現在分かりませんが，少しでも下げる方向でですね，あれば，そこはまた取り組んでいきたいと思っております。

４番（津畑　誠君）　前向きにお願いいたしたいと思います。先ほどのソフトの件もですね，実は私びっくりしたのはですね，私も思い付いて，ちょっとある方に聞いたらですね，もう既に来てますと，奄美市から。そういうお話ありましたので，金額は聞いてません，ありました。できるんです，分かってるんです。できることは，僕は是非汗をかいてやっていただきたいと思ってますんで，よろしくお願いいたします。

それでは，次の返礼品のカテゴリーごとの上位の５位の件数及び総額をお願いいたしたいと思います。

総務部参事（髙　一也君）　それではですね，奄美市の返礼のカテゴリーの上位５社の件数という，金額ということでございますが，返礼品を大きく五つのカテゴリーに分けて，各上位５社の合計数及び合計寄付金額を申し上げますと，件数の高いほうから申し上げますと，まず野菜・果物類が１，６００件，９８０万円。次に，体験ツアー，イベントなどが１，５００件，３億１７０万円。次に，黒糖焼酎類は８００件で１，５９０万円。大島紬を含めます工芸品類は２００件の，すいません，１，００９万円で，残り，その他が８００件，８７０万円となっております。今年度は昨年度と比べ，全体的に件数，寄附金額ともに増加しておりますが，特に体験ツアー，イベントなどのカテゴリーで著しい増加があったものと考えております。

４番（津畑　誠君）　１位が果物の，２位が体験ですか，１，５００。先日の総務委員会のほうで聞いたときには旅行がトップで１，３２９件と。次に，件数ですね。金額も，金額の上位も果物ですか。金額で上位，今後教えていただいてよろしいですか。

総務部参事（髙　一也君）　先ほど述べましたのは件数ごとの上位でございましたので，先ほどと同じ答弁なりますけども，金額でいきますと体験ツアー，イベントなどが３億１７０万円ということと，次に黒糖焼酎類ですね，これが１，５９０万円。次に，大島紬を含めます工芸品類が１，０９０万円。そして，次に野菜，果物類がですね，９８０万円という金額別になるとそういう順になります。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。１位が３億５７０万円，３億５７０万円ですかね，旅行商品。２位が酒類，果実類ですね。そうした中で，１位の３億５７０万円，地元の旅行商品ということですから，いろんな今商品出ておりますが，議員の皆様，見て分かるかと思いますが，ほとんどが地元の旅行業者，ないんですね，少ないんですね。メニュー，商品の中に地元が少ないと。そこまでは聞きませんけど，ほとんどが何ですかね，旅ゲーターとかナビゲーターか分かりませんけど，私調べたらＪＴＢのグループ会社なんですね。ある意味，３億５７０万円でしたかね，もしそこでありましたら，総務部長笑ってますけど，笑ってますけど，私が言いたいことが分かりますか，何か。ということは，ＪＴＢが受けてて，委託して，ＪＴＢのグループ会社からまたその手数料持っていくと。僕はそれはいかがなものかなと思いながら，金額はまた大きく，またこの商品がどんどんまた今後伸びていくんですね，傾向から行くと。そうしたときには，やはりこれはしっかり交渉して，やはりいい形で，いい形で，Ｗ

ｉｎＷｉｎか分かりませんけど，いい形で今後とも進めていっていただけたらと思っております。是非とも，またゆっくり説明しに行きますけど，このあとにもまたありますんで，ちょっとそこでまた説明させていただきますけど，取り敢えずそこら辺を念頭において，また次の質問に移っていきます。

次に，ふるさと納税等の活用事業の成果についてお示しください。

総務部参事（髙　一也君）　それでは，ふるさと納税活用事業についてでございますが，今年度は１１事業，予算ベースで４，１５４万６，０００円のふるさと納税活用事業費として計上をしております。現在，八つの担当課において事業は，まだ年度途中でございますので実施中でございますが，執行率は約９０パーセントとなっております。その実際，もう終了，実施済みの一例を紹介させていただきますと，あやまる岬公園遊具整備事業がございます。これは，公園内の老朽化した遊具ですね，ファンシーサイクル，自転車ですが，これの更新にかかったものであります。かかったものでございます。この事業により，あやまる公園の利用者増に繋がっているという報告もございます。また，今後ともですね，各事業の実績報告を受けまして，市のホームページや広報紙等での紹介，寄附者へのお礼の中でのＰＲをしていきたいと考えているところでございます。

４番（津畑　誠君）　４，１５４万６，０００円の執行率が９０パーセントということでよく理解できましたが，あやまる岬の遊具等に充当されてると。仮に，先進地の長崎県の平戸でしたら，その充当したものをふるさと納税を活用した事業，例えばバスであればふるさと納税のラッピングしていくと，そういった形で皆さんに分かるようにＰＲされておりますが，仮にこのあやまる岬の遊具にそう，そういったものが見て分かる部分が何かあるんですか。皆さんが見て，使って，遊んでみて。あるいは，入り口に何か提示するとか。私が言いたいのはですね，取り敢えずそれがあるのかないのか，ちょっと教えてください。

総務部参事（髙　一也君）　現在の確認はちょっとしてませんが，事業が終了したときにですね，形として残るものですね，先ほど議員がおっしゃいましたバスとか，そういう残るものについてはふるさと納税活用事業というラベルというか，文字を入れて，市民の皆様に分かるような形でですね，活用してますよという分かる形で提示をしていくことにしております。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。是非とも，せっかくの大事な寄附金ですので，何らかの形で，どんどんその成果と言いますか，ＰＲと言うか，していただければと思います。

次に，今回八つの事業に寄附の使途が指定されておりますが，奄美市の八つの事業ですね。一つ，市民協働のまちづくり及び地域振興に関する事業。二つ目が地域文化の保全，保存，継承に関する事業。三つ目が観光の振興に関する事業。四つ目が世界自然遺産に関する事業。五つ目が子育て支援，高齢者福祉に関する事業。六つ目が教育の振興，人材育成に関する事業。七つ目が移住，定住の促進及び交流人口の増加を推進する事業。八つ目にその他，市長が必要と認める事業と八つありますが，この八つの中のどの事業に寄附金が集まったのか，ちょっと教えて，分かれば教えてください。

総務部参事（髙　一也君）　それでは，直近の資料でございますが，実際寄附者からいただいたアンケートとか中でですね，実施してもらいたい事業を寄付金額の割合でちょっと説明させていただきますと，世界自然遺産に関する事業が１９パーセント。子育て支援，高齢者福祉に関する事業が１８パーセント。観光の振興に関する事業が１５パーセント。市民協働のまちづくり及び地域振興に関する事業が８パーセント。教育の振興，人材育成に関する事業が８パーセント。地域文化の保存，継承に関する事業が７パーセント。移住，定住の促進及び交流人口の増加を推進する事業は２パーセント。その他ということで，あと２３パーセントという状況でございます。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。世界自然遺産に関する事業，子育て支援，高齢者福祉に関する事業等が一番皆様方が望んでる事業ってことでございますね。分かりました。是非とも，そういった事業に，また目に見える形で充当していただければ，寄附された方々もまた喜んでいただき，更なる寄附が見込めるのかと思っております。そこら辺の広報のほう，よろしくお願いいたします。

次に，ほかの自治体の取組状況についてお伺いいたします。大崎町，志布志町，前年度１・２位ですけど，県内の。２９年度の直近の実績が分かれば教えていただけますか。

総務部参事（髙　一也君）　昨年，１２月末のですね，県下の状況ですが，上位３自治体ですが，件数及び金額等の順で申し上げますと，まず１位が志布志市，寄附件数が１３万８，３１６件，金額にして２７億５，５１８万２，０００円です。２位が大崎町で寄附件数が４万３，１６３件，金額が１６億４，４７１万円。３位が鹿屋市で件数が６万７，９２３件，金額が１３億７，０４８万７，０００円です。３市町村もですね，主に黒毛和牛と鰻が主力の返礼品となっている状況でございます。

４番（津畑　誠君）　昨年同様ですね，志布志と大崎逆転してますが，やはり昨年と引き続いて大きな寄附をいただいているということですね。今，大隅地方が確かにこう寄附は伸びてますけど，先ほどから，全般から参事のほうが向こうは３種の神器，肉，米，酒があると。特に肉が出てるんだと言っておりましたけど，実際徳之島もですね，昨年度から肉を販売してますね，御存知ですよね。奄美の仔牛を肥育して内地に持っていくやつを，逆仕入れっていうんですかね，をして，徳之島生まれの牛ということで出してますけど，そこら辺はアイディア次第ではまたまたいろんなことができるのかなと思っているところです。３種の神器にこだわらず，奄美はそれ以外，すばらしいものがありますので，またこのあと説明しますけど，次に（２）の平成３０年度に向けたふるさと納税の推進事業について，来年度の目標と取組を教えていただけますか。

総務部参事（髙　一也君）　来年度の目標，取組についてでございますが，平成３０年度のふるさと納税寄附額に，納税寄附金額についてでございますが，寄附額は２億円を見込んでおります。２億円の内訳としましてはＪＴＢふるぽが１億７，０００万円，楽天は３，０００万円を想定しております。また，取組につきましてはですね，ふるさと納税ＰＲ動画を昨年の１１月に作成し，現在ふるさとチョイス，ふるぽ，ユーチューブ等で発信しております。更には奄美空港出発ロビーにて随時放映しているほか，ＳＮＳを通して拡散中でございます。併せて，ＰＲ動画用ポスターを作成して，奄美市１００人応援団や郷友会の皆さんの経営する店舗への掲示をお願いしておるところです。関連しますが，このＰＲ動画は今年度の県の広報コンクール映像部門で特選に入選しまして，現在全国のコンクールに県代表として，今申請を行っているところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。本当に大きく，今目標金額２億円って言われましたけど，一昨年は９，０００万円から伸びて４億２，０００万と，４．６倍ですか，伸びてますが，ちょっともっと目標は大きく持っても僕はいいのかなと思いながら聞いておりましたけど。あと，広報のほうはふるさと納税ＣＭ，私も面白くてもう１０回以上見ました。すごいいいなと思ったところでございます。いろんな形で広報されていて，本当に頑張ってるなってことが本当に感じているところでございます。実はこのふるさと納税ＣＭも今の奴は都会の青年が奄美へ納税して，奄美から地場，特産品とかその伝統工芸を紹介するって形です。その逆バージョンでも面白いのかなと思ったところです。逆に，そこからＬＣＣで奄美に連れてきて，奄美を体験してもらうと。もし第２弾があるとすればですね，そういったものもあるのかなと思いながら私は取り敢えず提案しておきます，以上です。

次ですね，平成３０年度のふるさと納税と活用事業について，あれば教えてください。

総務部参事（髙　一也君）　平成３０年度のふるさと納税活用事業については，御案内のとおり２０事業で６，３８６万３，０００円を計上しております。主だった事業を御紹介いたしますと，教育分野の継続事業で教育のＩＴ化整備事業，１，３１１万円。これは，市内全小・中学校へ電子黒板とタブレットを整備する事業でございます。次に，子育て応援情報発信事業，２３０万円につきましては，昨年から引き続き継続，拡充をして取り組んでいる，取り組んでまいります。また，安全・安心分野の新規事業といたしまして，水上オートバイク購入事業，４２９万円を現在当初予算のほうで計上してるところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。是非とも有効に活用していただきたいと思います。

次に，参加型，体験型謝礼品の開発等があるのか，ちょっとお伺いいたします。

総務部参事（髙　一也君）　参加型，体験型の謝礼品としましては，現在金作原原生林の体験ツアー，ホエールウオッチング，奄美の森ナイトツアー，きょら海プール海藻パックプラン，ダイビング体験，ボート・シュノーケリング体験など，１２のメニューを揃えてるところでございます。市でも，本市でも体験型の謝礼品は経済波及効果が大きいものと考えておりますので，今後世界自然遺産登録も見据えて，今後はこういった体験型の謝礼品を増やすことにも取り組んでまいりたいと考えてるところでございます。

４番（津畑　誠君）　参事がおっしゃるとおりだと，私も思っております。このほかに，この時期であれば，２年前話してますけど，スギ花粉の飛散地体験セラピーとかですね，あと今ホエールウオッチング等も結構来てますんで，いろんなメニューはあると思うんです。そこで，大事なのは先ほどの，やはり地元の方が作り上げて地元の商品，地元の旅行会社と提携してやっていただければ，もっともっと地元の事業者にもそういった恩恵がありますので，是非とも地元の旅行会社と提携してそういったツアーを組んでいただいて，地元から発信していただきたいと思います。要望で終わっておきます。ちなみに，大崎町であれば鰻のかば焼き製造工程する見学ツアーとかですね，あとつい最近，鹿児島マラソン，３月４日ありましたけど，ふるさと納税者が抽選なしで出走できる枠を取っておりますね。ふるさと納税３万円以上された方には，無料で招待すると。そういったいろんな使い方，利用の仕方，され方がありますんで，是非とも皆様方の知恵を絞って頑張っていただきたいと思っております。

大きな３番目になりますが，ふるさと納税制度を活用した産業振興について。謝礼品事業者の販路開拓支援についてお伺いします。

総務部参事（髙　一也君）　返礼事業者の新商品開発，販路拡大の支援についてでございますが，今年度はですね，デジタル写真撮影の基本研修及び商品説明の研修会を開催したところでございます。また，昨年１０月に導入しました楽天の導入時期にはですね，システムの操作説明や講習会なども実施しております。それからあと，ふるさとチョイスの須永社長がですね，昨年来島しましたので，それを機会にふるさと納税の動向とか，あとクラウドファンディングなどについて，本島内の他自治体の関係者と研修会も行っております。また，先月にはＪＴＢのスタッフが２名来島されまして，主だった事業さんへですね，アドバイス等の協議を行い，新商品の開発や事業所との連携を図っているところでございます。また，現在でも新たに参加希望の事業者さんへは１件ごとに丁寧に説明をして，参入をいただいているところでございます。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。もう，１・２・３，今ほぼ同じような回答をいただきましたので，今またＪＴＢ西日本もですね，いろいろと大きな手数料払っていますんで，是非とも活用してい

ただきながら，どんどん新商品の開発，販路開拓ですね，また地場特産品の販路拡大，伝統工芸品の拡大とありますんで，是非，是非ともそこら辺を，特に今の地場特産品，伝統工芸に関してはですね，もうこのふるさと納税制度を活用しない手はないと思うんですね。以前，私提案しましたけど，何万円以上の寄附者には，ちょっとした小物でいいじゃないですか。焼酎であればミニボトルでもいいですし，紬のちょっとしたコースターでもいいですし，そういうのを無償であげると。ある意味，４割の財源残りますから，その中の幾らかでそれを買い取って，組合のほうから提供していくと。それ，かなり販促の用途すればですね，割安だと私は思っているところです。是非とも，いろいろと知恵を絞って頑張っていただきたいと思います。

あと，先ほどガバメントクラウドファンディング，ＧＣＦ，先ほども野田総務大臣のほうからありましたけど，これは本当に全国的に友好的に使われてる制度ですので，是非とも前回の１１月２日の須永代表の後援会には３名の団体の方来られてましたけど，１団体が今ちょっと取り組み始めて，プロジェクトがもうすぐ立ち上がるかもしれないと，そういったことで，今右往左往してるわけですけど，そこら辺もしっかり当局としっかり話ししてですね，できればいい制度でしたので，いいプロジェクトですから，今の時宜を得た世界自然遺産登録に対してのいい制度だと思ってますんで，是非とも実現させて，まずは成功事例として頑張っていただきたいと思っております。ちなみに，ＧＣＦ，ＧＣＦ，ガバメントクラウドファンディング，難しい言葉ですけど，総務部長，御存知でしたよね，分かりますよね。すいません。実は，その話をしたときに分からないよって，私と２人しか分からないよと，庁内でですね，言われる方がいたもんですから，こういったいい情報っていうのは皆さんで共有されてですね，本当にこう活用していただきたいなと思ったところで今お聞きしました，失礼しました。

あとですね，すいません，ちょっと時間が押してますけど，次の農業振興に移らせていただきますが，もう１問１答で端的に答えていただければ助かります。平成３０年度の施政方針において，市長のほうから農業，観光交流，情報と重点３分野がありますが，力を入れてやっていくということを言っております。ここずっと，数年ですね，農業政策も１７・８億円から変わっていかない。そうした中で，どういうまず考えで取り組んでいるのかという中から，まずは奄美市の耕作放棄地の推移と今後の再生課題の中で，耕作放棄地の再整備を推進し農業生産の向上を図りますとありますが，具体的に簡潔によろしいですか。

農政部長（山田春輝君）　今，議員がおっしゃったとおり，総合計画に挙げておりますので，まず耕作放棄地の解消に努めるということで，その方法としましては農地中間機構を通した農地集積の推進や国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用，更には鳥獣被害対策防止事業，対策事業によるイノシシ防柵の導入などを実施して，耕作放棄地の解消に努めてく予定です。よろしくお願いします。

４番（津畑　誠君）　続きまして，２番と３番，もう一緒に行きましょうね。平成２９年度の名瀬・笠利・住用の耕作放棄地の面積の推移と，２０年・２５年・２９年度ですね。あと，今後の再生利用は考えているか，具体的に協議されているか。どういった作物を何年度ぐらいまでに予定されておるかということをお聞きいたします。

農政部長（山田春輝君）　耕作放棄地の面積の推移ですが，議員のほうから２０年度，２５年度，それから２９年度ということですので，まず２０年度は市全体で５００ヘクタールでした。平成２５年度には１０３ヘクタール。これは調査内容が変更になった関係で大分減ってます。平成２８年度には高齢化の進展，後継者不足により２１１ヘクタールとなっており，若干２５年から増加している傾向であります。

作物等につきましては，議員御承知のとおり笠利でのサトウキビ，それからタンカン，スモモ，それから最近よく，津之輝等について推進していきたいと考えております。

４番（津畑　誠君）　耕作放棄地は増えてるってことですよね。ということは，農業従事者が減ってるということで理解してよろしいですか。

農政部長（山田春輝君）　従事者が減ってると，高齢者，高齢化等によって，結果的には従事者が減ってるってことになるんですが，離農してる人も多いということです。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。あと，作物のほうも津之輝以外は，今のところ予定はないということですが，私も２０年，平成２０年からずっと三反の畑で，芦花部のほうでですね，農業しておりまして，そのときに植えたのは島原のメリクル苗，アテモヤ，あとシマアザミ，あとモリンガ，あとシークワーサーですね。いろいろと植えてきましたけど，本当に難しいんですよね，確かに。ただ，素人でさえこうしてやろうという意欲がある中で，そこら辺は部長のほうからどんどん皆さんで話し合われてですね，新たなものにどんどん挑戦していただきたいと思っております。ちなみに，部長は農業されたことあるんですか。

農政部長（山田春輝君）　専門的にやったことはないんですけど，山裾の今里のほうで若干，親がタンカンを植えてます，はい。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。是非，農業もすごい健康的でいいと思いますんで，植物がすくすくと育っていく姿，子どもと重なってきますんで，是非老後じゃないですけど，定年後の楽しみで，まだ定年じゃないでしょうけど，定年でしたっけ。良ければどうぞ，お願いします。

あと，農業経営アドバイザーってございますけど，先日ですね，新聞のほうに出てました農業経営アドバイザー，すごい画期的なシステムかなと思ってですね，これ日本政策金融公庫，農林水産業事業がですね，出しておりますが，農業の特性を理解している税務，労務，マーケティングなどの専門家からアドバイスを受けるということですけど，やはり農業は儲からなきゃやらないんですよね。私も個人的に芦花部でいっぱいしてました，はい。やはり，儲ける農業ってのが，やはりここら辺が経営の全部，必要ですから，是非もうこういった方がもし活用できるのであれば活用していただきたいと。ただ，奄美からも初の誕生ってなってますんで，またこれに近い方がいらっしゃいましたらですね，そういった講習会でもいいですが，開いていただいて，皆さんでもっと農業を盛り上げていただきたいなと。もう，奄美，市長の重点３分野の一つですから，農業。生産額，頑張って３０億円ぐらい，部長，どうですか。１８億円じゃなくて，３０億円目標に。

農政部長（山田春輝君）　少しでも上げれるように努力したいと思います。よろしくお願いします。

４番（津畑　誠君）　是非とも頑張って，ちょっとでも多く生産額を上げていただきたいと思います。

あと，３番目に流通販売対策と輸送コスト支援事業なんですが，１・２・３，１番目，流通販売の戦略的な計画を構築し，新たな流通開拓に努め，販売拡大を図りますとあるが，具体的にどのような方法でいつごろまでに実現できそうかということと，２番目ですね，輸送経費の軽減を図るために計画的な出荷体制の確立に努めるとありますが，具体的に。あと，加工品の輸送コスト軽減の拡充は。あと可能性はいつぐらいまでにあればあったで，教えてください。

農政部長（山田春輝君）　最初の取組としましては，今現在農協が主体となりまして，タンカンを主体とした農作物において，新潟県での販売，東京におけるネット販売会社などへの販売，まず徐々にではありますが成果が表れているものと考えております。

それから，輸送，平成２６年度から始まった農産物輸送コスト支援事業を活用しまして，輸送経費の低減を図ることによって農作物の農協への一元化体制を推進していくことによって図られるものと考えております。

それから，加工品の件ですが，加工品については今回県による総合調査，奄美群島１２市町村によるビジョン改定のいずれにも地域の声としてその必要性が挙げられており，今後拡充に向けて奄美群島市町村長会や議会議長会が一体となった要望活動などにおいて，地元の声として要望しておりますので，御理解をよろしくお願いします。

４番（津畑　誠君）　はい，分かりました。是非とも頑張っていただきたいと思います。

あと，４番目の農産物加工施設の整備についてですが，先週ですね，朝戸の農業研究センター，あと見里のサン奄美ですね，あと笠利の営農改善，農業改善センター見てきました。見里の加工場は新たに造られたってことで，すごいいい衛生的な設備でしたけど，びっくりしたのは笠利ですね，笠利。笠利の施設，管理，植物管理の加工施設ですね，市長，見たことありますか。笠利の施設は，管理，加工所。もう，見るからに不衛生的で，天井も穴が開いてますし，床にはネズミ捕りの，最近見ないですね，あれが置いてました。課長には大変申し訳ないですけど，もうそういうのが目に付いて，あと。設備ももう老朽化して古い。そうした中で，この，やっぱり加工施設ですね。もう，そのまま販売してもいいんですが，大事な作物を，逆に付加価値を付けて売ることによって，農家は利益出ますんで，先日は話はちょっと飛んで申し訳ないんですが，タンカンの選果場，初めて見て，見に行きました。あのときに手数料が２２円と，加工済みにして２２円，そのままだとＡ，箱詰めして２２円ですね，しなくて１５円ということで，かなりの手数料を取られる。昨年は豊作でキロ１１円っていうのがありましたよね，市場では。そうした中で，あの手数料もですね，素人ながらに，時期に応じてもうちょっとこう下げられないかと思った，ＪＡさんに怒られますけど，思ったところもあります。ただ，生産農家がいかに，純利益ですよ，売って経費差し引いたら多分半分もないと思うんですよ，手取り，収入が。それじゃ，やれないと，うん，思いますんで，そこら辺も考えていただきながら，私も勉強していきますんで，また今後ともともに頑張っていけたらと思っております。大分，さっきの加工施設の件も，是非ともですね，笠利のほうも見ていただいて，ちょっときれいに，ちょっと設備をよくしていただければ，またそれなりに，鶏が先か卵が先かじゃないですけど，いい設備があれば，それなりのものがまた作ろうっていう意欲のある農家が出てくると思うんですよね。是非とも，そういった形で取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

すいません，まちづくりですけど，竹山議員も聞いておりますので，固定資産税は前回聞きましたんで，多分評価が下がっていると。平成５年は坪単価はものすごい，そのときと比較したらあれでしょうけど，ずっと下げてきて下げ止まってるのかなっていう部分があってですね，それがまた１６年度の土地区画整理事業決定後の１９・２０年度が用地取得された，その時期にいつぐらいまでに戻って，皆さんの貴重な固定資産税が歳入として入って来るのかなと思いながらお聞きしたかったんですが，２番は今のことで，もう削除いたしまして，まず１番の末広・港土地区画整理事業の駐車場の問題，私取り上げてますが，市街地に駐車場が必要か必要じゃないか，﨑田議員のほうが以前質問しておりますが，必要であるとすれば何台ぐらい配置できるかが分かれば教えていただけますか。

建設部長（本山末男君）　末広・港土地区画整理事業内の駐車場の設置につきましては，区画整理事業におきましては仮換地指定も既に終了していることから，市として新たに駐車場を設置することは難しいと考えております。御理解いただきたいと思います。

４番（津畑　誠君）　駐車場ですね。私がこう駐車場って言うのはですね，実は知り合いのお店がありまして，１０年前にできたお店なんですが，町の中は人の流れがあるから客は来るぞということで新たな

店舗を造ったらしいんですが，実はそうじゃなかったと。やはり，今は人，人の流れじゃなくて車の流れなんですね。そうした中で，やはり車社会ってことで駐車場は本当に重要なものじゃないかと私個人的に思っております。そうした中で，マリンタウンプロジェクトもありますんで，そこら辺とのまた兼ね合いも見ながらですね，回遊性を持った買い物客が，子どもが，お年寄りが楽しんでいただけるような商店街づくりができていけばと思っておりますけど，その駐車場ってことは，部長，駐車場だけちょっと頭に入れてですね，遠くから来る人はバス，バスももちろんそうですけど，車ですよ。車で来ると思いますんで，交流センターのほうも２０台でしたかね，ちょっと少なかったと思うんですが，やっぱり車社会ってことを，ちょっとニヤッと笑ってましたけど，部長，大事だと思ってますんで，是非，車，そこら辺も調べていただいて，利便性のいいまちづくりをつくっていただきたいと思います。

また，残りは次回，質問いたします。今日は本当にふるさと納税に語りすぎました。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　以上で，無所属　津畑　誠君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。

午後１時３０分，再開いたします。（午前１１時４６分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

自民新風会　安田壮平君の発言を許可いたします。

１３番（安田壮平君）　皆様，こんにちは。自民新風会の安田壮平です。今回の四日間にわたる一般質問。奥議員の節田訛りの鹿児島弁をはじめ，個性溢れる春の野山に負けず劣らず，色とりどりの一般質問でございます。私にとっては皆様，人生の先輩である個性豊かな同僚議員に囲まれて仕事をさせていただいておりますことに感謝をしつつ，まずは一言所見を申し上げます。

去る１月に発生した大笠利地区の大火につきまして，被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。昨日の橋口和仁議員の詳しいお話しを伺いまして，寒空のもと焼け出された方々の境遇や集落の方々の心情に思いをいたし，胸が痛みました。１日も早く落ち着いた生活が送れるようになりますよう，お祈りいたします。また，本市においてたびたび起こる火災につきましても，今回のように人的被害が出なかったことは不幸中の幸いではありますが，そもそも火災が起きないように，また起きたとしても被害が最小限に留められるように，早期発見，早期消火を旨としてすべての市民が関わって防火，防災への意識が高い地域づくりが進んでいくことを願って止みません。

さて，今月末で退職される市職員の皆様，長い間のお勤め，本当にお疲れ様でございました。そして，ありがとうございました。定年の節目に一息つかれたあとは，人生１００年時代とも言われる昨今です。これまでの経験を生かした活動に取り組まれるのもよし，新しいことにチャレンジされるのもよしと思います。そして，労働力不足が叫ばれておりますので，これからもともに奄美市を支えていきますよう，また議会や行政に対しましても今後とも御指導や御助言をお願いいたします。今後，議会で報告会やパブコメなどを行う際も御協力をお願いいたします。

それでは，一般質問に入ります。新年度奄振，次期奄振のリーディングプロジェクト推進枠について。昨日の伊東議員の質問から現時点では制度設計中であること，本市としての企画提案についても今はまだ説明できないことなど分かりました。私からは１点，本市が本事業に対して期待することは何かということについて伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部長（東　美佐夫君）　それじゃ，昨日伊東議員のほうで少し説明しましたので，期待する点ということでお答えをいたします。まず，平成２６年度に創設をされました奄振交付金制度そのものについても，地域の創意工夫や広域連携，あるいは官・民連携を実現するための制度でございました。これまでも，本市をはじめとする群島１２市町村においては地域に求められる事業の展開を図ってきたところでございます。今回，創設されたリーディングプロジェクト推進枠についてでございますが，国・県・市町村が協議をして施策テーマを決定していくプロセスの中で，群島全体において重点的に取り組むべき分野について，改めて認識を共有するということ。同じ課題を解決して，その発展させる，そのうち，同じ方向に向かうという点では，これは大きなメリットを期待できるということで考えてるところでございます。以上です。

１３番（安田壮平君）御答弁，ありがとうございます。まさにそのとおりなんだろうと思います。奄振っていうのは，これまでは主にインフラ整備とかですね，公共投資の面が中心であったと。それは，法律上，制度設計上，もう当然のことであったんですけれども，交付金ができまして，多大なる諸先輩方々の功績により交付金化になりまして，一般の市民の方々もですね，より身近に感じられるようになってきたと。生活者起点と言いますか，若しくは事業者の方々もこう柔軟に利用できるようになってきたというふうに思います。恩恵を身近に感じられるようになってきたというふうに思います。私自身は是非このリーディングプロジェクト推進枠について期待することはですね，やっぱり今部長が言ったことも方向性は一緒なんですけども，やはり本当にこう地域一丸となって，そしてまた行政も民間も議会もですね，一丸となって取り組んでいくチャンスじゃないかなというふうに思います。そういう意味では，必ずしもその奄美市の基本計画，実施計画に載ってない，その時代に即したですね，事業とか政策というものをここにこう盛り込んでいけるんじゃないかなと，いってほしいなというふうに思います。今，県主催で奄美未来会議というようなですね，若者が自分の夢とか理想とか，それを述べて，それは必ずしも個人的なものじゃなくて，公に関するものも含まれていますが，そういったことにみんなで賛同して応援していこうというような取組も高まっていますので，是非その民間，民間の声を募る場，このリーディングプロジェクトに関してですね，民間の声を募る場を設けて，知恵とアイディアを集めていただきたいなというふうに思います。その点については御認識というか，御見解はいかがでしょうか。

総務部長（東　美佐夫君）　総合戦略，成長ビジョンですね，をつくる際には民間の皆さん，そして若い皆さん集まっていただいて，意見を吸い上げてですね，それをビジョンのほうに反映しております。今回のほうも，計画そのものはちょっと違いますが，総合戦略で我々三つのテーマを掲げておりますので，その総合戦略の策定する際も若い方々の意見を吸い上げておりますので，そういうことでは今後も事業の中には一般の方々の意見が反映できる事業展開になるというふうに考えております。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，本当にその点，期待をさせていただきたいと思います。ですね。このリーディングプロジェクトというのは，必ずしもその奄美群島の，郡都として奄美市があるというのはもちろんなんですが，奄美群島を引っ張るというだけではなくて，やはり全国離島，地方のですね，をリードする，そういうプロジェクト，そういう進め方がですね，国としても期待されてるんじゃないかなというふうに思いますので，是非そのような取組をお願いしたいと。また，時代はどんどん変わってきている。新しいドローンであったり，ＡＩであったり，ＩＯＴであったり，そういったものはですね，日進月歩で変わってきていますので，そういうものにもこう奄美市として取り組んでいけるようなですね，そういうところを期待をさせていただきたいと思います。

次，加工品を含めた輸送コスト支援ということですが，これ先日，我々議会研修会でですね，鹿児島

県離島振興課の課長補佐がお話いただきました。その中で，まだこの時点では奄美群島振興開発総合調査報告書原案の段階ではあったんですけども，今度の課題として輸送コストの軽減が盛り込まれ，また振興開発の基本方針及び主な施策として加工品も含めた輸送コスト支援の検討という文言が盛り込まれました。全国的に輸送費，物流費が高騰しつつある中，地元企業にとって大きな支援策になると期待をされます。我々議会でもですね，たびたびこのことは話題にあがってきておりますが，この支援制度を実現させていくために，示されているスケジュールの中で地元行政，企業，議会として何をすることが必要なのか，必要性，十分性なども考慮して見解のお示しをお願いします。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，お答えいたします。今般，鹿児島県から示されている，今議員が御紹介いただきましたが，総合調査の原案の中にですね，加工品を含めた輸送コスト支援の検討ということで踏み込んだ制度提案が盛り込まれたところです。また，先の奄美群島市町村長会で決定いたしました成長戦略ビジョンの改定版ですが，こちらのほうにも奄美群島の農林水産業の６次産業化を推進するために，原材料に奄美群島農林水産物を使用した加工品の群島外出荷における割高な輸送コストに，輸送コスト相当分に対する支援創設というのを盛り込んでいるところでございます。県における総合調査，奄美群島市町村によるビジョンの改定，それぞれ地域の声を聞いて取りまとめていく中で，双方ともに加工品を含めた輸送コスト支援制度の必要性を明確にするという形になりました。このことからも，御質問の支援制度の創設は多くの方々が期待してる制度だというふうに考えております。これは地域の皆さんにとって大きな支援策になるものというふうに考えているところでございます。今回の県による総合調査，群島１２市町村によるビジョンの改定に基づき，加工品を含めた輸送コストの支援の拡充を求めることについては，今後は群島の市町村長会，あるいは議会の議長会が一体となって要望活動などにおいて地元の声としてその必要性を強く訴えていくべきものというふうに考えているところです。また，行政としては要望活動と同時に事業実現に向けた制度設計についての詳細な検討を県や広域とですね，連携して進めていくことも肝要と思う次第でございます。こういった行政が主体となる取組に加えて，制度実現に向けた大きな後押しとして議会や民間の皆さんがそれぞれの立場で事業の必要性などの発信に取り組んでいただくなどの協力が不可欠であるというふうに考えております。議会におかれましても，今後ともその点で御指導，御協力をいただければというふうに考えておりますので，なにとぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

１３番（安田壮平君）　是非とも，我々議会，そしてまた民間の事業者の方々もですね，一緒に連携して取り組んでいければと思います。先にも述べましたが，この奄振というのがですね，本当に我々にとっての奄振なんだと，我々一人ひとりにとっての奄振なんだと，これをフルに活用させていただきたいというところでですね，そういう地域一丸となった取組に繋がっていけばと思います。この加工品と言いましても，主に６次産業，要は食品加工がメインだと思うんですが，いろいろな線引きもまた難しい課題になってくるかと思います。その中でも，とりわけ奄美の特産品である黒糖焼酎，これについてはこれまでも一般質問でも取り上げましたが，なかなかその行政からの支援策というものが手薄だったと思っています。今，そのピーク時に比べてもですね，出荷量が減って７割程度になっている。そしてまた，この春にはですね，その，この輸送，輸送費，物流費，こういった個別宅配のですね，輸送費が値上がりをしてくるというようなところで戦々恐々としている事業者もあると伺っています。我々も，議会としても以前酒造組合の方々と意見交換をさせていただいて，この輸送費支援に関するですね，要望書，議会としてもいただきましたし，また行政のほうにも提出をされたと思います。是非，焼酎も含めて様々な食品，加工品，食料加工品，そういったものはですね，この支援の対象となるようにお互いに知恵を絞って協力していけたらと思いますので，引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは，続いて２番，安全保障，ミサイル避難訓練について伺います。実施の予定，または準備状況はいかがかということですが，昨年の第２回定例会において，議会としても要望を本市に出しまし

た。今年１月には徳之島町で全国離島及び本県初の国との共同訓練が行われました。不測とも言える東アジア情勢を考慮して，南北朝鮮のですね，首脳会談なども言われていますが，やはりいついかなることが起こるとも限らない。注視していかなければならない，そういった情勢を考慮して万が一に備えるためにも，本市国民保護計画における避難実施要綱パターン等に沿った避難訓練を実施してほしいのですが，準備状況などはいかがか，お示し願います。

市長（朝山　毅君）　それでは，安田議員にお答えさせていただきます。議員がおっしゃる弾道ミサイル攻撃を想定した住民訓練については，昨今の緊迫した国際情勢を受け，全国各地で実施されているようでございます。国が関与した訓練は全国で２６か所，鹿児島県においては議員が今お話になりましたとおり，１月に徳之島町において全国の離島で初めて，県下でも初めての住民避難訓練が国・県・徳之島町合同によって実施されております。その際，本市の担当者も視察を行っております。マスコミ等の報道にもございましたが，徳之島町においても地域を限定して亀津地区のようでありますが，して実施されておりまして，訓練に要する時間が約１５分程度と，短時間のようでございます。本市における訓練実施に向け，その手法や時期などについて，今検討を進めているところでございますので，今しばらく時間をいただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

１３番（安田壮平君）　市長から御答弁いただき，ありがとうございます。検討中ということですので，是非新年度などですね，例えばその年に１度の防災訓練，避難訓練などと併せてですね，やっていただくことも一案かと思います。是非，御検討をお願いしたいと思います。実際に，確かにその短時間で終わる訓練なんでしょうけど，やってみて，こういうことかということが分かると思いますし，またやってみないと分からないこともですね，出てくるかと思います。地域を限定，対象の方々を限定でも結構だと思いますので，それがまた広報されればですね，またいろいろな方々にも伝わっていきますので，やっていただきたいと，是非思います。特に，私自身気になっているのが，国から市町村，市町村からその住民へのその情報伝達の経路というか，その過程においてこう放送が聞き取りにくいとかですね，機器の不具合というか，そういうきちんと正常に作動するかとかですね，やっぱりそういうところも気になるところですし，また屋内避難行動の取り方とか，あるいはまた一般の自然災害との違い，地震とか津波とか台風とかとの違いなどですね，やっぱりやってみて分かることも多々あろうかと思いますので，是非，まず一度はやってみるということでですね，お願いしたいと思います。

続いて，（２）外国資本による土地買収についてということで，与議員の一般質問の中でも少し触れられていましたが，今奄美大島においてですね，これは僕はてっきり北海道とか，あるいは長崎の対馬とかああいう遠いところの問題かと思っていたんですけれども，実はこの，この島においても外国資本による土地買収が一部メディアで報道をされています。現行法上は対応が難しいと思いますが，国・県・市による実態把握の状況はいかがか。また，対応に向けた政府，国会，各政党内における立法に向けた状況，また本市としてもその必要性の認識についてお示し願います。

総務部長（東　美佐夫君）　それでは，お答えいたします。本市のほうで外国資本における土地買収にかかる調査は実施はしておりませんが，国のほうにおいて，これ林野庁のほうがということでございますが，平成２８年の１月から１２月までの期間における森林買収について調査を実施しております。その際に，鹿児島県における森林買収はないようでございます。なお，平成２９年度からの１月から１２月までの期間について，平成３０年の４月ごろに公表をするような見込みというふうに伺っています。なお，奄美駐屯地の隣接地場については，買収の事例はないということでございます。また，御指摘の立法に向けた状況でございますが，報道されてる以上のことは存じておりませんが，自民党の，自民党において特命委員会を組織しているというふうに伺っております。外資による土地購入規制も，規制を視野に入れた協議を進めてるというふうに伺っております。その際に，防衛施設周辺の土地調査を可能と

する法案というふうに伺っていますが，早期国会を，国会提出を目指しているというような状況でございます。いずれにいたしましても，今回の駐屯地を抱える自治体では大事な案件でございますので，今後も情報収集を図りながら国・県と連携を密にしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

１３番（安田壮平君）　ありがとうございます。確かに，国会のほうでも数年前からこのテーマ，取り扱われているようでして，ただなかなか実際の立法には至っていないと，この調査をする権限を持てるようにする，自治体などで持てるようにするという立法でさえ，なかなか進んでないということでありましたが，是非意識を持って我々議会も一緒にですね，この情報収集，そしてまた場合によっては要望活動などしていければというふうに思っています。実際，インターネットのニュースなどでもですね，奄美大島でそういう事例があると。また，その外国資本，あるいは外国人，その何て言うんですかね，名義のあり方とか，その辺ももしかしたらこう表には出てないだけで，実際，実態はですね，そうであったっていうようなこともですね，あるのかもしれません。なかなか，判断が難しいところではありますし，そしてまたこういう規制がですね，そのＷＴＯ，世界貿易機関などのルールと照らし合わせても一律に規制をすることも，土地買収のですね，規制をすることも難しいということでもありますが，しかしながらやっぱりこの自衛隊配備ということで，やっぱり奄美は琉球，琉球この重要拠点，重要，要所を占める位置にあって，そういう動きが起こらないとも限らないわけですので，そこは本当にお互いに意識を持ってですね，事にあたっていければと。まずは，この情報を集めるところからしっかりやっていければと思う次第であります。

続いて，３番，公共施設運営について伺います。奄美体験交流館についてですが，これは前回の一般質問でも取り扱わせていただきました。その続きの質問ということで御理解ください。新年度の運営に向けた準備状況について，昨年第４回定例会での答弁では上位２社による一部業務委託を目指すということでしたが，実際の状況，その後どうなったのかについてお示しください。また，本施設の運営費として，当初予算に計上した金額の合計とその主なものを示していただき，２９年度までの指定管理料との比較もお示しください。そして，先日野菜直売コーナー撤去がメディアで報道されましたが，これまでの指定管理者が行ってきた自主事業は今後どうなるのか，また市民サービスの低下を防ぐための取組をどのように考えているのかについて，お示し，見解をお示しください。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　それでは，安田議員の奄美体験交流館の件について３点ほどお答えしたいと思います。

まず，施設，新年度の運営にかかる状況の中で，施設運営にかかる上位２社による一部業務委託の件ですが，この施設の長所を生かすためには安定的な運営と文化活動等の自主事業の展開の均衡が必要であります。安定的な運営が図られるために，まず現在の契約関係を中心に市への事務作業の引継ぎ作業を行っております。更に，施設を管理するうえで長年の業務の経験と知識が重要となるため，施設の受付事務，清掃業務，夜警業務等に勤務されているＮＰＯ職員に対し，勤務条件等を提示しながら引き続き勤務が可能かどうかお話をさせていただいているところです。また，現在実施されております自主事業の継承については，本施設で実施可能な事業かどうか，効果的な事業かどうか，予算的な条件を考慮して検討を行ってまいりたいと考えているところです。

次に，奄美体験交流館に関係する平成３０年度当初予算計上額ですが，奄美体験交流館管理費には３，５６６万９，０００円を計上しております。その内訳といたしまして，人件費や物件費，役務費，委託費等でございます。予算に関しましては，指定管理直近３か年の実績額を参考に計上しております。

次に，２９年度までの指定管理料との比較との御質問ですが，まず先ほど御説明いたしましたが，平成３０年度当初予算にかかる歳出経費は人件費等の３，５６６万９，０００円でございます。また，歳

入予算におきまして施設使用料といたしまして，１，１２０万円を見込んでいますので，直接的な財源負担といたしましては，２，４４６万９，０００円でございます。直近３年間，平成２７年から２９年の指定管理料ですが，平成２７年度が２，５５６万円。平成２８年度が２，５５２万４，０００円。平成２９年度が２，５５２万３，０００円でございますので，当初予算と直近３か年の指定管理料を比較しますと，各年度より現段階では１００万円程度の縮減経費となっております。今後，体験交流館が行う自主事業等の予算を考慮しますと，これまでの委託管理料と同程度の予算になるものと認識しております。指定管理者が行ってきた自主事業に関しましては，スポーツ，文化，各種イベント等に加えて，先ほど野菜等の販売コーナーのお話がありましたが，野菜等の販売コーナー等，民間のノウハウやアイディアを活用した取組が評価を受けていたものと認識しております。なお，この野菜などのほかにも食品類も売っていましたが，販売コーナーにつきましては，まず御理解いただきいのは防災上の観点から正面玄関フロアのスペースが避難経路であり，アリーナに繋がる防火扉を非常時に開閉できるようにしておかなければならないとの指摘を受けたことです。そのために，販売スペースの撤去が自主的になされております。なお，特に農産物につきましては近くオープンいたします住用観光交流施設において，地域農産物の販売体制が整えられていくことから，農家の皆様には御不便のないようにしたいと考えております。来年度におきましては，スポーツ活動や文化活動において施設の特徴を生かした利用が図られるよう，また住民サービスの向上に繋がるよう努力してまいりたいと存じますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１３番（安田壮平君）　詳しく御答弁いただきましたので，大分分かりました。人の配置，人の雇用という面に関しましては，今いろいろ交渉中でもあるということで，しっかりそのノウハウの引継ぎをやっていただきたいと思います。また，自主，自主事業のところ，野菜の販売コーナーもですね，理由は分かるんですけど，また今まで何だったんだろうというのもですね，思うところでもありますが，奄美市のそういう判断というものであれば，それもやむを得ないのかなというふうにも思います。ただ，入って正面ありましたので，一番目に付くところにありましたので，こうそういうものが，シンボル的なものがなくなるとですね，やっぱりこう地域の方々もサービスが低下していくんじゃないのかなと，そういう不安に襲われるのは当然のことだと思いますので，そこはまた今後ですね，何かしら違う形で是非サービスを，その点，止めたのであれば，また何か違う形で還元をしていただきたいなというふうにも思います。そしてまた，指定管理料，実際にかかる経済的なコストの比較というところでも，お示しいただきまして，分かりました。あとは，しっかりその使用料，利用料ですね，稼げるようにして，少しでもこのこれまでの市の財政負担と遜色がないようにですね，運営をしていくことが大事じゃないかなというふうに思います。

②についてですが，３１年度以降，指定管理者制度を活用することについての認識はいかがか，伺います。

総務部長（東　美佐夫君）　３１年以降の奄美体験交流館の管理運営についての指定管理制度の活用するかという御質問だというふうに考えますが，次年度に更新，または新規導入する施設につきましては，その前年度，来年度だと平成３０年度ということになりますが，の１２月議会までに行政改革推進委員会を含む庁内手続きを終えることが基本的な流れとなります。その中で，市として制度を導入するかの方針を決めますが，導入する場合には施設ごとに指定管理者の選定方法，公募にするか指名にするかということでございますが，方法，あるいは指定管理期間等を定めたうえで，行革委員会にお諮りをしてるところでございます。その後，公募手続きを実施し，選定委員会，市の幹部会を経て指定に管理者候補者を決定するということになります。その決定のうえで，議会に上程していくということでございます。奄美体験交流館については平成３０年度は直営にて管理運営を行うことになっておりますが，今後は指定管理者制度の導入については，現在の，現在，失礼，３０年度の直営による運営の状況を踏まえ

て検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。原則に則ればまさにそのとおりなんだろうと思います。ただ，奄美市総合計画や公共施設等総合管理計画などでもですね，やっぱりそういう公共施設は基本的に指定管理者制度を導入すると。できる限り導入するというような，明記されていますので，是非そうしていただきたい。指定管理者制度そのものについてはですね，議会内も賛否両論あろうかと思いますが，私自身はやはり民間の力を生かす，民間活力を生かすということからきても，奄美市にとって大事なことですので，やっぱりそれを進めていっていただきたい。もし，何か不具合があるのであれば，そこを見直ししながらですね，やっていただきたいというのが本当に念願しているところです。というのも，今回奄美体験交流館が３０年度から直営になることによってですね，営業時間も短くなると。今まで１０時まで使えてたものが，もう９時までに終わらないといけなくなる。だから，夜仕事が終わって，フットサルをしに行ってた人たちがですね，もうなかなかちょっと使いにくくなる。あるいはまた，９時半まで入浴ができるんですけども，それも時間も早まってしまうということでですね，やっぱり地域にとって中核となる施設でありながら，そのサービス低下が免れないというか，目に見えて現実化しそうな状況でもあります。こういうところも踏まえて，また先ほど，先ほどのその野菜直売コーナーであったり，様々な自主事業などもあったりですね，こういうところも考えてですね，やっぱり今後は，今後は，今後も，今後もというか３１年度以降もできる限りその従来の指定管理者制度を活用の方向で検討していただきたいというふうに思います。一旦，これで今後その直営が続くようなことがあれば，なかなかそのあとまた指定管理者に戻したとしてもですね，もうなかなか民間，手を挙げるところは出てくるのは難しいんじゃないかなと，そういう感触も抱いておりますので，是非その点，原則に沿って，総合計画などの原則に沿って進めていただきたいと思います。

続いて，４番，歯科保健についてであります。これも，前回の一般質問に続いて取り上げます。これまでもたびたび取り上げてきましたが，私がこの問題，とても大事だと思っている理由，それはもう，もう言わずとも知れたことではあると思いますが，歯は私たちの健康に大きな影響を持ちます。また，それだけでなく，心や知能の発達にも大きな影響を持っています。そして，永久歯は１度失うと２度と生えてきません。歯の健康は幼少期から高齢期まで切れ目なくケアをしていくことが大切だと思います。取り分け，永久歯の生え始めである幼少期から小・中学生期，４歳から１４歳と言われますが，この時期のケアが大事だというふうに思います。そのうえで，このフッ化物洗口ついて，その安全性と有効性についての認識はいかがかというところ，伺います。

保健福祉部長（上野和夫君）　お答えいたします。歯や口腔の健康は全身の健康を保持，増進するうえで重要な役割を果たすことから，本市においては歯科保健の向上に力を入れており，特に乳幼児期における歯科保健の強化に取り組んでおります。フッ化物洗口につきましては，平成１５年に厚生労働省がフッ化物洗口ガイドラインを示し，フッ化物応用法として従来のフッ素塗布に加え，フッ化物洗口法の集団応用を推進しております。また，鹿児島県におきましても，平成２５年に策定した歯科口腔保健計画の中で，乳幼児期及び学童期において，フッ化物洗口などフッ化物応用による歯質強化を促進する施策を位置付けており，本市では計画に基づきフッ化物洗口事業を推進しているところでございます。議員お尋ねの安全性と有効性についてお答えします。フッ化物洗口の安全性と有効性につきましては，国・県をはじめ日本歯科医師会，鹿児島県歯科医師会，日本口腔保健衛生学会等が明記しており，本市がフッ化物洗口事業を推進する根拠となるものです。まず，安全性につきましては，フッ素は水や土など広く自然界に存在する元素で，お茶や魚介類などいろいろな食品に含まれており，日常的に摂取しているもので，私たち人体の骨や歯にとって欠くことのできない微量栄養素でございます。どんなに安全とされる物質でも量が過ぎると害を生じます。フッ化物も同様で，適量では虫歯予防に役立ちますが，過剰に摂取すると害を生じます。吐き気や発汗など軽度の中毒が起こるフッ素量は体重１キログラム当たり

２ミリグラムとされ，４歳児の平均体重で計算すると一度に２０人分の洗口液を飲まない限り，心配はないことになります。このように，フッ化物洗口は濃度や量を正しく使用した場合は身体に全く影響はなく，洗口液をたとえ誤って全部飲み込んでしまった場合でも心配はないように調整されていることから，安全性が確保されていると言えます。次に，有効性についてでございますが，フッ化物が虫歯予防に役立つメカニズムとしましては，大きく二つございます。一つ目は歯の質を強くする効果です。フッ化物が歯の表面に触れることで，酸に強い結晶を形成することや，歯の表面からカルシウムやミネラル成分が溶け出した際に修復する働きを行うことが分かっています。二つ目は虫歯菌の活動を抑え，虫歯ができにくい口腔内環境にすることです。この二つの働きによって，虫歯予防へ大きな効果を発揮します。厚生労働省によると，フッ化物洗口法は特に４歳から１４歳までの期間に実施することが虫歯予防対策として最も大きな効果をもたらすと明記されています。日本においては新潟県が他に先駆けて，昭和４０年代からフッ化物洗口に取り組んでおり，虫歯のない１２歳児の割合は昭和５５年に６．８パーセントだった状況が，平成２６年度には７８．３パーセントと大きな効果を上げているという結果が出ております。以上です。

１３番（安田壮平君）　非常に詳しい説明をいただき，ありがとうございます。やはり，主な主要なですね，国内外の専門機関，研究機関からですね，その安全性と有効性は担保されていると，保証されているということ。そしてまた，しっかり用法，用量を守れば問題ないということ。どんな物質でもですね，例えばビタミンにしろ鉄分にしろ，どんなものでもやはり一度に摂りすぎてしまうと何かしら人体に影響を及ぼします。そういうことがないように調整をして，幼稚園，保育園等でもですね，また学校等でも導入していけば心配することはないということであったかと思います。そしてまた，実際に先行事例である新潟県ではこんなにもすばらしい成果と言いますか，目を見張るようなですね，改善の成果が見受けられます。これ，もちろんそのフッ化物洗口だけによるものじゃなく，様々な複合的な要因，その歯の健康に対する意識の高まりとか，それも含めてのことだと思うんですけど，実際にこのそういう効果が期待できる取組なんだろうというふうにも思います。ちなみに，本市笠利町では１０年以上前から保育園でのフッ化物洗口に取り組んでいますが，これについて，１２歳の小学６年生時の健全歯の率について，市内他地区と比較して何か有意な結果が出ているのか，またですね，このフッ化物洗口により斑状歯などの副作用の事例があったのかなかったのか，それについてもお伺いします。

保健福祉部長（上野和夫君）　お答えいたします。本市におきましては笠利地区において，平成１５年から保育園におけるフッ化物洗口を実施しております。４歳児，５歳児に対する２年間の実施であるため，フッ化物洗口のみの効果とは言えませんが，１２歳児における虫歯のない児童の割合が年々増加傾向にあり，平成２８年は名瀬保健所管内の３５．８パーセントと比較すると笠利地区は４６．２パーセントと高い数値となっております。これは，フッ化物洗口を行うことで習慣的な歯磨きや歯に対する意識の向上が図られたことなども一つの要因であるものと思われます。

次に，奄美市において斑状歯となった事例があるかについてでございますが，大島郡歯科医師会や複数の歯科医師への確認ではこれまで出現した事例はないということでした。また，斑状歯は長年にわたってフッ素濃度の高い飲料水などにより過量のフッ素，過量のフッ化物を摂取した際に生じるもので，フッ化物洗口を用法，用量に従い正しく行う限り出現する危険性はないとのことで，同様の内容は厚生労働省も明記しているところでございます。以上，御理解のほどよろしくお願いいたします。

１３番（安田壮平君）　ありがとうございます。まさに，この斑状歯っていうのはその小さいとき，幼少期に多量のフッ素の入った水をですね，飲み続けた場合に起こるということなどで，うがいやフッ化物洗口やフッ素の塗布などでは発生しないということが分かっています。あと，笠利のほうでもそのようないい成果があがっているということなんですが，ちょっと念のため確認ですが，その保育園などでさ

れ，４歳から５歳向けにされてきた。それは，やはり保護者の承諾と言いますか，ちゃんとそのインフォームドコンセントによるものだったのか，そこはいかがですか。

保健福祉部長（上野和夫君）　幼稚園，保育，お答えします。幼稚園，保育所におけるフッ化物洗口の際には保護者の了解は取っております。

１３番（安田壮平君）　ということなので，要はうちの子はしなくていいというケースであれば，その承諾をもらえなかったと。うちの子はやってほしいと，そういう希望する親御さんの子どもさん向けにやったということですので，要は自主選択権というか，選ぶことができる。するかしないか，自分の子どもをさせるかさせないか，選ぶことができるということなので，そこはとても大事なことだろうというふうに思います。

続いて，小・中学校におけるモデル事業について，前回一般質問でも答弁ありましたが，この進め方をどのように考えているのか，お伺いします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。昨日もある程度お答えを申し上げましたが，フッ化物洗口委員会を設置いたしまして，その構成メンバーとして歯科医師会，薬剤師会の代表者，名瀬保健所，校長会，教頭会の代表者の方々，それからモデル事業をもちろんやるわけでありますんで，モデル事業推進校の校長，市健康増進課，教育委員会事務局長などで構成をして，これまで先進地でやっている他市町村の実践事例を参考にしながら，本市のモデル校になる学校でよりよい推進のあり方について具体的に話を進めていくと。その中で，今おっしゃるようなことも，具体的に考えていくということになるわけであります。その後，フッ化物洗口の効果や学校での進め方について，学校の先生方ですとか，あるいは保護者の説明会を実施するということです。特に，この洗口は先ほど話がありましたように，保護者が希望してそれに沿って進めていくと，希望しなければしないかと，希望者だけを具体的にすると。ただ，やっぱりできるときは希望できるように，説明はして，丁寧に説明をしてあげるということは考えているところでございます。

１３番（安田壮平君）　はい，ありがとうございます。よく分かりました。是非，そのようにですね，丁寧に進めていっていただければと思います。ちなみに，このフッ化物洗口推進委員会のメンバー，今お伺いしたんですけども，是非，必要に応じてですね，医師，お医者さんであったり，あるいはまた学校現場の教職員の方などもですね，入れていただいたりして，その辺はその都度検討して，こう多角的，多面的に進めていただければなというふうに思います。また，今度，今後，モデル事業として学校でやってみようと，小学校等でやってみようとした場合に，先日関議員からも家庭でやるべきじゃないかと，何で学校で集団でやるんだ，そういった質問も投げかけられたんですけども，その集団ですることについての意義というか，目的というか，その辺についてはどのような見解をお持ちですか。

教育長（要田憲雄君）　申し上げます。昨日も少し御説明を申し上げたところですが，奄美市の平成２７年度から２９年度までの３年間のですね，治療率について調査をしておりますが，小学校で４６．３パーセント，中学校では２９．３パーセントとなかなか治療が進んでいない状況があります。このことについて考えてみますと，病院に行く時間が足らないとか，あるいは家庭によって健全な歯科衛生についての意識に，家庭家庭で差がありますね。そういうことなどが挙げられると思っております。しかも，この健康管理が基本ですが，恵まれない家庭環境にある子どもたちがやっぱりその差が生まれてしまうということになるわけでありまして，やっぱりそういう意味で子どもや保護者の口腔歯科衛生に対しての意識を高めていくと，集団でやるとやっぱり自分の子どももきちんと歯磨きをさせたいしと，うがいをさせたいしということで意識が高まり，意欲が高まってくるだろうと。集団で行うことによって，継

続して行う利点があるのではないかと。特に，学校ですから，集団生活をしているわけですから，集団の中で子どもたちがみんなで一緒にうがいをしていくと，大きな効果が上がると期待をしているところです。

１３番（安田壮平君）　教育長，ありがとうございます。私自身は非常に腑に落ちる御説明でありました。やはりですね，先ほども本当，新潟県の例でもありますように，やっぱりそういうことなんだろうと思います。継続性とか，そしてまたすべての子に機会を提供する。そしてまた，それをするかしないかは本人なり保護者が判断をするということでですね。丁寧に説明をしてやっていけば，何ら問題はないんだろうと思います。確かに，先日もやっぱり経済的な家庭の理由によってその健康格差が生まれつつあるという状況，それもですね，本当に信じたくはないんですけど，やっぱり現実には起こり得ることなんだろうと思います。小学校，中学校，高校出た時点でそういった健康格差がですね，生じてしまえば，やっぱりその後の人生にもいろいろな支障もあるかもしれませんので，そういう正しい知識，そしてまたそういう機会を提供することで，少しでもその子たちの将来の健全な成長にですね，繋がっていけばと念じて止みません。

あと，少々，少しですね，少々所見を述べさせていただきますが，先日関議員からもミラノールという薬剤についての説明書を，多分恐らく全議員に配付していただいたかと思います。その中で，劇薬という言葉があると。これは，今薬事法改め薬機法というのでですね，定義されて，規制，指定をされています。しっかりと，確かに一定の分量を超えればやっぱりこの劇薬にしろ普通の薬にしろ，やっぱり何かしら副作用，起こるわけですが，しっかり用法，用量を守れば薬として治療に使われるわけでありまして，例えばその劇薬指定されてるほかの例を示せば，インスリンの注射液であったりですね，あるいはまたカフェインなどもですね，この劇薬指定がされているということなので，しっかりそこは用法を守れば大丈夫ということであります。また，この説明書の中に副作用や臨床試験に関する，何かそういうのが十分にされていないというような説明があったということですが，この点についても，もう既に医学的，薬学的にはクリアしてる問題ですので，そこはまた機会があればですね，是非行政当局のほうからもお答えをしていただければなというふうに思います。最後に，私自身は是非，小学校，中学校などでもですね，この歯の問題含めて，是非その正しい健康教育というものをやっていただきたいというふうに思います。もちろん，健康づくりは個人の問題，家庭の問題という考え方もあるんですが，やっぱりですね，先ほどのその集団でやる効果なども考えて，健康というのが幸福追求の土台になりますし，また医療や社会保障という観点で言えば，やはりそれは公の問題にも関わってきます。私自身は子どもの虫歯というのは，ひとえに親の責任だというふうにも思っていますが，是非そういった多様な観点からもですね，しっかりとした科学的根拠に基づいたその健康教育というものを進めていただきたいと思います。

続いて，５番，自然環境の保全と活用について伺います。金作原での利用ルール実証実験について。これは，昨日西議員も取り上げていましたが，奄美群島認定エコツアーガイドの同伴を義務付けることの公平性及び妥当性についてなんですが，これは実は私はこの奄美でですね，大島で２０年以上の活動実績を持つある自然ガイドさんからこの話を聞き，一理も二理もあるなと思ってですね，ちょっと質問に組み立てたわけですが，この方はこの認定を受けてない方でありますが，今回この金作原に何かしらルールを定めようということで，その実証実験の趣旨や目的については私自身も賛同，理解をしておりますが，方法について若干疑問があると感じています。要は，この奄美群島認定エコツアーガイドの同伴を義務付けたということですが，これは実証実験とはいえですね，義務付けた。これがそのままルール化するんじゃないかということを恐れてる方々がいるということなんですが，これは奄美群島エコツーリズム推進協議会に登録しているガイドのうち，３分の１以上は現時点で認定を受けていません。また，そもそもこの推進協議会の登録していないベテランの自然ガイドもいます。このことについて，認定ガイドに限定をしたことの公平性，妥当性をどのように考えるか，見解をお示しください。

市民部長（前田和男君）　認定ガイド義務付けについての御質問にお答えさせていただきます。昨年２月に国・県など関係機関などの関係機関で奄美大島利用適正化連絡会議を立ち上げ，金作原の利用適正に向けたルールづくりをするための実証実験について協議を行ってきたところです。その後，昨年４月から５月までのゴールデンウイーク期間，９日間と８月のお盆期間６日間に金作原の利用状況のデータ収集を行っております。そのデータをもとに，昨年１２月と今年１月に会議を開催し，金作原原生林への道路は車の離合が難しく，途中舗装がないところなどの安全面について。二つ目に自然環境への負荷を低減した適正な利用について。三つ目に照葉樹の森を軸とした生態系の奥深さや生物の多様性など，その価値の理解についてなど，金作原利用適正化実証実験に向けての協議を行ったところでございます。協議の中では議員の御質問の中にもございましたが，認定ガイドでなくても同様の質の高いガイドがいること，また公平性，妥当性の問題も議論はされたところです。しかしながら，その中で最初から１００パーセントのルールづくりを行うことは困難であり，ベストではないがベターな利用ルールで実証実験を行うことで合意を，合意に至った経過がございます。結果として，実施時期を利用者の少ない２月に行うこと。多くの車が一気に金作原に入ったときの弊害対策として車の駐車時間及び台数を制限すること。仕組みに詳しい認定ガイドの説明を受けて散策することで遺産価値の理解が図られることなどから，協議会により認定を受けた認定エコツアーガイドの同行の義務化など一定のルールづくりを行ったところです。今後，今回の適正化実証実験を踏まえたうえで，課題の整理，調整は必要なものであり，より多くの人が満足できるルールづくりに近づけるよう，今後も努めてまいることといたしております。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。そういった議論もされたということでありますので，今後本格ルールを定める際にはですね，是非，より広く，この奄美大島利用適正化連絡協議会だけで決めるのではなく，より広く意見を募って考えて決めていっていただきたいと思います。

②に移りますが，利用ルール創設に向けた今後の計画，いかがでしょうか。

市民部長（前田和男君）　今後のスケジュールについてですが，今回の実証実験で得られたデータや課題をもとに，時期などを含めて関係機関，地域の方々と協議を行い，利用のルールの確立に向けて再度実証実験を行うことといたしております。今回は，あくまでも金作原原生林への自家用車などでの乗り入れの自粛及び認定ガイド同行による利用のお願いで実証実験を行っておりますが，どのような形で制度化するかは，今回，また次回の実証実験を踏まえて，関係機関，地域の方々の御意見を伺いながら協議を行い，検討してまいりたいと考えております。以上です。

１３番（安田壮平君）　はい，分かりました。是非，再度，私としては利用の多い夏場等もですね，含めて実証試験をやっていただきたいなと。繰り返しますが，一般市民からもですね，意見聴取の機会というのを持っていただくようにですね，お願いしたいと思います。ちなみにですね，先進地の２５年以上ノウハウの蓄積のある屋久島においては，縄文杉に行くことさえですね，ガイド同伴は義務付けられていません。ただ，登山届は出してくださいということであります。屋久島というところは，公認ガイドの制度が非常に厳格にしっかりとでき上っていて，そのエコツアー推進協議会が運営する登録ガイド，１段階目が登録ガイド，２段階目が認定ガイド，そして町が認定をする屋久島公認ガイドという制度。そして，これは条例でしっかり定めています。もちろん，その協力金をですね，条例で定めているということです。なので，しっかりそのガイドの質を担保する意味でも，自主ルールではなくて，そういったかっちりとした法制度に位置付けるですとか，または金作原での利用ルールづくりもですね，いろいろな多様な方々からの意見を集めてやっていただきたいと。観光客がですね，ガイドに注意される，ここに勝手に止めるなとかですね，いう事例も起きてると聞いています。ガイドの人はこう，どういう権

限でそれ注意してるんだろうなという思いもいたします。そういうことがないように，様々なその当事者の方が納得できるような仕組みづくりを要望して，終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。（午後２時３１分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自民新風会　多田義一君の発言を許可いたします。

１９番（多田義一君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。自民新風会の多田義一でございます。平成３０年第１回定例会にあたり，一般質問も私でいよいよ最後であります。重複する事項もありますが，視点を変えて質問させていただきたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に，１月に起こりました大笠利での火災により被災された方々に改めてお見舞いを申し上げるとともに，１日も早く元の生活環境に戻れるよう念願いたしております。火災は住むところを失くすだけではなく，財産，また思い出までを奪ってしまいます。私も以前，火災により被災したことがあり，火災がもたらす肉体的，身体的疲労など少なからず理解をしているつもりです。このような火災を忘れることなく，日ごろからの火の取り扱いなどを含め，自主防災意識の向上を行政，消防，各関係機関含め更なる啓発活動を行ってくださいますよう，切にお願いを申し上げます。

また，今月にて退職をされる職員の皆様，本当にお疲れ様でございました。こんな言葉でしかお礼を言えませんが，皆さんの今までの長い職責は今から奄美市の財産になります。その経験と知恵を生かし，次のステージでも活躍をすることを御祈念申し上げております。本当にお疲れ様でございました。

それでは，一般質問に入ります。今年は世界自然遺産登録に向けての最終段階であり，今までになかったほど注目を集めています。観光客の増加としては，空路，また航路の選択があり，空路はＪＡＣ，Ｊエアー，バニラエアを含め現在，現在の路線及びチャーター便の運行による増加が見込めますが，既に奄美空港は大規模改修を行っており，年間利用者数９０万人余りを最大で予想してるとのことですが，その規模で整備が行われております。今後，エアーの利用者を中心に交流人口は増えていくと思われますが，飛行機の定員以上の搭乗はないものであると見ているので，上限は見えていると思います。その中で，航路については未知数であり，今後は増加していくと思われますが，今の新港の機能では対応できるのか，根本的な見直しを行うべきだと思います。エレベーターは１基あるものの，大人数が乗れず移動に時間がかかるため，混雑時は階段を利用している人が多いのが現状であり，また２階の待合所においてはお土産店や飲食店が入っておりますが，テナントが入ってないところがあったり，利用者が多いときにシャッターが閉まっているのは玄関の港として利用者，観光客などはどのように感じるでしょうか。ある意味においては，民間のビジネスチャンスを逃しているようにも感じます。今後，船での利用者が増えていく中，世界遺産候補地として更なる利便性の向上を図るべきだと感じますが，名瀬新港の今後の整備計画などがあるかをお伺いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

建設部長（本山末男君）　それでは，お答えさせていただきます。名瀬新港の旅客待合所につきましては，完成後４０年経過するなど，老朽化が進んでいることや，観光客の増加にすることにより改修の検討を行う必要があると考えております。現在，南側のバースにおいて老朽化対策と併せて荷揚げ作業時の安全性や利便性の向上を図るための岸壁の直線化や荷捌き用地の拡幅工事が国の直轄事業により進め

られており，平成３０年代前半に整備が完了する予定と聞いております。この完成により，背後の埠頭の利用形態も変化するものと考えられることから，岸壁工事の進捗を見ながら，県へターミナル整備の要望をしてまいりたいと考えてます。毎年ですね，県事業の関係で大島支所建設部と数回の協議の場を設けさせていただいております。その中で，バイパス事業，急傾斜崩壊対策事業，昨年の豪雨によりまして大川，住用川の堆積等について市民や議会の意見を受けて協議をさせていただいてます。この，今回の名瀬港新港ターミナルの件も議題としてあげて協議していきたいと思っております。

１９番（多田義一君）　答弁ありがとうございます。今，部長がおっしゃったように，ものすごく古い建物で，最近船に乗られた方，いらっしゃいますか。多分，なかなか飛行機が多いと思うんですが，僕もこの数か月，船に乗る機会が幾度かありまして，港のほうを利用させていただきましたが，一度はボーディングブリッジっていうんですかね，あれが故障してるってことで，結局雨降りだったんですが，そのまま降りてきたこともありました。やはり，あのボーディングブリッジ自体も，恐らく結構年数経ってると思うんですよ。それで，故障したときの対応であったりっていう部分で考えると，ここも恐らく今後課題なのかなと思ったりですね，また先ほど僕は冒頭，エレベーターの話をしましたが，恐らく身障者の方を利用できるような形で造ったものだと思いますけども，非常にこう狭いうえに遅いんですよね，スピードが。２階に上がるんですが，非常に遅くてキャリーバックを持ってる方，結構なペースで並ぶんですよね。また，若い方は直接持っていけますが，特に高齢者の方は重い荷物を持ってあの階段で待って登るっていうことはなかなかできないんですよ。そうすることによって，時間はどんどん過ぎていきますので，やはり向こうでの待ち時間含めて，どれぐらい時間かかるかっていうのが，混雑時は分からないような状況にもなってるんですよね。また，更に言うとやはりそのテナントのほうが入ってないところがあって，シャッターが閉まりっぱなしの店舗があったりですね。また，喫茶店で言うと開いてるんでしょうが，正直建物自体が古いので，ものすごく暗く感じるんですよ，その周辺がですね。あの待合所にあれだけ人がいても，恐らくあそこの中で入ってご飯を食べたいなって思う方は，外から見る感じではそんなに，イメージ的な問題かもしれませんが，僕は利用者は少ないのかなと思ってます。なので，僕はやはり海の玄関口として，奄美市の顔，奄美の顔になるところですから，しっかりと空港だけじゃなく，港の整備も今後力を入れていっていただきたいと思います。

今は新港のお話をさせていただきましたが，次に２番目に今度は長浜の観光船バース。これも，すべて私の質問は順番どおり，これは関連してますので，順番どおり聞いていきますが，次に長浜の観光船，観光船のバースの計画でございますが，以前から多くの議員からも御指摘があると思いますが，課題としては雨が降ったときに，簡易テントはありますけども，やはりどうしても濡れるんですよね。濡れる中での迎え入れも当然そうですが，またあの港に物産だったり，物を持っていったときに，やはり商品が濡れるので，なかなか思ってるような商品を持って行けないと。そういう問題もあると思います。またですね，停泊中せっかくこう大きな船が奄美に来て，出る方はバスで出たりタクシーで出たりしますけども，皆さんも御存知だと思いますが，船に相当残ってらっしゃるんですよね。船の中にもたくさんいらっしゃって，船から見えるエリアで何かやっぱりないですかっていうのは，多くの方に聞かれます。なので，いずれと思ってますけども，なかなかやっぱりそういう話は聞こえてこないって中で，今後その長浜の観光，観光船のバースの何かしら整備計画等々があるのであれば，お示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君）　議員からも今お話がございましたが，クルーズ客船が寄港した際は，バース内で歓送迎セレモニーや特産品販売などのおもてなしを行っているところです。特産品販売についてはバース内に大型のテントを設営して行っており，乗船客はもとより出店者の方々にも好評と伺っております。しかしながら，議員御指摘のとおり悪天候の場合は乗船客や出店者の皆様に御不便をおかけしており，バース内における受入施設整備の必要性は理解いたしております。このような状況の中，平成

２５年には奄美大島商工会議所をはじめとした関係団体から鹿児島県へ観光船バースへの休憩所，トイレ整備の要望書も提出されているところです。その後，港湾管理者である鹿児島県に確認しましたところ，現在歓送迎セレモニーや特産品販売を行っている岸壁及び荷捌きの場所に常設の施設整備は認められないこと，また岸壁から約５０メートル離れた緑地帯であれば受入施設整備について今後のクルーズ客船の動向を注視しながら検討するとの見解が示されております。本市としましては観光船バースへの寄港頻度や緑地帯に整備した場合の利便性，維持管理費，クルーズ寄港時以外の施設の利用方法などについて引き続き検討し，費用対効果なども踏まえたうえで県とまた協議をしてまいりたいと考えております。

１９番（多田義一君）　ありがとうございます。今，部長がおっしゃったように，今後のその寄港回数も大変重要であると思うんですよね。しかしながら，今，先ほどの僕の答弁ではないですが，去年ですかね，１４回の寄港があったということでの答弁をされてたように思ってますが，その１４回って言うと単純に１月で割ったら１回とちょっとぐらい，多い月で２回ぐらいっていう計算上なるんですが，その１・２回の寄港でそこまでの投資ができるかどうかっていう話であろうかって思うですけども，実際にそこ，そのクルーズ船だけの対象とすれば，費用対効果としてはどうだろうかって話になると思うんですが，そこが一つの観光拠点となればですね，これまた話は別なんですよね。島内に来る方がいろんな意味で利用できる，また地元の方も利用ができるっていう場所をこう確保することによって，やはりその長浜周辺含めてですね，全体的なバランスが僕取れてくると思うんですよ。実際，長浜のほうには歴史民俗資料館があったり，この見てほしいところはたくさんあるわけなんですよね。しかしながら，なかなかそれを案内する場所であったりとか，そういうところもないわけで，こう導線が今できてないんですよ。やみくもにあの辺を歩いてるっていう外国人の方もよく見ますし，そういうことも考えたうえで，やはりどう人を流していくかっていうのは，これは行政でしっかりと考えていくべきだと思いますので，これは今後の回数を別として，是非優先順位を上げたうえで検討していただきたいと思います。強いて言うと，やはり大島紬は雨が降ってると持っていけないんですよね。紬販売，皆さん御存知だと思いますけども，せっかくのチャンスがありながら天気が悪いって条件下で，紬の移動がなかなかできないってなると，やはりせっかく，ひょっとするとその中に買ってくださる方もいらっしゃるかもしれない。そうするチャンスを逃してるわけですから，やはり常設の，そういう雨に全然濡れない場所ですよね。テントとかではなく。そのような施設を是非整備をしていっていただきたいと思います。
それでは，次にですね，この奄美に来る今観光客が増えていますが，その背景にはやはり満喫ツアー等々の団体客向けの市の政策，この大島群島の政策ですよね，これが非常に私は効果的だと思っております。一部，観光協会の中からは，今後世界自然遺産登録になったあと，これはどうなっていくのかと。下手するとこう切られるんじゃないかっていう心配の声も聞こえるのは事実です。なので，この満喫ツアーの今後ですよね。どう，その満喫ツアーだけじゃなくて，市の今観光施策の今後，世界自然遺産登録になった後を含めたうえで，何かお考えがあればお示しいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは，満喫ツアーについて私のほうで答弁させていただきます。議員御案内のとおり，奄美満喫ツアー助成事業は平成２２年の奄美豪雨災害の影響を受けた観光業への支援策として，平成２３年度に奄美市単独で開始いたしました。その後，平成２５年度から奄美大島５市町村が連携して実施してるところであります。平成２９年度は旅行商品造成，貸切バス，ジャンボタクシー利用の際のツアーの支援，イベントコンベンション，学生スポーツ・ゼミ合宿，学校研修旅行，ウェディング旅行に対する助成を行っております。奄美大島の入込客数は事業導入時の平成２３年度は３５万７，０００人。バニラエア成田線就航時の平成２６年は３９万３，０００人。平成２８年は４３万１，０００人。関西空港が就航，空港線が就航した平成２９年度は４６万７，０００人と増加してきております。その要因については，ＬＣＣの就航だけではなく，もちろん就航の要因でもありますが，奄美満喫

ツアー助成事業も一定の効果を示してるんではないかと思います。今後の観光政策の方向性につきましては，本事業の成果を検証し，精査する必要があると考えておりますが，世界自然遺産登録の観光の動向と旅行形態の変化に対応した制度設計を行ってまいりたいと考えているところであります。平成２８年度に一般社団法人奄美大島観光物産連盟が実施した交流人口動態調査によりますと，個人旅行の形態が６割を超えていることから，平成２９年度は記念婚式も含むウェディング助成を実施しているところであります。３０年度は個人向けのメニューとして，奄美大島の自然や文化などの地域資源を生かした体験プログラム利用者への助成事業を行う予定にいたしております。今後は奄美大島の魅力を体感できる着地型観光を推進し，奄美ファンの増加とリピーターの獲得に向けた持続可能な観光へ繋げるよう，政策を進めていきたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

１９番（多田義一君）　市長，答弁ありがとうございます。やはり，増えてる背景にはこの満喫ツアーの成果っていうのは，僕はかなりあると思ってます。市長，おっしゃったように，これはツアー客，要は団体に特化した商品でありますけども，今個人のお客さん，観光客にも対応できる個人商品も，ウェディングであったり，３０年度からは体験プログラムっていうことでスタートしていくと。ここで，ちょっとお伺いしますが，船になんかこう特化した商品とかってのはあるんですか。船に関しては何かありますかね。あれば，教えてください。

商工観光部長（菊田和仁君）　このメニューでですね，商品醸成の旅行商品を造成したところに助成金も出しておりますが，結果としてその船を旅行商品のツアーとして企画しているところが現在残念ながらないようでございまして，そういったのが旅行商品としてできてですね，私どもに申請を出していただければ，それも助成の対象にできますし，今の制度でも対応可能でございます。

１９番（多田義一君）　なるほど，分かりました。要は対象ではあるが，その商品を生かして販売したり，こう作ってくれる旅行会社が今ないってことですね，分かりました。是非ですね，この制度自体は僕は大変いい制度だと思いますので，この辺をどんどんそういう業者の皆さんにアピールして，いや船もいけるんですよとなれば，やはりもっと入込は増えると思うんですよ。飛行機はどうしてもやはりパイの問題があって，人数が限られてきますもんね。便数も決まってますので，なかなかエアのほうを一気に伸ばすっていうのは難しいと思いますが，船で言うとまだまだ可能性あると思うんですよ。そこの辺のＰＲ活動含めて，お願いしたいと思います。

再度，最後にちょっと質問ですが，このツアー自体は世界自然遺産後もどういう形であれ観光を支える柱としては残していくっていう方向で考えてらっしゃるっていう認識でいいんですよね。そこ，そこだけちょっと確認をお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　ちょっと，観光協会の方の誤解もあったかもしれませんが，最初から制度設計した仕組みをですね，そのままの状態にしておきますと，観光客は増えてきてるわけですから，この助成事業そのものもですね，昨年もそうですがちょっと予算が足りない，観光客が増えるってことはこの制度を利用する方が増えるわけでございまして，そういった意味で中身，制度，仕組みを変えますよということで市長も話をしたような中身をいろいろ変えたりしてきてるところですが，そういった意味で，これを一度検証，精査させてもらいますけど，なくすということではなくてですね，有効であれば中身の仕組みを変えながら当面続けていくということでございます。以上です。

１９番（多田義一君）　はい，分かりました。ここで，僕は必要になってくるのは，やはりその旅行ツアーを作る側，要はエージェントだったりとか，そこの意見と今度は利用者側の双方の結局利害が一致しないと，やはりツアーっていうのは成り立たないわけであって，そこの辺のお話も今後十分聞いていた

だきながら，また新たなツアー商品を作っていただきたいなと思いますので，今後の取組に更に期待をしたいと思います。

それでは，次に４番目の質問に移りますが，そうして今，観光客が増えている中で，伊東議員のほうからも質問がありましたが，今後，民泊の新法が施行され民泊が多くなることが予想されてますが，今市内にもホテルを建設中のところもあり，また今後もホテル建設の予定があるように聞いておりますが，民泊を今後認可された場合，増加をしていくと思いますが，その増加と，また奄美市として今後増えるであろう交流人口数，またそのうちで市内の宿泊の最大数だったり島内宿泊最大数などをある程度見たうえで指数を出すっていうのは，僕は重要になると思いますけども，民泊を含めた宿泊施設の数を含めてですね，建設の，奄美市が考える適正な数などの考えがあるかどうかをお伺いいたします。その前，僕が前段で述べた，これは全然答えなくていいですからね，最大数とかっていうのは，これは僕のほうでちょっと見てる数字ですから，全然問題ないんで，お願いします。

商工観光部長（菊田和仁君）　まず，平成３０年２月末現在のですね，名瀬保健所管内に登録されている奄美市内のホテル，旅館，簡易宿所ですね，簡易宿所の収容人員を申し上げますと，２，４３８人となっております。宿泊施設の充足度についてでございますが，シーズンでも異なりますが宿泊施設が旅行会社に対し一定の客室を恒常的に提供するアロットの関係もあり，繁忙期となる７月から９月の期間と，合宿シーズンと重なる２月・３月は客室の確保ができないケースが多いと聞いており，現状において客室需要を充足してるとは言い難い状況にあると承知いたしております。今後の入込客増に対する宿泊をはじめ，観光バス，レンタカーなどの２次交通など地元受入体制の強化につきましては，民間事業者の設備投資にも関わってきますが，世界自然遺産登録後のインバウンドも含めた入込客数の増加見込みなどについて，民間の観光関連事業者は適切に見極める必要があろうかと考えております。

１９番（多田義一君）　確かに，民間のそういう施設であったり，投資事業者は当然ながら見極める必要はあると思うんですよね。この６月の法改正によって，その民泊がどれだけ広がるかっていうのは未知数なんですよ。その中で，例えば来年，マリンタウンの土地の売却，始まりますよね。っていうふうに新聞報道でもあったと思いますが，ですると，その１年後ぐらいからは恐らく建設が始まると思うんですよ。そうすると，その建設にかかる費用っていうのは，恐らく１０億円とか１５億円とかかかっていくと思うんですよね，土地の購入資金まで含めるとですね。そういう，大型な投資が後ろで控えている中で，先にこの６月から民泊っていう，ここがスタートするわけですよね。それを含めたときに，私が伝えたいのは，その適正な数っていうのをある程度やっぱり行政のほうが見たうえで，このエリアは大丈夫ですよと。ここに関しては，ちょっとまともに言うと住宅街のど真ん中に本当に造ったときに，地元の人たちが住宅専用地域っていうことで土地を購入してるわけですよね。当然，そういう施設，飲食店，静かなところだから買ったわけですよ。これは財産ですよね，一つの。財産であって，そういう地域に本当にできた場合に，どういうことが起きるかっていうことも含めたうえでですね，その地域の選定と，またはある程度これぐらいの範囲できたら止めていくというような方策も，僕は必要だと思うんですよ。それが，更に言うと今後の民間の投資にも繋がりますし。それを出さないうちに，どうなるか分からない中で大きな投資ってなかなかできないですよね。僕は思うんです，そのように。なので，実際今回６月から施行されますが，もう既に民泊を認可しないっていう自治体も多数出てるんですよね，御存知だと思いますけども，そういう自治体もあるんですよ。それは，都心分野は多分集中します。多分，外国人の観光客ですね，オリンピックをピークにして。いっぱい来ると思うんで，宿泊数が足りないってことで，結局全体的に民泊を進めていこうと。更に言うと，もう離島の地域で言ったら，まだ奄美大島は世界自然遺産登録っていうのが控えてますから，まだいいですが，ほかの地域はやはりそう大きく宿泊は伸びない中で，どうしていくかっていうのをすごく今考えている時期だと思うんですよね。そこも含めて，私は議論する必要があるんじゃないかっていう投げかけですので，是非その辺も慎重に

検討されていただきいと思います。

それでは，次にですね，その今宿泊のお話もさせていただきましたが，今後は実際に世界自然遺産登録として，今動いておりますが，住用の地域が恐らく奄美市の持つ核の地域になるであろうということでありますけども，その住用地域の観光資源，これは国立公園から外れてる地域含めてですね。観光資源って言うのは多くあると思います。そこで，その観光資源を保全する場所と，また一方では住用地域は僕は開発もしなくちゃいけないと思ってます。その開発をする地域，どういう想像，今想像してらっしゃるのか，そこを少しお聞かせ願いたいと思います。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　お答えいたします。住用町はマングローブ国立公園をはじめ，神屋地区などにはアマミノクロウサギをはじめとします多くの固有種や世界的にも絶滅の恐れのある重要な野生動植物が生息，生育してる地域があり，観光資源を多く保有した地域であります。まず，国・県と連携した事業につきましては，世界自然遺産登録を見据え，県の魅力ある観光地づくり事業で古道三太郎峠などのコースを歩く世界自然遺産奄美トレイルの整備や神屋・湯湾岳が一望できる展望台の整備を計画しております。次に，市の事業といたしまして森と水のまち住用観光プロジェクトの計画のもとに整備を進めております，住用町摺勝に観光拠点施設として奄美市住用観光交流施設を平成３０年４月末にオープン予定です。この施設にはワンストップで観光情報や物産品の販売，体験観光の案内等を行い，地域住民と来訪者の交流の場として整備を行う予定であります。また，黒潮の森マングローブパークにつきましては，市民や観光客等の満足度向上に資するため，施設等のリニューアル整備を計画しており，インバウンド対策等にも対応してまいりたいと存じます。この二つの施設を中心に振興できればと考えております。

もう１点の保全と開発につきましては，国立公園や特別保護区域が隣接した地域であるため，国立公園内外での今後新たな土地利用，開発等の予定と調整が必要と考える事項が様々な，考える事項など様々な課題があります。環境省が国立公園の適正化及び利用促進のために地域ごとに奄美群島国立公園管理運営計画の検討会を行っておりまして，住用町におきましては，３月１０日，明後日ですね，土曜日に地域住民や利用関係者等との住民意見交換会の開催を行う予定であります。本市といたしましては，国・県との連携を図り，適正な保護及び利用の促進を図ってまいりたいと存じます。よろしくお願いします。

１９番（多田義一君）　ありがとうございます。やはり，住用はもう観光資源が豊富な場所で，今から恐らく国の環境省辺りの施設整備も入って来るであろうと思います。その中で，今までも言われてるように，住用は宿泊施設がないっていうことを常に言われ続けて，今は民泊，それこそ体験型，農業だったりとかっていう部分での民泊ってのが進められてると思いますが，世界自然遺産になるにあたって，恐らく国内の手法をもとにそういう宿泊施設を造りたいとかっていうお話が，僕は今から多くあると思うんですよ。その中で，少しここでちょっと考えていただきたいなと思うのが，住用には内海公園がありますよね。海があります。そこに海上宿泊施設，例で例えるならば海外ですが，そのモルディブであったりとかそういうのをちょっと連想していただければ分かりやすいと思いますが，そのような施設を造ることが可能なのか，内海にですね。その海上コテージみたいなやつですけども，それ可能かどうか，お答えいただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　お尋ねの件につきましては，海上等の公有水面の占用，使用許可に関する手続きなどいくつかの法律で県との調整になっております。また，内海公園一帯は県の鳥獣保護区でありますので，県知事の許可なども必要になっております。その辺りの課題克服が必要になるかと存じます。

１９番（多田義一君）　端的にお願いします。駄目なんですか，できるんですか，どっちですかね。いや，所長が思うに，ハードルは高いが頑張ればできるのかどうか，そこをお願いします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　本市といたしましてはですね，内海を含めて，現段階ではかなり多くの課題が抱えております。そしてまた，国立公園と隣接した地域になると思いますので，この，また住民がどう考えるかっていう意見も大事だと思いますので，その辺りの意見調整を図り，また奄美市としてどういう意見，意見って言うかですね，考え方が必要なのかっていうのまで考えないと，ちょっと一言では言えないんじゃないかなと，今考えております。

１９番（多田義一君）　はい，ありがとうございます。僕が理解するに，無理ではないと。無理ではないが，いくつかの調整事項をクリアできれば，現実的には可能なのかなって言う感じを受けましたので，これはですね，是非いろんな意味で奄美の観光資源って僕住用にあると思って，そこにやはり夢がないと，なかなかですね，長期的にわたった観光客の入込であったり，日本だったら奄美だよねっていうぐらい奄美大島を押していくためには，やはり目玉の政策をどこかで当然打っていく必要が僕はあると思ってますので，住用にはそのような大自然がある中で，自然を満喫した形の宿泊施設っていうのは僕は可能だと思いますので，是非ですね，そういう相談が来るか来ないか分かりませんが，来たときは誠意を持った対応，対応でできるような方向で是非頑張っていただきたいなと思います。
次にですね，これまた，ちょっとここで再質問なんですが，この住用地区は世界自然遺産という大きな柱のもと，国立公園として国が関わる事業，当然ながら県内二つ目の自然遺産としての県の関わり，最後に観光を施策を柱とする地域活性化に取り組む奄美市，それぞれが保全，開発，振興と進んでいくという大変重要な時期だと思いますが，私が少し理解ができないところがありまして，観光客の利用または地元住民のスポーツ拠点，地域コミュニティ，また保全，福祉の拠点としても大変重要な体験交流館，先ほども安田議員のほうから質問がありましたが，体験交流館がなぜこの大変大事な時期に直営という判断をしたのか。その，その理由は聞きましたけども，私が今述べましたこの大変重要な時期，世界自然遺産を含めてですね，県の関わり，すべての関わりを含んだうえで，なぜ直営という判断をしたのか。また，そういう議論がなかったのかどうか，そこをお聞かせ願いたいと思います。

住用総合支所事務所長（松原昇司君）　お答えいたします。体験交流館をなぜ直営っていう御質問ですが，この理由につきましてはですね，１２月議会で申し上げた，申し上げましたとおり，それぞれの特徴的な提案と私どもの運営について安定的な運営，それから文化活動の自主的な展開が図れるよう，総合的な判断で直営をするということでやっております。ですので，観光，これから保全とかいう問題についてはですね，私どもとしてはまずこの施設管理の事務的なものだと認識してるところでございますので，御理解をお願いいたします。

１９番（多田義一君）　この，今事務的なこととおっしゃいましたけど，これはもう役所側から見た話なんですよね。確かに，事務的な話なんですよ。ではなく，あそこに施設があって，向こうは今まで利用者がいっぱいいたわけじゃないですか。これから，今年はもっと増えるよと思われる地域なんですよね。その時期に，僕は何で直営にしたのかっていうのが，どうもやっぱり，どう考えてもですね，分からないんですよ。本来であれば，この大切な時期を捉えたうえで向こうの施設活用っていうのは，もっと上に上げていく必要があった時期だと思うんですよね。それを直営で，先ほどもう中身については安田議員の質問で分かりましたので，これ以上はもう聞きませんけども，ただ私はそういう背景を捉えた中で，大きな流れがあるってのを是非頭に置いたうえで，向こうの施設管理運営っていうのは是非考えていただきたいと思うんですよね。簡単な場所ではないと思うんですよ，あの場所は。すごく，やはり重要な拠点になると思いますので，そこの議論があったのかなっていうのが，僕のちょっとした疑問点

だったんですよ。ただ，その内容はもう申し上げませんが，そういうことで是非ですね，今後の施設，先ほど来年度以降はこの１年間の状況を見ながらっていうお話でしたが，やはり原則としてあるのは私は指定管理にするべきだと思ってますので，そこを念頭に置いたうえで，また更に検討していただきたいと思います。

それでは，次の質問に移ります。続いては，竹山議員のほうからも質問がありました，私はこの旧名瀬時代からこのスポーツアイランド構想として，この奄美市は取り組んできて，ある程度の成果を残してると思ってます。世界自然遺産を目前に，合宿誘致についてどのようにお考えか，お伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それでは，お答えをさせていただきます。スポーツアイランド構想と，もとですね，これまで陸上競技，それから野球をはじめとして数多くのスポーツ合宿を受け入れてきたところでございます。団体数，そういったことを申し上げますと，平成４年の直行便の就航のあと，統計を取り始めました平成６年度で申し上げますと，団体数は５４チーム，合宿人数は８３５人ということになっております。また，２８年度においては団体数が７４団体，実人数は９７５人，延べ宿泊人数は1万1，９８７人となっております。団体数につきましては，平成１６年度の１０３チーム，合宿人数については平成１８年度の１，５８６名，これがピークでございました。その後，徐々に減少をしておりましたが，大体平成２１年度からは現在の水準とほぼ同じでございました。その後ですね，平成２８年度から，それから今年度にかけましては増加に転じております。今後，世界自然遺産登録を考えますと，入込客数が今後ますます増えるというふうに考えております。２０年以上前から誘致，それから受入を継続しておりますスポーツ合宿でございますので，関係機関と連携を取りまして，合宿に来てくださる方々の満足度を高めて，２度，３度とずっとまた来ていただけるような仕組みにしていきたいというふうに考えております。

１９番（多田義一君）　一時期，下がってた団体数，人数が２８年，２９年は上がってきてると。この上がってきてるっていう，何か原因とか理由っていうのは，どのようにお考えなんですかね。伸びてきてる理由です。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　合宿に来ていただいております，監督さんですとか，コーチの方から耳にしますのは，施設，当然気候の関係もございますけども，施設がそれなりに充実をしているということで，大変利用がしやすいというふうに伺っております。それから，宿泊関係につきましても，ホテル側がそのチームの受入について大変心配りをしてくださっているということも伺っております。そういったことが，そのスポーツ関係の監督さんなり，そういったコーチ陣のこう横のこう話と言いますか，そういったことで広まっていったということも事実だろうというふうに考えております。

１９番（多田義一君）　ありがとうございます。やはり，大変そういう口コミっていうか，やはり横の繋がりっていうのは僕も大事だと思うんですよ。それで，今年は自然遺産に順調に行けばなるわけで，ここからが僕は本当の意味での勝負だと思うんですよね。今まで，伸びてきてるから，今年はちょっとそこには手が回せないねとかっていうものではなく，やはりここも同じように取り組むことによって，来年度以降の数字にまた違いが出てくると思うんですよ。なので，私は是非これを強化していただきたいっていう思いがあって，質問させていただいております。また，当然ながらそこにおいては施設整備の問題であったりするわけですよね。これはもう，市長がベイスターズのほうといろいろこう誘致にあたってはお話されてるのでよく御存知だと思いますが，やはりサブ球場の必要性であったり，またはプロサッカーであればそのグラウンドの整備ですよね。芝の整備であったり，またラグビーに関して言うと，やはりサッカーと共通してますが，芝の整備，コートの整備っていうのも必要になってくるでしょ

うから，その辺も含めてハードの整備も必要でありますが，やはりその人的な交流を含めたうえでの，今までやってきた取組の成果ってのも重要だと思いますので，今後も是非力を入れていっていただきたいと思います。

それでは，次の質問に移ります。次の人材の確保，育成対策についてでありますが，観光を含め介護，医療，建設，建築などあらゆる分野において，当然ながら農業，漁業もそうでありますが，人材不足となっていることは皆さんも御承知のとおりでありますが，人材の確保，育成の対策を実際どのようにお考えなのか，お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　これまでの答弁と重複してる部分もございますが，答弁をさせていただきます。本市の雇用状況につきましては，これまで各議員にもお答えしましたとおり，事業所からの新規求人数が年々増加する一方，求職者数，労働力人口は減少を続けていることから，各産業分野における人材不足が更に深刻化している状況にございます。本市ではこうした状況を改善する一つの施策としまして，事業所が営業を行うにあたって不可欠な免許，資格でありながら，島内では受験，取得ができないものについてこれらの取得の用する受験料，旅費，宿泊費などの一部を助成する奄美市キャリアアップ助成金制度の実施を平成３０年度から計画いたしております。なお，現在の取組としましては，昨年６月に採択された国の雇用対策事業，これは厚生労働省の全額１００パーセント補助事業でございますが，一環として求職者を対象とした外国人観光客向け接遇英会話セミナー，仕事力アップＩＴスキルセミナー，ＩＴネットショップ販売セミナーと併せまして，求職者と地元企業のマッチングを図る合同企業面接会を開催し，人材不足の解消に努めているところでございます。そのほか，本市独自の雇用対策事業であります，高卒ルーキー雇用奨励補助事業，新卒ルーキー家賃補助事業，地域産業雇用奨励サポート事業の実施により，市内事業者における人材確保にも努めているところでございます。また，工業高校跡地での情報関連企業への施設提供や中小企業退職金共済への加入促進のための支援などについても，雇用の確保に繋がっているものと考えております。今後は事業所の処遇改善を支援する国の助成制度などについてもハローワークと連携を図りながら市内事業所に周知を行い，併せて国の制度と連携した市の施策等についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

１９番（多田義一君）　はい，ありがとうございます。今，部長がいろいろな制度，施策をおっしゃっていただきましたが，あくまでも奄美市に住んでる方がある程度いらっしゃって，人材の確保ができてるうえので制度なんですよね。根本的に人がいないっていう部分をカバーする制度ではないと，僕は聞いて思いましたが，実際奄美市の人口は１０年間で６，２００人減少しております。これは，もう皆さん御承知のとおりです。率にして１３パーセント。国内においては１，４４７の市町村で市町村で人口減少をしており，率にすると８３パーセントが人口減少をしている自治体となります。また，私は以前も質問いたしましたが，今日本語学校，在留外国人の数はどんどん増えており，日本全体で１，３１６市町村で増加をしております。率にして７５パーセントの地域で増加，また奄美市は３年前の数字から１．３倍増加しているのが今の現状です。これは，地域によってどうサポートしてるのかによって，そのやはり留学生が選ぶ地域は異なってくるんですが，成功している地域は北海道留寿都村では，実際６．７倍増加しております。また，近くで鹿児島県内で言うと，いちき串木野市が４．３倍増加している中，奄美市としてこの人材の確保含めたこの外国人の受入，日本語学校の支援をどのように考えているか，お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君）　日本語学校の関係者に確認をいたしましたところ，現在生徒，現在は３０名ですが，そのほとんどの方がパートタイム労働者として働いており，人材不足が深刻化している本市において貴重な労働力になっていると認識いたしております。卒業生の進路につきましては，その多くが大都市圏の専門学校，大学等に進学しているとのことでありますが，昨年そのうち２名が市内の奄美

看護福祉専門学校に進学いたしております。また，在学中の学生についても，奄美市内の専門学校に進学，または就職を希望する方が多いと伺っており，今後日本語学校及び市内の専門学校関係者からもお話を伺い，卒業後に奄美で就職を希望する方々にとってどのような支援が必要とされるのかを把握したうえで，市内での就職の機会を増やすための施策を検討してまいりたいと考えております。

１９番（多田義一君）　本当に，この人材不足によって，奄美は様々な産業が今人手不足と言われてます。その中でも，この日本語学校に通う子どもたち，生徒さんは直で増える人口なんですよね。この学校の人数が増えれば増えるほど，人口が増えます。更に，その今言う労働力の中で，パートタイムではありますけど，これは週２８時間労働っていう法律がありまして，これ以上は働いたら駄目なんですよね。そういう法律があるので，なかなか正規雇用というまではいきませんが，それでも今の市内の経済を支えているのは間違いないと私は思ってますので，今後のこの支援のあり方を含めて，是非市に前向きにですね，また真剣に議論，検討をしていただきたいと思います。

それでは，次の質問に移ります。教育環境の充実についてでありますが，まず最初にＩＣＴ環境の整備について，端的に，今年電子黒板の導入などのお話がありましたが，このＩＣＴ環境の整備についてどのような計画があるのかをお示しをいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　それではお答えをいたします。本市におきましては，平成３０年度の１学期中に各小・中学校のすべての普通教室に電子黒板一体型テレビと，それから教師用のタブレットを１台ずつ配置をする計画でございます。ＩＣＴ機器の整備につきましては，教科書や教材のデジタル化が進む中で，効率的に授業を進めアクティブラーニングの視点で学力を向上させるツールとして捉えております。まず，今回整備いたします電子黒板一体型のテレビと，それから教師用のタブレット，これを授業で効果的に活用をして学力向上に繋がるように，今後研修や指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

１９番（多田義一君）　部長，すいません，ちなみにこの予算は，これ新年度なんですか。それとも，補正なんですかね。

教育委員会事務局長（森山直樹君）　この初期の導入につきましては２９年度の予算でございます。以前，お話をさせていただきました個人の寄附によるお金の一部と，それから市の単独の予算とを合わせての整備ということになります。

１９番（多田義一君）　はい，分かりました。僕，ちょっと疑問に思うんですが，整備をされることは大変いいことだと思うんですよ。今言った，補正ですよね，補正って，２９年度の予算ですよね。今，局長，１学期中にっておっしゃいましたけど，何でこういう大変すばらしい環境ですね，通常であると学校って４月に整備しません。僕の思い込み違い，思い違いだったらちょっとすいませんが，私は通常だと４月の頭にしっかり整備をしたうえで，１学期の当初からしっかりと授業を根付かせていくのが僕は当然だと思うんですが，なぜ１学期中っていうこの中途半端な時期に導入になったのか。まだ，予算は２９年度予算っていうことは，２９年度内で執行したうえで３月，４月からスタートって可能だったんじゃないですか。そこをちょっと教えてください。

教育委員会事務局長（森山直樹君））　このＩＣＴの配備につきましては，私どもは当初複数年，学校の数が多いですので，３・４年かけて順次整備をしていくというふうに考えておりました。しかし，そういたしますと，配備の早い学校とそうでない学校ということで，いろいろ差が出てくるということもありまして，局内でいろいろ議論をいたしました結果，リースで対応をすれば一気に全校に整備が可能だ

ということになりましたので，今回２９年度予算でリース契約を結んで，１学期中には全学校に一斉に配備をしたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

１９番（多田義一君）　はい，分かりました。教育長ね，今やっぱりいろんな検討してリースが一番よかったっていうことで，そういう検討，進めたという話ですけども，その背景にいるのはやっぱり子どもたちなんですよね。子どもたちは，当然ながらその年度の途中でそういう変わった授業をやられても，なかなかですよ。しかも，３年生においては受験前なんですよね。７月までだったら，恐らく使えるとすれば，もう２学期からですよね，恐らくきっと。そういう背景も踏まえたときに，当然教員の対応も必要になると思うんですよ，ですよね。教育長，どうお考えですか。教員にもそうですよね。そう考えると，やはり事務レベルの話じゃなく学校現場サイドを見たうえで予算の執行っていうのは，当然議会も通してるわけですから，そういう中途半端な時期に入れるっていうのは，僕はいかがなものかと思って，今お聞きしながら，本来別のことを聞きたかったんですが，ちょっと時間がありませんので，次の質問に移ります。

普通教室のエアコンの設置についてですが，以前も安田議員のほうから，だったですかね，質問がありましたが，その後何か検討をされたかどうか，お伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君）普通教室に対する空調の設置についてでございますけれども，奄美市内には普通教室が２１７教室ございます。これへの空調設置ということになりますと，やはり費用の問題は大きなネックになるというふうに考えております。昨年の１２月の議会で橋口議員のほうから，松江市のほうの業務用ではない一般家庭用の空調施設の導入のお話もございましたが，これも確かに一つの方法だと思いますが，これにつきましては実際にその家庭用で十分な効果が得られるのかどうか，こういったこともまず検証をしてみる必要があるだろうというふうに考えているところでございます。そのほかの対策として，日よけ，あるいは緑のカーテンですとか，屋上を断熱材で覆うとか，あるいはミストシャワーとかいろんな方法も考えられますけども，これもいずれもその導入費用とランニングコスト，こういったことを一度検証をしてみる必要があるというふうに考えているところです。以上です。

１９番（多田義一君）　分かりました。もう細かい数字までは言いませんが，実際にソーラーパネルを投資して各教室にクーラーを点けて，電気代だけで僕は１５年で元を取ると思います。この数字を，あとでまた教育長のほうにだしますので，是非前向きに検討していただきたいと思います。

次に，朝日小学校の学童教室の確保についてですが，今現在で学童のその何か建て増しとか，何かしら方策を考えてらっしゃるかどうか，お伺いいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君）　現在，朝日小学校区には第１ひまわりクラブと第２ひまわりクラブの二つのクラブがございます。第１ひまわりクラブが学童，学校の養護教室を利用しておりまして，定員が３８名の対し，現在４１名の児童が在籍をしております。第２ひまわりクラブは校庭の一角にありますプレハブの専用教室を利用しておりまして，定員８０名に対し現在９０名の児童が在籍をしています。議員御指摘のとおり，両クラブとも定員を超えて児童を受け入れてるということで教室が狭く，環境上好ましくない状況にあるというふうには認識をしております。放課後児童クラブの設置場所につきましては，安全性や外遊びのできる敷地のことなどを考えると学校内が一番適した場所であると考えておりますが。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　多田義一君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。（午後３時４６分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務部長	東　美佐夫　君
企画調整課長	山下　能久　君	財政課長	國分　正大　君
市民部長	前田　和男　君	市民福祉課長	森　尚宣　君
保健福祉部長	上野　和夫　君	健康増進課長	吉　郁也　君
商工観光部長	菊田　和仁　君	商水情報課長	武下　義広　君
紬観光課長	保浦　正博　君	農政部長	山田　春輝　君
建設部長	本山　末男　君	土木課長	橋口　義仁　君
上下水道部長	上島　宏夫　君	水道課長	山下　一弘　君

教育委員会事務局長	森山　直樹君	教育委員会総務課長	徳永　恵三君
学校教育課長	元野　弘君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４名であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は，お手元に配付してあります議事日程第２号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）についてから，議案第１５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの１５件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君）　おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は２月２０日の１日間開会し，当委員会に付託されました議案第１号から議案第５号まで，及び議案第１０号並びに第１４号の７件について，慎重に審査いたしました。

７件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下，主な審査内容について御報告いたします。

はじめに，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）中，３款民生費及び４款衛生費について当局より補足説明があり，３款２項３目保育所費，７節賃金の３５０万円の減額については，赤木名保育所２５０万円，節田保育所１００万円の保育士賃金を減額するもので，両保育所で雇用に至らなかった５名分を減額するもの。また，３款３項生活保護費，２目扶助費の生活扶助費８，０００万円の減額については，昨年末時点での支給済額からの見込みによるものとのこと。

委員より，保育士を確保できない要因をどのように考えているかとの質疑があり，当局より，ハローワークを通じて募集をしているが，１年間の雇用ということもあり応募が来ない。賃金の改正についても民間との公平性を考えながら議論をしているところで，今後は教育委員会と連携を図りながら幼稚園教諭の免許保持者なども対象に，保育士の確保に努めていきたいとのこと。

また委員より，生活保護費の扶助費が減額されている現状について質疑があり，当局より，一昨年１２月と昨年１２月との比較で受給者数が７０名ほど減少し，また昨年９月から始まった改正年金機能強化法により新たな年金受給者が増えたことで収入認定が増えたため，結果として生活扶助費が減少したとのこと。

また委員より，年金の支給は２か月に１回だが，ケースワーカーはお金の管理の指導なども行っているかとの質疑に対し，当局より，生活保護の制度について家庭訪問などで丁寧に説明している。費用返還が生じる場合もあるので，月１回の所内の定例会でケースワーカーにより丁寧な説明を行うよう指示しているとの答弁でした。

その他，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款教育費について当局より補足説明があり，１０款５項５目文化財保護費，１９節の指定文化財保存修理等補助金１００万円は，笠利町宇宿にある国指定重要文化財泉家住宅のトタン屋根の張り替え修繕を行う費用に対する補助助成をするものとのこと。

委員より，小学校費のコンピューター使用料９７４万４，０００円の減額について質疑があり，当局より，名瀬・住用地区９校のパソコン室のデスクトップ型パソコン２４７台がリース切れとなり，来年度にタブレット端末や電子黒板の導入計画があるため，今回はリース契約を保留にしているとのこと。

また委員より，学校教育振興費の防災キャンプについて質疑があり，当局より，２６・２７年度に小湊小学校，大川小中学校を中心に防災関連授業を推進しており，防災に関する教育的な知識を高めて

小・中学校の生徒に伝えるのを目的に２７年度から防災キャンプを実施しているとのこと。

その他，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２号　平成２９年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について，当局より補足説明の後，委員より，出産育児一時金の減額について質疑があり，当局より，当初予算では９５件分を見込んでいたが，１月末時点の支給実績が４６件であるため，今回２０件分を減額補正したとの答弁でした。

次に，議案第３号　平成２９年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について，当局より補足説明の後，委員より特段の質疑はございませんでした。

次に，議案第４号　平成２９年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について，当局より，２款１項３目施設介護サービス給付費は介護老人福祉施設，介護老人保健施設へ入所している方へ支給する給付費で２，０００万円の増額，また３款３項４目任意事業費の笠利地区でのいきいき配食サービス事業２０万１，０００円の増額については，栄養状態の悪化した介護認定のない高齢者を対象に宅配給食を届ける事業で，当初見込みより利用者数，食数が増えたことによるものとのこと。

委員より，介護サービス等諸費，介護予防サービス等諸費の増額，減額について質疑があり，当局より，施設介護サービス給付費の増額は，施設のユニット化に関わる影響がある。介護予防サービス給付費については，総合事業との兼ね合いで，２９年度が移行期間であり，予算のバランスで組みにくかったこともあり，予防給付が予想より伸びたので増額補正をしたとの答弁でした。

また委員より，高齢者元気度アップポイント業務について質疑があり，当局より，２７年度から実施をしていて，２９年度の登録者数は２，２８８名で，昨年より２２１名増えている。地域の健康教室に参加したり，介護事業所のボランティアなどをしたりした方にポイントが付与され，１，０００円単位で商品券と交換できるが，１，０００円に満たない場合は翌年度に繰り越して交換することになるとの答弁でした。

その他，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第５号　平成２９年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第１号）について，当局より補足説明の後，委員より質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第１０号　奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について，当局より補足説明があり，介護保険法改正に伴う権限委譲により，介護サービス事業者の指定更新申請等に係る審査の手数料について，所要の規定を新たに整備しようとするもので，２９年４月より本市で実施している介護予防日常生活支援総合事業について，経過措置の終了により３０年４月からは市の事業所指定が必須となるため，それに係る事務手数料を設定することと，併せてこれまでの市の指定が必要だった地域密着型サービス事業所についても，事務手数料を新たに設定するものとのこと。

委員より，条例改正の変更点について質疑があり，当局より，指定更新手数料について指定更新が６年の１度で事務負担も多くなかったためこれまでは徴収していなかったが，今回，新たに設定した。２８年４月から小規模の通所介護事業所１２事業所を市が指定監督することになり，また，３０年４月からは総合事業の４４事業所，居宅介護支援事業所２７事業所を権限移譲で市が指定監督することになるので，計９２事業所とのなるとの答弁でした。

最後に議案第１４号　大島地区衛生組合の組合規約の変更について，当局より補足説明があり，大島地区衛生組合の業務に「食肉処理施設の設置及び維持管理に関すること」を追加し，平成３０年度に食肉処理施設の基本設計を実施していくため，所要の規定の整備を行うものとのこと。

委員より特段の質疑はございませんでした。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君）　おはようございます。産業建設委員会は２月２１日の１日間開会し，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）についてから，議案第６号から第８号，議案第１１号から第１３号までの７件を慎重に審査いたしました。

これらの議案７件につきましては，お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり，全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査の結果について，主な質疑を御報告いたします。

まず，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）中，関係事項について，当局から補足説明があり，主なものとして６款農林水産業費，８目奄美農業創出緊急支援事業費の４，５９２万１，０００円の増額については，１５節工事請負費の５５０万円と，１９節負担金補助及び交付金の４，０４２万２，０００円で，５５０万円は名瀬朝戸にあります農業研修センターに研修用ハウス１棟の整備で，４，０４２万２，０００円につきましては，笠利地区と知名瀬地区の３戸の農家の営農用ハウス９棟の整備費とのこと。補助率については国が１０分の６，県が６分の１とのこと。あやまる観光公園施設８，４１８万２，０００円につきましては，あやまる岬エリア観光拠点整備事業においての老朽化したコンビネーション遊具の建て替えやサイクル列車の屋根の改修費とのこと。

次に，８款土木費，３目緊急地方道路整備事業費の１５節工事請負費６，２４６万２，０００円については，住用地区内水対策事業費の事業推進事業進捗を図るため増額するものであるとのこと。同じく８款土木費，３目末広・港土地区画整理事業費，２２節補償費補填及び賠償金のうち，建物等移転補償費の２億２，０００万円の減額につきましては，事業期間を平成３０年度から平成３３年度まで変更したことに伴い，全体事業費の見直しや建物移転，道路整備計画等の見直しを行ったことにより，今年度の予算を減額するとの説明の後，委員より，排水機場整備工事の完成の見込みについて質疑があり，完成予定は３２年度を予定し，設置するポンプの容量は１基当たり１秒間に１．２５トンで，２基稼働して２．５トンとのこと。

他の議員から，末広・港土地区画整理事業について，延長になった根拠についての質疑に対し，３３年度まで伸ばした根拠は，建物移転に伴い，建物移転において相手方の財産を扱う詳細な内容となりますので，地権者の皆様の意向を尊重しながら，丁寧な説明を行っており，残事業の精査を行った結果３年延ばし，今回延長したとここと。進捗率は２９年度末の見込みにおいて事業費ベースで約８３．５パーセント，建物移転につきましては，移転契約ベースで９４．１パーセントの進捗とのこと。

この区画整理事業は当初９８億５，０００万円で，３億３，０００万円減になり，６６億が国の補助，残りの約３０億のうち２０億が交付税措置，残り９億ぐらいが一般財源なのかとの質疑の対し，当局より，そのとおりでありますと。補助と単独部分があり，補助に該当する分は約７割の補助で，残りの３割は市の起債と単独分とのこと。対象外となる部分は全て単独分とのことでございました。

他の委員より，マリンタウン事業について，完成と残りの作業について質疑があり，当局から，３０年度からは道路整備と上下水道整備に入り，完成としては３０年の１０月を予定しているとのこと。更に３１年４月には分譲で公募する予定という答弁でございました。

委員より，経営中山間地域総合整備事業について，進捗状況と事業費，更に完成年度について質疑があり，進捗率は２９年度末の見込みで８４．２パーセント，事業費は２９年の事業費として９億４，０００万円とのことでございました。

議案第６号　平成２９年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）については，公共下水道事業の１億６，８８２万２，０００円につきまして，終末処理場の改築更新事業でありますので，改築対象の機械及び電気設備の製作に日数を要するためでありますとの補足説明の後，失礼いたしました，日数を要するためにであります。次に，特定環境保全公共下水道事業笠利地区の８８０万円につきましては，その地区の県道改良事業に伴う汚水管移設工事との補足説明の後，委員からは質疑はございませんでした。

次に，議案第７号　平成２９年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について，当初，工事で計上していました費用を委託業務に変更したことに伴い，１２０万円の財源構成を計上したとの補足説明の後，委員より，笠利地区の農業集落排水事業の加入率について質疑があり，笠利地区では用地区，宇宿地区，屋仁地区とございまして，水洗化率で申しますと用地区が９１．６パーセント，宇宿地区が８７．７パーセント，屋仁地区が６６．６７パーセントとなっており，接続戸数で申しますと用地区が９３．１８パーセント，宇宿地区が８５．４８パーセント，屋仁地区が７４．７３パーセントとなっているとのこと。

次に，議案第８号　平成２９年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）について，資本的収入において建設改良費の１億１，９１０万円の増額の内訳としましては，上水道事業費債７，３４０万円と簡易水道事業において簡易水道事業債４，５７０万円を増額とのこと。

委員より，自衛隊から当初は２分の１負担となっていたが，全額自衛隊が持つのかとの質疑があり，当局より，自衛隊から給水設備の整備依頼があった際は，奄美市給水条例３２条に，新たに給水を必要とする大規模工事については，水道設備の中において費用負担を求めることができると条文の中でありますとのことでございました。

また，平田浄水場更新事業について，一般財源がどのくらい使われているのかとの質疑に対し，３分の１が国の補助，３分の１が奄美市から出資債，残り３分の１の２０パーセントが水道事業起債と，約５億８，２００万円，一般財源が６億７，０００万円ぐらいとの質疑に対し，当局からは，そのとおりであり，総額に対し３分の１が出資金，３分の１が市から出資，国庫支出金が３分の１であり，その３分の１のうち３分の２に起債を当てて，３分の１を内部留保資金として使用しているとのことでございました。

次に，議案第１１号　奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について，当局より，公営住宅法の一部改正に伴い，収入申告をすることが困難な公営住宅等の入居者の家賃の算定方法を規定するなど，所要の規定を整備するとの補足説明の後，委員からは特段の質疑はありませんでしたので，この際，省略をいたします。

次に，議案第１２号　奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については，質疑はございませんでしたので，この際，省略をいたします。

次に，議案第１３号　大島農業共済事務組合規約の変更について，国の農業災害補償法の一部改正に伴い，同法の題名が農業災害補償から農業保険法に改正され，新たに農業保険法に農業経営収入保険事業が創設されており，農業経営収入保険事業について，全国農業共済組合連合会からの業務の委託を受けるため，規約を変更するとの補足説明がなされた後，委員からは特別の質疑はございませんでした。

以上で産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島　照君）　おはようございます。総務企画委員会は，去る２月２２日，１日間を開催し，当委員会に付託されました３件の議題について，慎重に審査いたしました。

議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）中，総務企画委員会関係事項について，議案第９号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第１５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，これら議案３件につきましては，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり，全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な審査内容について報告いたします。

議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）中，総務企画委員会関係事項についてであります。

はじめに，第２表の繰越明許費について，総額が２５億６，１１３万９，０００円で，主なものは本庁舎建設事業費や災害復旧費などであるとの補足説明がありました。

歳入につきましては，１７款寄附金，１項寄附金，１目寄附金，１節寄附金においてふるさと納税寄附金が年末に想定以上の寄付額の増加があり，２億７，０００万円の増額補正を計上し，総額で４億２，０００万円になったと説明がありました。次に，第２款総務費，１款総務管理費，３目財政管理費，２５節積立金の庁舎整備基金積立金２億円については，本庁舎建設に伴う備品購入費の財源として積み立てるとのことでした。２款総務費，１項総務管理費，６目企画費，１３節委託料の１億６，９３０万円の増額は，ＪＴＢふるぽ，楽天の奄美市ふるさと納税サイトへの寄附額の増加に伴い，ふるさと納税推進業務委託料を増額するものであると説明がありました。次に，２款総務費，１１目自治振興費，１９節負担金補助及び交付金コミュニティ助成事業費補助金の５５０万円の減額計上は，いわゆる宝くじ助成金の採択が１件のみであったことによるものとのことでした。９款消防費，１項消防費，１目消防費，８節報償費の４９５万円の減額については，消防団員退職報償金で当初よりも支給予定者が減少したためと補足説明がありました。

それでは，質疑の内容について報告いたします。

委員より，２款公債費，１項公債費の利子の減額補正について，原因として利子が何パーセントに推移したのかとの質疑に対し，当局からは借り入れ分の利子を１パーセントで予定していたが，実際は０．１パーセントから０．５８パーセントの間で借り入れが行われたことによる減額であるとの答弁がありました。

また，マイナンバーカードの発行状況について質疑があり，当局は，今年１月末現在の申請率で市が１４．９６パーセント，国が１３．１５パーセント，鹿児島県では１１．９３パーセントとの回答があり，委員からは，更に市民への周知を呼びかけるようとの意見がありました。

次に，ふるさと納税の謝礼品の内訳についての問いに対し，当局からは，売れ筋として１位が旅行券，２位がフルーツ，果物，３位が黒糖焼酎との説明があり，大島紬やその小物類については第７位で，全体の３パーセントであるとのことでした。

委員からは，もっと大島紬関係で謝礼品として数字が伸びるような仕掛けを考えるべきとの意見がありました。

また，地方創生推進費の中心市街地店舗リフォーム補助金の減額について，現在の空き店舗率とその推移についての質疑があり，当局からは，１５パーセント程度であったのが，現在は１２から１３パーセント程度での推移で低下の傾向にあり，営業店舗数も順当に伸びており，多種多様な店舗の集積促進に取り組むとのことでした。

次に，委員より，９款消防費の出動旅費が増額した件で，機能別水上オートバイ小隊の出動件数に関して質疑があり，当局からは，昨年７月に発足した後，２回出動したとのこと。１件が用安海岸での操作活動で，もう１件が用海岸で起きたサーフィン３名が沖に流された水難事故への出動があったとのこと。

また，消防団員の報酬で１５万円の減額計上に関し，消防団員数が減少しているのではとの質疑に対し，現在４０４名の団員が在籍し，条例定数では８９．４パーセントであるとのことでした。

そのほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第９号　奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について，当局から，朝日町集会所の年度内完成に伴い，所要の規定整備を行うものとの補足説明がありました。

これに関しては，委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第１５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，当局から，笠利辺地の総合整備計画において集会所の改修などの事業額の確定により，平成３０年までの総事業費が現計画の事業費を上回るためとの補足説明があり，その後，委員より質疑がありましたが，この際，省略をさせていただきます。

以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお，御質問がありましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

それでは，総務企画委員会に付託されました，終わります。

議長（師玉敏代君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

議案第１号から議案第１５号までの１５件を一括して採決いたします。

この議案１５件に対する各委員長報告は，いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案１５件は各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１号　平成２９年度奄美市一般会計補正予算（第７号）についてから，議案第１５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの１５件について，各委員長報告のとおり，いずれも原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，陳情第２号　米軍オスプレイの奄美大島上空低空飛行訓練廃止の奄美市議会決議を求める陳情，陳情第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情及び陳情第４号　沖縄米軍ヘリの連続事故に抗議し，沖縄県民と奄美群島民の生命と財産を守る陳情を議題といたします。

この陳情３件に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島　照君）　それでは，総務企画委員会に付託されました陳情につきまして，審査の結果について報告をいたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第２号　米軍オスプレイの奄美大島上空低空飛行訓練廃止の奄美市議会決議を求める陳情についての審査結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

以下，経過については，ほぼ特段の質疑がありませんでした。

続いて，陳情第２号の陳情者は，奄美市和光町，戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネットワーク城村典文さんです。最初に，この陳情に対して当局から市民の皆様から同様の趣旨の要望書を市長が受け取り，この件について意見があったという旨を情報提供として県を通して防衛省へ，また，直接九州防衛局へ伝えてあるとの報告がありました。

主な意見として，反対の委員からは，陳情の内容について文書の中において米軍と防衛省を同等に取り扱っており，両方へ訓練廃止を求める表現になっているとの意見や，また他の委員から，欠陥機といわれるオスプレイの飛来が十分に考えられると，未確定の表現を用いていること，また，奄振特別委員

会で尾辻委員長が，などの特定個人の名称を用いているなど，反対意見がありました。
委員会で慎重に審査し，採決の結果，この陳情につきましては賛成少数のため不採択にすべきものと決しました。
次に，陳情第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情についての審査結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。
陳情第３号の陳情者は，奄美市名瀬朝仁新町，新日本婦人の会，奄美支部長，荒田まゆみさんです。
質疑の中で，反対の意見からは，平成２９年第４回定例会で同趣旨の意見書の提出について否決されていること，また，別の委員からは世界情勢，とりわけ東アジア情勢は緊張状態にあるのは明らかで，この問題は一刻も争う喫緊の課題であり，だんだん危険化している状況にあり，現実の安全保障政策に矛盾しているなどの意見がありました。
委員会で慎重に審査し，採決の結果，この陳情につきましては賛成少数のため不採択すべきものと決しました。
次に，陳情第４号　沖縄米軍ヘリの連続事故に抗議し，沖縄県民と奄美群島民の生命と財産を守る陳情についての審査結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。
陳情者は，奄美市幸町，自然と文化を守る奄美会議，共同代表，大津幸夫さん，薗　博明さんです。
委員会で慎重に審査し，採決の結果，この陳情につきましては賛成少数のため不採択すべきものと決しました。
以上で総務企画委員会に付託されました陳情第２号から第４号に関する総務企画委員会での審査報告といたします。
なお，質問がありましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これから，討論に入ります。
通告がありますので，発言を許可いたします。
なお，この陳情３件に対する委員長の報告は，不採択とすべきものでありますので，採択することに賛成の討論を先に許可します。
日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　皆さんの心に響くような文章をと思いましたが，なかなか難しいですね。おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は総務企画委員会に付託された陳情３件について，いずれも採択すべきとの立場で討論を行います。
まず，陳情第２号　米軍オスプレイの奄美大島上空低空飛行訓練廃止の奄美市議会決議を求める陳情についてですが，陳情事項は米軍，防衛省へ奄美大島上空低空飛行訓練の抗議決議意見書の提出をしていただきたいというものであります。この件については，委員長報告にもありましたけれども，もとい，５日の一般質問でも三島議員が取り上げております。答弁では，防衛省においても新たな低空飛行訓練ルートとしては承知していないとのことですが，目撃情報では操縦席が見えるとか，石を投げれば当たるのではと感じるなどとの証言もあり，古見方，龍郷，小宿，そして大和村などでの目撃情報を照らし合わせれば，奄美の空を我がもの顔に飛行する新聞報道で示された低空飛行訓練ルートの存在が想定をされます。２０１６年１２月に与論沖で空中給油に失敗したオスプレイが，沖縄県名護市の浅瀬に墜落しており，このオスプレイの事故率が高くなっていることは，既に昨年４月１７日付けの東京新聞

で事故率が高くなったことが報じられております。そして６月に奄美空港に緊急着陸し，８月にはオーストラリア沖で３人が死亡する事故を起こし，大分空港にもエンジンの不調で緊急着陸するなど，事故，トラブルを繰り返しているのは，議員の皆様方もよく御存知のことだと思います。

これらの事実があり，低空飛行を目の当たりにしている状況を看過するわけにいかないのは当然ではないでしょうか。私たち議員は誰もが住民の安全安心を願っています。自衛隊の問題や国防だからということではなくて，せめて私たちの頭の上を低空で飛ぶのはやめていただきたい，こういう思いは誰もが共有できるものだと思います。是非全会一致で採択していただきますようお願いをいたします。

次に，陳情第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情についてですが，この陳情項目は日本政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出してほしいというものであります。この内容については，先ほどの委員長報告でありました。昨年の第４回定例会で議員発議で私が提案理由を述べて，意見書の提出を求めたものであります。同僚議員の賛成もいただきましたけれども，残念ながらこのときは賛成少数で否決をされました。今回はその当時と比べても情勢に変化があります。２月４日の南海日日新聞に大きな見出しで，米使える核兵器追及，条件緩和，小型開発を明記という報道がありました。爆発力を抑えた小型核兵器の開発を打ち出したものであります。私はこの記事を見て思い浮かべたのが，テレビ番組でありますけれども，１月２１日に放映された相棒という番組の中の台詞です。こういうのがありました。核兵器を持っていい国といけない国があるのはどうしてだ。いったいそんなこと，誰が決めたのだ，こういう台詞があったんです。更に，アメリカで繰り返される銃社会の悲劇です。銃による大量殺人事件が報道される。それでも銃がなくならない主な理由は，銃を持っている人間が多くいるのに，自分が銃を手放すことはできないというものであります。この理屈によりいつまでたっても銃社会は変わらない。そしてその現実がある限り銃による大量殺人事件はなくなることはないのだろうと思うんです。私は核兵器も同じことがいえると思っております。ここで昨年の第４回定例会で三島議員が討論で述べた国連会議での発言を今一度紹介をいたします。核兵器が安全保障にとって有益なら，多くの国が核兵器を持てばより安全な世界になるということになる。全部の国が持てば，一番安全ということになる。そんな議論を信じるわけにはいかない。核兵器は少ないほうが，そしてないほうが，世界にとって一番安全なのだというものです。唯一の戦争被爆国日本が核兵器廃絶に向けてその存在感を示すためにも，核兵器禁止条約に参加することが必要です。日本政府がその立場に立つことを願って，是非意見書を届けたいと思います。採択に御賛同いただけますようお願いを申し上げます。

最後に，陳情第４号　沖縄米軍ヘリの連続事故に抗議し，沖縄県民と奄美群島民の生命と財産を守る陳情についてです。陳情事項は沖縄米軍ヘリの連続事故から，沖縄県民と奄美群島民の安心と安全な命と生活を守るための抗議決議，意見書を関係当局に提出していただきたいというものであります。今，オスプレイに限らず沖縄米軍ヘリ関係の事故，トラブルが起こり，更には全国各地でも同様な事件，事故が起きております。そして今，米軍ヘリだけではありません。自衛隊のヘリの事故，トラブルも続いております。そして，奄美でも米軍ヘリではありませんが，沖永良部で航空自衛隊ヘリの扉が落下するという事故が発生しております。このことに地元新聞で地元の声が紹介をされております。全国で似たような事故が続いている中での出来事で，それは島民なら心配だ，こうした事故のたびに再発防止といわれるが，人間がやる以上，どこかで同じようなことが繰り返し起こるというものです。私もそのとおりだと思います。それだけに，陳情項目にあるように，これらの事故，トラブルの再発防止を願って，できることはやっていく，こういうことは必要だと思うんです。奄美市議会の名で二度と起きてほしくないという声にこたえて，抗議決議意見書の提出は必要だと思います。

以上，３件の陳情についての採択を求めた討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，この陳情３件について採決を行います。

採決は，これを分割して行います。

この際，念のため申し上げます。委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，表決に当たっては御注意願います。

はじめに，陳情第２号　米軍オスプレイの奄美大島上空低空飛行訓練廃止の奄美市議会決議を求める陳情を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，陳情第２号は不採択とすることに決定いたしました。

次に，陳情第３号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，陳情第３号は不採択とすることに決定いたしました。

次に，陳情第４号　沖縄米軍ヘリの連続事故に抗議し，沖縄県民と奄美群島民の生命と財産を守る陳情について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，陳情第４号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（師玉敏代君）　日程第３，議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算についてから，議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定についてまでの２４件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案２４件に対する質疑に入ります。

なお，議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようにお願いいたします。

通告がありますので，順次発言を許可いたします。

はじめに，日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１６番（三島　照君）　こんにちは。私は議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算について，２款総務費，１項総務管理費，１５目ふるさと納税等活用事業費，１５節工事請負費の住用地区忠魂碑５００万円を予算計上されたことについて質疑をいたします。

この予算については，私は明らかに行政の宗教行事だと思っています。そういう点では，日本国憲法２０条では，「信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け，

また政治上の権力を行使してはならない。何人も宗教上の行為，祝典，儀式または行事に参加することを強制されない。国及び機関は，宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と，厳しく宗教活動について憲法で規制をされています。しかし，この忠魂碑というのは，あくまでも宗教行事であって，憲法で禁止されたことを奄美市の公金でこれを計上したこと，その計上に至った議論の経過，理由，また今までにも，この合併した３市町村の中であったのかどうかについてお答えください。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市民福祉課長（森　尚宣君）　予算計上した経緯を聞きたいということですので，お答えいたします。

今回，住用地区忠魂碑の移設に関するこれまでの経緯について，御説明させていただきます。まず，現在の住用地区の忠魂碑は，大正５年に旧住用村が住用地区全体の戦没者御遺族のため，住用総合庁舎裏山御守山の中腹に建立しておりました。今回の事業は，この忠魂碑を西仲間住用総合支所近くの市有地に移設するものです。

移設理由につきましては，まず１点目に戦没者の遺族が高齢化し，そのほとんどの方々が急峻な山道を登れないことなどから，参拝もままならない状況となっております。２点目に，現在建立されている石碑は，老朽化によりひびが入り，今にも倒壊する危険性もあり，毎年８月１５日に開催される慰霊祭にも支障をきたす恐れなどが生じております。３点目に，集落の御遺族や地区全体の御遺族などからの，移設要望でもあります。このような理由から問題を解消するため，昨年の５月から庁内の地域協議会の会長をはじめ，６名の委員を選任し，移設検討委員会を立ち上げ，４回にわたり議論を重ねました。その結果，移設については現在の建立場所の西仲間集落内の平地に移設することが望ましいとの提言をいただいており，今回の予算計上となっております。この事業により，住用地区の戦没者の御遺族の誰もが気軽に参拝できるようにするとともに，移設後は戦没者慰霊祭の式典も同じ場所で実施できるものと考えております。どうか，御理解のほど，よろしくお願いいたします。

財政課長（國分正大君）　過去にあったかという御質問ですが，こちらは財政のほうで答えさせていただきます。平成２１年度に笠利町のほうには招魂碑というのがございまして，これが赤木名中学校の裏山のほうにありました。こちらのほうを今，太陽ヶ丘運動公園のほうに移設を終えています。理由につきましては，住用と同様で高齢化が進んで，ちょっと高いということで，なかなかもう上がれないということで，そういうことを考えまして２１年度にこの移設をしたところです。以上です。

１６番（三島　照君）　私はこのことは市の幹部の皆さんも，今後，二度あることは三度あるじゃなくて，二度で止めてほしい。私はその忠魂碑とか，慰霊祭とか，そういうものには京都にいたときからもずっと参加していますし，戦没者慰霊祭やそういうことについてどうやこうやと言うているわけではありません。しかし，先ほども言われましたように，あくまでも礼拝の対象物，礼拝の対象物ということは，宗教行事なんです。これは昭和５７年に大阪の箕面市のやったことに対しての大阪地裁の判決が出てからは，ほとんどどこの自治体もこういう問題のことについて手をつけられなかった。簡単に紹介しますと，箕面市が開発公社から借りた小学校の運動場，この土地を７，８８２万円で買受け，忠魂碑を移設し，遺族会に土地を無償貸与した。このことはあくまでも今も慰霊祭を行っている，まさに宗教行事であるということが示されていますし，この判決を示す裁判所の説明文の中では，あくまでも神式の脱魂式，入魂式を行って，このように本件の忠魂碑は礼拝の対象物である。宗教施設というよりほかありませんいうことも判断で示されていますし，それを踏まえていろんな説明が出されていますけど，憲法８９条では「宗教上の団体もしくは組織」に公金支出を禁止しているのは，厳格な意味で宗教上の組織団体ではなくても，宗教活動に対する援助，助長，促進等の結果をもたらす場合，広く宗教的意義を持つ事業や活動に対して公金支出を禁ずる趣旨だというふうに示されて，憲法はこういう行事を禁止し

ている。集落や各地域でみんなでそれこそ自分らの地域から出て行った亡くなられた方々を冥福を祈り，お参りすることは私は問題だとは思いません。お参りすること自体，私は宗教活動だと思っていますから，御冥福を祈りますと言って手を合わせて祈るんですから，そういう面でもう一つ読みますと，箕面市はその忠魂碑の敷地として市有地を無償で使用貸借させていますと。本件の移設は宗教施設である忠魂碑を宗教目的のために維持して使用させようとするものであって，これは箕面市が宗教活動を援助助長する行為ですというふうに判決で，そのなぜ違法だということの説明をされています。そしてもっと言いますと，その下のほうでは，本忠魂碑は忠魂碑としての宗教的な意味を持った宗教施設ですということが言われている以上，私はやっぱりこの行為は予算を最終的に決裁したのは，幹部会やそこでやられていると思いますけど，その際に，やっぱりこういうことも含めて，検討すべきだったと思っているんです。まざまざと予算書の中で，はっきりとこういうふうに書かれたら，これは黙って見過ごすわけにいかないというふうに思っているんですけど，何か，見解なりありましたら，是非一言，示してください。

市長（朝山　毅君）　三島議員がお話になりましたが，この忠魂碑，住用の，笠利の招魂碑，これいずれも１８９４年ですか，日清戦争は。その１０年後１９０４年，明治，日露戦争，そして先の戦争含め，女子挺身隊などなど，身命をとし，郷里の発展のために崇高な思いで殉職なされた方々，そして犠牲になられた方々，それを純粋な気持ちで忠魂碑，招魂碑としてやっております。この日本の良き伝統，先人を敬うという思想信条，そしてその慣習は各地域においてあると思います。当奄美市においてもあります。８月１５日をもって招魂の日，また終戦の日を二度と起こさないようにという戒めを含めて先人に礼を尽くすということでやっております。特に，笠利のほうでも宗教色をなくすためにということで献花をやっております。お花をあげる。以前は戦前等においては，やはりそれぞれの地域の多い宗教下，檀家の皆さん方を含めて特化したようなこともあったそうでありますが，近年は宗教色をなくすためにということで，町が，行政が中心になって公平な形で献花だけで済ませているということであります。住用町においては，確かに線香を上げておられます。ただ，理由は山の上にあって，もう遺族や多くの方々が，もう高齢化をして行けないから，登れないから，平地であると遺族の皆さんやまた関係者の皆さんがお集りいただいて，その歴史を大切にしながら，末代残していこうというふうな意味での移設ということであります。全く宗教色があるということは，私は意識しておりません。併せて，笠利町においても，今，そのような形で平成２１年と言いましたか，約２００万ぐらい掛かったと思います。観音ヶ丘という中学校の裏山手の，もうお年寄りが登れないと，どうにか平地で移設していただきたいということで，遺族会，そして各関係の皆さん，全て，駐在員の皆さんも集まっていただいて移設いたしました。それと私は同様のことだと思うんです。金額の多寡は別にいたしまして，ただある碑を，誰もがあがめていただくような場所に移すということでありますので，決して宗教色があると私は思っておりません。また，亡くなられたその方々の中においても，それぞれの宗教を拝んでいた方もいらっしゃるかもしれませんが，行政としては公平に，どなたであっても犠牲になられた方に二度と戦争を起こしてはならないという戒めをもって，場所を移転して，みんなにこの歴史の所在を認識していただいて，平和なまちのシンボルとして，村のシンボルとして移設をしたいということでありますので，どうか御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君）　３回目の質疑です。

１６番（三島　照君）　あのまあ，市長の言われることは最初に言いましたように，私のうちの集落でもちゃんとありますし，シマへ帰って出て来るとき，行き帰り頭を下げて出て来ています。それは当然のことで，それがどうこうと，私言っているわけではありません，ね。ただ，公金を使うときの，やっぱり一つの考え方として先ほど市長も言われましたけど，あの日露戦争の後に全国で招魂碑，忠魂碑が建

てられた。それがほとんどうちのシマでもそうでしたけど，学校の中にもある。ところが昭和２７年の文部省次官通達で公共団体が戦没者を含む功労殉職者を記念する碑を建設する上では，忠霊，忠魂の文字まで用いることは望ましくないと，やっぱりあの戦争を反省して，こういうことまでが通告されているわけなんです。そういう点で公金支出をするときには，やっぱり十分そこら辺も踏まえてやってもらわないと，私は今回の問題は，悪く言えば行政が憲法を犯したと言わざるを得ない状況になってくることがあると。ですから，二度あったことが三度ないように，是非今後気を付けていただきたいいうことを申し入れて終わります。

議長（師玉敏代君）　ここで暫時休憩いたします。

１０時５５分再開いたします。（午前１０時４５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時５６分）

次に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。私は社会民主党，社民党の関　誠之でございます。早速議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算について質疑をいたします。

まず最初に，３２ページ，１６款２項２目１節物品売払い収入１億２，７１２万２，０００円について，まず最初に，学校給食費の収入となっているが，なぜ当初予算に計上になるのか。９月からスタートだということであれば，６月の補正予算に計上してもいいのではないかと思っておりますが，学校給食はいつ，どこで，どのような決定をしたのか。給食費の内訳，詳細についてお示しいただきたいと思います。

二つ目は，昨年度までは諸収入の雑入で受け入れていましたけれども，なぜ財産収入の物品売払い収入に受け入れるのか。根拠を示して説明をしていただきたいと思います。

３点目は，１５３ページの歳出において，賄い材料費１億２，８４７万６，０００円と，歳入と一致が原則であると思われますけれども，１３５万４，０００円の差があります。このことについて，説明をいただきたいと思います。

（２）１１１ページ，歳出の７款１項２目１９節負担金補助金及び交付金，経営改善普及事業奨励補助金６００万，同５目１９節負担金補助金及び交付金，奄美大島観光物産連盟３０７万８，０００円の具体的内容とその根拠についてお示しをいただきたいと思います。

（３）１２１ページ，８款２項３目１５節工事請負費２億３，４４０万１，０００円の排水機場整備事業の概要について説明をお願いいたします。

（４）１４２ページ，１０款４項１目７節賃金，幼稚園教諭賃金が２，８５６万円計上されておりますが，の概要，３年保育，預り保育等の現況についてはどのようになっているかお示しください。

五つ目，施政方針に示されている医療検診に係るフッ化物洗口事業，また今議会で議論になっております教育委員会所管の集団フッ化洗口に係る予算措置はどこにされているのか。

大きな２番でありますが，議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算，３３ページ，１款２項１目の簡易水道事業負担金４億７，２８６万円のうち陸上自衛隊奄美駐屯地の関連工事について質疑をいたします。

３５ページ，１款１項４目朝日地区簡易水道区域拡張事業の５億４，５４８万１，０００円の中で，どれに当たるのか，お示しをいただきたいと思います。いわゆる陸上自衛隊の工事関係ですね。

二つ目，工事費の詳細と各工事費について示すとともに，工事完了予定と歳入の時期はいつごろになるのかお答えください。以上であります。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それでは，関議員にお答えいたします。まず，給食を供給するための経費といたしまして，自校方式，センター方式を問わず，年間での必要経費として必要と考えられる経費を当初予算で計上しております。学校給食につきましては，平成３０年度に歳入が見込まれる予算となりますので，当初予算として計上させていただいたところです。

当初予算編成におきましては，現在の各学校の給食費をもとに，来年度の児童・生徒，教職員の見込み数や試食の見込み数から概算として計上しております。給食費の確定につきましては，名瀬・住用地区学校給食センター運営等検討委員会の中で，これまで各学校で徴収していた給食費の取り扱いについて，公会計への移行や学校給食摂取基準に基づく給食費の算定方法等承認をいただき，進んでいる状況でございます。このことにつきましては，先月の校長会や教頭会，また市Ｐ連代表者会においても説明をさせていただきました。

給食費の内訳につきましては，今後，運営等検討委員会において額等の最終承認をいただき，保護者への周知を行っていきたいと考えております。

続きまして，給食費の受け入れの件につきましては，議員御指摘のとおり，学校給食においてはこれまで諸収入の雑入で歳入計を実施しておりました。そのような中，昨年の平成２９年１１月３０日に総務省自治行政局並びに文科省健康教育食育課長から「学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について」通知が来ております。内容につきましては，「学校給食は児童・生徒が喫食する学校給食の対価として，地方自治法施行令第１５８条第１項，第４号に規定する物品売払代金に該当することから，この項目に基づき学校給食費の徴収または収納の事務を私人に委託することができる」との通知内容でございました。この通知に基づき３０年度予算の学校給食収入は物品売払収入に計上してあります。

なお，文科省が明確に示したことで，学校給食のコンビニエンスストア等での支払いが可能となりましたので，今後，保護者の利便性の向上が図られ，更には公会計ということで教職員の業務の負担軽減にもつながるものと考えております。ちなみに雑入のままだとコンビニ払いができないこととなっております。

３番目の１３５万４，０００円の歳入歳出における差額につきましては，平成３０年度夏休みに予定しております調理員の研修の中で試作をするための経費として計上しております。以上でありす。

商水情報課長（武下義弘君）　おはようございます。それでは，経営改善普及事業奨励補助金についてお答えいたします。この補助金につきましては，これまで商工会議所補助金９３万８，０００円，商工会補助金２３５万１，０００円を廃止し，新たに創設する補助金でございます。具体的には，これまでの定額補助ではなく，商工会議所等が実施した小規模事業者への巡回指導，補助金申請支援，金融の斡旋，窓口指導等の経営改善普及事業の実績件数に応じて補助金を交付する内容でございます。商工会議所及び商工会に対する補助金につきましては，合併直後から先ほど申し上げた額を計上してまいりましたが，合併後１０年以上経過するとともに，予算委員会等での御指摘も踏まえ，今回新たな制度として見直しを行ったところでございます。経営改善事業の実績に応じて補助金額を呼応する理由としましては，一つ目に，国の小規模起業支援法の改正により，商工会等の指導的な役割を推進していること。二つ目に，昨年４月に奄美市中小企業小規模企業振興条例を制定し，商工会等の役割として中小企業者等の経営基盤の強化等に対する積極的な支援を推進していることから，経営改善事業を奨励する目的で制度設計したところでございます。

補助金額の根拠といたしましては，巡回指導や窓口指導等の件数ごとに，単価設定を行い，実績件数に応じて補助金額を決定いたしますが，単価設定にあたりましては，過去３年間の実績件数等から設定する予定にしております。

なお，予算額の６００万円につきましては，最終的には事業の実績額により交付することとなります

が，商工会議所，商工会，それぞれに対し３００万円を限度額にしたいと考えておりますので，今回６００万円を計上しているところでございます。以上です。

紬観光課長（保浦正博君）　おはようございます。それではお答えします。一般社団法人あまみ大島観光物産連盟負担金３０７万８，０００円につきましては，観光案内所運営に係る人件費などの事務局経費のうち，奄美大島５市町村が負担いたします６００万円につきまして，均等割３，人口割３．５，財政割３．５の割合で算出したものでございます。以上でございます。

土木課長（橋口義仁君）　それでは，お答えいたします。排水機場整備工事につきましてお答えいたしますが，工事請負費２億３，４４０万１，０００円の工事概要につきましては，新年度，建築工事及び電気設備工事となっております。

学校教育課長（元野　弘君）　それでは，（４）幼稚園教諭の賃金について御説明いたします。まず３年保育についてでございます。奄美市公立幼稚園の名瀬地区の３園においては，平成３０年度から新規事業といたしまして，新たに３歳児を加えて３歳，４歳，５歳児の幼児を受け入れる３年保育を実施する予定でございます。現時点での３歳児入園希望者は名瀬幼稚園が８１名中１７名，朝日幼稚園が１０５名中２５名，小宿幼稚園が３７名中１４名となっております。学級編成につきましては，３歳から５歳が一緒に在籍する異年齢の混合学級を考えております。ですので，現時点での学級数につきましては，名瀬幼稚園が３学級，朝日幼稚園が３学級，小宿幼稚園が１学級を考えております。職員配置につきましては，担任は正規職員を配置しますが，各クラスに副担任補助として幼稚園教諭の有資格者の臨時職員１名を配置し，また園児数によって３歳児対応の臨時職員を１名，更に加えることを考えております。このようなことから，名瀬地区においては副担任補助として６名，３歳児対応として３名，合計で９名の臨時職員を配置することとしております。また，笠利地区の赤木名幼稚園には１名の臨時職員を配置することとしておりますので，全体で１０名の臨時職員の賃金として１，７８０万３，０００円を計上しております。

次に，預り保育について御説明いたします。朝日小学校附属幼稚園では既に２９年度から実施しておりますが，３０年度から名瀬幼稚園，小宿幼稚園におきましても預り保育を実施する予定としております。預り保育の希望者は現時点で名瀬幼稚園が２０名，朝日幼稚園が８０名，小宿幼稚園が５名となっております。したがって，名瀬幼稚園で１名，小宿幼稚園で１名，朝日幼稚園で４名の計６名の預り保育の常勤の臨時職員の配置を考えております。また，預り保育は土曜日や長期休業日等も実施いたしますので，週休代替の臨時職員も必要となっておりますので，このようなことから預り保育の実施に必要な臨時職員の賃金として１，０７５万７，０００円を計上しております。

以上の概要で，３０年度幼稚園賃金予算は，名瀬地区の賃金として２，６８９万２，０００円，笠利地区の賃金として１６６万８，０００円，合計いたしまして２，８５６万円を計上しているところでございます。以上でございます。

健康増進課長（吉　郁也君）　それではお答えいたします。施政方針に示しておりますフッ化物洗口事業の拡充に係る予算措置としましては，一般会計予算書の５８ページ，２款総務費，１項総務管理費，１４目地方創生推進費，１１節需用費の中の消耗品費としてフッ化物洗口剤等の購入費用４５万８，０００円を計上しております。以上です。

学校教育課長（元野　弘君）　教育委員会所管のフッ化物洗口に係る予算措置はいたしておりません。

水道課長（山下一弘君）　議員御指摘の簡易水道負担金４億７，２８６万円のうち自衛隊関連は４億７，

２７６万円となりますが，この負担金が予算書３５ページの支出の朝日地区簡易水道区域拡張事業５億４，５４８万１，０００円のうちどの部分に該当するか御説明いたします。

３５ページに朝日地区簡易水道区域拡張事業の内訳が表示してありますが，その中の工事請負費５億１，６００万円のうち，自衛隊に関連する工事は４億４，６００万円となっております。この工事請負費に事務費の６パーセントを負担していただく契約ですので，事務費相当額が２，６７６万円となりまして，これらの合計で４億７，２７６万円が先ほど申し上げた自衛隊側からの工事負担金となります。

続きまして，自衛隊側の工事請負費の詳細につきましてですが，浦上町に新設する第４水源地から朝日町に新設をする第４浄水場までの導水管として４，２００万円，次に，大熊町にある既設の第３浄水場及び既設の第３配水池の増補改良として１億１，０００万円，更に，自衛隊の専用水道部分としては大熊町内の新設の送水ポンプ所整備費，及び駐屯地に向かう県道沿いに新設をします中継ポンプ所整備費として１億円，送水ポンプ所から自衛隊駐屯地内までの送水管布設費として１億９，４００万円，以上合わせまして４億４，６００万円となっております。

工事完了の時期につきましては，３１年２月末を予定いたしており，その後，早急に自衛隊の検査等を行いまして，年度末には自衛隊側より歳入として受け入れたいと考えております。以上です。

１５番（関　誠之君）　物品売払い収入については，ということで説明がありましたので，了解をいたしましたが，この学校給食費というのは，公法上の債権なのか，司法上の債権なのかね，この辺についてはどのような見解をお持ちかということが一つと，今度から公会計に入れるということであれば，この学校給食費の未納対策についてはどのような検討をされているのか。この２点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

２番目の経営改善普及事業奨励補助金ですか，説明があったようによく理解をいたしましたけれども，急に商工会議所と奄美商工会が消えた補助金で，事業だけぽんと出てくるということで，非常に分かりにくいというかね，当局としては苦労されて，指摘をされた奄美商工会と商工会議所とのこの差を，やはりある意味均等に平等にしていかなきゃいけないという意味からのものはよく分かります。しかしながら，奄美商工会のほうから毎年補助金の増額についてきておりましたが，この辺の，今説明があって初めて説明を聞いたわけですから，具体的なものがよく分かりませんが，３００万を上限にということは，３００万を超える恐れがあるから上限をつくるんだというふうに理解をしましたので，その辺のもうちょっと具体的に，どういう仕事をしたら幾らの金が入って，それが年間幾らぐらいで幾ら入るんだというようなことまで教えていただければなというふうに思います。

でき得れば，やっぱりこの補助金の受入れ先である奄美商工会なり，商工会議所の名前を残しておいてね，やるのが分かりやすいではないかというふうに，一応提案をしておきたいと思います。

それと，排水機場整備の件でありますけれども，そのあまりにも単純に建築と電気でありますということじゃなくて，少しこういう建築物をこういう目的のために造るんだと，もちろんその中で電気の配備が必要だということで，これ，前質問したときに１０何パーセントいうような，聞き間違いかも分かりませんが，非常に進んでいないんですよね，この工事が。心配するのは，例えば平成２９年度の当初予算が９，０００万，補正に６，２４６万２，０００円を付けて，３０年度当初予算が２億３，４４０万１，０００円と，合計しますと３億８，６８６万３，０００円の予算になっているわけですよね。これを単年度でやらないかんですよ。その上に繰越明許が１億５，５６８万６，０００円あるわけですよね。それを足すと５億４，２５４万９，０００円というような巨額になるわけですけれども，こういう中で本当にこの工事が，お金はどんどん入ってきますけれども，それを使いきる業者並びに職員の数もそうなんですけれども，そういったのが消化できるようなね，体制になっているのか。年度内に工事完了ができるのかどうか，本当に心配をしております。そういう意味で，今後の対応について示せということでお示しいただきたいんですが，資料要求をして，ちょっと気づいた点を教えていただきたいと思いますけれども，排水機場計画の平面図をいただきましたけれども，そこに希少種生息地移設予定範囲

というのが書いてあるんですよね，それ２か所書いてあるんですけれども，こういうものはどういうことなのかということをお示しいただくとともに，こういったことでもしかしたら工事がなかなか進まない原因があるのかなと思ったりするのが１点と，もう一つ，既設のパイプを引くんですけれども，いわゆる支所の近くから，ずっとこう，昔パイプが入っていましたけど，その辺が，そのパイプが何ミリの口径でね，どれぐらいの排水があって，その排水が直接排水するのか，貯水槽を設けて，そこにいったん貯め込んで排水するのか，その辺のところが私たち素人なもんですから，この図面を見ただけでは，ほとんど分かりませんが，そういった丁寧な説明がほしかったんですけれども，その説明をまずお願いをしたいなというふうに思います。

幼稚園の関係は１点だけですけれども，ちょっとこれは教委のほうでないかも分かりませんが，３年保育，預り保育は，定数枠に余裕のある公立保育所を活用することによって３歳児の受け皿を作って，待機児童対策を後押ししようというようなこともあると思うんですけれども，そういう，今話していただいたことによって，この新年度の待機児童というのはどのように変化をしていくのか。また，数字上はよく分かりますけれども，幼稚園教諭の雇用，ずっと議論になっておりますけれども，なかなか人がいないということも含めて，その辺の対策はどういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたい。

それにフッ化物洗口の問題は，昨日，安田議員の話もありましたけれども，新潟県が７８．３パーセントと，平成２６年，大きな成果を上げているという発表がありましたけれども，調べてみたらですね，新潟県では１９８１年，昭和５６年ですけど，１０年間で洗口実施を１００パーセントに拡大するというふうな目標を掲げてやっておったようです。ところが２０年経っても小学校で５４パーセントしか進んでいない。洗口人数にすれば４０パーセント前後という資料を探しましたけれども，今言ったように，なぜこの学校の中でも，何十年も前からやりながら，２０年経っても小学校が５４パーセントしか，人数で言えば４０パーセント前後しかない。進まないのかという疑問もね，少し考えていただいて，その中で，本年度中にフッ化推進委員会を組織するという教育長の発言がありましたけれども，予算が伴ってなくて，２９年度中もないようでありますけれども，そういうようなフッ化委員会を組織すると，そして新聞報道によれば，来年５月以降，３校程度でモデル事業を行うということでありましたが，新年度にも予算がない。そうすると６月の補正しかありませんから，まさか専決でやるわけにはいきませんのでね。そうすると，６月以降に考えていらっしゃるのか。教育長は自信を持って来年５月以降，３校程度でモデル事業を行うと，公の機関に発表しているわけですから，その辺の修正も含めて何かありましたらお願いをしたいと思います。

あと，水道の関係についてはですね，一つだけ，２９年度に工事として行って，完成をして，そして今，請求をする。幾ら請求をして，幾ら入った。いわゆる未収金が幾らになっているか。そのことだけお答えすればよろしんですが，よろしくお願いします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それでは，関議員にお答えします。債券としてどう考えるかということなんですが，市債権として認識しております。

次に，給食費の徴収方法，滞納対策につきましては，徴収方法は口座引き落とし，納付書払い，コンビニ収納と，保護者が利活用しやすいような，図られるような制度設計に努めてまいります。

滞納対策としましては，各学校やまた関係徴収事務の徹底を図り，関係各課との連携のもと，適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

商水情報課長（武下義弘君）　それではお答えいたします。今回の補助金につきましては，先ほども申し上げたように，これまで以上に経営改善，普及事業を奨励するという目的で創設しております。したが

いまして，商工会議所や商工会の皆さんにも今後頑張っていただくという目的であります。

それで，具体的な金額の額についてというお話でしたので，これにつきましては，当然予算が成立した後にですね，要綱等を作って整理していく予定でございますが，今考えている方向としましては，例えば巡回指導とか，窓口指導とかございます。それとか，補助金の申請とか，日本政策金融公庫に融資の斡旋とか，それで一応巡回指導につきましては１件当たり１，０００円と，そして窓口指導割合については３００円，それと補助金については８，０００円，そして日本金融公庫の融資斡旋については４，０００円という予定はしております。参考までに，昨年の２８年度ですね，やりました商工会議所，奄美商工会のデータ実績をもとに算出しますと，商工会議所につきましては１９８万になるだろうと。奄美商工会につきましては２２８万２，０００円という２８年の実績ですので，それ以上頑張っていただこうということで，３００万を限度額に設定しているということで御理解いただきたいと思います。

土木課長（橋口義仁君）　御質問の詳細につきましてお答えいたします。平成３０年度の今年度予定しております２億３，４４０万１，０００円の工事概要内訳につきましては，建築工事，これが建築の上屋工事ですね，を行います。そして電気設備工事，これにつきましては主ポンプ２台，電気設備，自家用発電機，機器付帯設備等の工事を予定しております。なお，平成２９年度事業費１億５，６５９万円につきましては，今年度，排水機場の実施設計を発注しておりまして，排水機場本体，建築，電気設備，機械設備と多岐にわたる設計のため，設計検討等に長期の時間を要したため，昨年１２月に全体の実施設計の内容が確定し，納品をいたしております。そのため，実施設計及び実質調査の進捗として１０パーセントということで，事業費ベースで１０パーセントの進捗という形で前回答弁しておりますが，工事についてはまだ発注していませんので，お答えできませんという形で答弁しております。なお，この１２月に実施設計が上がりまして，現在，県の建設技術センターへの２９年度の発注分といたしまして敷地造成及び基礎工事を繰越工事において予定しておりますが，その設計書の作成を依頼しまして，先週，その検査を行ったところですので，間もなく発注予定という形で対応しております。

なお，平面図に希少種ということで記載がございますが，カリントウカワニナという貝の一種で，これにつきましては県及びですね，環境省の協議をいたしまして移設について協議を，その敷地内の移設という形で大丈夫ということで確認を取っておりますので，その件に関して工事が遅れているということではありません。以上です。

その集落から流れて来る排水路につきましては，中山間事業で農地の真ん中に，今，３００のトラフが入っています，側溝が。それを１メーターに広げてそこまで引っ張ってくるという形で事業を計画されておりますので，御了承ください。

学校教育課長（元野　弘君）　幼稚園教諭の雇用についてお答えいたします。今現在，ハローワーク等に募集をかけて，鋭意確保に努めているところでございます。また，これまで経験者も含めて，いろんな幅広く情報を集めながらですね，御相談をしてお願いをしているところでございます。

続きまして，フッ化物洗口につきましては，小・中学校でフッ化物洗口を進めるに当たり，フッ化物洗口推進委員会を設置し，他市町村等の実績を参考にしながら，よりよい在り方を検討する必要があること。それから，学校職員や保護者へ時間をかけて丁寧な説明をする必要があること。また，現段階でモデル校も決定していないということから，児童・生徒数は確定していないということで，今回は予算計上はしておりません。そのような準備が済み次第ですね，積算をして積み上げてまいりたいと考えております。また，フッ化物洗口推進委員会に係る予算についてはですね，予算書の１５４ページ，１０款教育費，６項保健体育費，３目学校保健体育，８節報償費に各種講習会，研修会等，講師謝金として計上しておりますので，これで対応していきたいと考えております。以上でございます。

水道課長（山下一弘君）　２９年度の工事負担金について御説明します。２９年度にこの３月末に受け入れを予定をして準備を進めておりますが，まず，各施設の用地費，そして認可設計に掛かった費用６，１００万に事務費が３６０万ございますので，６，４６０万がこの３０年度末に入る予定をしております。３０年度のほうに繰り越すものが用地費の一部，そして実施設計について４，７９９万円繰り越しを現在考えてございます。

議長（師玉敏代君）　３回目の質疑です。

１５番（関　誠之君）　はい，ありがとうございました。よく理解をいたしました。排水機場のやつは広げてやるというから，それなりに効果が出てくるだろうというふうに思いますので，ただ，１点だけ，これから梅雨の時期，また台風時期になるんで，これは見ますと３２年度までの工期ということなんですが，財源はどのようなところから，いわゆる社会資本整備交付金ということは分かりますけど，道路関連の効果促進費ではないかなというふうに思われますので，その辺のところを含めて，財源，これがあっと急にね，補助金が下りておりますので，その辺の理由も含めて，ちょっとお聞かせをいただきたいなというのが１点です。

あと，通告をしておりませんでしたので，出てくると思って聞いたんですけれども，新年度の待機児童の関係，先ほどの教育委員会の預り保育等々と非常に関連がありますのでね，その辺が発表できるようでしたら発表していただきたいなというふうに思います。

それと，フッ化物洗口の推進委員会については，よく予算は理解できましたけれども，この内容はですね，一つお願いしておきたいことは，関係団体が全て揃っておりますけれども，学校の養護教員，教諭が入ってないようなことで言われておりますけれども，この等というのに入っているのかどうかわかりませんが，それと保護者の代表ね，そういったのを入れてフッ化物洗口推進委員会をしていただきたいなというふうに思いますので，その辺のところについての見解と，先ほど言いました，もう５月からは，５月からの実施は今のところできませんよねということについて見解があれば，是非お願いをしたいということ。それと，費用の，子どもたちに幾らの費用が係るのか，その辺を含めてお願いをしたいと思います。私はやっぱり疑わしきは使用せずと，医師の指導のもと，個人の責任において病院でやっていただきたいなということを申し添えて，私の質疑といたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　関議員に申し上げます。待機児童はですね，福祉政策課ですので，学校教育ではありませんので，これは撤回していただきたいと思います。

答弁を求めます。

土木課長（橋口義仁君）　まず，排水機場の完成年度につきましては平成３２年度を予定しております。財源内訳といたしまして，社会資本整備交付金事業で行いまして，その中の効果促進事業というものがありまして，その中で支出を予定しております。なお，支出割合として補助金として６２．１５パーセントを予定しております。

３２年度予定ということで取り組んでおります。

学校教育課長（元野　弘君）　フッ化物洗口につきましては，学校職員，昨日の安田議員の提案にもありましたように，学校職員も入れてほしいという提案もありましたので，その等の中にですね，こちらとしては保健師であったり，養護教諭であったり，そういった保護者の代表であったり，そういった方々も想定していることでございます。また，始める時期につきましては，これから準備を進めてまいりますので，準備が整い次第実施していこうと考えております。御理解いただきたいと思います。

それから，試算につきましてはですね，大体小学校で２０人ぐらいを対象とした場合にはですね，年

間９，０００円ぐらいの予算がかかるのではないかとうことで考えております。以上でございます。

議長（師玉敏代君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算についてから，議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定についてまでの２４件については，１２人の委員をもって構成する一般会計予算等審査特別委員会，及び１１人の委員をもって構成する特別会計予算等審査特別委員会を設置し，これに付託の上，審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま議題といたしました議案２４件については，両特別委員会を設置し，これに付託の上，審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に，林山克巳君，松山さおり君，津畑誠君，栄　ヤスエ君，大迫勝史君，元野景一君，竹山耕平君，関　誠之君，三島　照君，多田義一君，奥　輝人君，平川久嘉君の１２人を，また特別会計予算等審査特別委員会の委員に，橋口耕太郎君，与勝広君，渡　雅之君，戸内恭次君，川口幸義君，安田壮平君，西　公郎君，﨑田信正君，橋口和仁君，里　秀和君，伊東隆吉君の１１人をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま申し上げました諸君を先ほど設置されました両特別委員会の委員に指名いたします。

議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算について，議案第２８号　奄美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３３号　奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定についてまでの以上８件は，これを一般会計予算等審査特別委員会に，議案第１７号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてから，議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算について，及び議案第３４号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３８号奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上１６件は，これを特別会計予算等審査特別委員会に，それぞれ付託いたします。

両特別委員会の正・副委員長互選のため，暫時休憩いたします。（午前１１時４２分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１１時５２分）

先ほど設置されました両特別委員会の正・副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計予算等審査特別委員会の委員長に竹山耕平君，同じく副委員長に関　誠之君が互選されました。また，特別会計予算等審査特別委員会の委員長に戸内恭次君，同じく副委員長に橋口耕太郎君が互選されました。

以上のとおりであります。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第４，議案第４０号　公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，ただいま上程されました議案第４０号の提案理由を御説明いたします。

議案第４０号　公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取につきましては，名瀬港マリンタウン整備事業に伴う公有水面埋立の変更申請に係る県からの意見聴取に対し，同意することについて議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ御審議の上，議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから本案に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第４０号　公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取については，これを一般会計予算等審査特別委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため，明日３月１０日から３月２２日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日３月１０日から３月２２日までを休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

３月２３日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１１時５４分）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　林山　克巳　君
3番　松山　さおり　君	4番　津畑　誠　君
5番　栄　ヤスエ　君	6番　大迫　勝史　君
7番　与　勝広　君	8番　渡　雅之　君
9番　戸内　恭次　君	10番　元野　景一　君
11番　川口　幸義　君	12番　竹山　耕平　君
13番　安田　壮平　君	14番　西　公郎　君
15番　関　誠之　君	16番　三島　照　君
17番　﨑田　信正　君	18番　師玉　敏代　君
19番　多田　義一　君	20番　橋口　和仁　君
21番　奥　輝人　君	22番　平川　久嘉　君
23番　里　秀和　君	24番　伊東　隆吉　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	福山　敏裕　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	松原　昇司　君
笠利総合支所事務所長	盛島　洋久　君	総務部長	東　美佐夫　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
市民課長	中村　博光　君	保健福祉部長	上野　和夫　君
福祉事務所長	奥田　敏文　君	商工観光部長	菊田　和仁　君
商水情報課長	武下　義広　君	農政部長	山田　春輝　君
建設部長	本山　末男　君	建設課長	山下　勝正　君
上下水道部長	上島　宏夫　君	水道課長	山下　一弘　君

教育委員会事務局長	森山　直樹君	生涯学習課長	福長　敏文君
農業委員会事務局長	川内　進君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	上原　公也君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	満永　亮一君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は，お手元に配付の議事日程第３号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，　議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算について，議案第２８号　奄美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３３号　奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定について及び議案第４０号　公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取についてまでの以上９件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案９件に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員長（竹山耕平君）　おはようございます。自民新風会の竹山耕平でございます。それでは，平成３０年度一般会計予算等審査特別委員会の御報告を行います。

去る３月９日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第１６号　平成３０年度奄美市一般会計予算，また議案第２８号から議案第３３号，議案第３９号から議案第４０号についての９件の議案について，３月１２日，１４日，１５日の３日間委員会を開催し，１２名の委員により慎重にかつ活発な審査を行いました。これら９件の議案については，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

以下，審査の内容を御報告申し上げます。

初日，３月１２日は，議案第１６号中，１款議会費，２款総務費，３款民生費，４款衛生費及び１１款災害復旧費，また議案第２８号から議案第３３号の７件について審査を行いました。

まずはじめに，当局から補足説明があり，その主なものにつきましては，一般会計においては本庁舎建設の大詰めに伴い，予算が過去最大の３３８億２，００９万１，０００円となること，自主財源は６８億１，９８７万２，０００円，市税が５，０８１万３，０００円，繰入金５億９，７７３万２，０００円，寄附金１億円の増となったことにより，対前年度比９億８７９万円，１５．４パーセントの増であり，自主財源比率は２０．２パーセント，対前年度１．６ポイントの伸びとなっております。

歳出につきましては，義務的経費は１７８億９，７６６万６，０００円で，扶助費，公債費の増によることから，対前年度１億３，１０４万７，０００円，０．７パーセントの増，投資的経費は７０億９，９９４万９，０００円，本庁舎建設及び名瀬・住用地区学校給食センター工事など，大型事業の本格化に伴い，対前年度２０億２，９３３万８，０００円，４０パーセントの増であります。また，寄附金といたしまして，今般ふるさと納税の推移により２億円を見込んでおります。

委員より，電子入札と紙入札の割合について，庁舎建設事業費中，消耗品・防災備蓄品について，予算の考え方について，紡ぐきょらの郷づくり事業費の増額計上についての質疑に対し，入札状況は建設工事で電子入札，設計等の委託料で紙入札となっており，３０年２月末現在で電子入札２２３件，紙入札５６件の合計２７９件であること。備蓄品について，内容は食料品，水，寝具，災害用トイレ，個人のスペースを区切るための仕切り板，その他避難生活に係る用品として５００名の１週間分を計上し，新庁舎の備蓄倉庫を設置すること。予算の考え方は，財政計画上，３０年度予算が最大と見込んでおり，有利起債を使いながら基金を積み上げ，３３年度からの１本算定に入ることを見越して，これからの２年間は我慢と計画を十分に練りながら予算計上したいという方針であること。紡ぐきょらの郷づくり事業につきましては，増額計上は新年度に世界自然遺産登録も見込まれていることから，是非とも市民の提案を増やし，採択事業を進めたいということでございます。

そのほかにも行政協力員等の件について，全国離島交流中学生野球大会の件，ふるさと納税関連事業費の件，本庁舎建設事業費の件，一集落１ブランドの件，職員の接遇に関する事業の件，東京事務所費

の件など質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

なお，奄美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定に関わる議案第２８号，２９号，３０号についても，この際，省略をいたします。

次に，２款２項徴税費から６款監査事務局費まで補足説明があり，その主なものについては，地籍調査費で名瀬の根瀬部，西仲勝，長浜地区の１．１９平方キロメートル，住用の役勝，摺勝，東仲間地区，１．７７平方キロメートル，笠利の和野，屋仁，万屋地区の０．７４平方キロメートル，奄美市全体で３．７０平方キロメートル，平成３０年度事業完了後の進捗率の見込みは，名瀬２８．５４パーセント，住用２４．８３パーセント，笠利６５．１５パーセント，奄美市全体で３５．０４パーセントでございます。

併せて，議案第３１号　奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については，代表監査委員の報酬額を月額９万３，０００円から１１万６，０００円に，識見を有する監査委員の報酬を９万２，０００円から１０万円に改めるもので，地方自治法の一部改正による勧告制度の創設や監査基準の策定など，監査委員に求められる役割が更に増加していることが主な理由でございます。

次に，議案第３２号　奄美市税条例の一部を改正する条例の制定については，福祉サービスの充実に資するために，固定資産税における地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）の対象となる施設に対し，特例措置の拡充を行い，税負担の軽減を図ろうとするもので，議員より，条例の目的と効果についての質疑に対し，税の特例措置を行うことで税負担の軽減を行うことにより新たな施設を呼び込みたいということでございます。その他，委員より，コンビニ収納の効果についての質疑に対しましては，３月９日現在の２９年度分のコンビニ収納件数は３万６，２３２件，市税分は１月末現在で１万８，０９０件，収納額は１億９，４２２万４，０００円であります。

そのほかに市税の増額要因の件，地籍調査の件など，質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，３款民生費について補足説明があり，その主なものは，委託料として社会福祉法人会計指導監査，事前審査業務９７万２，０００円計上し，市内７か所の社会福祉法人の監査に対し，会計専門家からの助言等により，職員の監査指導能力の向上を図るものであります。また，身体障害者，日常生活用具給付費１，３１８万１，０００円は，在宅の重度心身障害者，日常生活を支援するための用具給付に係る費用で，３０年度より人工内耳体外機も対象として事業拡充を行うものであります。

また，子ども医療費助成金１億１，４１９万１，０００円は，安心して子どもを産み育てる環境づくりの一環として，これまで小学校６年生まで対象としていたものを３０年度より対象を１５歳，中学生まで拡充するものであります。

また併せて，本事業の拡充に伴い，議案第３３号　奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について，説明がございました。

また，３項に扶助費として生活扶助費１７億４９０万４，０００円，医療扶助費２６億１，６４９万４，０００円，介護扶助費９，８１３万円の合計４４億１，９５２万８，０００円計上されております。

委員より，就労準備支援業務について，学習支援事業について，放課後児童クラブ運営補助金について，ファミリーサポートセンター事業について，健康管理支援業務システムについての質疑があり，就労準備支援事業は引きこもりや精神的疾患で一般就労が困難な方々へ自立訓練，社会適応力の訓練等を行う訓練であり，年間１５名を対象とし，その６割を一般就労につなぎたいとするもの。学習支援事業は，昨年７月からの事業開始で，述べ１８名が受講し，高校進学へつながった事例もあるということ。放課後児童クラブ運営補助金は，これまで９か所の学童クラブへ助成をしていたものを，新たに節田小学校と奄美小学校を追加し，事業の拡充を図るものであります。ファミリーサポートセンター事業は，２８年度実績が２６３回，２９年度は１２月末現在で３３５回の依頼があり，市民のニーズにマッチン

グした事業となっていること。健康管理支援事業システムにつきましては，生活保護者の方々は何らかの病気を持ち，特に生活習慣病に罹る者が多いということでありまして，保健師の特別支援を行いながら重症化予防を図るものであります。

そのほかにも地域活動支援センター事業と基幹相談支援センター事業の件，生活困窮者自立相談員の件，県障害者スポーツ大会出場補助金の件，障害児給付事業の件，母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の件，ひまわり寮の改修工事の件などの質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，４款衛生費について補足説明があり，その主な内容は，新たな事業として自殺対策推進計画策定委員謝金，これは３０年度中に市町村の自殺者対策計画の策定が義務付けられたことによるもの。また，健康づくりポイント業務に８５万円計上，新たに特定検診やがん検診などの受診者にポイントを付与し，達成状況により商品券と引き換える事業を開始するためのものであります。また，負担金として合併処理浄化槽設置整備事業費補助金１，７５０万円，２５基分を計上し，新たにこれまでの基準額に上乗せを実施することで，水洗化の向上に向けた取組を図るものであります。併せまして，奄美市全体の水洗化率は８７．９パーセントということであります。

委員より，自殺者対策推進計画策定業務の詳細について，海岸漂着物対策推進員と海岸漂着物回収及び処分業務についての質疑があり，自殺対策推進計画の策定は，国が自殺対策推進センターをつくり，各自治体の自殺者の現状を分析し，それに基づき本市が，奄美市が計画を策定するが，自殺の要因が保健だけではなく，教育，福祉，生活困窮など多岐にわたることから，庁舎内でワーキングチームを設置し検討するものであります。また，奄美市は全国や県と比較しても高い自殺率であることが報告をされました。

海岸漂着物等については，海外からの漂着ごみが多いことから，国の関係省庁から要請を行っているということであります。

そのほかにも新生児聴覚検査受診費の件，合併浄化槽事業費の件，廃棄物収集業務の件，和光園の将来構想に係る事業費が予算化されていないことなどの質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，３月１４日，２日目の審査では，議案第１６号中２款総務費，１項１４目地方創生推進費，１５目ふるさと納税等活用事業費，１６目世界自然遺産推進費から５款労働費，６款農林水産業費，７款商工費，８款土木費及び議案第３１号，議案第３９号から議案第４０号について審査を行いました。

以下，審査内容を御報告いたします。

まずはじめに，補足説明があり，２款総務費，１６目世界自然推進費に委託料としてヤギ被害防除対策業務１６２万９，０００円，飼い猫避妊去勢手術支援業務１５５万円，ノラネコのＴＮＲ事業費２４５万円，飼い猫のマイクロチップ装着支援業務費１００万円などでございます。

委員より，小湊フワガネク遺跡の保存活用についての質疑に対し，２８年度に出土遺物が国の重要文化財に指定され，３０年度から２年かけて整備活用に関する保存活用の計画策定を実施すること。博物館リニューアル事業については，２９年度の開館３０周年を迎え，また世界自然遺産登録を見据え，希少野生動植物のデータベース化を図り企画展に生かしたいとのことであります。教育のＩＴ化整備事業１，３１１万は，全ての教室に電子黒板をリースで導入し，テレビ会議システムの利用や小規模校同士の授業の交流も図っていきたいというものでございます。中学生国際交流派遣事業３００万円は，今回，５０万円ほどを増額し，子どもたちの負担軽減につなげるものであります。離島留学推進事業は３月９日現在で問い合わせ件数が２２件，そのうち正式に申し込みがあった件数が７件，全ての家庭で受け入れが可能で，崎原中１人，佐仁小１人，芦花部小１人，市小２人，住用中２人であります。里親に対する補助金は，留学生の自己払いが３万５，０００円，市の補助として３万５，０００円の月７万円を補助するものであります。笠利地区元気，やる気，本気，未来創造事業は，鹿屋市のやねだんが主催するふるさと創造塾が５月に開催されることから，職員１人，集落から１人，３泊４日の研修会に参加するものであります。

そのほかにもフリーランス支援事業の件，地域雇用サポート事業の件，フッ素洗口事業の件，バス購入事業の件，日本復帰継承事業等，多くの質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，５款労働費について補足説明があり，その主なものは，奄美市シルバー人材センター事業費補助金２８０万円とその運営に係る補助金５７４万１，０００円，また奄美産業活性化協議会貸付金６００万円であります。

委員より，シルバーの会員数や仕事の内容についての質疑に対して，会員数は２９年度２月末で３４９名，平均年齢が７０．８歳，受託する件数については２８年度末で２，２６８件，そのうち公共部門が１９２件，費用部門が５５７件，個人が１，５１９件であります。

その他，質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，６款農林水産業費，１項農業委員会費の報酬は，農業委員１６名と農地利用最適化推進委員８名分の１，２４３万２，０００円であります。農業振興費原材料費のうち１，７６０万円は鳥獣被害防止柵によるもので，３０年度は名瀬地区を中心に１万メートルを計画しているもの。また，奨励金助成金の農業次世代人材投資資金１，９５０万円は，昨年度まで青年就農給付金として計上されていたが，制度改正に伴うものとして，若手の新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために年間１５０万円交付する制度で，交付対象者は１３名を予定しているということであります。また，７目糖業振興費のうち事業に伴うものとして，奄美群島結いの島農業モデル事業補助金２８３万７，０００円は，与論島の余剰堆肥を奄美市で有効活用し，土づくりの促進によるサトウキビ生産の回復が目的であります。

委員より，農地中間管理事業費実績について，奄美市重点品目生産向上対策事業について，堆肥生産の利用状況についての質疑に対し，農地中間管理事業実績は事業で農地の貸し借りを推進するもので，その中で協力金，補助金があり，活用した面積は笠利地区が１２ヘクタール，名瀬地区が２ヘクタールで，合計１４ヘクタールの流動化を行ったこと。

奄美市重点品目生産向上対策事業補助金では，肉用牛については２６年度１５農家，１０７万円，２７年度８農家，１４３万円，２８年度５農家，３９万３，０００円の実績があり，その３分の１を補助していること。

堆肥の販売実績は過去３年間はこれまで２，０００トンだったものが，２８年度実績は１，１００トンまで落ち込んだ。２９年度に関してはサトウキビ生産回復と，製造過程の見直し等により１，６００トンまで回復したものであります。

そのほかに農業研究センターの件，農業委員会の件，農業の現実と課題について，また，ダムの堆砂量調査の件などの質疑がありましたが，この際，省略をいたします。

次に，６款農林水産業費，４項水産業費から７款商工費について補足説明があり，４項水産業費，２目水産振興費では，大熊漁港製氷施設整備事業補助金として１，２４１万７，０００円，これは漁業所得の向上を目指す浜の活力再生プランに基づく共同施設整備の取組として，宝勢丸鰹漁業生産組合が利用する製氷施設整備に対する補助金であります。奄美群島水産物輸送コスト低減実証事業負担金に１，６００万円，これは水産物を奄美群島から沖縄県まで出荷する際の輸送費の一部を補助し，販路拡大等の実証事業のための奄美市分を計上。また，７款商工費，２目商工振興費に経営改善普及事業奨励補助金６００万円は，これまで商工会議所及び商工会に対し定額補助を行っていた制度を廃止し，新たに創設した補助金であります。商工会議所，商工会が小規模事業者に対して行う巡回指導，補助申請支援，金融のあっせん等の経営改善普及事業の実績件数に応じ，それぞれの限度額である３００万円の計６００万円の補助金を計上し，小規模事業者に対する指導的な役割に支援するものでございます。また，５目観光費として奄美大島５市町村が一体となって観光交流人口拡大に取り組む「奄美満喫ツアー実行委員会負担金」１，５００万円，「航路・航空路運賃軽減事業負担金」１億９０１万５，０００円を計上。また，９目観光施設整備費の１億２，７８８万６，０００円は，奄美の魅力満喫「海」エリア総合事業に係るもので，３０年度は大浜海浜公園内にバースハウスの新築によるものであります。

併せまして，議案第３９号　奄美市住用観光交流施設条例の制定については，観光交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより，観光の振興及び地域の活性化に資するために所要の規定を整備するものであります。

委員より，奄美群島水産物輸送コスト低減実証事業について，大島紬購入費助成金について，大熊漁協製氷施設整備事業についての質疑に対し，奄美群島水産物輸送コスト低減実証事業の割合は，奄美漁協が９５パーセント以上となっていること。これは以前より奄美漁協が沖縄県に販路を持っていることが主な要因であること。名瀬漁協に関しては主に鹿児島に出荷していることと島内消費に重点を置いているということでございます。大島紬購入費助成金につきましては，助成制度自体は順調でありますが，今年の成人式の着用率が３４．５パーセントと非常に落ち込んだことにより，今後も働きかけていきたいということでございます。また，購入については，新成人が３３パーセント，一般が６０パーセント，洋服や小物が６パーセントであります。大熊漁港製氷施設整備では，宝勢丸が事業実施主体であり，総事業費１，８７４万２，０００円，その支出１，２４１万７，０００円を差し引いた額が宝勢丸の自己負担，１日２トンの製氷施設は宝勢丸の加工場での使用ではあるが，名瀬地区の漁業集落でも利用が可能であるものでございます。

そのほかにも奄美空港ターミナルビル株式会社出資金の件，プレミアム商品券事業の件，産業創出プロデューサー業務の件，あまみんちゅ結い事業の件，離島漁業再生支援交付金の件について多くの質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，８款土木費について補足説明があり，２項道路橋梁費，３目緊急地方道路整備事業費７億４，５１２万円は，笠利地区の市道赤木名・笠利線，手花部・節田線，名瀬地区の市道伊津部勝・名瀬勝・小湊線のほか市道の舗装補修，橋梁長寿命化点検業務及び住用地区道路冠水対策事業として排水機場の整備を実施するもの。また，新規事業として浦上・奥万田線測量設計によるものであります。２９年度末の事業費進捗率は，赤木名・笠利線が７１．５パーセント，手花部・節田線が７．４パーセント，伊津部勝・名瀬勝・小湊線が６７パーセントとなっております。

５項都市計画費，３目末広・港土地区画整理事業５，７８６万円を計上，２９年度末の進捗率は事業費ベースで約８３パーセント，建物契約ベースで約９４パーセントであります。続いて，６項住宅費，１目住宅管理費に住宅リフォーム助成金として３０年度においても２，０００万円を計上しています。受付時期は昨年同様に１期目を４月初旬，２期目を９月初旬の計画であります。また，４目公営住宅整備事業費に委託料として１，８９０万，工事請負費の１億９１８万２，０００円は，住用町西仲間地区へ１棟６戸の建設を計画し，笠利町屋仁地区についても１棟４戸２階建てを計画するものでございます。

議案第４０号　公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取については，名瀬港マリンタウン整備事業に係るものであり，変更内容については業務施設用地，住宅用地，道路用地がそれぞれ変更なります。

委員より，市営住宅の収納率について，河川整備事業費の測量設計業務内容について，住宅リフォーム事業の実績と効果についての質疑に対し，市営住宅の収納率は２８年度が９７パーセント，２９年度は２月末現在で９５．４２パーセントであります。河川整備事業費については，２９年度の繰り越しで宇宿前川と節田川の水害の基礎調査の実施，対策工事をその中で行っていくということであります。住宅リフォーム事業につきましては，２９年度実績で２０４件，工事費総額は１億８，６１８万８，０００円，本事業は平成２３年度から開始され，７年間の累計は延べ１，９３８件，工事費総額は２０億５，０００万円に達するとのことでございます。

議案第４０号についての質疑があり，電線地中化の計画については，事業主体が開発公社となることから，国からの補助がなく，予算が莫大になることから，地中化の計画はないものと判断したということ。また，住宅地の大幅な減少については，当初，おがみ山バイパス事業により移転する方々の用地を確保していたが，その理由がなくなったことが主な要因であります。

そのほかにも質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，３月１５日，３日目の審査では，９款消防費，１０款教育費，１２款公債費，１３款予備費，また予算書第２表債務負担行為，第３表地方債，第４条一時借入金，第５条歳出予算の流用について審査を行いました。

以下，審査の結果を御報告いたします。

１項１目消防費の報酬２，２８１万１，０００円は，消防団員の各階級に応じた報酬であり，需用費１，１２６万４，０００円は，新入団の活動服，消防ホース等の購入に係る消耗品や修繕費が主なもの。工事請負費５５０万円は，住用町見里地区の消防団倉庫建替え費用であります。

委員より，消防団の定員や年齢層について，緊急時の１５か国対応システムの導入について，水上オートバイが導入されることについて等の質疑がありました。消防団の定員については，３月１日現在４０３名，充足率は８９．２パーセント，名瀬地区９０．５パーセント，住用地区８１パーセント，笠利地区９０．２パーセントで平均年齢が４２．３歳であります。また，外国語対応システムについては，外国人が通報する場合，コールセンターに連絡し，通報者，通信員，コールセンターの３者で同時に通信し，通訳しながら状況判断を行っていくもので，初めてのことであり，今後，しっかりと見定めていきたいということでございます。また，水上オートバイの免許保持者については，笠利の職員で約８名が所持しているということであります。

そのほかにも質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，１０款教育費，１項教育総務費から４項幼稚園費まで補足説明があり，その主なものについては，３目教職員住宅管理費１，２５０万円，芦花部，崎原小中学校教職員住宅の改修工事によるもの。２項小学校費工事請負費１億８５０万円は，奄美小学校のシャワー室と手花部小学校の校舎と体育館の改修工事によるものであります。３項中学校費，１目中学校管理費委託料，設計業務と耐力度調査業務は，赤木名中学校校庭改修と笠利中学校校舎建替えに係る業務委託料であります。また，工事請負費１億３，６００万円は，赤木名中学校校庭の改修工事と武道場の改修工事によるものであります。４項幼稚園費，１目幼稚園費，賃金２，８５６万円は幼稚園補助教諭１０名と預り保育者６名及び土曜日や長期休業日等の預り保育に必要な臨時職員の賃金であります。

委員より，特別教育支援員について，道徳の教科化について，いじめ問題について，小中一貫推進事業について，学力向上についての質疑に対し，特別教育支援員については，新年度の支援が必要な人数の情報を集め人数の確定をするもので，昨年度は２８名分を予算計上し，支援が必要な子どもがいるということで２名を増やし，補正で対応してきたということでございます。道徳の教科化は，これまでは道徳は教科ではなく補助教材としての扱いであり，小学校は新年度より，中学校は再来年度より教科化となることから，教諭用の教科外指導書の購入を予定しているということ。いじめ問題については，２９年度は小学校で２４１件，中学校で１６件，合わせて２５７件が認められたということでございます。小中一貫教育推進事業については，小学校，中学校の接続に当たるいわゆる中１ギャップを埋めるための取組に当たり，３年間モデル校として取り組んできた東條小・中学校では，公開授業を行い１００名を超える参加者があったということであります。学力向上については，県平均において向上している状況で，平均を上回っていない教科についても，マイナス３以内と，改善が図られていること。

そのほか，魅力ある学校づくり支援事業の件，情操教育の件ほか質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，１０款５項社会教育費から６項保健体育費まで補足説明があり，新年度に関する主なものにつきましては，名瀬・住用地区学校給食センターに係るものであります。

委員より，国体開催の準備の件について，名瀬・住用地区給食センターについての質疑に対して，国体に関するものは２８年度に準備委員会が発足し，現在は委員が６３名，四つの分野に分かれており，輸送交通，宿泊衛生，競技式典，総務企画の専門委員会により協議を行い，調整を図るということであります。また，相撲競技についても県の相撲連盟と大島支部が主体となり強化に努めているということ

であります。学校給食センターについては，調理員は約４０名を検討。正規職員が１５名くらいで，再任用も含むこと，２５名が一般職の非常勤職員であること，配送員は７名の運転手に６名の配送助手を検討しているということ。また，研修として鹿屋の給食センターを計画するものであります。また，財産収入の件については，コンビニ収納が可能となることから，文科省の通達に沿って物品売払い収入にて計上するものであります。

そのほか，振興会館の改修工事の件，文化財保護審議委員会委員の件，各種大会奨励金の件，名瀬運動公園内クロスカントリーコース改修工事の件等，質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，１２款公債費及び１３款予備費については，公債費の元金３９億２，２５０万６，０００円については，対前年度１億５，８６３万４，０００円の増となっているが，その主な要因として２９年度借入れ予定の本庁舎に係る元金償還が開始されることによるもので，２目利子２億８，９０５万４，０００円は，対前年度５，１９８万３，０００円の減であり，これは近年の利率の低下や利率の見直しが主な要因でございます。

委員より，借入先，金利についての質疑に対しては，借入先は財政融資基金，金融機構，市内金融機関全てが入っていること。２８年度の金利で０．０１パーセントが最低，市中銀行につきましては０．５８パーセントが最低金利であること。また，財政計画の中では平成３８年度がピークとみているということでございます。

ほかにも質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

次に，予算書第２表債務負担行為，第３表地方債及び一時借入金，歳出の予算の流用については質疑がございましたが，この際，省略をいたします。

以上で一般会計予算等審査特別委員会の審査報告を終了いたしますが，御質疑がございましたらほかの委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

以上で報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，ただいまの議案９件について，一括して採決いたします。

以上の議案９件に関する委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案９件につきましては，委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１６号，議案第２８号から議案第３３号，議案第３９号及び議案第４０号までの以上９件については，いずれも原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，議案第１７号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算につ

いてから，議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算について及び議案第３４号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３８号　奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上１６件を一括して議題といたします。

ただいまの議案１６件に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員長（戸内恭次君）　皆様，おはようございます。無所属の戸内恭次です。平成３０年度特別会計予算等審査特別委員会の審査について御報告申し上げます。

特別会計予算等審査特別委員会は，３月１２日と１４日の２日間開会し，本会議において当委員会に付託されました議案１６件を審査いたしました。１６件の議案につきましては，お手元に配付しました審査報告書のとおり，２件については賛成多数，１４件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上，主の質疑について御報告いたします。

まず，議案第２４号　平成３０年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ２，５４７万３，０００円を計上しているとのこと。

委員より，滞納者について１年未満の滞納者が６割というが，その内訳は２８年度決算より約３，６００万円の滞納のうち１年未満の滞納が２，２４８万円と約６割を占めており，全く納付がない，反応がない方の額が１８２万円ある。そのほかは少しずつ返還があるということです。

委員より，何年経ったら不納欠損というのか，時効についての質疑がありました。民法上では時効は１０年であるが，不納欠損は一度も実施していないとの答弁であります。返還の方法や期間についての質疑がありました。高校進学時に貸し付けたものは５年以内，高等専門学校時は７年以内，専門学校，専修学校の場合は７年以内，短期大学期間中が５年以内，４年制大学及び大学院在学中に貸し付けたものは１０年以内となっているとのことです。

そのほか多くの質問がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２５号　平成３０年度奄美市と畜場特別会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ８６４万９，０００円であります。

委員より，施設管理業務委託料について質疑があり，と畜場は月・水・金の週３日営業しており，終了後に清掃活動，機器の点検等も含めて食肉組合に委託しており，その委託料であるとのことです。

そのほか，バキューム車で市の職員が処理場に運んでいる件や，新しいと畜場に向けた取組の件，完成の時期，予算執行の件など，多くの質問がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２２号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出はそれぞれ総額１９億８，８１１万円とのことです。

昨年度の当初予算より９，４８５万７，０００円の減額となっていて，主な要因としては建設費の減額であるということです。

委員より，受益者負担金と受益者加入金の中身及び１件当たりの金額についての質疑があり，名瀬の公共下水道地域の受益者負担金は１平米５００円，１坪当たり１，６５０円掛かるとのことです。受益者加入金は笠利のほうで新規に下水道につなげるときの加入金として，１件当たり５万円であるということです。

また，マンホールトイレについても質疑があり，３１年度に実施計画，３２年度に着工するということです。

その他，下水道使用料の推移や地方公営企業法適用意向支援業務の進捗状況，地方公営企業法への移行の件，マンホールカードの件，工事費の減少の件の質問がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２３号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ総額３億３，１８５万９，０００円であります。

委員より，消費税の還付についての質疑がありました。市が払う消費税は下水道使用料に消費税を加

算して納めてもらっている。その預かった消費税を納める前に建設費や維持管理費等，業者に支払う経費を差し引くことができるが，公共下水道については５億近く収入があり，その収入のうちの消費税ということで，市が払わないといけないのですが，農業集落排水について収入自体が少なく，建設事業で払っている分がないので，消費税も戻ってくるということです。

その他，最適整備構想作成業務の件や，笠利地区の水洗化率調査の件，佐仁，用安整備後の事業の件，住用地区の下水整備の件等，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算及び第３８号　奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成３０年度の業務の予定量について，給水戸数２万３，４１４戸，年間給水量５０６万３，８１６立方メートル，１日平均給水量１万３，８７３立方メートルを予定しているとのことです。

平成３０年度資本的収入９億４，８２４万６，０００円から資本的支出１２億５，６１４万円を差し引くと，３億７８９万４，０００円が不足となります。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額３億７８９万４，０００円は，当期年度分損益勘定留保資金３億７８８万４，０００円，消費税及び地方消費税，資本的収入収支調整額１万円で補填するとのことです。また，朝日地区の自衛隊駐屯地関連工事として４億７，２７６万円を計上しているということです。

委員より，市民の置かれている状況などを考慮して，福祉減免をどこから始めようという議論は，予算を検討するときになかったのかという質問に対し，予算作成段階での福祉減免制度については，質問のとおり福祉減免制度を創設した場合に，通常の建設的投資と福祉減免制度が持続的に運営していくためには，どうしても３１年度にアセットマネジメント，福祉減免制度を含めたアセットマネジメント中でシミュレーションを出して，持続的な制度をどのように設計するかというところも含めて検討すべきであろうという議論に落ち着いているということであります。

その他，多くの質問がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２６号　平成３０年度奄美市交通災害共済特別会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ総額７２４万３，０００円であるとのことです。

主な歳入としては，１万２１３名の共済会費収入であるということ。

委員から，名瀬，住用，笠利地区の加入率と基金の現在高，また，見舞金の支給実績等の質問がありましたが，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第１７号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算及び第３４号　奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定と第３５号　奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

歳入歳出総額それぞれ５２億４，２９８万１，０００円で予算を計上しているとのこと。前年度より２０億７，９５５万４，０００円の減額となっているということ。

委員から，新年度の予算書が大きく変わっており，総額２０億の減額で３０パーセント近い額の変動があり，主な要因に皆増と皆減であること。その数字がそのまま歳出になってくると考えるが，共同事業拠出金の保険財政共同安定化のところが１８億円丸々なくなっているのと，介護納付金や後期高齢者支援金とか，事業費納付金の中で同じ文言があり，またかなり金額が違っているということになるが，その仕組みについての質疑がありました。詳しい理解を深めるためにできるだけ忠実に議事録を参考にさせてもらいます。平成３０年度から予算の計上の仕方が大きく変わりまして，今回県単位化による制度改正に伴うものが大きいものでございます。歳出のほうの共同事業拠出金につきましては，これまで各市町村で行う医療給付に対しまして，再保険事業として全体で各市町村共同で負担をする仕組みが２９年度まではありましたが，３０年度から県単位化ということで，県の納付金制度に全て吸収される形になります。ということで，事務費として一部残るものがありますが，それ以外，皆減ということになります。また，この共同事業拠出金に関するものとして，１ページの歳入に共同事業交付金があります。先ほど申し上げたとおり，再保険事業として各市町村で合同で負担している各市町村で交付される

という関係で，こちらの共同事業交付金も同じように皆減となっております。それから，歳出の老人保健拠出金から介護納付金としましては，社会保険診療報酬支払基金に払う納付金，拠出金ですが，こちらも同じように３０年度以降は県の納付金制度に吸収される形になっております。ということで，皆減となりまして，そのかわりになりますが，事業費納付金，これは県に納める分になりますが，これが皆増となっています。それぞれ対応する，例えば後期高齢者支援金や介護納付金の金額が異なる点につきましては，これまで各市町村で被保険者数に応じて，例えば介護納付金は幾らずつ，後期高齢者支援金は幾らずつと割り当てられているものを，まず最初に県全体で幾らお支払いをするというような計算をしまして，それに対して国の補助金ですとか，そういったものがこれまでは各市町村に計上されていましたが，これも県が一括して収入をして，その補助金を引いた残りをまた各市町村に納付金として納めてくださいという形になるため，金額として大分少なくなっているというのは，そういった件がまとめた国補助金など，収入した残りを各市町村に割り当てる関係でそういった形になっておりますという答弁でございました。

その他，委員より質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第１８号　平成３０年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ２億６，２０２万１，０００円であるとのことです。

委員より，数点の質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第１９号　平成３０年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算及び第３７号　奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

歳入歳出それぞれ４億４，６２８万２，０００円であるということです。

主な歳入は後期高齢者医療保険料２億７，２０４万３，０００円，保険基盤安定事業費繰入金１億６，６７０万４，０００円となっており，主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金４億３，８７４万８，０００円とのことです。

委員より，平成３０年度の税率はとの質問がありました。均等割額が５万１，５００円から５万５００円で１，０００円の減額となり，所得に応じて負担する所得割率が９．９７パーセントから９．５７パーセントへ０．４ポイント減となっているとのことでありました。

その他，委員から歳入の保険料収入の増額について，また保険事業費の訪問指導員の取組について，また平成２９年度からスタートした人間ドックの利用状況など，質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２１号　平成３０年度奄美市介護看護特別会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ３，５５５万８，０００円であるということです。

委員より，数点の質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，議案第２０号　平成３０年度奄美市介護保険特別会計予算及び第３６号　奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

歳入歳出それぞれ４７億１，７９７万５，０００円であるということです。

主な歳入は介護保険料７億８，０７２万１，０００円，国庫支出金１２億４，７２１万６，０００円，支払い金交付金１１億７，８８３万７，０００円，県支出金６億６，２４５万７，０００円であります。

主な歳出は介護サービス等諸費３５億９，７９８万８，０００円，介護予防サービス諸費ですね，１億７，５３７万８，０００円，地域支援事業費合計３億１，１４７万７，０００円との補足説明がありました。

委員より，介護保険料が全国平均よりずっと高い状況が続いているのに，多段階で配慮することができなかったのかという質問が，質疑がありました。これも当局からの説明を忠実に理解を深めるために利用させてもらいます。委員のおっしゃるとおり，最初からずっと高いということは，名瀬時代です

が，いわれていることであります。まず高い理由といたしまして，当時いわれていたことですが，福祉制度が充実をしていたと。それが介護保険が始まることによって福祉の制度が介護保険の制度に変わることによって，今まで所得の低い方は負担なしでできていたことが，全て介護サービスに変わってしまって負担が出ると同時に，保険料の支払いも発生したということです。いい意味で，よく捉えますと，充実していたから保険料が高かったという話を，我々はよくします。市民の方には何ですが，その後，介護保険の運営上，高い保険料が続いていたというものも否めないところでございます。お尋ねの多段階につきましては，現在，国の基準どおりの９段階をしており，身近なところで言いますと，鹿児島などが１２段階で，非常に弾力化と言い方をしますが，全員協議会の中でも説明しましたが，第１段階から９段階のうち，第１段階は所得の低い方の割合が４５パーセント近くありまして，これをまた多段階に分けるとしますと，どちら側を分けるのかという話になるですが，低い方が非常にウエイトが数が多いものですから，そちら側を分けてしまうと，また高いところにしわ寄せが行ってしまうというようなこともありまして，いろんな想定をしないと一概には言えない部分もあります。所得の低いほうがかなり，低い方がかなりいらっしゃるということで，基準額が高いと，高くなってしまっているということも否めない部分もありますので，そういったことも諸々考慮した上で，９段階のままにしているところで，第７期もそのようにしたいと考えておりますので，是非御理解をいただけたらと思いますという回答でございました。

また，質問がございました，第１号被保険者は近年増えているということで，保険料も増えているという認識でよいのかという質疑に対し，被保険者は平成２９年度３月末現在で１万２，５９７名であり，平成３０年２月末で１万３，１３５名と年々増えていくと予想しているということです。

そして，健康寿命について質問です。鹿児島県や奄美市ではどれくらいか。全国では男性７２．１４歳，女性７４．７９歳とあり，鹿児島県は全国平均と比べると割といい順位であるが，奄美圏域に限っては県内では低く，悪い状態にあるとのこと。平成２２年度分に関しては鹿児島県は１０位くらいと，１０位と良い順位である一方，奄美圏域の平均寿命は特に低いというデータも上がっているとのことです。

その他，委員より質疑が多くありましたが，この際，省略いたします。

以上で特別会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の協力をいただきましてお答えしたいと思います。

以上，報告を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

通告がありましたので，発言を許可いたします。

日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は特別会計予算等審査特別委員会で審査された議案のうち，議案第２０号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計予算について，議案第３６号　奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について，及び議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算についての３件について，いずれも反対の立場で討論を行います。

まず，議案第２０号　介護保険会計ですが，介護保険料は３年ごとの見直しで，平成２７年度からの第６期で基準額が月６，４００円となり，高い介護保険料をこのまま認めるわけにはいかないとして，

平成２９年度予算でも反対をしてきました。平成３０年度から始まる第７期事業計画で，介護保険料が下がるのではないかと期待をしておりましたけれども，示された予算案は基準額で月額２００円増の６，６００円というものです。保険料区分は５段階からスタートし標準６段階となり，今は国も多くの自治体で特別第３，あるいは特別第４段階の設置や本人課税の所得層の多段階化をしている現状を踏まえて，９段階に国も見直し，奄美市はこれに習ったものとなっています。しかし，奄美市の保険料というのは，全国平均よりも高いことから，低所得者対策にはもっときめ細かい対策が必要です。奄美市よりも基準額が低い自治体でも，先ほどありました１２段階，あるいは１８段階を実施しているところもあります。保険料率も標準９段階では基準額の０．４５から１．７倍に設定していますが，１２段階で実施をしていた自治体は０．４５から２．３５倍に設定していたものを１４段階として０．３から２．６５に変更するなど，低所得者に配慮しています。奄美市でこそこの対策が必要です。介護保険制度は平成１２年度から実施され，１８年が経とうとしております。介護を社会的に見るとの掛け声で実施されましたが，今なお介護をめぐる悲惨な事件は後を断ちません。平成１２年当時の国民年金の満額受給は，年８０万４，２００円，今は７７万９，３００円に引き下げられる中，年金から天引きされる保険料は旧名瀬市の３，８００円から６，６００円となり，この間に消費税は５パーセントから８パーセントとなり，高齢者の生活を脅かしています。当局から示された資料では，平成３７年度には７，９５０円程度になるとあります。負担能力を超える保険料は，憲法２５条に認められている国民の権利を奪うことになります。憲法違反と言えるこのような状況が生み出されることは，明らかに制度として破綻をしており，早急な改善が必要だと申し上げておきます。

議案第３６号については，介護保険料の値上げ額を定めたもので，今述べた理由で認めることはできません。

次に，議案第２７号の水道会計ですが，私はこれまでも水道会計については水道料金に消費税課税は認められない。市民生活の実態も示し，福祉減免が必要だと申し上げてきました。施設の維持管理には大変苦労も多いことかと思います。しかし，市民生活，とりわけ追い風を受けられない人たちにとっては，先ほどの介護保険料の負担や来年１０月に消費税の増税が予定をされており，低所得者対策として福祉減免の必要性は増しております。２９年度決算予測では，通常２００万円程度の資産減耗損が約１億円もありながらも，４，４００万円の黒字を予定しています。３０年度予算でも８，４００万円を計上しての黒字予算であり，福祉減免をできるところから一歩踏み出すことは可能ではないでしょうか。また，水道料金の重量料金の区分というのは，１０立方メートルまでの単位を２分化して，水道料金の軽減に取り組んでいる自治体もあります。健康で文化的な生活を保障するためにも，低所得者に対するきめ細かい対策が必要だと申し上げ，反対の討論といたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，この議案１６件について採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

はじめに，議案第２０号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。
よって，議案第２０号は，原案のとおり可決されました。
次に，議案第２７号　平成３０年度奄美市水道事業会計予算についてを採決いたします。
本案に関する委員長報告は原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
本案は，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第２７号は，原案のとおり可決されました。
次に，議案第３６号　奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案に関する委員長報告は原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
本案は，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第３６号は，原案のとおり可決されました。
次に，議案第１７号から議案第１９号，議案第２１号から議案第２６号，議案第３４号，議案第３５号，議案第３７号及び議案第３８号までの以上１３件についてを一括して採決いたします。
ただいまの議案１３件に関する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
ただいまの議案１３件は，委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第１７号から議案第１９号，議案第２１号から議案第２６号，議案第３４号，議案第３５号，議案第３７号及び議案第３８号までの以上１３件については，いずれも原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。（午前１０時４５分）

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時５４分）
日程第３，発議第１号　バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出についてを議題といたします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

５番（栄　ヤスエ君）　議場の皆様，おはようございます。公明党の栄　ヤスエでございます。バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書につきまして，説明をさせていただきます。
新バリアフリー法施行から１０年以上が経過し，バリアフリー化は一定程度進展を見せているところであります。しかしながら，急速に地域の人口減少，少子高齢化が進む中で地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず，全国の市町村におきましては，様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もあります。また，公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇の在り方について，一層の向上が急務となっています。２０２０年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され，これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく，また，政府の１億総活躍社会の実現を具体化するために，東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要があります。そのためにはバリアフリー法を改正し，制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠であります。政府は平成２９年２月に関係閣僚会議において決定されたユニバーサルデザイン

２０２０行動計画に基づき，同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞いております。こうした状況を踏まえて，政府におかれては全国各地のバリアフリー推進の底上げに向けて同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう，４項目の措置を求めるものでございます。

一つ目に，地域の面的，一体的なバリアフリー化を進めるため，バリアフリー法の基礎構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。二つ目に，公共交通事業者がハード，ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。三つ目に，バリアフリー施策を進める際には，高齢者，障害者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて，バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに，その協力を求めるよう，国として教育活動，広報活動等に努めること。四つ目に，バリアフリー法改正後，速やかな施行を行う観点から，改正内容について十分に周知をすること。

以上，バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書についての説明を終わります。

議員の皆様の御理解をいただきまして，議会の議決をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第１号　バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出については，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第４，発議第２号　オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

１４番（西　公郎君）　こんにちは。自民新風会の西　公郎です。オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出について，提案理由を申し上げます。

米国は２０１２年，平成２４年７月に岩国基地での飛行訓練を経て，同年１０月に沖縄県普天間飛行

場に米軍の新型輸送機オスプレイを配備いたしました。オスプレイについては，構造的欠陥がかねてより指摘されており，詳細な検証に対しても十分に行われているとは言えない状況のまま，全国各地で実施されている訓練にオスプレイが参加することは，地域住民の懸念は払拭されていないと考えております。このような状況下で，奄美本島内一部においてもパープルルートと呼ばれるルートでの低空飛行訓練の実施が示されたところであります。また，パープルルートに指定されていない本市市街地をはじめとする本島内各地においても，低空飛行をする機体がたびたび目撃されるなど，地域住民の不安，懸念することにも理解を示すところであります。このような中において，２０１７年平成２９年6月１０日夜には，オスプレイが奄美諸島上空を飛行中に緊急事態を宣言し，奄美空港に緊急着陸を行いました。つきましては，国においてオスプレイの安全性や事故原因，飛行訓練による地域住民への影響等についても，責任を持って関係地方公共団体に対し詳細に説明するとともに，奄美大島上空の飛行等の中止も含め，関係地方団体の意向を尊重して対応することを強く要望するものであります。

以上，提案理由を述べましたが，議員皆様の御賛同をお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託を省略いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第２号　オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出については，原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

―――――――――――――　○　―――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第５，議案第４１号　副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま上程されました議案第４１号　副市長の選任につきまして，提案理由を御説明いたします。

現在就任しております福山敏裕氏の任期が平成３０年３月３１日で満了することから，新たに東　美佐夫氏を副市長として選任いたしたく，地方自治法第１６２条の規定により，議会の同意を求めるもの

でございます。
何とぞ御同意くださいますよう，よろしくお願いを申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本案は委員会付託を省略いたします。
これから，討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
（「議長，暫時休憩」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前１１時０７分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開します。（午前１１時１７分）
これから，本案について採決いたします。
この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
議長を除くただいまの出席議員は２３人であります。
投票用紙を配付させます。
（投票用紙配付）
投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
異常なしと認めます。
この際，念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と，否とする諸君は反対と記載の上，点呼に応じて順次投票を願います。
なお，投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は，会議規則第７３条第２項の規定により否と見なします。
点呼を命じます。
（点呼，投票）
投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
開票を行います。
会議規則第３１条第２項の規定によって，立会人に与　勝広君及び多田義一君を指名いたします。
両君の立ち会いをお願いいたします。
（開票）
投票の結果を報告いたします。
投票総数２３票。これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。
そのうち，賛成１３票，反対１０票。
以上のとおり賛成多数であります。
よって，議案第４１号　副市長の選任については，これに同意することに決定いたしました。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
暫時休憩いたします。（午前１１時２６分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１１時２８分）
日程第６，議員派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
会議規則第１６５条の規定に基づき，お手元に配付のとおり，議員の諸君を第６１回奄美群島市町村議会議員大会に派遣いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議員を派遣することに決定いたしました。
なお，派遣の内容に変更が生じた場合は，議長に一任願います。
お諮りいたします。
閉会中に奄美市議会基本条例第７条に基づく議会報告会を開催するため，奄美市議会会議規則第１６５条の規定に基づき，議員の諸君をお手元に配付のとおり名瀬地区，住用地区，笠利地区の各会場に派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，配付の文書に基づき，議員を派遣することに決定いたしました。
なお，派遣の内容に変更が生じた場合は，議長に一任願います。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第７，閉会中の継続審査についてを議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。
お諮りいたします。
各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，申し出のとおりこれを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもって平成３０年度第１回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時３１分）

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　師玉　敏代
奄美市議会議員　松山さおり
奄美市議会議員　川口　幸義
奄美市議会議員　多田　義一

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第１号	平成 29 年度奄美市一般会計補正予算（第７号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第２号	平成 29 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第３号	平成 29 年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第４号	平成 29 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第５号	平成29年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第１号）について	原案可決すべきもの
（6）	議案第10号	奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第14号	大島地区衛生組合規約の変更について	原案可決すべきもの

平成30年３月９日

文教厚生委員長　　安田　壮平

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第1号	平成29年度奄美市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第6号	平成29年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第7号	平成29年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第8号	平成29年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第11号	奄美市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第12号	奄美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第13号	大島農業共済事務組合規約の変更について	原案可決すべきもの

平成30年3月9日

産業建設委員長　　橋口　和仁

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第1号	平成29年度奄美市一般会計補正予算（第7号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第9号	奄美市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第15号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
（4）	陳情第2号	米軍オスプレイの奄美大島上空・低空飛行訓練廃止の奄美市議会決議を求める陳情	不採択とすべきもの
（5）	陳情第3号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての陳情	不採択とすべきもの
（4）	陳情第4号	沖縄米軍ヘリの連続事故に抗議し，沖縄県民と奄美群島民の生命と財産を守る陳情	不採択とすべきもの

平成30年3月9日

総務企画委員長　三島　照

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第16号	平成30年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
（2）	議案第28号	奄美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第29号	奄美市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（4）	議案第30号	奄美市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（5）	議案第31号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第32号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第33号	奄美市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（8）	議案第39号	奄美市住用観光交流施設条例の制定について	原案可決すべきもの
（9）	議案第40号	公有水面埋立免許に関する埋立地の用途の変更許可申請に係る意見聴取について	原案可決すべきもの

平成30年３月23日

一般会計予算等審査特別委員会委員長　竹山　耕平

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第17号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（2）	議案第18号	平成30年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
（3）	議案第19号	平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
（4）	議案第20号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（5）	議案第21号	平成30年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
（6）	議案第22号	平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（7）	議案第23号	平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（8）	議案第24号	平成30年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	原案可決すべきもの
（9）	議案第25号	平成30年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第26号	平成30年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(11)	議案第27号	平成30年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(12)	議案第34号	奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(13)	議案第35号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(14)	議案第36号	奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(15)	議案第37号	奄美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(16)	議案第38号	奄美市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成30年３月23日

特別会計予算等審査特別委員会委員長　　戸内　恭次

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

平成 30 年３月 23 日

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び奄美市議会会議規則第 165 条の規定により，次のとおり議員を派遣する。

記

１　第 61 回奄美群島市町村議会議員大会
（１）派遣目的　　当該議員大会における各地区提出議題の審議のため
（２）派遣場所　　大島郡徳之島町
（３）派遣期間　　平成 30 年５月 16 日（水）～17 日（木）（２日間）
（４）派遣議員　　本市議会議員全員

２　議会報告会について
（１）派遣目的　　奄美市議会基本条例第７条の規定に基づく議会報告会開催のため
（２）派遣場所　　奄美市内３地区４か所（名瀬地区・住用地区・笠利地区）
（３）派遣期間　　平成 30 年６月１日（金）
（４）派遣議員　　本市議会議員全員

平成30年３月23日

奄美市議会議長　　師玉　敏代　　殿

議会運営委員長　　伊東　隆吉
総務企画委員長　　三島　照
文教厚生委員会　　安田　壮平
産業建設委員会　　橋口　和仁

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査を要するものと決定したので，会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会
１　議会運営に関する事項について
２　議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会
１　委員会の所管事務に関する調査について

○ 文教厚生委員会
１　請願第１号　受動喫煙防止の展開について
２　陳情第１号　奄美市・名瀬・住用地区大規模給食センター化の市民説明会を求める陳情
３　委員会の所管事務に関する調査について

○ 産業建設委員会
１　委員会の所管事務に関する調査について

◎　所管事務調査計画表（案）

○　委員会名　総務企画委員会
調査期間　平成30年第２回定例会開会までの間
調査場所　沖縄県　与那国町，名護市，国頭村
参加委員　三島　照，関　誠之，大迫　勝史，元野　景一，川口　幸義
竹山　耕平，西　公郎，多田　義一
調査目的　与那国町における自衛隊誘致後の経済等の動向，奄美における大学設立可能性調査，沖縄北部の世界自然遺産登録への取組について
経費等　委員１人につき20万円以内

○　委員会名　文教厚生委員会
調査期間　平成30年第２回定例会開会までの間
調査場所　兵庫県明石市，西宮市，大阪府豊中市
参加委員　安田　壮平，崎田　信正，橋口　耕太郎，松山　さおり，栄ヤスエ
戸内　恭次，平川　久嘉，里　秀和
調査目的　こども総合支援条例について，保育士の待遇改善について，地域のつどい場推進事業について，コミュニティーソーシャルワーカーの役割と現状について
経費等　委員１人につき20万円以内

○　委員会名　産業建設委員会
調査期間　平成30年第２回定例会開会までの間
調査場所　北海道芽室町，東京都墨田区，町田市
参加委員　橋口　和仁，奥　輝人，林山　克巳，津畑　誠，与　勝広，
渡　雅之，師玉　和代，伊東　隆吉
調査目的　甜菜（てんさい）の栽培，農業支援について，外国人観光客の受入促進について，創業支援事業（インキュベーション事業）について
経費等　委員１人につき20万円以内

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し，バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら，急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で，地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず，全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また，公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には，東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され，これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく，また，政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため，東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには，バリアフリー法を改正し，制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は，平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき，同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ，政府におかれては，全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて，同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう，また，その際には下記について措置するよう求めるものである。

記

１．　地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため，バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。

２．　公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。

３．　バリアフリー施策を進める際には，高齢者，障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて，バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに，その協力を求めるよう国として教育活動，広報活動等に努めること。

４．　バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から，改正内容について，十分に周知を行うこと。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

奄　美　市　議　会

【提出先】
内閣総理大臣，衆議院議長，参議院議長，総務大臣，国土交通大臣

オスプレイの飛行訓練に関する意見書

米国は，２０１２年（平成２４年）７月に岩国基地での試験飛行を経て，同年１０月に沖縄県普天間飛行場に米軍の新型輸送機 MV-２２オスプレイを配備した。

オスプレイについては，構造的欠陥がかねてより指摘されており，詳細な検証が十分にされているとは言えない状況のまま，全国各地で実施される訓練にオスプレイが参加することに対する地域住民の懸念は払拭されていない。

このような状況下で，奄美本島内一部においても「パープルルート」と呼ばれるルートでの低空飛行訓練の実施が指摘されているところである。

また，「パープルルート」に指定されていない本市市街地をはじめとする本島内各地においても，低空飛行する機体がたびたび目撃されるなど，地元住民の不安，事故への懸念にも理解を示すところである。

また，２０１７年（平成２９年）６月１０日夜，オスプレイは奄美諸島上空を飛行中，緊急事態を宣言し奄美空港に緊急着陸を行っている。

このような状況に鑑み，国においては，MV-２２オスプレイの安全性や事故原因，飛行訓練による周辺住民への影響等について，責任をもって関係地方公共団体に対し詳細に説明するとともに，奄美大島上空の飛行等の中止を含めた対応を強く要望する。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

奄　美　市　議　会

【提出先】
内閣総理大臣，外務大臣，防衛大臣